



埼玉県報

第 2 5 7 9 号
平成26年3月25日
火 曜 日

目 次

規則

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)
- [麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則\(薬務課\)](#)
- [河川法施行細則の一部を改正する規則\(水辺再生課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定に関する告示\(産業支援課\)](#)
- [上福田土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [県道上尾蓮田線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道本庄寄居線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道本庄寄居線の供用の開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道花園本庄線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道花園本庄線の供用の開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道針ヶ谷岡線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道中瀬普濟寺線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣羽生線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣羽生線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成25年9月8日執行の埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成25年度包括外部監査結果報告の公表\(監査第一課\)](#)
- [外来魚の再放流禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)
- [コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十二号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十二項第一号17、第九十六項9、第九十七項9、第九十九項第二号3及び第五号2、第百項2、第百二項7並びに第百六項第十一号9」を「第九十三項17、第九十七項9、第九十八項9、第百項第二号3及び第五号2、第百一項2、第百三項7並びに第百七項第十一号9」に改め、同条の表第九号上欄中「別表第九十二項第一号17」を「別表第九十三項17」に改め、同表第十号上欄中「別表第九十六項9」を「別表第九十七項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第九十七項9」を「別表第九十八項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第九十九項第二号3」を「別表第百項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第九十九項第五号2」を「別表第百項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第百項2」を「別表第百一項2」に改め、同表第十五号上欄中「別表第百二項7」を「別表第百三項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百六項第十一号9」を「別表第百七項第十一号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第百六項第十二号11」を「別表第百七項第十二号11」に改める。

第四条中「別表第百六項第一号6及び7、」を「別表第百七項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百六項第一号6」を「別表第百七項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百六項第二号6」を「別表第百七項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百六項第三号7」を「別表第百七項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百六項第四号7」を「別表第百七項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百六項第五号6」を「別表第百七項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第百六項第六号6」を「別表第百七項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第百六項第七号13」を「別表第百七項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百六項第十三号」を「別表第百七項第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「有無の程度」を「有無及び程度」に、「性行の異常の有無」を「性行の異常の有無及び程度」に改める。

様式第六号中「第58条の8第6項」を「第58条の8第6項（第58条の9第2項において準用する同法第58条の8第6項）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十五号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
第四条中「以下」を「別表において」に、「、施行規則別表第二及び施行規則別表第三の都道府県規則」を「から別表第三までに規定する都道府県の規則」に改める。

第五条中「許可」の下に「、登録」を加え、「地域を所轄する」を「区域を所管する」に改める。

別表施行規則別表第一のその他の水利使用の項中「令」を「河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下この表において「令」という。）」に改め、同項の次に次のように加える。

施行規則別表第一の二の指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	一部
---------------------------------------	----

様式第二号中「あて先」を「宛先」に、「許可番号及び許可年月日」を「許可番号及び許可年月日」に、「許可の」を「許可等の」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「許可番号及び許可年月日」を「許可番号及び許可年月日」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の河川法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第四百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みどりの風
- 三 代表者の氏名
青木 秀正
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市寿町五十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者に対し、障害福祉サービス事業・自立支援事業を行い、地域福祉に貢献し豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百十七号

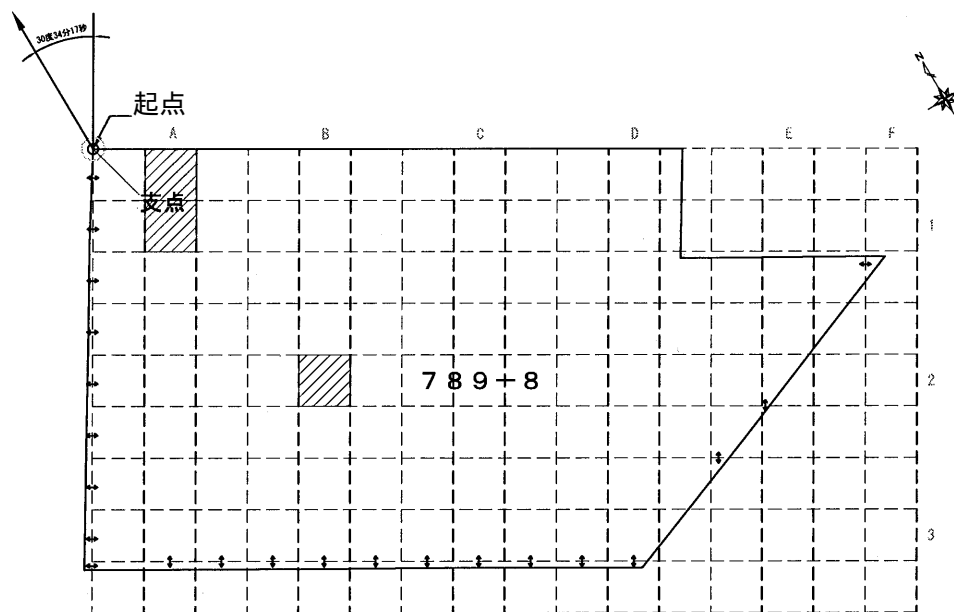
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県加須市豊野台二丁目七百八十九番八の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図




【格子の回転角度（30度34分17秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

--- 単位区画

— 敷地境界

 形質変更時要届出区域に指定する区域

【起点】

起点は、加須市豊野台2丁目789番8の最北端とする。

告示

埼玉県告示第四百十八号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十六年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
堀ノ内病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	平成二十九年三月十九日
医療法人社団草芳会三芳野第2病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番地十六号	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右
医療法人社団協友会東大宮総合病院	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目十八番地	同右
医療法人一成会さいたま記念病院	埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西百九十六番地	同右
医療法人財団ヘリオス会	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番地の一	同右
ヘリオス会病院	地の一	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県中央病院	埼玉県桶川市大字坂田千七百二十六番地	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右
小林病院	埼玉県入間市大字宮寺二千四百十七番地	同右
医療法人花仁会秩父病院	埼玉県秩父市和泉町二十番	同右

告 示

埼玉県告示第四百十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり平成二十六年二月十九日付けで指定した。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

二 所在地

埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
上福田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があった。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	吉 田 富士男	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千六百二十一番地

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千四百八十八号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

嵐山町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道

三 事業施行期間

平成元年十一月二十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十六年三月十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

中田 誠

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一七四二八号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 上尾蓮田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	北足立郡伊奈町大字小室字大山 七四〇番一地先から同郡同町大 字小室字大山七六四番一地先ま	区 間
一三・〇七〇一八・〇〇	八・一七〇八・二五	敷地の幅員 (メートル)
四九三・七八		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

川越坂戸毛呂山線	路線名
毛呂山町大字川角字上西ヶ谷六四一番一地从先から同町大字川角字西原二番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十六年三月二十五日	供用開始の期日
平成二十一年十二月二十五日付け埼玉県能楽県土整備事務所長告示第四十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一三六・三五メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	東松山市大字上唐子字引野裏一 三三二番一地先から同市大字上 唐子字引野裏一三三一番一地先	区 間
三七・三一〇四七・一一	二九・九六〇三八・二二	敷地の幅員 (メートル)
	三三三・六四	延 長 (メートル)
交付金(改築)工事	社会資本整備総合 号線改良工事	二五市道四七九三 備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父市大野原字宿東一〇七九番一地 先から同市大野原字宿東一〇七五番 一地先まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十五日
備考	平成二十四年二月三日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八四・九二メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
七地先まで	秩父市阿保町三七八〇番一地 先から同市阿保町三六六四番	区 間
一八・〇五 一三・〇〇 }	一八・〇五 七・六五 }	敷地の幅員 (メートル)
四八六・八〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋 剛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	本庄市北堀字西裏一九〇二番三 地 先から同市栗崎字前田九九番三 地	区 間
三三二・三七	二二〇・一七	敷地の幅員 (メートル) 二二・六七
三四三・〇〇		延長 (メートル)
	平成二十二年十月十九日埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第十二号 の道路予定区域の一部変更であ る。	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

<p>本庄寄居線</p>	<p>路線名</p>
<p>本庄市北堀字西裏一九〇二番三 地先から同市栗崎字前田九九番 三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三四三・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成二十六年三月二十五日埼玉 県本庄土木整備事務所長告示第 四号で告示した道路予定区域 の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋 剛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 花園本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八番地先まで	本庄市北堀字西裏一九〇二番三 地 先から同市早稲田の杜一丁目一 三	区 間
五三・一一	一八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一四二〇・四〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

<p>花園本庄線</p>	<p>路線名</p>
<p>本庄市北堀字西裏一九〇二番三地先から同市早稲田の杜一丁目一三八番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一四二〇・四〇メートル</p>	<p>備考 平成二十六年三月二十五日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

<p>路線名</p>	<p>針ヶ谷岡線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市針ヶ谷字中原八一四番一地先から 同市山河字宅地町五二二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年三月二十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年三月二十九日埼玉 県熊谷県土整備事務所長告示第 二二号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長一、一六四・一八メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 中瀬普濟寺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市血洗島字中河原四二三番一 地 先から同市血洗島字中河原四二三番 一 地 先 まで		区 間
一五・二〇〇 二〇・〇〇〇	一五・二〇〇 二〇・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二八・八〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
寄居町大字今市字地尻六三八番一地 先から同町大字今市字地尻六三八番 一地先まで		区 間
一三・六〇 一四・一〇	一三・一〇 一三・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一五・七〇		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣羽生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字砂山字上宿 四六〇番一地先まで</p>	<p>羽生市大字砂山字上宿 四七六番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一一・五〇〇 一一一・〇〇〇</p>	<p>八・七〇〇 一一一・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三二五・〇〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>羽生市大字砂山字上宿 四七六番一地从先から 同市大字砂山字上宿 四六〇番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良工事。 平成二十六年三月二十五日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路区域の 供用開始である。 延長三二五・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第秩 一号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年八月 六日
指定に係る道路の位置	埼玉眞秩父郡皆野町大字皆野字内手 百四十七番二
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	三十七・四六メートル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第秩一二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年十一月一日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字塩旌千四十五番五、千四十一番六、千四十五番五
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百六十三・一八メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第秩 三 号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二 条 第一項第 五号
指定の年月日	平成二十 五年十一 月二十日
指定に係る 道路の位置	埼玉県秩父 郡横瀬町大 字横瀬字拾 貳番六千二 百六十 五番四
指定に係る 道路の延長 (単位メー トル)	三十四・八 六メートル
指定に係る 道路の幅員 (単位メー トル)	四・五〇メ ートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年三月十三日

指令越建セ第二四〇〇七八一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月十八日

越建セ第五六九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門二千六百七十番、二千六百七十一番

一、二千六百七十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字西関宿百二十一番地二

下津谷 秀男

告 示

埼玉県選管告示第二十二号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年9月8日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（東第10区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
9,463,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	宇田川 幸夫	所属党派	八潮絆の会	期間	8月20日から 第1回分 9月12日まで
出納責任者氏名	宇田川 ふみ子				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	545,000 円
家屋費	361,507 円
選挙事務所費	361,507 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	1,125,850 円
広告費	978,911 円
文具費	95,135 円
食糧費	31,749 円
休泊費	0 円
雑費	47,994 円

その他の収入	4,000,000 円
今回計	4,000,000 円
総計	4,000,000 円

今回計	3,186,146 円
総計	3,186,146 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	730,590 円
	計	730,590 円

報告書受理年月日	平成25年9月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	福野 未知留	所属党派	若さで八潮を変える会	期間	8月30日から 第1回分 9月7日まで
出納責任者氏名	斉藤 忠彦				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
神永 智恵	会社員	90,000 円
岩城 聡子	会社員	90,000 円
宮坂 春美	会社員	90,000 円
高橋 有美	会社員	90,000 円
名和 亮子	会社員	90,000 円
平野 成人	会社員	90,000 円
豊嶋 健一	会社員	90,000 円
森田 一隆	会社員	90,000 円

支出

人件費	720,000 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	484,020 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	42,038 円
休泊費	0 円
雑費	12,980 円

その他の収入	98,038 円
今回計	818,038 円
総計	818,038 円

今回計	1,259,038 円
総計	1,259,038 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	441,000 円
	計	441,000 円

報告書受理年月日	平成25年9月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	森 伸一	所属党派	自由民主党	期間	8月30日から 第1回分 9月7日まで
出納責任者氏名	浜口 義人				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
森 彩香	専従者	90,000 円
浜口 義人	会社役員	90,000 円
佐藤 仁紀	会社役員	80,000 円
関根 和也	自営業	60,000 円
栗原 仙三	会社役員	90,000 円
尼ヶ崎 政公	自営業	90,000 円
藤波 吉弘	自営業	80,000 円
大木 恒美	自営業	90,000 円
木下 悦希	台東区議	30,000 円

支出

人件費	970,000 円
家屋費	426,725 円
選挙事務所費	424,725 円
集合会場費	2,000 円
通信費	34,787 円
交通費	0 円
印刷費	881,925 円
広告費	457,275 円
文具費	19,081 円
食糧費	186,856 円
休泊費	0 円
雑費	123,543 円

その他の寄附	41件	400,000 円
その他の収入		1,250,000 円
今回計		2,350,000 円
総計		2,350,000 円

今回計	3,100,192 円
総計	3,100,192 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	754,110 円
	計	754,110 円

報告書受理年月日	平成25年9月23日	第1回報告分
----------	------------	--------

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人佐久間仁志から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 野 本 陽 一

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

平成25年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

補助金等に係る財務事務の執行について

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 佐久間仁志

平成26年3月14日

埼玉県議会議長
埼玉県知事
埼玉県監査委員 様
埼玉県教育委員会
埼玉県公安委員会

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 佐久間仁志

平成25年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき、監査の結果に
関する報告書を次のとおり提出いたします。

内容

第1章 包括外部監査の概要	- 13 -
第1 監査の種類.....	- 13 -
第2 選定した特定の事件（テーマ）	- 13 -
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	- 13 -
第4 監査の対象機関.....	- 14 -
第5 外部監査の方法.....	- 14 -
Ⅰ 監査の着眼点.....	- 14 -
Ⅱ 監査の主な手続	- 14 -
第6 監査の実施期間と監査の対象年度	- 15 -
Ⅰ 監査の実施期間	- 15 -
Ⅱ 監査の対象年度	- 15 -
第7 監査従事者.....	- 15 -
第8 利害関係	- 15 -
第2章 監査対象の概要	- 16 -
第1 補助金等の意義.....	- 16 -
1. 補助金の根拠.....	- 16 -
2. 補助金の機能.....	- 16 -
第2 埼玉県の補助金等事業の概要	- 17 -
1. 歳出予算の現状	- 17 -
2. 補助金等事業の歳出科目	- 19 -
3. 平成24年度補助金予算.....	- 21 -
第3 補助事業等に関する財務事務	- 22 -
1. 補助金等に係る諸規程.....	- 22 -
2. 補助金の管理事務.....	- 22 -
3. 補助事業の見直しについて.....	- 26 -
第4 監査のアプローチ	- 28 -
1. 監査の方針.....	- 28 -
(1) 監査対象について	- 28 -
(2) 監査の方法について.....	- 28 -
2. 監査の手法.....	- 29 -
(1)補助金の概要把握（アンケートの実施）	- 29 -
(2)ヒアリング及び関係書類審査の実施	- 40 -
(3)アンケートの結果集計.....	- 40 -

(4) ヒアリングの結果.....	- 42 -
第3章 監査の結果と意見.....	- 43 -
第1 監査の結果と意見（総括）.....	- 43 -
第2 監査の結果と意見（個別）.....	- 51 -
1. 共通的な課題について.....	- 51 -
(1) 実績報告書の確認日について.....	- 51 -
(2) 少額補助金の状況について.....	- 53 -
2. 企画財政部.....	- 55 -
(1) 交通政策課.....	- 55 -
1) 生活維持路線確保対策補助金.....	- 55 -
2) 鉄道建設費利子補助金.....	- 57 -
3) 埼玉新都市交通株式会社経営健全化対策補助金.....	- 59 -
3. 総務部.....	- 63 -
(1) 人事課.....	- 63 -
1) 自己啓発修学支援事業補助金.....	- 63 -
(2) 職員健康支援課.....	- 65 -
1) 共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助).....	- 65 -
2) 共済組合健康管理費補助金(特定年齢人間ドック事業).....	- 68 -
3) 共済組合健康管理費補助金(婦人科検診事業補助).....	- 69 -
4) 共済組合健康管理費補助金(歯科検診事業).....	- 70 -
5) 共済組合健康管理費補助金(脳ドック助成金).....	- 71 -
6) 共済組合健康管理費補助金(被扶養配偶者ミニドック事業補助).....	- 72 -
(3) 学事課.....	- 73 -
1) 私立学校運営費補助金（小学校）.....	- 73 -
2) 私立学校運営費補助金（中学校）.....	- 78 -
3) 私立学校運営費補助金（高等学校）.....	- 79 -
4) 私立学校運営費補助金（幼稚園・学法）.....	- 80 -
5) 私立学校運営費補助金（幼稚園 非学校法人）.....	- 82 -
6) 私立学校運営費補助金（特別支援学校・中学部）.....	- 83 -
7) 私立学校運営費補助金（特別支援学校・高等部）.....	- 84 -
8) 私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校）.....	- 84 -
9) 私立学校父母負担軽減事業補助金(幼稚園).....	- 86 -
10) 私立学校父母負担軽減事業補助金(小・中学校).....	- 89 -
11) 私立学校父母負担軽減事業補助金(全日制高等学校).....	- 90 -
12) 私立学校父母負担軽減事業補助金(通信制高等学校).....	- 91 -
13) 私立学校父母負担軽減事業補助金(特別支援学校).....	- 93 -

14)私立学校父母負担軽減事業補助金(高等専修学校)	- 94 -
15)私立学校父母負担軽減事業補助金(全日制高等学校・入学金)	- 95 -
16)私立学校父母負担軽減事業補助金(特別支援学校・入学金)	- 97 -
17)私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金(幼稚園)	- 98 -
18)私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金(中学校)	- 100 -
19)私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金(高等学校)	- 101 -
20)埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金.....	- 102 -
21)私立高校耐震化促進事業補助金	- 103 -
22)私立幼稚園耐震化促進事業補助金.....	- 105 -
23)特別支援教育費補助金(国庫補助対象)	- 107 -
24)特別支援教育費補助金(県単補助対象)	- 108 -
25)幼稚園が行う子育て支援事業補助金	- 109 -
26)幼稚園が行う子育て支援事業補助金(相談事業補助)	- 111 -
27)幼稚園が行う子育て支援事業補助金(幼児教育センター設置費)	- 112 -
28)幼稚園が行う子育て支援事業補助金(情報提供事業補助)	- 114 -
29)私立学校振興資金融資貸付金利子補助(過年度貸付分)	- 115 -
30)私立学校振興資金融資貸付金利子補助(新規貸付分)	- 117 -
31)日本私立学校振興・共済事業団補助金.....	- 118 -
32)私学教職員退職金共済事業補助金.....	- 120 -
33)私立幼稚園新規採用教員研修促進事業費補助金	- 125 -
(4) 税務課.....	- 127 -
1)納税協力団体補助(埼玉県石油業協同組合)	- 127 -
4. 県民生活部.....	- 129 -
(1) 共助社会づくり課.....	- 129 -
1)地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	- 129 -
2)彩の国コミュニティ協議会運営費等補助金.....	- 130 -
3)NPO 活動促進助成事業補助金	- 132 -
4)共助モデル推進事業補助金.....	- 134 -
5)地域課題解決型協働事業補助金	- 135 -
6)NPO 元気なまちづくり助成事業補助金.....	- 136 -
(2) 文化振興課.....	- 137 -
1)埼玉県文化芸術拠点創造事業	- 137 -
2)文化芸術特別企画助成事業.....	- 139 -
3)埼玉県文化振興基金助成事業	- 141 -
(3) 国際課.....	- 144 -
1)「埼玉発世界行き」奨学金(学位取得コース)	- 144 -

2)「埼玉発世界行き」奨学金（協定・認定留学コース）	- 146 -
3)「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コース）	- 148 -
4)国際協力県民プラザ運営費補助	- 149 -
(4) 青少年課	- 153 -
1)青少年育成埼玉県民運動事業費補助金	- 153 -
(5) 男女共同参画課	- 154 -
1)民間団体育成事業費補助金	- 154 -
(6) 防犯・交通安全課	- 156 -
1)埼玉県交通安全対策協議会補助金	- 156 -
2)埼玉県交通安全母の会連合会補助金	- 157 -
3)ダンプカー事業者交通安全指導事業費補助金	- 158 -
4)日本一の防犯共助県づくり推進事業補助金	- 160 -
5)埼玉県交通安全対策協議会活性化助成費補助金	- 161 -
6)自転車利用重点推進市町村事業費補助金	- 162 -
7)市町村交通事故防止特別対策事業費補助金	- 163 -
5. 危機管理防災部	- 165 -
(1)危機管理課	- 165 -
1)自主防災組織資機材整備・活動支援事業費補助金	- 165 -
2)埼玉県震災に強いまちづくり支援事業補助金	- 166 -
(2)消防防災課	- 167 -
1)公益財団法人埼玉県消防協会補助金	- 167 -
2)埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金	- 168 -
3)埼玉県消防救急無線の広域化・共同化検討組織運営支援事業費補助金	- 169 -
6. 環境部	- 171 -
(1)温暖化対策課	- 171 -
1)県内中小クレジット検証費用補助金	- 171 -
2)埼玉県民間事業者 CO2 排出削減・太陽光発電設備導入補助金	- 172 -
3)電力自活住宅等普及拡大補助金	- 173 -
4)創エネ・省エネ住宅普及拡大補助金	- 175 -
5)市民共同太陽光発電事業補助金	- 176 -
6)環境みらい資金利子補給金	- 177 -
7)地域エコマネー制度導入への助成	- 179 -
8)地球にいいことグリーンチャレンジ活動への助成	- 181 -
9)EV・PHV導入支援事業補助金	- 183 -
10)青空再生低公害車導入資金融資制度（利子補給）	- 185 -
11)青空再生低公害車導入資金融資制度（利子補助）	- 186 -

12) 次世代自動車普及促進対策補助金	187 -
(2)エコタウン課.....	190 -
1) 埼玉エコタウンプロジェクト推進支援補助金	190 -
(3)水環境課.....	191 -
1) 浄化槽設置整備費事業費	191 -
2) 浄化槽整備促進事業費補助金	193 -
3) 重点転換地区提案事業費補助金.....	193 -
4) 環境保全特別転換地区指定事業費補助金	194 -
5) 市町村整備型導入促進事業費	195 -
(4)産業廃棄物指導課.....	196 -
1)さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金	196 -
(5)みどり自然課.....	199 -
1)都市（まち）の生物多様性保全活動補助金.....	199 -
2)埼玉県里の山守活動支援事業補助金	200 -
3)身近なみどり民間施設緑化補助	201 -
4)身近なみどり保全・創出市町村支援事業	203 -
5)みどりの園庭・校庭促進事業.....	204 -
6)さいたま緑のトラスト協会運営費補助金	205 -
7)みどりの埼玉づくり県民提案事業補助.....	207 -
8)くぬぎ山地区平地林保全促進事業補助.....	209 -
(6) 農林部森づくり課.....	210 -
1)森林とのふれあい体験活動推進事業補助金.....	210 -
7. 福祉部.....	213 -
(1)福祉政策課	213 -
1)豊かな地域福祉づくり推進事業補助金.....	213 -
(2)社会福祉課	214 -
1)民生委員及び児童委員活動費等補助金.....	214 -
2)市町村民生委員協議会補助金	215 -
3)市町村民生委員協議会会長補助金.....	217 -
4)市町村民生委員協議会活動推進費補助金	218 -
5)埼玉県民生委員・児童委員協議会育成費補助金	219 -
6)埼玉県遺族連合会事業費補助金（ほまれ会館運営費）	220 -
7)埼玉県遺族連合会事業費補助金（戦没者遺族援護諸費）	221 -
8)埼玉県社会福祉協議会の常勤役員及び職員設置費補助金	222 -
9)福祉施設経営指導事業費補助金	223 -
10)独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	224 -

11)民間社会福祉施設整備促進事業費補助金（償還金等）	225 -
12)民間社会福祉施設整備促進事業費補助金（直接補助）	226 -
13)職員の専門資格取得促進補助金	227 -
14)基幹職員の養成・職員のスキルアップ支援補助金.....	228 -
15)産休等代替職員費補助金	229 -
16)育児短時間勤務等の推進補助金	230 -
17)彩の国福祉ボランティア体験学習事業補助金.....	232 -
(3) 高齢介護課.....	233 -
1)高齢者健康増進事業費補助金（シルバースポーツ大会）	233 -
2)埼玉県認知症高齢者・知的障害者等権利擁護事業費補助金.....	234 -
3)軽費老人ホーム運営助成費補助金.....	235 -
4)介護老人保健施設整備利子補助金.....	236 -
5)彩の国いきがい大学事業費補助金.....	237 -
6)高齢者活動支援事業費補助金.....	239 -
7)埼玉県介護保険苦情処理事業費補助金.....	241 -
8) 埼玉県認知症介護研修事業費補助金.....	242 -
9) 埼玉県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業推進補助金.....	243 -
(4) 障害者福祉推進課	244 -
1)聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク構築支援事業補助金	244 -
2)障害者福祉啓発交流事業費補助金.....	245 -
3)在宅重度心身障害児（者）療育キャンプ事業費補助金.....	246 -
4)日本身体障害者福祉大会さいたま大会開催費補助金	247 -
5)埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金.....	248 -
6)埼玉県障害者生活支援事業補助金.....	249 -
7)障害者人材育成資金事業費補助金.....	250 -
(5) 障害者支援課	252 -
1)授産施設製品販売促進強化事業費補助金	252 -
2)超重症心身障害児短期入所促進事業費補助金.....	253 -
3)埼玉県心身障害児（者）特別療育費補助金.....	254 -
4)埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業補助金	256 -
5)埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金（心身障害者地域デイケア施設助成）	257 -
6)埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金（地域活動支援センター運営費補助）	258 -
7)障害者地域生活サポート事業費補助金.....	259 -
8)全身性障害者介助人事業費補助金.....	261 -
9)生活ホーム運営費補助事業費補助金	262 -
10)グループホーム運営費補助事業費補助金	263 -

11)埼玉県地域活動支援センター（精神小規模型）運営費補助金	265 -
12)障害者就労定着支援事業（初期支援事業）補助金	266 -
(6) 少子政策課	267 -
1)地域子育て支援拠点設置促進事業費補助金	267 -
2)小規模クラブ加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金	269 -
3)指導員加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金	272 -
4)民営運営加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金	273 -
5)障害児受入加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金	274 -
6)障害児賠償責任保険（放課後児童健全育成事業費補助）補助金	275 -
7)特別支援学校放課後児童対策事業費補助金（重度障害児分）	276 -
8)特別支援学校放課後児童対策事業費補助金（その他の障害児分）	277 -
9)家庭保育室等親支援推進事業導入補助金	278 -
10)駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金	280 -
11)駅前等家庭保育室開設準備費補助金	281 -
12)安心・元気！保育サービス支援事業費補助金	283 -
13)家庭保育室等運営事業費補助金	285 -
14)病児一時預かり保育室整備事業費補助金	287 -
(7) こども安全課	288 -
1)特別里親養育手当補助金	288 -
2)重症心身障害児等乳児院受入体制整備事業費補助金	289 -
3)施設入所児童等健全育成推進事業補助金	291 -
4)児童養護施設等人材確保対策事業補助金	293 -
5)定員外入所対策費補助金	294 -
8. 保健医療部	296 -
(1) 保健医療政策課	296 -
1)公立大学法人埼玉県立大学に対する施設整備費補助金	296 -
(2) 国保医療課	297 -
1)埼玉県国民健康保険団体連合会補助金	297 -
2)保険医療機関等指導事業費補助金（一社）埼玉県医師会	298 -
3)保険医療機関等指導事業費補助金（一社）埼玉県歯科医師会	299 -
4)特定健康診査・特定健康指導を行う国保組合に対する補助金	300 -
5)重度心身障害者医療費支給事業補助金	301 -
6)重度心身障害者医療費支給事業実施補助金	303 -
7)乳幼児医療費支給事業補助金	304 -
8)乳幼児医療費支給事業実施補助金	305 -
9)ひとり親家庭等医療費支給事業補助金	306 -

10)ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金.....	307 -
11)埼玉県国民健康保険団体連合会補助金.....	308 -
(3) 医療整備課	310 -
1)外国人未払医療対策費補助金.....	310 -
2)臨床検査精度管理オープン調査補助金.....	310 -
3)災害医療体制整備事業費（出動時携行薬剤等補助）補助金.....	312 -
4)周産期医療施設運営費補助（地域周産期母子医療センター）補助金.....	312 -
5)周産期医療施設運営費（新生児センター）補助金.....	313 -
6)新生児搬送用保育器管理事業（県医師会運営費）補助金.....	314 -
7)新生児搬送用保育器管理事業補助金.....	315 -
8)開業医による救急医療支援事業補助金.....	316 -
9)病院内保育所運営費補助金.....	317 -
(4) 健康長寿課.....	318 -
1)埼玉県健康長寿埼玉モデル強化事業補助金.....	318 -
2)埼玉県歯科医師会口腔保健センター運営費補助金.....	319 -
3)日本スリーデーマーチ推進事業補助金.....	321 -
4)妊婦 HIV 抗体検査費補助金.....	322 -
(5) 疾病対策課.....	323 -
1)定期病状等文書料補助金.....	323 -
2)結核予防費補助金.....	324 -
3)埼玉県臓器移植連絡調整者（移植コーディネーター）設置事業補助金.....	325 -
4)集いの場整備事業補助金.....	326 -
(6) 生活衛生課	327 -
1)山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金.....	327 -
2)公衆浴場近代化設備資金補助金.....	328 -
3)安全な飲料水確保緊急対策事業補助金.....	330 -
(7) 薬務課.....	331 -
1)血液センター建設費補助金.....	331 -
2)埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会補助金.....	332 -
3)市町村計画献血者確保促進事業費補助金.....	333 -
9. 産業労働部.....	334 -
(1) 産業労働政策課	334 -
1)越谷レイクタウンスマート街区先導モデル事業補助金.....	334 -
2)中小企業若手社員海外研修支援事業補助金.....	335 -
3)埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金.....	336 -
4)中小企業組合等連携組織対策費（埼玉県中小企業団体中央会）補助金.....	338 -

5)商工団体に対する補助金（埼玉県商工会連合会）	- 339 -
6)商工団体に対する補助金（（社）埼玉県商工会議所連合会）	- 340 -
7)商工団体に対する補助金（埼玉県中小企業団体中央会）	- 341 -
8)埼玉県広域指導推進事業費補助金	- 342 -
9) 埼玉県産業振興公社事業費補助金（総務管理費）	- 344 -
(2) 商業・サービス産業支援課	- 346 -
1)商店街ビジネスチャンス拡大支援事業補助金	- 346 -
2)埼玉県商店街振興組合指導事業費補助金	- 347 -
3)商店街等施設整備事業補助金	- 348 -
4)中心市街地活性化マネージャー事業補助金	- 349 -
5)魅力を創造する商店街応援事業補助金	- 350 -
6)運輸事業振興助成補助金（（社）埼玉県トラック協会）	- 351 -
7)運輸事業振興助成補助金（（社）埼玉県バス協会）	- 353 -
(3) 産業支援課	- 355 -
1)（社）埼玉県経営合理化協会補助金	- 355 -
2)地場産業活性化再生支援事業補助金	- 356 -
3)新たな成長産業創出促進事業補助金	- 357 -
4)シニア人材による中小企業サポート事業補助金	- 359 -
5)産学連携支援事業補助金	- 361 -
6)産業イノベーション支援事業補助金	- 362 -
7)新事業創出型事業施設入居者支援補助金	- 363 -
8)次世代産業参入支援事業費補助金	- 364 -
9)次世代自動車産業支援事業補助金	- 365 -
10)知的財産・科学技術推進事業補助金	- 367 -
11)中小企業販路開拓支援事業補助金	- 368 -
12)創業・ベンチャー支援事業補助金	- 369 -
13)中小企業支援センター事業補助金	- 370 -
(4) 企業立地課	- 371 -
1)産業立地促進補助金	- 371 -
2)大規模研究施設立地促進補助金	- 372 -
3)埼玉県産業振興公社事業費補助金(中小企業国際化支援事業)	- 373 -
(5) 金融課	- 374 -
1)中小企業者制度資金利子補給費補助金	- 374 -
(6) 観光課	- 375 -
1)埼玉県物産観光協会振興費補助金	- 375 -
2) 物産観光助成補助金	- 377 -

3) 技術継承者育成事業費補助金.....	- 378 -
4)彩の国秩父地域観光協議会補助金.....	- 379 -
5)埼玉県物産観光館移転事業費補助金.....	- 380 -
(7) 勤労者福祉課.....	- 382 -
1)埼玉県勤労者福祉協議会運営費補助金.....	- 382 -
2)勤労青少年ホーム・勤労婦人ホーム移管施設改修費等補助金.....	- 383 -
3)埼玉県勤労団体等社会事業補助金.....	- 384 -
(8) 就業支援課.....	- 385 -
1)埼玉県雇用対策協議会補助金.....	- 385 -
2)シルバー人材センター事業費補助金.....	- 386 -
3)埼玉県障害者就労支援センター等運営費補助金.....	- 387 -
(9) ウーマノミクス課.....	- 388 -
1) 企業内保育所設置等促進事業費補助金.....	- 388 -
2) 県庁モデル保育所「コバトン保育園」参加事業補助金.....	- 391 -
(10) 産業人材育成課.....	- 392 -
1)海外インターンシップ促進事業補助金.....	- 392 -
10. 農林部.....	- 394 -
(1) 農業政策課.....	- 394 -
1)農業会議費補助金.....	- 394 -
(2) 農業ビジネス支援課.....	- 395 -
1)彩の国食と農林業の祭典開催事業費補助金.....	- 395 -
2)埼玉こだわりブランド育成支援事業 こだわり産地育成補助事業補助金.....	- 396 -
3)海外新規販路開拓支援事業費補助金.....	- 397 -
4) 企業等農業参入支援事業補助金.....	- 399 -
5)三富地域平地林活用型農業特別対策事業費補助金.....	- 401 -
6)農山村交流ビジネス支援事業費補助金.....	- 402 -
7)農との共生田園都市豊かなくらし満喫事業(実践活動支援事業)補助金.....	- 404 -
8)経営体育成条件整備事業(推進事業)費補助金.....	- 405 -
(3) 農業支援課.....	- 406 -
1)明日の農業担い手育成塾設置事業補助金.....	- 406 -
2)農業近代化資金利子補給補助金.....	- 407 -
3)農業災害資金利子補給補助金.....	- 408 -
4)農業経営基盤強化資金利子助成補助金.....	- 409 -
5)保証制度円滑化対策費補助金(農業近代化資金分).....	- 410 -
6)構造改革特区活用型「6次産業埼玉モデル」育成事業補助金.....	- 411 -
7)農業災害対策特別措置に係る補助金.....	- 413 -

(4) 生産振興課	- 414 -
1)おいしい埼玉野菜生産・販売対策事業生産力強化対策事業費補助金	- 414 -
2)埼玉県野菜価格安定対策事業補助金	- 415 -
3)水田農業推進事業(米の需給調整支援事業費)補助金	- 416 -
4)彩の国狭山茶供給体制確立事業補助金.....	- 418 -
5)漁業協同組合体制整備事業費補助金	- 419 -
6)果樹産地育成総合対策事業補助金.....	- 420 -
7)狭山茶消費拡大支援事業補助金	- 422 -
(5) 森づくり課	- 423 -
1)間伐材搬出促進事業補助金.....	- 423 -
2)森林整備促進事業補助金	- 424 -
3)森林組合経営改善対策事業費補助金	- 426 -
4)林業労働力確保支援センター活動促進費補助金	- 427 -
5)技能向上研修費等補助金	- 428 -
6)政府管掌健康保険加入費補助金（林業退職金加入費補助金）	- 429 -
7)針広混交林造成事業補助金.....	- 431 -
8)県単独森林管理道整備事業補助金.....	- 432 -
9)治山事業補助金	- 433 -
10)森づくりサポートセンター運営費補助金	- 434 -
11)森林ボランティア団体運営費補助金	- 436 -
12)木づかい生活推進事業補助金.....	- 437 -
13)里山・平地林の再生補助金.....	- 438 -
(6) 農村整備課	- 440 -
1)土地改良関係団体補助金	- 440 -
2)川のまるごと再生プロジェクト（農業用水）補助金	- 441 -
3)県費単独土地改良事業補助金.....	- 442 -
4)古利根堰管理事業補助金	- 443 -
(7) 畜産安全課	- 445 -
1)畜産安全課関係団体運営費補助金.....	- 445 -
2)飼料用米利用促進事業費補助金	- 446 -
3)養豚経営安定対策事業費補助（旧事業名：肉豚生産安定対策事業）	- 447 -
4)鶏卵価格安定対策事業費補助金	- 448 -
1 1 . 都市整備部.....	- 450 -
(1) 都市計画課	- 450 -
1)下水道事業団出資金等補助金.....	- 450 -
(2) 市街地整備課.....	- 451 -

1)地方特定道路土地区画整理組合等補助金	- 451 -
(3) 田園都市づくり課.....	- 451 -
1)緑地空間創出事業補助金	- 452 -
1 2. 教育局	- 453 -
(1) 福利課.....	- 453 -
1)公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金.....	- 453 -
(2) 高校教育指導課	- 455 -
1)全国高等学校総合文化祭派遣費補助金.....	- 455 -
(3) 保健体育課	- 457 -
1)埼玉県学校保健会補助金	- 457 -
(4) 義務教育指導課	- 458 -
1)学校教育に係る市町村総合助成金（学力向上支援員配置事業）	- 458 -
2)学校教育に係る市町村総合助成金(中学校エキスパート活用事業).....	- 459 -
3)学校教育に係る市町村総合助成金(中学校配置相談員助成事業).....	- 461 -
(5) 生涯学習文化財課.....	- 462 -
1)埼玉県文化団体連合会運営費補助金	- 462 -
2)県指定文化財保護事業補助金.....	- 463 -
3)民俗芸能の振興事業補助金.....	- 463 -
4)埼玉県芸術文化祭開催費補助金	- 465 -
5)元気な地域を創造する子ども大学推進事業費補助金	- 466 -
(6) スポーツ振興課	- 467 -
1)公益財団法人埼玉県体育協会補助金	- 467 -
2)各種競技会等開催費・派遣費等補助金（開催費）	- 470 -
3)各種競技会等開催費・派遣費等補助金(派遣費・国体)	- 472 -
4)各種競技会等開催費・派遣費等補助金(派遣費・全国、関東大会).....	- 473 -
5)公益財団法人埼玉県体育協会事業費補助金（競技力向上・スポーツ少年団事業） ..	- 474 -
6)生涯スポーツ振興等事業補助金	- 478 -
7)埼玉サイクリングフェスティバル事業補助金.....	- 480 -
1 3. 警察本部.....	- 482 -
(1) 警務部厚生課	- 482 -
1)共済組合運営補助金	- 482 -
(2) 交通部交通企画課.....	- 483 -
1)財団法人埼玉県交通安全協会に対する補助金	- 483 -

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に係る財務事務の執行について

第 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

補助金とは、政府が直接的または間接的に公益上必要がある場合に、民間や他の政府に対して交付する金銭的な給付のことである。地方公共団体については、地方自治法において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（第 232 条の 2）とされており、これを根拠に他の地方公共団体又は民間等への補助が行われている。

補助金は、一義的には、資源の効率的配分を実現するためのものであるが、救済目的（弱者支援）、産業保護・支援、産業再生、経済発展への刺激、安全保障、新科学技術開発等、その目的は多様化しており複雑なものとなっている。こうした多様化複雑化した補助事業に対して、平成 20 年次から平成 22 年次の会計検査院の国庫補助事業に係る事務費等の経理状況の検査が行われたが、全ての都道府県及び政令指定都市において不適正な経理処理により需用費が支払われていたことが指摘され、補助金の事務処理の合規性、妥当性がより重要なものとなっている。

埼玉県の平成 24 年度における補助金に係る事業の全体予算は、1,450 億円である。このうち国庫補助事業が 976 億円であり、県単補助事業が、474 億円である。限られた財源の中、補助金の予算規模は大きく、その交付の効果が県内の社会経済に少なからず影響を及ぼすものである。また、補助金の中には、各種団体に交付されている少額なものも多数存在している。このように補助事業は県民に与える影響は大きく、その関心も高いと考えられる。この補助事業については、第三次埼玉県行財政改革プログラム（平成 23 年度～平成 25 年度）において、「社会情勢の変化を踏まえ、・・・補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用する」とし、「特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直し」、「新たな

財政負担を伴う補助事業は創設しない」方針を掲げて実行している最中であり、補助制度の見直しは重要な関心事項となっている。

以上を考慮すると、現在ある補助制度は必要性があるのか、決定過程は妥当か、金額は妥当か、交付目的通り執行されているか、その効果の検証はできているのか、補助金の公益性、必要性、事務処理の妥当性、金額・支給時期の妥当性、活用実態とその効果の報告と分析・検証等に関する調査・検討を第三者的な観点から行うことは、県行政にとって非常に有意義なものと考えられる。

以上の観点から本テーマを選定した。

第4 監査の対象機関

対象部局は次のとおりである。

企画財政部、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、下水道局、議会事務局、教育局及び警察本部

第5 外部監査の方法

I 監査の着眼点

- ・補助金等の予算及び実績把握
- ・補助金等の存在意義・機能の検討
- ・補助金等の必要性・公益性の検証
- ・補助金等の公平性（機会の公平）の検証
- ・継続的な補助金等の妥当性の検討
- ・補助金等の金額の妥当性及び財源の適正性の検討
- ・補助金等の負担関係についての検討
- ・補助金等交付事務手続の妥当性の検討
- ・補助金等に係る実績報告の妥当性及びそのチェック事務の妥当性の検討
- ・県が実施する補助金等制度見直しの取組みに対する考察

II 監査の主な手続

1. 関係諸法令・諸規程・要綱の閲覧・吟味
2. 関係部署へのアンケートの実施・分析

3. 関係者への質問
4. 関係帳簿及び証拠資料の閲覧・吟味・分析
5. 管理状況の検討
6. その他必要と認めた手続

第6 監査の実施期間と監査の対象年度

I 監査の実施期間

自平成25年7月11日至平成26年2月28日

II 監査の対象年度

原則として平成24年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及した。

第7 監査従事者

包括外部監査人

佐久間仁志 公認会計士

包括外部監査人補助者

江口俊治 公認会計士 工藤道弘 公認会計士

大野夏美 公認会計士 土屋文実男 公認会計士

金子由里子 公認会計士 森山謙一 公認会計士

第8 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、県と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む。）との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 補助金等の意義

1. 補助金の根拠

補助金とは、政府が直接的または間接的に公益上必要がある場合に、民間や他の政府に対して交付する金銭的な給付のことである。しかし、補助金の定義は法令上必ずしも明確ではない。

補助金交付等の手続きについては定めがあり、国が交付する補助金等の手続きについては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（補助金適正化法）によって処理が行われている。また、国が地方公共団体に交付する補助金等については、地方財政法に規定がある。

一方で、地方公共団体については、地方自治法において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（第232条の2）とされており、これを根拠に他の地方公共団体又は民間等への補助が行われている。

支出については補助金適正化法の規定に準じた各地方公共団体の規則・要綱などによっており、埼玉県では、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年規則第15号）を設け、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する知事の権限等に関し基本的事項を定めている。

2. 補助金の機能

経済学的な観点からすれば、補助金とは、外部効果を内部化するため、課税と並び実施されるもので、特定の活動あるいは集団に利益をもたらすやり方で、市場のリスク、報酬、コストを変える政府の政策である。

外部効果とは、個人の消費や企業の生産活動が、意図的にではなく付随的に、市場での取引を経ないで、他の個人や企業に便益や損害を与えることをいう。外部効果によって市場が失敗する（パレート効率的な資源配分が実現しない）のは、外部効果を考慮せずに生産や消費が決められるからである。そこで、外部便益や外部費用を私的便益や私的費用の一部とみなし、外部効果を考慮して生産や消費が決められるようにすれば市場は失敗しないことになる。これを、外部効果を内部化するという。外部効果を内部化す

るために政府が強制的に課税や補助金を実施するならば、パレート効率的な資源配分が可能になる、と経済学では論ずる。

このように、補助金は、資源の効率的配分を実現するためのものであり、「補助金のコスト<実現する便益」、つまり費用対効果を目的とし、所得再分配を行う政策である。

しかし、政府が執行するために、補助金は、救済目的（弱者支援）、産業保護・支援、産業再生、経済発展への刺激、安全保障、新科学技術開発等、その目的は多様化しており複雑なものとなっている。

第2 埼玉県の補助金等事業の概要

1. 歳出予算の現状

埼玉県の平成24年度の一般会計の予算（要約）は次頁のとおりである。

歳出規模は、1兆6,777億円であるが、補助金等（負担金、補助金及び交付金）の予算は「歳出款別」においては、各款に含まれている。「歳出性質別」で見ると、補助金等は、各項目に含まれているが、主として「補助費」、「投資的経費」及び「他会計繰出金」に計上される。平成24年度の「補助費」は2,674億円（16.0%）、「投資的経費」は1,513億円（9.0%）、「他会計繰出金」は269億円（1.6%）である。補助費は、給与費、義務費に次いで大きな予算となっている。

埼玉県一般会計歳出予算（款別）

（単位：千円）

歳出款別	平成 23 年度		平成 24 年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比
議会費	3,262,795	0.2%	3,110,817	0.2%
総務費	101,108,028	6.0%	88,022,943	5.2%
民生費	274,253,499	16.2%	284,724,428	17.0%
衛生費	57,665,566	3.4%	55,821,389	3.3%
労働費	11,357,414	0.7%	9,908,675	0.6%
農林水産業費	24,815,001	1.5%	23,620,800	1.4%
商工費	21,654,568	1.3%	18,298,912	1.1%
土木費	122,692,225	7.2%	112,597,760	6.7%
警察費	142,887,936	8.5%	140,149,456	8.4%
教育費	539,398,338	31.9%	535,371,865	31.9%
災害復旧費	17,230	0.0%	62,620	0.0%
公債費	240,345,482	14.2%	251,148,277	15.0%
諸支出費	149,982,918	8.9%	154,384,058	9.2%
予備費	500,000	0.0%	500,000	0.0%
合計	1,689,941,000	100.0%	1,677,722,000	100.0%

埼玉県一般会計歳出予算（性質別）

（単位：千円）

歳出性質別	平成 23 年度		平成 24 年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比
給与費	657,306,953	38.9%	646,651,154	38.5%
義務費	318,321,253	18.8%	332,597,591	19.8%
投資の経費	165,445,234	9.8%	151,324,759	9.0%
維持補修費	2,980,127	0.2%	2,936,744	0.2%
補助費	264,071,976	15.6%	267,445,485	16.0%
投融资	14,126,092	0.9%	12,211,911	0.7%
一般行政費	77,210,539	4.6%	74,984,164	4.5%
他会計繰出金	28,490,523	1.7%	26,987,055	1.6%
積立金	7,262,603	0.4%	3,907,224	0.3%
県税交付金等	154,225,700	9.1%	158,175,913	9.4%
予備費	500,000	0.0%	500,000	0.0%
合計	1,689,941,000	100.0%	1,677,722,000	100.0%

2. 補助金等事業の歳出科目

補助金等の財政上の支出科目は、19節「負担金、補助金及び交付金」であり、この科目の中で処理される（歳出科目の区分は、大分類が「款」、中分類が「項」、小分類が「目」、「節」である）。

埼玉県では、「審査事務の手引」の中で、負担金、補助金及び交付金を次のように定義している（「審査事務の手引」P128）。

「負担金」

法令上特定の事業等について、県が当該事業等から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの、又は県が任意に構成、又は加入している各種団体の必要経費の会費的なもの¹。

- 1 法令に具体的に明記されている負担金
- 2 要綱等による負担金
- 3 法令上支出義務を負わない任意負担金

「補助金」

特定の研究事業等を育成助成するために、県が公益上必要があると認めた場合に補助するもの²。

- 1 直接補助金
県が、市町村、組合又は個人に対し、直接交付する補助金
- 2 間接補助金
県が、市町村等を通じて、組合又は個人に対し、間接的に交付する補助金

¹ 「地方財務実務提要」によれば「負担金」は、「法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの」であり、これに区分されて支出されるものには、次のものが含まれると説明している。

- ・ 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合
- ・ 一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合
- ・ 任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合

² 「地方財務実務提要」によれば「補助金」は、「一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものであるといえる」と説明している。

※補助金と負担金の区分

補助金は、元来地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決められるものであるが、負担金は、建前としては自己の意思に基づかずして義務的経費である点において、その性質を異にしている（「地方財務実務提要」）。

「交付金」

一般的には、法令、条例等で、市町村あるいは組合等に対して県の事務を委任、又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として交付するもの。

補助金は、①公益上必要と認めた場合に、②対価なくして交付し、③交付するか否か自由に決められるものである。

補助金の根拠は、①法令に基づくものと、②予算措置によって行われるものがある。いずれも憲法第 89 条又は地方自治法第 232 条の 2 に定める公金支出の制限に反しない限り支出することは可能である（「地方財務実務提要」）。

（憲法第 89 条）

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（地方自治法第 232 条の 2）

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

3. 平成 24 年度補助金予算

平成 24 年度の補助金予算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

部局	24 予算額	本数	国庫県単別内訳			
			国庫補助	本数	県単	本数
企画財政	470,976	10	209,848	5	261,128	5
総務	48,428,324	49	45,599,064	16	2,829,260	33
県民生活	673,941	55	264,124	9	409,817	46
危機管理	44,860	9	-	-	44,860	9
環境	1,816,388	35	-	-	1,816,388	35
福祉	35,301,289	219	26,581,722	79	8,719,567	140
保健医療	25,470,547	138	12,800,170	64	12,670,377	74
産業労働	14,212,575	70	4,098,665	5	10,113,910	65
農林	2,120,436	172	1,279,181	54	841,255	118
県土整備	350	2	-	-	350	2
都市整備	6,593,317	26	6,535,765	20	57,552	6
企業	1,146,393	3	-	-	1,146,393	3
病院	0	0	-	-	-	-
下水	7,289,131	1	-	-	7,289,131	1
議会	725	3	-	-	725	3
教育	1,382,524	72	286,439	7	1,096,085	65
警察	126,825	5	-	-	126,825	5
合計	145,078,601	869	97,654,978	259	47,423,623	610

第3 補助事業等に関する財務事務

1. 補助金等に係る諸規程

県の補助金等に係る諸規程には、次のものがある。

○「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年規則第15号）（以下「規則」という）

補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する県の権限等に関し基本的事項を定めている。

○「補助金等の交付手続等に関する規則の施行について」（昭和40年6月14日文科第410号総務部長依命通達）

補助金等の交付手続等に関する規則の施行に関する依命通達である。

○各補助金交付要綱（以下「要綱」とする。）

各補助金の交付手続に関して具体的事項を定めている。

○各補助金交付要領

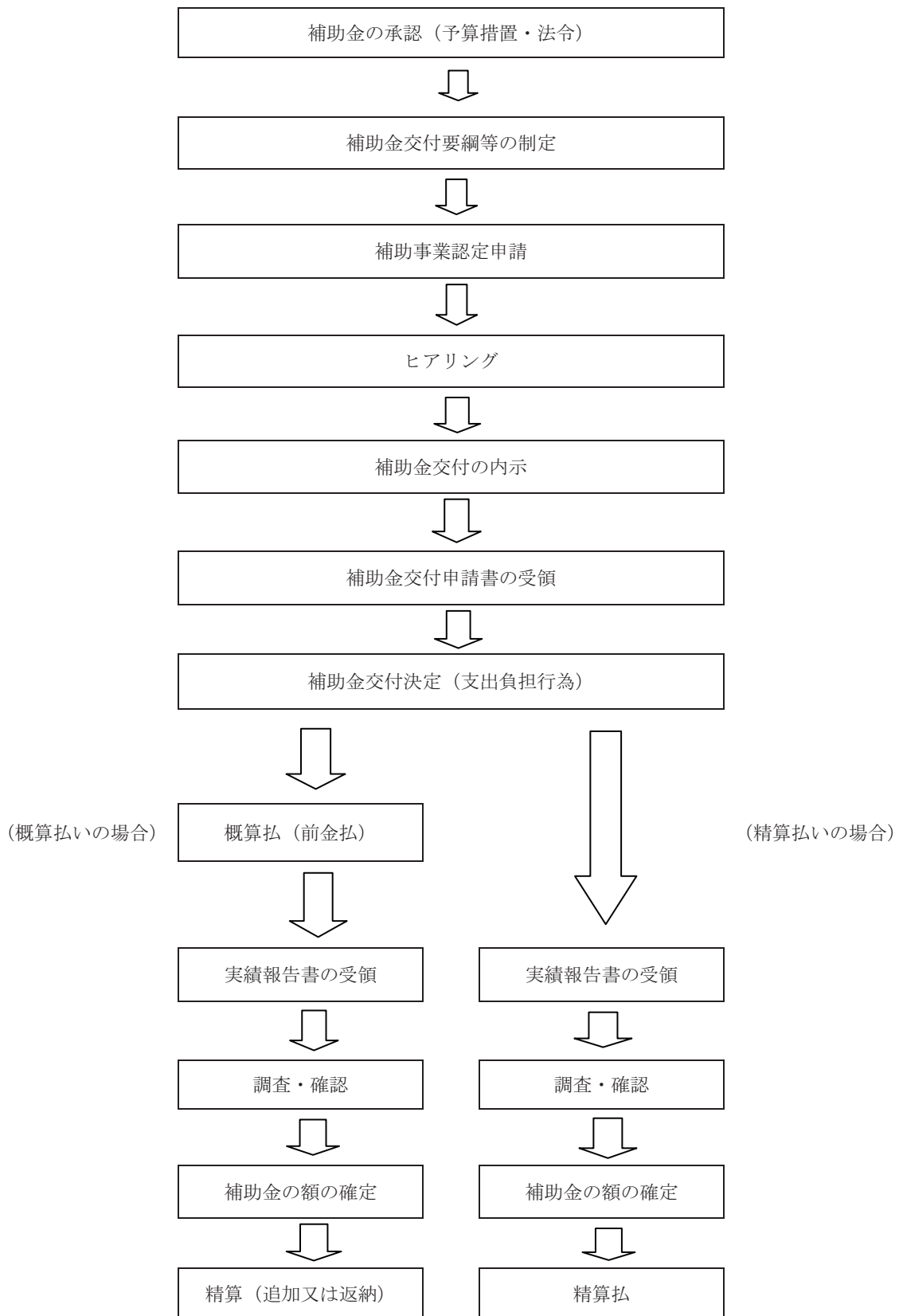
要綱に関する細則を定めている。

なお、国の間接補助金に関しては、以下の法律の適用がある。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）

2. 補助金の管理事務

「規則」によれば、補助金の管理事務の手続フローは次のとおりである。



「規則」に基づき、事務手続きを簡単に整理する。

(1) 補助金等の交付の申請

補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した「交付申請書」を期限までに提出する。

- ・ 申請者の氏名又は名称及び住所
- ・ 補助事業等の目的及び内容
- ・ 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- ・ 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- ・ その他知事が定める事項

また、交付申請書には以下の書類を添付することが必要である。

- ・ 申請者の営む主な事業
- ・ 申請者の資産及び負債に関する事項
- ・ 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- ・ 補助事業等の効果
- ・ その他知事が定める事項

但し、補助金により交付申請書の記載すべき内容及び添付書類の一部を省略することができる（但し、要綱等にその内容を記載する）。

(2) 補助金等の交付決定

補助金等の交付申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金等の交付を決定する。交付決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があるときには、次の事項について交付の条件を附する。

- ・ 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合、承認を受けること
- ・ 補助事業等に要する経費の使用法
- ・ 補助事業等を中止又は廃止する場合、承認を受けること

- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合、報告し指示を受けること

交付を決定した時は、速やかに申請者に対して「交付決定通知書」を交付する。交付決定通知書の記載内容は次のとおりである。

- ・ 補助金等の交付決定の内容
- ・ 補助金等の交付の条件
- ・ 補助金が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に規定する間接補助金等に該当する場合にあっては同法の適用がある旨

(3) 概算払及び前払いについて

概算払に関しては、地方自治法施行令第 162 条及び第 163 条の規定により行うことができる。なお、契約等で定めがなければ、概算払をすることができない³。

(地方自治法施行令第 162 条)

次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 補助金、負担金及び交付金（以下省略）

(地方自治法施行令第 163 条)

次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費（以下省略）

(注)：下線は監査人記載

(4) 補助事業等の遂行

³ 「埼玉県財務規則の運用について」(平 20.4.1 通達出総第 3 号会計管理者依命通達) 第 60 条関係で、「概算払ができる経費は、・・・(中略)・・・原則として当該経費であっても契約等に定めがなければ、これを行うことができないので留意すること。」とある。

補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(5) 実績報告

補助事業者等は、①補助事業等が完了したとき、②補助事業等の廃止の承認を受けたとき、及び③補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合、補助事業等の成果を記載した報告書（実績報告書）を県に提出しなければならない。実績報告書は、補助事業等に係る実績及びこれに要した経費を記載したものであることが必要である。なお、報告書の様式、提出時期、提出部数、添付書類等は、要綱で定めることが望ましい。

(6) 補助金等の額の確定

県は、実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知する。

3. 補助事業の見直しについて

県は、「第三次埼玉県行財政改革プログラム」（平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間）の中で、3 年間の取組目標の一つとして補助金の見直しを定めている。その内容は次のとおりである。

補助金について、費用対効果の観点から、次の 6 つの見直しの考え方などにより補助金の効果が高まるよう、引き続き見直しを進める。また、原則として新規の補助金にサンセットルールを適用し、目標水準及び達成時期を明確化し、補助金の効果的な活用に努める。

（補助金見直しの考え方）

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・補助成果の明確化
- ・採択基準や実績に応じた助成など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し

- ・類似・零細補助について統合・廃止や補助実績により見直し

また、「平成 25 年度予算の編成について」の「Ⅱ 予算見積りの考え方」の中で補助金の見積りについて次のように記載している。

(v) 補助金

各補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。

特に国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

なお、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、同様の観点から必要性等を十分に吟味すること。

（補助金の見直しの考え方）

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

行財政改革プログラムの取組目標については、半年ごとに進捗状況を取りまとめ公表しており、補助金の見直しに関しては各部課で行われている。

第4 監査のアプローチ

1. 監査の方針

今回の監査にあたり考慮した監査の方針は以下のとおりである。

(1) 監査対象について

監査対象は次の基準により決定した。

① 補助金等のうち補助金のみを監査対象とした。

補助金等には、負担金、補助金及び交付金が含まれるが、委託の対価としての交付金及び自己の意思に基づかずして義務的経費である負担金を除いた。従って、監査の対象は県において「補助金」という名称を附しているもののみを対象とした。

② 補助金のうち原則県単補助金を対象とした。

補助金のうち実際に県の意思によって交付が決定できるものは、県単補助金であるため、原則県単補助金を対象とした。但し、総務部学事課の補助金は国の主導のもとに交付される補助金が多く、しかし県の負担が大きいため、例外として、学事課の国庫補助金を対象とした。

(2) 監査の方法について

① 補助金の概況を把握するためアンケートを実施した。

監査対象である補助金について概況把握するため、担当部局にアンケートを実施し、回答を入手した。

② 一定の補助金についてはヒアリングを実施し、関係書類の審査を実施した。

補助金のうち予算が一本100万円以上のものについては、担当部局に対してヒアリングを実施した。ヒアリングは、アンケートの回答内容に沿っておこなった。また、ヒアリングの対象となった補助金については、関係書類の審査を実施した。

2. 監査の手法

(1) 補助金の概要把握（アンケートの実施）

監査対象である補助金について概況把握するため、担当部局にアンケートを実施し、回答を入手した。アンケートの内容（要点）は以下のとおり。

- ・ 補助金の事業期間
- ・ 補助金の平成 24 年度の予算及び交付実績額
- ・ 補助金の性質別内訳（※）
- ・ 補助金の根拠法令等
- ・ 補助事業の目的
- ・ 補助対象事業の公益上の意義
- ・ 補助機会の公平性
- ・ 補助金額の妥当性及び財源の適正性
- ・ 補助対象事業の遂行能力の検討
- ・ 補助金の継続交付の妥当性
- ・ 補助金の費用対効果
- ・ 補助金の負担関係
- ・ 補助金の交付目的適合性
- ・ 補助事業の実績報告
- ・ 予算と実績との差異
- ・ 補助金の見直し

※性質別内訳とは、補助金の予算管理上の区分であり、次の 5 つに区分される。

- ・ 奨励補助・・・各団体の事業費に対して補助金を交付するもの
- ・ 団体補助・・・各団体の運営費に対して補助金を交付するもの
- ・ 職員設置補助・・・各団体の人件費に対して補助金を交付するもの
- ・ 利子補助・・・各団体の貸付金等の利子補給のため交付するもの
- ・ 投資補助（投資的経費）

国庫補助事業・・・国庫補助を伴うもので各団体の建設事業に対して交付するもの

県単独事業・・・県費で各団体の建設事業に対して交付するもの

アンケートは次の様式により実施した。

補助金等に係るアンケート

担当部局		
問合せ先		
連絡先（内線）		
補助金の名称		
性質別内訳	投資的経費・団体補助・職員設置補助・利 子補助・奨励補助	
事業期間	始期	年度
	終期	年度
平成 24 年度予算（円）		
平成 24 年度交付実績（円）		

	質問	回答
1 根拠	補助金等の根拠法令・条例等を示してください。 (根拠法令・条例等のコピーを添付してください)	
2 補助事業の内容・目的	補助事業の内容・目的について示してください。 ア補助事業の内容 イ交付の目的	

<p>3 対象事業の存在意義</p>	<p>補助金等の対象となる当該事業等は、公益上必要なものですか？その理由は何ですか？アからイにお答えください。</p> <p>ア 公益性について</p> <p>a 公益上必要である b 公益上必要とは思えない c 公益性について考えたことはない</p> <p>イ 上記選択の理由は何ですか？</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 506 1018 584"></td> <td data-bbox="1018 506 1337 584">a 公益上必要である</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 584 1018 685"></td> <td data-bbox="1018 584 1337 685">b 公益上必要とは思えない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 685 1018 786"></td> <td data-bbox="1018 685 1337 786">c 公益性について考えたことはない</td> </tr> </table>		a 公益上必要である		b 公益上必要とは思えない		c 公益性について考えたことはない
	a 公益上必要である							
	b 公益上必要とは思えない							
	c 公益性について考えたことはない							
<p>4 機会の公平性</p>	<p>①この補助金等を受領した者は誰ですか？この補助金等が間接的な補助金等であるならば、最終的に受領する者は誰ですか？</p> <p>②この補助金等は、交付条件を満たす全ての者に交付されていますか？（a,b,cのいずれかに○を付けてください）</p> <p>a 全ての者に交付されている b 限られた者に交付されている c 全ての者に交付されているか不明</p> <p>③<u>全てに交付している（②a）場合</u>、全ての者に交付されているという確認をどのように行っていますか？</p> <p>④<u>限られた者に交付している（②b）場合</u>、全ての者に対するの交付ではなかった理由を示してください。</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 1234 1018 1335"></td> <td data-bbox="1018 1234 1337 1335">a 全ての者に交付されている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1335 1018 1435"></td> <td data-bbox="1018 1335 1337 1435">b 限られた者に交付されている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1435 1018 1536"></td> <td data-bbox="1018 1435 1337 1536">c 全ての者に交付されているか不明</td> </tr> </table>		a 全ての者に交付されている		b 限られた者に交付されている		c 全ての者に交付されているか不明
	a 全ての者に交付されている							
	b 限られた者に交付されている							
	c 全ての者に交付されているか不明							

	<p>⑤補助金等の情報は補助金を受けようとする者に対して平等に与えられていますか？情報の発信はどのように行われていますか？</p>																			
<p>5 交付金額の妥当性及び財源の適正性</p>	<p>①交付金額（又は交付割合）はどのように決定されたのですか？その算定根拠及び決定過程を示してください。</p> <p>ア算定根拠</p> <p>イ決定過程</p> <p>②平成24年度の決算額及び財源内訳を記入してください。（単位：円）</p> <p>交付額</p> <p>a 一般財源</p> <p>b その他</p> <p>その他内訳</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">財源名</td> <td style="padding-right: 20px;">金額</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">()</td> <td>()</td> </tr> </table>	財源名	金額	()	()	<p>○記載欄</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>交付額（平成24年度決算ベース）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>a 一般財源</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財源名 金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>() ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>() ()</td> </tr> </table>		交付額（平成24年度決算ベース）		a 一般財源		b その他		その他の内訳		財源名 金額		() ()		() ()
財源名	金額																			
()	()																			
	交付額（平成24年度決算ベース）																			
	a 一般財源																			
	b その他																			
	その他の内訳																			
	財源名 金額																			
	() ()																			
	() ()																			
<p>6 事業の遂行能力の検討</p>	<p>①補助事業者に補助事業の遂行能力が有るのか否かについて検討をおこなっていますか？（a,bのいずれかに○を付けてください）</p> <p>a 遂行能力検討を行っている</p> <p>b 遂行能力検討を行っていない</p> <p>②<u>遂行能力の検討を行っている(①a)の場合</u></p>	<p>○記載欄</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>a 遂行能力検討を行っている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b 遂行能力検討を行っていない</td> </tr> </table>		a 遂行能力検討を行っている		b 遂行能力検討を行っていない														
	a 遂行能力検討を行っている																			
	b 遂行能力検討を行っていない																			

	<p>合、その検討はどのように行われていますか？</p>																																																								
7 補助金等の継続交付の妥当性	<p>①過去に継続的に交付されている場合、平成20年度から平成24年度までの過去5年間において交付実績があれば記載してください（単位：円）。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">交付実績</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>交付件数</th> <th colspan="2">交付実績額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②継続的に交付されている理由は何ですか？</p> <p>③交付額の見直しは検討されましたか？見直しの検討は何年度に行われましたか？（a,bのいずれかに○を付けてください）</p> <p>a 交付額の見直しをした（ 年度） b 交付額の見直しをしたことはない</p> <p>④見直しを行った場合（③aの場合）、どのような手続きを経て行われましたか？</p>			交付実績		年度	交付件数	交付実績額（円）		H20 年度				H21 年度				H22 年度				H23 年度				H24 年度				<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助金の財源（円）</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○記載欄</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>a 交付額の見直しをした</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔ご回答がaの場合…見直しをした年度を示してください〕 年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b 交付額の見直しをしたことはない</td> </tr> </tbody> </table>	補助金の財源（円）			国	その他	一般財源																	a 交付額の見直しをした		〔ご回答がaの場合…見直しをした年度を示してください〕 年度		b 交付額の見直しをしたことはない
		交付実績																																																							
年度	交付件数	交付実績額（円）																																																							
H20 年度																																																									
H21 年度																																																									
H22 年度																																																									
H23 年度																																																									
H24 年度																																																									
補助金の財源（円）																																																									
国	その他	一般財源																																																							
	a 交付額の見直しをした																																																								
	〔ご回答がaの場合…見直しをした年度を示してください〕 年度																																																								
	b 交付額の見直しをしたことはない																																																								
8 補助金等の費用対効	<p>①交付額（支出）の効果を交付決定までに検討していますか？（a,bのいずれかに</p>																																																								

<p>果について</p>	<p>○を付けてください)</p> <p>a 効果を交付前に検討した b 効果を検討していない</p> <p>②交付前に検討した(①a)場合、どのように検討しましたか? 検討方法を示してください。</p> <p>③交付額の効果を交付後に検証していますか? (a,bのいずれかに○を付けてください)</p> <p>a 効果を交付後に検証した b 効果を検証していない</p> <p>④交付後に検証した(③a)場合、どのように検証しましたか? 検証方法を示してください。</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1" data-bbox="877 358 1321 560"> <tr> <td data-bbox="877 358 1053 459"></td> <td data-bbox="1053 358 1321 459">a 効果を交付前に検討した</td> </tr> <tr> <td data-bbox="877 459 1053 560"></td> <td data-bbox="1053 459 1321 560">b 効果を検討していない</td> </tr> </table> <p>○記載欄</p> <table border="1" data-bbox="877 851 1321 1052"> <tr> <td data-bbox="877 851 1053 952"></td> <td data-bbox="1053 851 1321 952">a 効果を交付後に検証した</td> </tr> <tr> <td data-bbox="877 952 1053 1052"></td> <td data-bbox="1053 952 1321 1052">b 効果を検証していない</td> </tr> </table>		a 効果を交付前に検討した		b 効果を検討していない		a 効果を交付後に検証した		b 効果を検証していない
	a 効果を交付前に検討した									
	b 効果を検討していない									
	a 効果を交付後に検証した									
	b 効果を検証していない									
<p>9 交付の負担関係の検討</p>	<p>①この補助金は、県が100%負担するものですか?</p> <p>a 100%県が負担 b 100%県が負担するわけではない 県()%、市町村()%</p> <p>②県以外の者(国、市町村)も負担する(①b)場合、その負担割合はどのように決定されていますか? 負担割合の根拠と決定過程を示してください。</p> <p>ア負担割合の根拠</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1" data-bbox="877 1321 1321 1668"> <tr> <td data-bbox="877 1321 1053 1377"></td> <td data-bbox="1053 1321 1321 1377">a 100%県が負担</td> </tr> <tr> <td data-bbox="877 1377 1053 1467"></td> <td data-bbox="1053 1377 1321 1467">b 100%県が負担するわけではない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="877 1467 1053 1668"></td> <td data-bbox="1053 1467 1321 1668">[ご回答がbの場合…県()%、市町村()%、その他()%]</td> </tr> </table>		a 100%県が負担		b 100%県が負担するわけではない		[ご回答がbの場合…県()%、市町村()%、その他()%]		
	a 100%県が負担									
	b 100%県が負担するわけではない									
	[ご回答がbの場合…県()%、市町村()%、その他()%]									

	<p>イ 決定過程</p> <p>③市町村にこの補助金と同じ目的の補助金があるかどうかの検討はされていますか？同じ目的の補助金がある場合に、この補助金の交付決定はどのように為されたのですか？その理由は？</p> <p>ア 同じ目的の補助金の有無の検討（a,bのいずれかに○を付けてください）</p> <p>a 検討をした</p> <p>b 検討をしない</p> <p>イ 検討をした（ア a）場合、同じ目的の補助金がありましたか？</p> <p>a ある・・・市町村の補助金等名を示してください</p> <p>b ない</p> <p>ロ 同じ目的の補助金がある（イ a）場合、県の補助金等の交付の理由と決定過程について説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付の理由 ・ 決定過程 	<p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 667 1054 719"></td> <td data-bbox="1054 667 1340 719">a 検討をした</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 719 1054 770"></td> <td data-bbox="1054 719 1340 770">b 検討をしない</td> </tr> </table> <p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 965 1054 1016"></td> <td data-bbox="1054 965 1340 1016">a ある</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1016 1054 1167"></td> <td data-bbox="1054 1016 1340 1167">[ご回答が a の場合…市町村の補助金等名を示してください]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1167 1054 1218"></td> <td data-bbox="1054 1167 1340 1218">b ない</td> </tr> </table>		a 検討をした		b 検討をしない		a ある		[ご回答が a の場合…市町村の補助金等名を示してください]		b ない
	a 検討をした											
	b 検討をしない											
	a ある											
	[ご回答が a の場合…市町村の補助金等名を示してください]											
	b ない											
<p>10 交付目的に適合しているか否かの検証</p>	<p>①この補助金の支出について、交付先の資金使途、目的通りの活用が行われているかどうかの調査・検討は行っていますか？</p> <p>a 調査・検討を行っている</p> <p>b 調査・検討を行っていない</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 1850 1035 1946"></td> <td data-bbox="1035 1850 1340 1946">a 調査・検討を行っている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1946 1035 1998"></td> <td data-bbox="1035 1946 1340 1998">b 調査・検討を行っていない</td> </tr> </table>		a 調査・検討を行っている		b 調査・検討を行っていない						
	a 調査・検討を行っている											
	b 調査・検討を行っていない											

<p>②調査・検討を行っていない(①b)場合、 その理由は何ですか？</p> <p>③調査・検討を行っている(①a)場合、 その内容、調査・検討結果、改善事項があればその改善内容、その改善事項のフォロー状況を示してください。</p> <p>ア調査・検討の内容</p> <p>イ調査・検討結果及び改善事項</p> <p>ウ改善事項のフォロー</p> <p>④交付先が市町村の場合(間接補助金)、市町村が最終的に交付を受ける者から、資金の使途・使用目的についての調査・検討を行っているか否かに関して報告を受けていますか？市町村の調査検討状況をどのように管理監督していますか？アからウをお答えください。</p> <p>ア 市町村から調査・検討結果の報告を受けているか否か(a,bのいずれかに○を付けてください)</p> <p style="margin-left: 40px;">a 報告を受けている</p> <p style="margin-left: 40px;">b 報告を受けていない</p> <p>イ 市町村の調査検討状況の管理監督をしているか否か(a,bのいずれかに○を付</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">ない</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">○記載欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">a 報告を受けている</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">b 報告を受けていない</td> </tr> </table>		ない		a 報告を受けている		b 報告を受けていない
	ない						
	a 報告を受けている						
	b 報告を受けていない						

	<p>けてください)</p> <p>a 管理監督している</p> <p>b 特に管理監督はしていない</p> <p>ウ 管理監督している(イ a)場合、どのように管理を行っていますか？(例えば、報告書の内容を支持している、とか、改善事項のフォローの報告を要請している、など具体的に記載してください。)</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 360 1034 416"></td> <td data-bbox="1034 360 1339 416">a 管理監督している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 416 1034 517"></td> <td data-bbox="1034 416 1339 517">b 管理監督はしていない</td> </tr> </table>		a 管理監督している		b 管理監督はしていない														
	a 管理監督している																			
	b 管理監督はしていない																			
<p>1 1 実績報告書の検討</p>	<p>①補助金受領者から実績報告書はどのタイミングで受取りますか？</p> <p>a 補助金等の額の確定(精算)時点</p> <p>b 補助金等の額の確定(精算)時点から1か月以内</p> <p>c 補助金等の額の確定(精算)時点から1か月超3か月以内</p> <p>d 補助金等の額の確定(精算)時点から3か月超6か月以内</p> <p>e 補助金等の額の確定(精算)時点から6か月</p> <p>f 受取る時を決めていない</p> <p>g 受取っていない</p> <p>②実績報告書の記載内容(支出内容及び金額)が正しいことを検証していますか？(a,bのいずれかに○を付けてください)</p> <p>a 検証している</p> <p>b 検証していない</p> <p>③実績報告書の正確性を検証している(②</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 1032 1034 1133"></td> <td data-bbox="1034 1032 1339 1133">a 補助事業等が完了した時点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1133 1034 1234"></td> <td data-bbox="1034 1133 1339 1234">b 補助事業等が完了した時点から1か月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1234 1034 1379"></td> <td data-bbox="1034 1234 1339 1379">c 補助事業等が完了した時点から1か月超3か月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1379 1034 1525"></td> <td data-bbox="1034 1379 1339 1525">d 補助事業等が完了した時点から3か月超6か月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1525 1034 1626"></td> <td data-bbox="1034 1525 1339 1626">e 補助事業等が完了した時点から6か月超</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1626 1034 1727"></td> <td data-bbox="1034 1626 1339 1727">f 受取る時を決めていない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1727 1034 1783"></td> <td data-bbox="1034 1727 1339 1783">g 受取っていない</td> </tr> </table> <p>○記載欄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 1872 1034 1928"></td> <td data-bbox="1034 1872 1339 1928">a 検証している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1928 1034 1984"></td> <td data-bbox="1034 1928 1339 1984">b 検証していない</td> </tr> </table>		a 補助事業等が完了した時点		b 補助事業等が完了した時点から1か月以内		c 補助事業等が完了した時点から1か月超3か月以内		d 補助事業等が完了した時点から3か月超6か月以内		e 補助事業等が完了した時点から6か月超		f 受取る時を決めていない		g 受取っていない		a 検証している		b 検証していない
	a 補助事業等が完了した時点																			
	b 補助事業等が完了した時点から1か月以内																			
	c 補助事業等が完了した時点から1か月超3か月以内																			
	d 補助事業等が完了した時点から3か月超6か月以内																			
	e 補助事業等が完了した時点から6か月超																			
	f 受取る時を決めていない																			
	g 受取っていない																			
	a 検証している																			
	b 検証していない																			

	<p><u>a)場合</u>、記載内容(支出内容及び金額)が正しいことをどのように検証していますか?その方法を示してください。</p> <p>④<u>実績報告書の正確性を検証している(②a)場合</u>、その結果、記載内容に誤りが発見されたことはありますか?そのフォローは行っていますか?</p> <p>⑤<u>実績報告書の正確性を検証していない(②b)場合</u>、その理由を示してください。</p>							
<p>1 2 予算と実績に差異がある場合の対応</p>	<p>補助金の予算額と交付実績額に差異がある場合、どのような対応をしましたか?あるいは何もしませんでしたか?</p> <p>① 予算額 > 実績額のケース ② 予算額 < 実績額のケース</p>							
<p>1 3 補助金の見直し</p>	<p>①この補助金を廃止するか否かについて検討を行ったことはありますか?いつ(年度)ですか?その結論(その理由含む)は?</p> <p>ア検討の有無(a,bのいずれかに○を付けてください)</p> <p>a 検討した・・・・・・ () 年度 b 検討したことはない</p> <p>イ 検討した(ア a)場合、その結論は?(a,bのいずれかに○を付けてください)</p>	<p>○記載欄</p> <table border="1" data-bbox="879 1563 1353 1861"> <tr> <td data-bbox="879 1563 1038 1615"></td> <td data-bbox="1038 1563 1353 1615">a 検討した</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1615 1038 1809"></td> <td data-bbox="1038 1615 1353 1809">[ご回答が a の場合…検討した年度を示してください] 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1809 1038 1861"></td> <td data-bbox="1038 1809 1353 1861">b 検討したことはない</td> </tr> </table>		a 検討した		[ご回答が a の場合…検討した年度を示してください] 年度		b 検討したことはない
	a 検討した							
	[ご回答が a の場合…検討した年度を示してください] 年度							
	b 検討したことはない							

(2) ヒアリング及び関係書類審査の実施

アンケートの回答を受取った補助金のうち、1本100万円以上のものについてヒアリングを実施し、必要書類を審査した。但し、企業局及び下水道局の補助金は、一般会計からの繰出金であり、ヒアリングの対象から除外した。

ヒアリングは、アンケートの回答内容に沿って実施した。また、ヒアリングの対象となった補助金については、以下の関係書類の審査を実施した。

- ・補助金交付の内示に係る書類
- ・補助金交付申請（書）及び添付書類
- ・申請書類の審査等に係る関連書類（遂行能力の検討に関する書類含む）
- ・補助金交付決定通知（書）
- ・補助金事業実績報告（書）及び添付書類
- ・実績報告書類の審査等に係る関連書類（交付目的に適合しているか否か等の調査・確認に関する書類含む）
- ・補助金の額の確定に係る書類（確定通知書及び請求書等）
- ・補助金の返還があれば、当該関連書類
- ・補助金の変更手続きがあれば、当該関連書類
- ・補助金の費用対効果の検討に関連する書類
- ・補助金を廃止するか否かの検討をしている場合には、その関連書類

(3) アンケートの結果集計

アンケート対象となった補助金の金額及び本数は、以下の「アンケート対象の補助金要約（平成24年度当初予算）」のとおりである。

県単補助が610本、47,423,623千円で、総務部学事課の国庫補助事業が16本、45,599,064千円、合計626本、93,022,687千円（予算ベース）となるが、財源の関係でアンケート不要な補助金（福祉部40,000千円、1本、保健医療部9,930千円、1本、農林部295,233千円、5本）を対象外としたすべての補助金619本、92,677,524千円にアンケートを実施した。

アンケート対象の補助金要約（平成 24 年度当初予算）

（単位：千円）

部 局	国庫（学事 課）	本数	県 単	本数	合計金額	合計本数
企画財政			261,128	5	261,128	5
総務	45,599,064	16	2,829,260	33	48,428,324	49
県民生活			409,817	46	409,817	46
危機管理			44,860	9	44,860	9
環境			1,816,388	35	1,816,388	35
福祉			8,679,567	139	8,679,567	139
保健医療			12,660,447	73	12,660,447	73
産業労働			10,113,910	65	10,113,910	65
農林			546,022	113	546,022	113
県土整備			350	2	350	2
都市整備			57,552	6	57,552	6
企業			1,146,393	3	1,146,393	3
病院					0	0
下水			7,289,131	1	7,289,131	1
議会			725	3	725	3
教育			1,096,085	65	1,096,085	65
警察			126,825	5	126,825	5
合 計	45,599,064	16	47,078,460	603	92,677,524	619

(4) ヒアリングの結果

アンケート対象補助金のうち、1本100万円以上のものについてヒアリングを実施し、必要書類を審査した。但し、企業局及び下水道局の補助金は、一般会計からの繰出金であり、ヒアリングの対象から除外した。下記の要約表に記したように、ヒアリングの対象本数は合計で339本、対象金額は84,152百万円である（予算ベース）。各補助金の結果については、「第3章 第2 監査の結果と意見（個別）」を参照されたい。

部 局	アンケート対象		ヒアリング対象		ヒアリング対象外	
	合計金額	合計本数	対象金額	対象本数	金額	本数
企画財政	261,128	5	260,468	3	660	2
総務	48,428,324	49	48,424,724	41	3,600	8
県民生活	409,817	46	404,016	26	5,801	20
危機管理	44,860	9	44,040	5	820	4
環境	1,816,388	35	1,814,376	26	2,012	9
福祉	8,679,567	139	8,657,517	69	22,050	70
保健医療	12,660,447	73	12,648,649	41	11,798	32
産業労働	10,113,910	65	10,110,779	56	3,131	9
農林	546,022	113	526,511	47	19,511	66
県土整備	350	2	0	0	350	2
都市整備	57,552	6	55,913	3	1,639	3
企業	1,146,393	3	0	0	1,146,393	3
病院	0	0	0	0	0	0
下水	7,289,131	1	0	0	7,289,131	1
議会	725	3	0	0	725	3
教育	1,096,085	65	1,081,019	20	15,066	45
警察	126,825	5	124,535	2	2,290	3
合 計	92,677,524	619	84,152,547	339	8,524,977	280

ヒアリング対象とならなかった補助金で、企業局の補助金1,146,393千円（3本）及び下水道局の補助金7,289,131千円（1本）を除いたものは、89,453千円（276本）である。ヒアリング対象にならなかった補助金の大部分が、「少額かつ定額」の補助金である。

第3章 監査の結果と意見

第1 監査の結果と意見（総括）

監査の結果及び意見	掲載 頁数
【指摘1】 実績報告書の提出日について	139
【指摘2】 補助金事業実績報告書の提出期限について	144
【指摘3】 システム登録誤りをなくすようにすべきである	168
【指摘4】 実績報告書の提出期限等遵守の指導について	473
【意見1】 事業運営に対する補助金（対象期間が3月31日まで）などの履行確認の日付を形式的に3月31日としていることは実務上の限定的な取り扱いであることを徹底すべきである	51
【意見2】 補助金対象路線について	57
【意見3】 補助事業を含めた支援策の早期策定を	62
【意見4】 車両購入価格の妥当性の検討について	62
【意見5】 自己啓発修学支援金の補助効果の十分な検証が必要	64
【意見6】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	74
【意見7】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	78
【意見8】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	79
【意見9】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	81
【意見10】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	82
【意見11】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	83
【意見12】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行	85
【意見13】 支出負担行為決議書の決裁日付の記載漏れが無いようチェック体制を充実すべき	88
【意見14】 小学校も費用対効果についての調査を実施すべき	90
【意見15】 個人幼稚園を補助対象から外していることについて再考察を行うべき	110
【意見16】 補助対象経費の内訳については発生費用のどこまで含めるかを文章化すべき	112
【意見17】 補助対象経費の内訳については発生費用のどこまで含めるかを文章化すべき	113
【意見18】 補助対象経費の内訳については発生費用のどこまで含めるかを文	115

章化すべき	
【意見 19】 補助対象経費の明確な運用が必要	126
【意見 20】 商品券の残高管理について	130
【意見 21】 市町村協議会への助成について	132
【意見 22】 NPO 基金の有効活用の工夫について	134
【意見 23】 実績報告書に添付する領収書等の添付指導を行うべき	135
【意見 24】 交付回数の制限について	138
【意見 25】 交付申請における補助事業と従来事業の混合について	139
【意見 26】 実績報告書における補助事業の実施期間について	140
【意見 27】 承認後の書類のファイリングについて	140
【意見 28】 運営費に係る按分比率の算定方法について	140
【意見 29】 交付回数の制限について	142
【意見 30】 事業遂行能力の審査方法について	142
【意見 31】 「文化芸術体験事業」における鑑賞について	143
【意見 32】 補助事業の見直しについて	143
【意見 33】 交付要綱と申請の手引きにおける助成金の相違について	144
【意見 34】 公益性に係る埼玉県に対する貢献について	145
【意見 35】 募集人員の柔軟な増減について	145
【意見 36】 公益性に係る埼玉県に対する貢献について	147
【意見 37】 留学生の就職先について	147
【意見 38】 選考の重点項目について	147
【意見 39】 高校生留学コースにおける埼玉県への貢献について	149
【意見 40】 仮数値の補助事業実績報告書の提出について	150
【意見 41】 補助金の額の確定が明確に行われるように交付要綱を定めるべき	150
【意見 42】 財産目録の承認について	153
【意見 43】 異なる領収書の宛名については団体の支出であることを確認すべき	155
【意見 44】 補助対象経費の実績を適正に把握できるように収支計算書の適正な作成を指導すべき	155
【意見 45】 実績報告書に添付する領収書等の添付指導を行うべき	156
【意見 46】 10 周年ごとの記念事業費用について	158
【意見 47】 補助金交付の見直しについて	159
【意見 48】 実績報告書の記載される数値の正確性を確保するよう指導すべき	162
【意見 49】 自主防災組織に対する転入者及び若年層の取込み支援について	166
【意見 50】 消防の広域化の推進について	169

【意見 51】 目標設定型排出量取引制度の普及活動の推進について	172
【意見 52】 広く認知してもらうための工夫について	172
【意見 53】 補助事業の推進について	173
【意見 54】 現地調査の件数を増やすことの検討を	174
【意見 55】 補助金事業実績報告書の提出日について	175
【意見 56】 県全域への広がりについて	176
【意見 57】 環境教育活動報告書の内容の十分な検証を	177
【意見 58】 補助金交付申請書における代表者について	178
【意見 59】 地域エコマネー導入促進の補助事業は必要であったのか疑問の余地あり	180
【意見 60】 所要経費の全額負担については検討の余地あり	182
【意見 61】 補助金交付先の偏りが無いような工夫が必要	182
【意見 62】 実績報告書の内容の充実について	183
【意見 63】 補助金交付申請書及び補助金事業実績報告書の代表者印について	183
【意見 64】 補助対象者の設置設備の利用状況について調査を検討すべき	184
【意見 65】 工事写真の黒板に日付を付すことを指導すべき	184
【意見 66】 補助金交付申請書における代表者職位の明確化について	186
【意見 67】 リース料の減額効果が会社の利益に繋がっていないかについて十分注意する必要がある	188
【意見 68】 モデル事業としての位置づけを注視した進捗状況の検証について	190
【意見 69】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を	192
【意見 70】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を	193
【意見 71】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を	194
【意見 72】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を	195
【意見 73】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を	196
【意見 74】 適正な予算規模のために情報収集を常に心掛けていただきたい	197
【意見 75】 事業の進捗状況の管理について	198
【意見 76】 他の公的補助金の交付を受けた場合の措置について	200
【意見 77】 市民管理協定の認定の促進について	201
【意見 78】 屋上緑化について	202
【意見 79】 緑化事業の定量的効果を検証できる目標設定について	202
【意見 80】 補助金の目的を実現するためにもその後の状況確認を充実させることが必要	204
【意見 81】 補助事業と委託事業に対する経費の区別について	206
【意見 82】 補助金効果についてのアンケート等による確認の可能性について	206

【意見 83】 外部監査の導入について	206
【意見 84】 審査基準について	208
【意見 85】 数値目標の設定について	208
【意見 86】 保全活動の推進について	209
【意見 87】 補助金実績報告書の書き方に対する指導について	211
【意見 88】 当初計画の変更に対する精査について	212
【意見 89】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである	215
【意見 90】 補助金の額の確定について（通知）等の書類は、適切に保管すべきである	215
【意見 91】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである	216
【意見 92】 補助金の額の確定について（通知）等の書類は、適切に保管すべきである	216
【意見 93】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである	217
【意見 94】 補助金の額の確定について（通知）等の書類は、適切に保管すべきである	218
【意見 95】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである	219
【意見 96】 補助金の額の確定について（通知）等の書類は、適切に保管すべきである	219
【意見 97】 補助対象経費の補助額を厳密に考慮すべきである	221
【意見 98】 補助金額の計算根拠を明確にすべきである	222
【意見 99】 実績報告書の記載内容をより詳細に記載するよう指導すべきである	224
【意見 100】 予算金額と実績金額との差異を原因分析し、適切な対策を講じるべきである	230
【意見 101】 事業内容を再検討すべきである	231
【意見 102】 補助金交付申請書および補助金実績報告書における収支計算書の収入部分について内訳を記載するよう指導すべきである	238
【意見 103】 共通費等を按分して合理的な総事業費を計上するよう指導すべきである	239
【意見 104】 補助金交付申請書および補助金実績報告書における収支計算書の収入部分について内訳を記載するよう指導すべきである	240

【意見 105】共通費等を按分して合理的な総事業費を計上するように指導すべきである	240
【意見 106】「在宅重度心身障害児（者）療育キャンプ事業費補助金交付要綱」において補助対象団体について特定団体を限定すべきではない	247
【意見 107】 予算額と交付実績との差額について	254
【意見 108】 補助金交付時期について早期化を検討すべきである	256
【意見 109】 実績報告書に添付されている領収書は、支払日を記載したものを添付するよう指導すべきである	257
【意見 110】 請求書を早期に郵送するよう各市町村に指導し、文書收受日に誤りのないよう処理する必要がある	260
【意見 111】 予算額の未消化金額について詳細な原因分析を実施して、適切な予算額の設定に努力すべきである	262
【意見 112】 予算額の未消化金額について詳細な原因分析を実施して、適切な予算額の設定に努力すべきである	263
【意見 113】 適切な予算額の設定に努力すべきである	264
【意見 114】 県における助成金交付手続きを県担当者には周知徹底する必要がある	267
【意見 115】 補助金の交付時期について早期化の努力をすべきである	292
【意見 116】 実績報告書における「効果」の記載方法について具体的な内容を記載するよう指導する必要がある	293
【意見 117】 団体補助における総会資料又は決算書のタイムリーな入手について	299
【意見 118】 公衆に対する特定健康診査及び特定健康指導の更なる推進について	301
【意見 119】 本来の制度趣旨に沿った補助対象者とするべく、交付要綱を変更すべきである	302
【意見 120】 所得制限を設けるよう交付要綱を変更すべきである	302
【意見 121】 他法優先を徹底すべきである	302
【意見 122】 受給者に対する適正受診の啓発が必要である	305
【意見 123】 実績報告書の金額の妥当性に関するチェックを実施すべき	311
【意見 124】 より広く第三者意見の聴取を行い、医療機器の価額の妥当性を検証すること	316
【意見 125】 補助対象保育施設の在り方について検討すべき	318
【意見 126】 実績報告書のフォームについては作業能率も考慮した工夫の余地あり	318

【意見 127】 想定される医療費削減結果レポートの積極的な活用について	319
【意見 128】 障害者等に対する歯科診療のキャンセル時のコスト意識の啓蒙について	320
【意見 129】 一般社団法人埼玉県歯科医師会とのセンター運営費に関する負担割合について	320
【意見 130】 実績報告書に添付されるレシート類について	327
【意見 131】 ひきこもり対策と農作業の連携の可能性を検討すべき	327
【意見 132】 県として今後の補助金の在り方に注視してゆくべき	329
【意見 133】 水道事業の広域化に関して県が主導して実施すること	330
【意見 134】 事務所賃借料補助については施設を明確にして交付すべき	339
【意見 135】 3 団体に交付されている同額及び定額の補助金については検討の余地がある	342
【意見 136】 補助事業の対象となる商店街数を増やす活動について	347
【意見 137】 研修会の効果の検証を可能にする実績報告書の様式の工夫を	348
【意見 138】 工期の延長の指示について	349
【意見 139】 補助金事業実績報告書の提出日の延長の指示について	349
【意見 140】 補助金交付が努力義務であることを鑑みて交付額の決定を	352
【意見 141】 補助金交付が努力義務であることを鑑みて交付額の決定を	354
【意見 142】 フォローアップについて	357
【意見 143】 補助事業の見直しについて	359
【意見 144】 プロジェクト及び提携企業の選定について	359
【意見 145】 補助事業の独立化	360
【意見 146】 資料の記載項目について	362
【意見 147】 プロジェクト及び提携企業の選定について	363
【意見 148】 資料の記載項目について	363
【意見 149】 資料の記載項目について	371
【意見 150】 補助金交付額の算定にあたっては工事金額及び事業者選定の十分な配慮が必要である	381
【意見 151】 補助対象経費を明確に定める必要がある	383
【意見 152】 交付金額の妥当性について	386
【意見 153】 補助金交付対象事業について	388
【意見 154】 男女機会の公平性について	390
【意見 155】 補助金交付要綱の記載内容について	390
【意見 156】 目標値との比較検証について	396
【意見 157】 繰越金に関する検証について	396

【意見 158】 検証ルールの設定について	399
【意見 159】 補助事業の見直しについて	400
【意見 160】 証憑の確認について	400
【意見 161】 実績報告書の添付資料について	400
【意見 162】 経費の内訳を明示すべき	402
【意見 163】 効果検証の指標について	403
【意見 164】 補助金全体の検討について	407
【意見 165】 補助金予算の見直しについて	409
【意見 166】 事業期間終了後のフォローアップについて	413
【意見 167】 補助事業の見直し時期について	415
【意見 168】 交付期間後のフォローアップについて	415
【意見 169】 資料の管理について	416
【意見 170】 実績報告書添付書類について	419
【意見 171】 補助対象支出を適切に把握し継続して補助金の見直しを行うべき	420
【意見 172】 市町村補助金との連携について	421
【意見 173】 設備投資の効果検証について	421
【意見 174】 補助金の見直しについて	421
【意見 175】 補助期間後のフォローアップについて	423
【意見 176】 補助事業の公益性について	425
【意見 177】 補助金交付目的適合性の検討について	427
【意見 178】 補助事業の透明性や公平性を担保すべき	429
【意見 179】 公益性を鑑み交付対象の選定については公平性、透明性の確保を	430
【意見 180】 補助率の見直しについて	433
【意見 181】 補助事業の見直しについて	438
【意見 182】 プロジェクト毎の検討について	443
【意見 183】 臨時多額の支出予算については金額の妥当性を検討すべき	444
【意見 184】 添付資料の充実について	444
【意見 185】 補助金の見直しについて	446
【意見 186】 補助金の変更について	448
【意見 187】 補助金の変更について	449
【意見 188】 金額・負担割合の妥当性について	455
【意見 189】 補助金額の妥当性について	458
【意見 190】 交付目的に適合しているかの検討・検証について	459
【意見 191】 費用対効果の検討について	460
【意見 192】 補助対象の妥当性について	462

【意見 193】 補助金事業実績報告（書）について	464
【意見 194】 金額・負担割合の妥当性について及び予算残が存在する場合の対応について	465
【意見 195】 補助事業と委託事業の収支を明確にできるよう書類の整理をおこなうべき	468
【意見 196】 金額・負担割合の妥当性について	472
【意見 197】 負担割合の根拠について明確にすべき	474
【意見 198】 補助事業と委託事業の収支を明確にできるよう書類の整理をおこなうべき	475
【意見 199】 補助事業の見直しの検討について	478
【意見 200】 金額及び負担割合の妥当性について	484

第2 監査の結果と意見（個別）

1. 共通的な課題について

(1) 実績報告書の確認日について

【意見1】事業運営に対する補助金（対象期間が3月31日まで）などの履行確認の日付を形式的に3月31日としていることは実務上の限定的な取り扱いであることを徹底すべきである

① 実績報告書の日付

補助対象期間が3月31日までである補助事業の実績報告書の日付が平成25年3月31日であり、また、担当課の収納の日付も3月31日のものが見受けられた。平成25年3月31日は日曜日であり、実績報告書の提出・収納事務を行っているとは常識的には考えられず、実質は4月1日以降に収納していると考えられる。このような処理となっているのは、地方自治法、地方自治法施行令や行政実例により、当該年度の予算から支出するためには履行の確認が年度内である必要があり、実績報告書の日付に3月31日という日付が付されるのは、全庁的な方針であるという。

② 補助金の会計年度所属区分との関係

出納総務課で作成されている「財務関係質疑応答集」に、支出編41「概算払補助金の精算時期について」というQ&Aの中で以下のようにその方針が定められている。なお、補助金、負担金及び交付金は概算払をすることができる（地方自治法施行令第162条第3号）。

「補助事業の履行確認が出納整理期間になった場合は、当該補助金の歳出所属年度は履行確認をした日の属する年度になります。補助金の会計年度所属区分については令（地方自治法施行令）第143条第1項第4号において、「補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」とされており、補助金の精算払を行う場合は、履行確認が年度内になされていれば、当該支出は出納整理期間中でもかまいません。ここでいう確認とは県が検査（確認）を行った日をいいます。補助金を概算払する場合、概算払とは事後において必ず精算を伴うものであり、しかも会計年度独立の原則の例外をなすものではないことから、年度をまたがる旅費等を除き、その精算は年度内に行われていなければなりません。したがって、当該補助事業にかかる履行確認も年度内に終了していなければならぬこととなります。補助

金の概算払は、被補助者に対して便宜を図るものですが、同一年度内に必ず精算しなければならないので、その支出及び履行確認は慎重に行うべきです。」

つまり、会計年度所属区分の基準である、補助事業の「履行のあった日」とは、「履行確認した日」であり、補助事業者の履行完了又は履行確認の日ではなく、「県が確認（検査）した日」である。また、概算払は会計年度独立の原則により、年度内に必ず精算されなければならないため、年度内に履行確認が必要である、という論理の組み立てとなる。

③3月31日の日付を付する意味

出納総務課で作成され通知されている「年度末・年度当初が週休日である場合の財務の取扱い（Q&A）」のQ3及びQ4に事業運営に対する補助金について取り扱いが記載されている。その主旨は以下のとおりである。

- ・「事業運営に対する補助金（対象期間は3月31日まで）を精算払により支出する」場合で、3月31日が週休日である場合には、履行の検査（確認）の日付は、「24時間絶え間なく業務が継続しており、履行の確認が週休日の翌日となるものについては、履行の検査（確認）は3月31日の日付になる。」という保守管理業務委託や賃貸借契約と同様の考え方により3月31日の日付になる。

- ・「事業運営に対する補助金（対象期間は3月31日まで）を概算払により支出している」場合で、3月31日が週休日である場合には、履行の検査（確認）及び精算調書の作成の日付については、「概算払はその性質上、必ず精算を伴うものであり、精算は3月31日まで行う必要がある」ため、「履行の検査（確認）及び精算調書は3月31日の日付で作成すべきであり、財務会計システムで3月31日の日付で精算調書を作成する」。

なお、この取り扱いは、平成25年3月18日に財務会計システムが改修され、週休日の日付で精算調書や調定の入力が可能になったことが前提となっている。

現実問題として、年度末に履行確認事務が全て行えるわけではなく、また年度末に実績報告書が全て入手できるわけでもない。しかし会計年度独立の原則により、年度内に帰属させる必要がある。実績報告書に3月31日の日付を付するのは、いつ履行確認を行ったとしても、履行確認を年度末、つまり年度内に実施したことを示すためである。

現状では、地方自治法、地方自治法施行令や自治省（現総務省）の行政実例に基づき財務の手続きを進める上で、補助対象期間が3月31日までである補助金や年度末が週休日である場合、履行の確認が3月31日以降となるものの履行確認の日付を3月31日とすることは実務上の取り扱いとしてやむを得ないものとするが、職員の意識の中で真にやむを得ない場合に限りという意識が薄れ、安易に形式的に取り扱われてしまっは意味がない。

県では、履行の検査（確認）の時期を政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条により、完了した旨の通知を受けた日から工事については14日以内、工事以外の有償双務契約については10日以内としている。

履行確認日を安易に形式的に年度末とすることのないよう、徹底することが必要であろう。

(2) 少額補助金の状況について

我々のヒアリング対象から除外した1本100万円未満の補助金を「少額補助金」と便宜上定義づける。平成24年度の少額補助金（予算ベース）は以下の表のとおりである。合計金額で89,453千円、合計本数で276本である。このうち、100%県が負担し、かつ毎年定額交付の補助金は、合計で200本、55,923千円となっている。

部 局	少額補助金		100%負担かつ定額のもの	
	金額（千円）	本数	金額（千円）	本数
企画財政	660	2	660	2
総務	3,600	8	3,600	8
県民生活	5,801	20	5,207	17
危機管理	820	4	310	3
環境	2,012	9	1,950	8
福祉	22,050	70	11,990	49
保健医療	11,798	32	7,001	25
産業労働	3,131	9	1,110	3
農林	19,511	66	8,740	39
県土整備	350	2	350	2
都市整備	1,639	3	1,360	2
企業	0	0	0	0
病院	0	0	0	0
下水	0	0	0	0
議会	725	3	725	3
教育	15,066	45	10,630	36
警察	2,290	3	2,290	3
合 計	89,453	276	55,923	200

「第三次埼玉県行財政改革プログラム」で定めている「補助金の見直し」を実施する際の考え方の1つに「類似・零細補助について統合・廃止や補助実績により見直し」ということが提唱されている。この考え方を踏襲し、少額定額の補助金については、交付目的を十分に吟味した上で、統合・廃止についての検討を今後とも続けていくことが必要であろう。

2. 企画財政部

(1) 交通政策課

1) 生活維持路線確保対策補助金

H24 年度予算 (円)	66,558,000	H24 年度交付実績 (円)	66,574,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	企画財政部交通政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 10 年	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	生活維持路線確保対策費補助金交付要綱		
補助事業の目的	県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持・確保を図ること。		
補助対象者(受領者)	受領者：市町村 最終受領者：バス事業者		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	13	104,827	-	-	104,827
H21	13	99,602	-	-	99,602
H22	13	81,604	-	-	81,604
H23	12	76,377	-	-	76,377
H24	12	66,574	-	-	66,574

<生活維持路線確保対策補助金について>

生活維持路線確保対策補助金(新要綱)は、過疎地域等に限定(旧要綱)しない生活交通に対する補助制度として制定された。

乗合バスの規制緩和(改正道路運送法：平成14年2月施行)により、乗合バス事業への参入、退出が自由化された。これにより、需要が見込まれる地域では自由競争による利用者へのサービスの向上が期待されるが、一方で採算の取れない路線が廃止されるなど、過疎地域等に限らず、地域の生活交通が失われることが懸念されることとなった。

県では、市町村、国、事業者、県を構成員とする「埼玉県生活交通確保対策地域協議会」を平成13年2月に設立し、同協議会で「生活交通」として維持すべきバス路線の確保方策を協議するとともに、協議会の協議結果に基づき、過疎地域に限定しない、生活交通として真に必要なバス路線に対する支援策を講じていくこととした。

そのため、これまでの過疎地域等に限定した補助制度を見直し、国庫補助制度の活用を図るとともに、従前の過疎地域等のバス路線に対する補助制度を統合した新たな支援の枠組みによる補助を、平成15年度から実施することとした。

補助率

補助金名	補助率	補助対象経費の算定
地域乗合バス路線確保対策費補助金	補助対象経費の 1/2	補助対象経常費用－経常収益*1
市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金	補助対象経費の 1/2	補助対象運行費用－営業収益*2
市町村自主運行バス路線確保対策費補助金	補助対象経費の 1/2	補助対象運送費用－運送収入*2

*1 補助対象経常費用 = (当該事業者のキロ当たり経費と国の示す標準単価とのいずれか少ない方) × 実車走行キロ

*2 補助対象費用 = 運行費用(運送費用)と(国の示す標準単価×実車走行キロ)とのいずれか少ない方

なお、平成24年度における実績は以下のとおりである。

	交付額	県単事業
地域乗合バス路線確保対策費補助金	24,482	24,482
市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金	13,599	13,599
市町村自主運行バス路線確保対策費補助金	28,493	28,493
合計	66,574	66,574

なお、バス路線は、①広域的・幹線的交通②その他の生活交通に区分される。

- ① 広域的・幹線的交通・・・原則として複数の市町村にまたがる路線
- ② その他の生活交通・・・広域的・幹線的以外の路線

なお、旧要綱により補助対象となっていた 29 路線（現在 22 路線）については、平成 15 年 9 月に地域協議会の了承を得て、引き続き新要綱の附則に設けた。従って、当該路線は、要綱記載の「補助対象期間 平成 17 年度以降新規に補助対象となった路線は 3 年間に限る」の例外となっている。

	路線名	路線別実績走行キロ		補助対象経費		補助金額 (千円)
		平成24年度	平成14年度	平成24年度	平成14年度	
秩父市	定峰線	56,052.40	63,341.00	9,558	5,521	1,998
	三沢線の一部	80,697.00	80,561.20	14,362	6,252	1,131
	その他					11,452
	合計					14,581
横瀬町	正丸線	46,774.60	47,065.70	9,613	6,193	2,241
皆野町	金沢線他	112,561.20	118,762.70	27,268	26,688	9,661
小鹿野町	三峰口線他	250,000.30	235,920.30	25,890	39,295	9,372
小鹿野町	駒木野線	54,091.80	23,264.00	7,469	6,967	2,521
神川町	矢納線	42,615.70	52,155.20	8,388	17,276	3,036
東秩父	寄居線	57,120.00	65,928.80	10,783	14,205	3,903

上記の補助金額は下記のように計算されている。

補助対象経費 ÷ 2 × 査定率 (72.4%)

※補助対象経費は補助対象経常費用と経常収益との差額

ただし、三沢線は、一部ということで、上記算式の 2 分の 1 となっている。

【意見 2】 補助金対象路線について

当該補助金を交付している路線は現在 22 路線であり、その地域は過疎地と考えられる。当該地域は、生活のための交通手段が必要なので、バスだけでなく、タクシーやハイヤーの利用促進も考えられる。

2) 鉄道建設費利子補助金

H24 年度予算 (円)	10,110,000	H24 年度交付実績 (円)	10,110,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	企画財政部交通政策課
---------	------------

性質別分類	利子補助		
開始年度	昭和 60 年	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金交付要綱		
補助事業の目的	つくばエクスプレス建設を促進するため、八潮市及び三郷市が首都圏新都市鉄道(株)に行っている無利子貸付金に対する起債利子償還額について予算の範囲内において補助を行い、両市の財政的負担の軽減を図る。		
補助対象者(受領者)	八潮市、三郷市		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	2	19,922	-	-	19,922
H21	2	17,521	-	-	17,521
H22	2	15,033	-	-	15,033
H23	2	12,522	-	-	12,522
H24	2	10,110	-	-	10,110

つくばエクスプレスは、ITの街「秋葉原」と研究学園都市「つくば」を結ぶ路線で、概要が以下のとおりである。

営業開始日	2005年(平17)8月24日
営業キロ	秋葉原～つくば間 58.3 km (うち地下区間 16.3 km)
路線内訳	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都 13.2 km (千代田区 台東区 荒川区 足立区) ● 埼玉県 7.4 km (八潮市 三郷市) ● 千葉県 13.5 km (流山市 柏市) ● 茨城県 24.2 km (守谷市 つくばみらい市 つくば市)
駅数	秋葉原～つくば間 20 駅 (うち地下駅は 8 駅)
保有車両数	222 両 (37 編成)

交付対象となる補助金は、つくばエクスプレス建設事業に対して、市が行った無利子貸付事業に対する利子償還額の 20%（平成 24 年度現在）となっている。

利子補助金交付実績及び見込み額は以下のとおりである。

年度	補助率
平成 6 年度から平成 11 年度	起債利子償還額の 30%
平成 12 年度から平成 23 年度	起債利子償還額の 20%
平成 24 年度から平成 34 年度	起債利子償還額の 20%見込み

※補助率 30%から 20%の変更は、特別交付税が市に対して措置（30%）されることに伴うものである。

3)埼玉新都市交通株式会社経営健全化対策補助金

H24 年度予算 (円)	183,800,000	H24 年度交付実績 (円)	180,100,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	企画財政部交通政策課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	平成 38 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉新都市交通(株)の経営自立に関する協定		
補助事業の目的	会社の経営の健全化を図り、埼玉新都市交通伊奈線の安全運行が継続されることを目的とする。		
補助対象者(受領者)	埼玉新都市交通(株)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	1	189,676	-	-	189,676
H22	1	182,000	-	-	182,000
H23	1	180,100	-	-	180,100

	H24	1	180,100	-	-	180,100
--	-----	---	---------	---	---	---------

< 埼玉新都市交通について >

埼玉新都市交通伊奈線・ニューシャトルは、大宮・上尾・伊奈の3地域に東北・上越両新幹線が建設されるのに伴い、その沿線地域住民の足として導入された新交通システムの旅客輸送機関である。昭和58年12月に開業し、新幹線高架軌道の張出し部分を活用して、大宮と内宿（伊奈町）の間12.7kmを走り、通勤・通学や買物客等の輸送に公共交通機関としての役割を果たすとともに、沿線地域発展の原動力となっている。

運営主体は、埼玉県及び東日本旅客鉄道(株)（旧国鉄、以下、「JR東日本」）とさいたま市（旧大宮市）・上尾市・伊奈町の自治体、銀行、私鉄等の出資により設立された、第3セクターの埼玉新都市交通(株)である。

埼玉新都市交通(株)は、以下の表とおりに設立当初より赤字で累積損失が多額になっていた。昭和62年の協定においては、20年後（平成18年度）までに会社の累積損失解消を目指したが解消できなかった。そこで、当該会社は、「埼玉新都市交通(株)の経営自立に関する協定」（平成19年3月27日締結）のもとに、平成19年度から20年計画で再建に取り組んでいる。その結果、累積損失は、平成18年度には1,055百万円あったが、平成24年度で12百万円と大幅に改善した。

当該協定の内容は以下のとおりである。

(1) 2市1町及び埼玉県による車両費購入の半額補助（協定第2条）	埼玉県 60分の20 2市1町 60分の10
(2) 2市1町及びJR東日本による土地・施設使用料の減額（＝定額）（協定第3条）	2市1町 年20百万円 JR東日本 年400百万円
(3) 2市1町によるエレベーター設置（協定第4条）	
(4) JR東日本による電気設備等の更新（協定第6条）	

現行の中期経営計画によると、対象年度である平成24年度から平成28年度までの収支計画及び設備更新計画は次のとおりである。

収支計画

(百万円)

科 目	内 訳	23年度	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
		(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A)	(D)	(D)/(A)	(E)	(E)/(A)	(F)	(F)/(A)
		見込み	計画		計画		計画		計画		計画	
経常損益の部	営業損益の部											
鉄道事業	営業収益											
	旅客収入	2,886	2,892	100.2%	2,892	100.2%	2,892	100.2%	2,892	100.2%	2,887	100.0%
	広告料	32	32	100.0%	34	106.3%	34	106.3%	34	106.3%	34	106.3%
	雑収入	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
	計	2,919	2,925	100.2%	2,927	100.3%	2,927	100.3%	2,927	100.3%	2,922	100.1%
	営業費											
	人件費	725	736	101.5%	755	104.1%	758	104.6%	762	105.1%	769	106.1%
	経費	1,470	1,331	90.5%	1,302	88.6%	1,274	86.7%	1,294	88.0%	1,269	86.3%
	<修繕費>	766	662	86.4%	630	82.2%	600	78.3%	620	80.9%	600	78.3%
	<動力費>	73	91	124.7%	91	124.7%	92	126.0%	92	126.0%	92	126.0%
	<使用料>	420	420	100.0%	420	100.0%	420	100.0%	420	100.0%	420	100.0%
	<その他>	211	158	74.9%	161	76.3%	162	76.8%	162	76.8%	157	74.4%
	諸税	43	46	107.0%	52	120.9%	59	137.2%	65	151.2%	72	167.4%
	減価償却費	483	460	95.2%	498	103.1%	548	113.5%	574	118.8%	618	128.0%
	計	2,721	2,573	94.6%	2,607	95.8%	2,639	97.0%	2,695	99.0%	2,728	100.3%
	鉄道事業営業利益	198	352	177.8%	320	161.6%	288	145.5%	232	117.2%	194	98.0%
付帯事業	営業収益											
	商品売上	37	39	105.4%	37	100.0%	37	100.0%	37	100.0%	37	100.0%
	高架下収入	131	122	93.1%	120	91.6%	119	90.8%	118	90.1%	117	89.3%
	構内収入	39	40	102.6%	36	92.3%	36	92.3%	36	92.3%	36	92.3%
	雑収入	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
	計	208	202	97.1%	194	93.3%	193	92.8%	192	92.3%	191	91.8%
	営業費											
	商品仕入	33	35	106.1%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
	人件費	19	19	100.0%	20	105.3%	20	105.3%	20	105.3%	20	105.3%
	経費	114	104	91.2%	103	90.4%	103	90.4%	103	90.4%	103	90.4%
	諸税	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
	減価償却費	12	10	83.3%	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%
	計	180	170	94.4%	170	94.4%	170	94.4%	170	94.4%	170	94.4%
	付帯事業営業利益	28	32	114.3%	24	85.7%	23	82.1%	22	78.6%	21	75.0%
全事業	全事業営業利益	226	384	169.9%	344	152.2%	311	137.6%	254	112.4%	215	95.1%
	営業外損益の部											
	営業外収益											
	受取利息他	13	7	53.8%	5	38.5%	5	38.5%	5	38.5%	5	38.5%
	営業外費用	19	12	63.2%	37	194.7%	38	200.0%	47	247.4%	47	247.4%
	支払利息他											
	経常利益	220	379	172.3%	312	141.8%	278	126.4%	212	96.4%	173	78.6%
特別損益の部	特別利益	459	524	—	270	—	270	—	270	—	270	—
	特別損失	487	545	—	281	—	282	—	277	—	275	—
	税引前当期純利益	192	358	186.5%	301	156.8%	266	138.5%	205	106.8%	168	87.5%
	法人税等	83	144	—	121	—	107	—	77	—	63	—
	法人税等調整額	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	当期純利益	109	214	196.4%	180	165.1%	159	145.9%	128	117.2%	105	96.0%
	前期末繰越利益剰余金	-443	-334	—	-120	—	60	—	219	—	347	—
	当期末繰越利益剰余金	-334	-120	—	60	—	219	—	347	—	452	—

主な設備更新等の計画

(税抜き:百万円)

更新等の主体	設備内容	24年	25年	26年	27年	28年	合計	備考
当 社	車両	270	270	270	270	270	1,350	
	車両大修繕		250				250	
	券売機(スィ未対応)	70					70	
	券売機(スィ対応)					160	160	
	自動改札機				170		170	
	駅収入管理システム			100			100	
	ATC・TD	141					141	総額8.8億円 21年から継続
	信号ケーブル		221	200	200	200	821	
	その他	157	124	162	268	87	798	
小 計	638	865	732	908	717	3,860		
JR東日本	受電変電所						666	
	き電変電所						502	総額11.6億円
	配電所						110	
	送電ケーブル						236	総額4.7億円 22年から継続
	その他						150	
小 計						1,664		
埼玉県他	車両	270	270	270	270	270	1,350	補助金
二市一町	エレベーター						1,264	

*エレベーター整備の詳細は別に定める「埼玉新都市交通伊奈線のバリアフリー化(エレベーター整備)事業計画」(H24.2.16 経営自立に関する会議)による

【意見 3】 補助事業を含めた支援策の早期策定を

県は、車両購入補助を含めた埼玉新都市交通(株)への支援については、累積欠損金が解消した際に見直すこととしている。平成 25 年度決算で累積欠損金の解消が確実と見込まれる状況を踏まえ、見直しに向けた関係者との調整を行い、できるだけ早く新たな支援策をとりまとめるべきである。また、見直し概要については県民に提示するべきである。

【意見 4】 車両購入価格の妥当性の検討について

埼玉新都市交通(株)は、車両構造の特殊性を理由として、創業以来同一メーカー 1 社から購入し続けているが、他社見積もりの可能性などによる車両購入価格の妥当性について検討すべきである。上記意見に対する所管の回答は以下のとおりである。

「車両の購入にあたっては、材料価格の高騰などがあるものの、現在使用している車両部品の再利用や貯蔵品の活用、車両購入年度ごとの価格交渉などを行い、車両メーカーの言い値で購入することのないよう購入価格の低減に努めている。また、他社見積もりの可能性については、現在、埼玉新都市交通(株)が検討中である。」

3. 総務部

(1) 人事課

1) 自己啓発修学支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,800,000	H24 年度交付実績 (円)	440,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	総務部人事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	自己啓発修学支援実施要領及び自己啓発修学支援交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 職員が自主的な研修として正規の勤務時間以外の時間に、大学院における課程において修学することを支援する。</p> <p>② 補助金交付の目的 職員が自主的な研修として正規の勤務時間以外の時間に、大学院における課程において修学することを支援し、職員の自主的な能力開発の推進及び職務遂行能力の向上を図るとともに、県政の運営に関する高度な専門知識と幅広い視野を有する職員を育成し、県政の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>				
補助対象者(受領者)	申請をし承認された職員				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	2	93	-	-	93
H24	4	440	-	-	440

<補助金の性格>

この補助金が交付を受けた職員の給与となる否かについては以下のように取り扱っている。

「所得税については、技術や知識の習得費用が、①会社などの仕事に必要な技術や知識を使用人に習得されるための費用であり、②その費用が適正な金額であれば、給与として課税しなくてもよいことになっている。「彩の国人材開発ビジョン」では、職員の専門性の向上を目的とした自主的な能力開発を推進するため、勤務時間外における自主的な大学院等での修学を支援することとしている。自己啓発修学支援制度については、上記ビジョンに基づき、高度な専門知識と幅広い視野を身につけるための自習研修として実施しているものであり、また、補助も全額ではなく、授業料については年間で最大30万円（ただし、費用の1/4を上限）としている。これらのことから、当該補助金は給与に該当するものではなく、また、給与として課税されるものではないと考えている。」以上の考え方は妥当と考える。

【意見 5】 自己啓発修学支援金の補助効果の十分な検証が必要

県では「自己啓発修学支援実施要領」を策定し、職員が正規の勤務時間以外の時間に大学院に修学する場合に就学のための支援を行うことを開始し、「自己啓発修学支援金交付要綱」により、修学に要する費用に対して支援金を交付する。

自己啓発修学支援金が公益である理由として、県政の運営に関する高度な専門知識と幅広い視野を有する職員を育成することで、県政の適正かつ効率的な運営に資すること、としている。この公益性に関しては、県からさらに以下のような説明を受けた。

「県民1万人当たりの職員数が全国一少ない埼玉県では、複雑化する行政課題や多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するため、職員一人一人の能力を最大限に高めることが求められている。自己啓発修学支援制度は、職員の能力を高める重要なツールの一つであり、こうした職員によって全国に先駆けた事業展開が次々に行われていることから、公益性があると言える。」

以上の主旨でこの補助事業が公益ということであれば、補助対象となった職員を対象とした補助効果の十分な検証を、今後は行っていただきたい。

(2) 職員健康支援課

1) 共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助)

H24 年度予算 (円)	60,500,000	H24 年度交付実績 (円)	60,500,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	総務部職員健康支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	共済組合運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 共済組合が実施する共済組合員を対象とした人間ドック等の健康管理事業に対し、補助金を支出している。</p> <p>②補助金交付の目的 労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。</p>		
補助対象者(受領者)	直接的には、地方職員共済組合埼玉県支部に対して補助している。間接的には、共済組合を通じて人間ドック等を受診する職員(共済組合員)に対して補助している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	67,289	-	-	67,289
H21	1	67,121	-	-	67,121
H22	1	59,227	-	-	59,227
H23	1	59,227	-	-	59,227
H24	1	60,500	-	-	60,500

< 交付金額について >

補助金は、一般人間ドックは 22,000 円負担、残りは職員負担。

640 人分 (14,080,000 円) は共済で負担。

2,750 人 + 640 人 = 3,390 人が予算。 実際は 3,416 人。

2,750 人 × 22,000 円

共済組合の負担もある。

被扶養配偶者ミニドック事業補助・・・13,650 円の 50% = 6,825 円が県負担、6,825 円は共済負担。

脳ドック・・・3 万円を上限に 50%が県、50%が互助会が負担。

単価は根拠ないが、警察共済組合と公立学校教職員共済組合と単価を調整している。

< 地方公務員等共済組合について >

地方公務員等共済組合法により設置された組合である。地方公務員等共済組合法第 1 条第 1 項において、「・・・地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け・・・」とある。また、「国及び地方公共団体は、・・・(中略)・・・共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。」(同第 1 条第 2 項)とし、地方公共団体は、以下に示したように費用の負担等を義務づけられている。

< 共済組合事業の費用に対する地方公共団体の負担 >

地方公務員等共済組合法第 113 条では、組合の事業に要する費用 (同条第 2 項)、組合の給付に要する費用 (同条第 3 項) 及び組合の事務に要する費用 (同条第 4 条) について、同条又は地方公務員等共済組合法施行令に定める一定率を負担金として地方公共団体に負担するよう定めている。

組合に対する補助に関しては、国の補助の規定はある (地方公務員等共済組合法第 113 条の 2) が、地方公共団体の補助の規定は無い。

< 共済組合健康管理費補助金の公益性について >

共済組合健康管理費補助金 (人間ドック事業補助、特定年齢人間ドック事業、婦人科検診事業補助、歯科検診事業、脳ドック助成金及び被扶養配偶者ミニドック事業補助) は、地方職員共済組合に交付し、最終的には共済組合員 (職員) に交付されるものであり、この共済組合に対する補助金は、補助対象事業や内容が異なるものの、殆どの都道府県で交付しているものではある。

しかし、そもそもこうした福利厚生事業については、職員が加入している共済組合が単独で行うものであり、共済組合に対して地方公務員等共済組合法で負担する義務的費用以外に、県がその資金を補助金の形で援助することの理由はどこにあるのかが問われるところである。

これらの補助金の公益性の根拠は、「労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。」とあるが、そもそも共済事業は、組合員の拠出及び運用した資金で成立しているものであり、こうした人間ドック等は受益者負担が本来の姿と言え、補助事業になじまないものといえる。これについては、次のような説明を受けた。

埼玉県がどのように福利厚生事業を行うか、については次の3つの視点があるという。

①福利厚生制度は、職員の勤務条件の一つであり、地方公務員法第24条第5項に規定するところの国及び他の地方公共団体との均衡を図ること。

②県は、職員の雇用主（事業主）であるとの立場から、労働安全衛生法等の労働安全関係の法令を遵守すること。

③民間企業が従業員に対して行う福利厚生事業と比較した場合、その種類、内容、給付の程度が、著しく乖離しないこと。

以上を踏まえ、県が福利厚生事業を実施するにあたっては、県自ら事業を実施するほかに、共済組合に対し助成を行い、県の福利厚生事業を充実・補完させることが効率的な方法であり、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある。」場合に該当するものと考えている。

さらに、次のように公益性を強調している。

「埼玉県は、少ない職員数で最大の公益を実現する「最小・最強の県庁」を目指している。職員が持っている能力やパフォーマンスを最大限引き出すためには、職員一人ひとりが心身ともに健康を維持し、職務に専念できる体制を整備することが何よりも重要となる。また、職務に専念するためには、家族からの支援も不可欠であり、家族の健康維持も重要である。このため、職員等の健康を維持することにより、職員の職務能力を向上させることは、県民に対して低コストで質の高いサービスを提供することにつながる。このことは公益上、有意義である。」

結論としては、職員の行う職務が公益性を有しているために、この補助事業が正当性を有しているということになる。補助金の最終的な交付先となる職員は、職務にいつそう専念し、県民の利益に繋がるよう期待したい。

2) 共済組合健康管理費補助金(特定年齢人間ドック事業)

H24 年度予算 (円)	67,628,000	H24 年度交付実績 (円)	67,628,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	総務部職員健康支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	共済組合運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容 共済組合が実施する共済組合員を対象とした人間ドック等の健康管理事業に対し、補助金を支出している。</p> <p>②補助金交付の目的 労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。</p>		
補助対象者(受領者)	直接的には、共済組合に対して補助している。間接的には、共済組合を通じて人間ドック等を受診する職員(共済組合員)に対して補助している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	0	-	-	-	-
H21	1	73,868	-	-	73,868
H22	1	73,047	-	-	73,047
H23	1	73,047	-	-	73,047
H24	1	67,628	-	-	67,628

(内容)・・・共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助)と共通

3) 共済組合健康管理費補助金(婦人科検診事業補助)

H24 年度予算 (円)	8,505,000	H24 年度交付実績 (円)	8,505,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部職員健康支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	共済組合運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 共済組合が実施する共済組合員を対象とした人間ドック等の健康管理事業に対し、補助金を支出している。</p> <p>② 補助金交付の目的 労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。</p>		
補助対象者(受領者)	直接的には、共済組合に対して補助している。間接的には、共済組合を通じて人間ドック等を受診する職員(共済組合員)に対して補助している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	8,505	-	-	8,505
H21	1	8,505	-	-	8,505
H22	1	8,505	-	-	8,505
H23	1	8,505	-	-	8,505
H24	1	8,505	-	-	8,505

(内容)・・・共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助)と共通

4) 共済組合健康管理費補助金(歯科検診事業)

H24 年度予算 (円)	1,260,000	H24 年度交付実績 (円)	1,260,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部職員健康支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	共済組合運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 共済組合が実施する共済組合員を対象とした人間ドック等の健康管理事業に対し、補助金を支出している。</p> <p>② 補助金交付の目的 労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。</p>		
補助対象者(受領者)	直接的には、共済組合に対して補助している。間接的には、共済組合を通じて人間ドック等を受診する職員(共済組合員)に対して補助している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	0	-	-	-	-
H21	1	1,260	-	-	1,260
H22	1	1,260	-	-	1,260
H23	1	1,260	-	-	1,260
H24	1	1,260	-	-	1,260

(内容)・・・共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助)と共通

5) 共済組合健康管理費補助金(脳ドック助成金)

H24 年度予算 (円)	2,500,000	H24 年度交付実績 (円)	2,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部職員健康支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	共済組合運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 共済組合が実施する共済組合員を対象とした人間ドック等の健康管理事業に対し、補助金を支出している。</p> <p>② 補助金交付の目的 労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。</p>		
補助対象者(受領者)	直接的には、共済組合に対して補助している。間接的には、共済組合を通じて人間ドック等を受診する職員(共済組合員)に対して補助している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	0	-	-	-	-
H21	1	2,500	-	-	2,500
H22	1	2,500	-	-	2,500
H23	1	2,500	-	-	2,500
H24	1	2,500	-	-	2,500

(内容)・・・共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助)と共通

6) 共済組合健康管理費補助金(被扶養配偶者ミニドック事業補助)

H24 年度予算 (円)	3,072,000	H24 年度交付実績 (円)	3,072,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部職員健康支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	共済組合運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 共済組合が実施する共済組合員を対象とした人間ドック等の健康管理事業に対し、補助金を支出している。</p> <p>②補助金交付の目的 労働安全衛生法に基づき、事業者である県に義務付けられた職員の定期健康診断を補完・充実する人間ドック等について共済組合が円滑に実施できるようにするため。</p>		
補助対象者(受領者)	直接的には、共済組合に対して補助している。間接的には、共済組合を通じて人間ドック等を受診する職員(共済組合員)に対して補助している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	3,072	-	-	3,072
H21	1	3,072	-	-	3,072
H22	1	3,072	-	-	3,072
H23	1	3,072	-	-	3,072
H24	1	3,072	-	-	3,072

(内容)・・・共済組合健康管理費補助金(人間ドック事業補助)と共通

(3) 学事課

1) 私立学校運営費補助金（小学校）

H24 年度予算 (円)	560,352,000	H24 年度交付実績 (円)	553,804,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校振興助成法第 9 条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱 私立学校運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ② 補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている（私立学校振興助成法第 1 条）。				
補助対象者（受領者）	学校法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	5	446,803	68,577	-	378,226
H21	5	485,198	72,938	-	412,260
H22	5	519,613	75,683	-	443,930
H23	5	539,423	83,082	--	456,341
H24	5	553,804	81,272	-	472,532

【意見 6】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

「運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行」についての意見は、高等学校の項でまとめて記載している。

(参考 1) 私立学校運営費補助金の制度概要

私立学校運営費補助金は、後述のように、予算上は学校の種類別に 8 つに区分されているが、根拠及び交付基準等は同様の趣旨となっているため、概要をまとめておく。

<区分>

私立学校（等）運営費補助金は、事務的には次のように交付対象で区分している。

	対象私立学校の区分	学校法人か否か (○学校法人)	補助事業が県単 事業か否か (○県単事業)
A	小学校	○	—
B	中学校	○	—
C	高等学校	○	—
D	幼稚園（学校法人）	○	—
E	幼稚園（学校法人以外の者が設置する私立幼稚園）	—	○
F	特別支援学校（中学校）	○	○
G	特別支援学校（高等学校）	○	○
H	専修学校・各種学校	○	○

<根拠>

	A	B	C	D	E	F	G	H
私立学校振興助成法第 9 条	○	○	○	○	—	○	○	—
私立学校振興助成法第 10 条	—	—	—	—	—	—	—	○
私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱・・・国	○	○	○	○	—	—	—	—
私立学校運営費補助金交付要綱	○	○	○	○	—	○	○	○
地方自治法第 232 条の 2	—	—	—	—	○	—	—	—
私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	—	—	—	—	○	—	—	—

<補助対象経費>

補助対象経費（私立学校運営費補助金交付要綱）

経常経費のうち・・・	A	B	C	D	E	F	G	H
教職員の人件費（所定福利費、役員報酬及び退職金を除く）	○	○	○	○	—	○	○	○
教育研究及び管理に要する経費（減価償却費及び奨学費を除く）	○	○	○	○	—	○	○	○
児童等の教育又は本務教員等が行う研究に直接必要な機械、器具、備品又は図書購入費	○	○	○	×	—	○	○	×

補助対象経費の範囲に関して、D（幼稚園（学校法人）） H（専修学校・各種学校）については、「教育又は研究に必要な機械・器具・備品又は図書購入費」が除かれている。その理由は、これらの学校は、その他の学校に比べ、1校当たりの補助額が少額であること、教育に直接必要な機械、器具、備品、図書購入の支出が少額のためである。

補助対象経費（私立幼稚園教育振興補助金交付要綱）

経常経費のうち・・・	E
常勤教員の人件費（＝教員人件費）	○
教育研究費及び管理に要する経費のうち、消耗品費及び光熱水費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、損害保険料及び広報費	○

非学校法人は、学校法人よりも補助対象経費の範囲が制限されている。これは、幼稚園が原則学校法人として運営されるべきものであり、県でも非学校法人の学校法人化を促していることと対応している。

配分基準

私立学校運営費補助金配分基準により各学校に配分される。

<補助金の効果の検証>

（小学校・中学校・高等学校）

事前の検討は、事業計画書の提出を受け、経常経費の予算と突合を行うなど内容を精査、検討している。

事後的には、補助目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の維持向上の観点から、財務計算書類に基づき財務状況の確認、分析を行っている。推移の分析は、教育研究費と管理経費のうち、教育研究費の生徒1人当たり金額を算定して推移を分析している。県の全体の教育研究費で算出

(私学振興事業団の報告書「今日の私学財政 高等学校・中学校・小学校編 (財務集計・分析)」を使用する)

(幼稚園)

事前の検討は、事業計画書の提出を受け、経常経費の予算と突合を行うなど、内容を精査、検討している。

事後的には、補助目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の維持向上の観点から、財務計算書類に基づき財務状況の確認、分析を行っている。決算書等により財務状況を確認している。

剰余金の潤沢な園には減額の配分調整を行っている。

<目的適合性の検証>

・検査は、検査班(専従)4人と学校担当によって行われる。運営費補助は、学校運営に対して補助しているものであるため、学校運営の検査の中で補助金の目的適合性及び費用対効果が検証されている。学校検査は、全ての学校に対して実施しており、学校運営に関する検査調書を作成し、この結果を踏まえて補助金の効果に問題がないかどうかを判断している。

・実績報告書との財務計算書との突合は、財務計算書入手後速やかに行っている。財務計算書の数値は、公認会計士による監査報告書により保証されているため、財務データとしては両者の数値が合致することが確認されれば足りることになる。

(参考2) 県内の私立学校数及び生徒(園児)数の過去5年間推移

<校数>

学種	H20	H21	H22	H23	H24
幼稚園(非学校法人)	39	34	30	30	30
幼稚園(学校法人)	518	519	523	522	522
小学校	5	5	5	5	5
中学校	21	22	23	24	25
高等学校(全日制)	47	47	47	48	48
高等学校(通信制)	7	7	7	7	7
特別支援学校	2	2	2	2	2
専修学校	99	97	96	98	98
各種学校	33	32	33	33	29
合計	771	766	766	769	766

(注) 学事課作成資料を集計

<生徒(園児)数>

(単位:人)

学種	H20	H21	H22	H23	H24
幼稚園(非学校法人)	5,268	4,620	3,923	3,908	3,908
幼稚園(学校法人)	107,081	105,737	106,045	106,388	106,388
小学校	1,943	2,127	2,252	2,324	2,348
中学校	8,530	8,716	8,664	9,067	9,129
高等学校(全日制)	50,841	51,145	51,886	51,994	52,916
高等学校(通信制)	2,392	2,423	2,209	2,366	2,204
特別支援学校	55	62	51	50	41
専修学校	18,074	17,320	17,546	18,078	18,757
各種学校	3,260	3,139	3,410	3,208	2,896
合計	197,444	195,291	195,986	197,383	198,587

(注) 学事課作成資料を集計

2)私立学校運営費補助金（中学校）

H24 年度予算 (円)	2,254,946,000	H24 年度交付実績 (円)	2,129,457,000
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校振興助成法第 9 条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱 私立学校運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。				
補助対象者(受領者)	学校法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	21	1,849,182	253,412	-	1,595,770
H21	22	1,972,755	290,022	-	1,682,733
H22	23	2,023,447	293,300	-	1,730,147
H23	24	2,114,126	325,690	-	1,788,436
H24	25	2,129,457	301,338	-	1,828,119

【意見 7】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

「運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行」についての意見は、高等学校の項でまとめて記載している。

3)私立学校運営費補助金（高等学校）

H24 年度予算 (円)	13,597,395,000	H24 年度交付実績 (円)	13,394,570,000
-----------------	----------------	-------------------	----------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校振興助成法第 9 条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱 私立学校運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。				
補助対象者(受領者)	学校法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付 件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	47	12,588,361	1,775,221	-	10,813,140
H21	47	12,733,807	1,890,622	-	10,843,185
H22	47	12,989,730	1,848,748	-	11,140,982
H23	48	13,259,359	2,006,406	-	11,252,953
H24	48	13,394,570	1,868,963	-	11,525,607

【意見 8】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

運営費補助金は多額な予算で執行されており、十分な補助効果の分析が必要である。補助の目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の維持向上を踏まえて、それぞれの観点から補助効果について分析がなされている。

今後は、分析を更に深めていくことに努めるとともに、より補助目的の効果が発揮されるよう、分析結果を踏まえて、各校に対する補助金執行のあり方について更なる見直しを行うことを検討すべきである。

補助対象経費と補助金の割合の推移（高等学校）

（単位：千円（四捨五入））

年度	補助対象経費(A)	補助金額(B)	割合(B)/(A)
H20	35,981,205	12,588,361	35%
H21	35,834,960	12,733,807	36%
H22	36,437,835	12,989,730	36%
H23	36,832,558	13,259,359	36%
H24	36,923,572	13,394,570	36%

（注）学事課により作成

4)私立学校運営費補助金（幼稚園・学法）

H24 年度予算 (円)	18,788,430,000	H24 年度交付実績 (円)	18,605,591,000
-----------------	----------------	-------------------	----------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校振興助成法第 9 条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱 私立学校運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。		
補助対象者(受領者)	学校法人		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付 件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	517	17,438,594	2,587,839	-	14,850,755
H21	518	17,501,102	2,692,828	-	14,808,274
H22	522	17,801,805	2,628,239	-	15,173,566
H23	521	18,122,034	2,848,219	-	15,273,815
H24	521	18,605,591	2,735,177	-	15,870,414

(注) 交付件数は、交付した幼稚園数である。H24年度には前年度と同じ幼稚園数であったが、園児が530人増えたため交付実績が増加している。学校法人立幼稚園522園であり、1園は交付申請していない。

補助対象経費と補助金の割合の推移（幼稚園）

(単位：千円)

年度	補助対象経費(A)	補助金額(B)	割合(B)/(A)
H20	48,264,335	17,438,594	36.1%
H21	48,522,263	17,501,102	36.1%
H22	49,060,138	17,801,805	36.3%
H23	50,802,785	18,122,034	35.7%
H24	50,191,153	18,605,591	37.1%

(注) 学事課により作成

【意見9】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

「運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行」についての意見は、高等学校の項でまとめて記載している。

5)私立学校運営費補助金（幼稚園 非学校法人）

H24 年度予算 (円)	117,783,000	H24 年度交付実績 (円)	195,198,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部 学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地方自治法 232 条の 2 私立幼稚園教育振興補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。				
補助対象者(受領者)	非学校法人立幼稚園設置者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付 件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	38	240,096	-	-	240,096
H21	34	214,418	-	-	214,418
H22	30	186,905	-	-	186,905
H23	30	190,153	-	-	190,153
H24	30	195,198	-	-	195,198

【意見 10】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

「運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行」についての意見は、高等学校の項でまとめて記載している。

6)私立学校運営費補助金（特別支援学校・中学部）

H24 年度予算 (円)	19,575,000	H24 年度交付実績 (円)	13,050,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	①補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。				
補助対象者(受領者)	学校法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付 件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	15,568	-	-	15,568
H21	1	15,327	-	-	15,327
H22	1	14,148	-	-	14,148
H23	1	16,965	-	-	16,965
H24	1	13,050	-	-	13,050

【意見 11】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

「運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行」についての意見は、高等学校の項でまとめて記載している。

7)私立学校運営費補助金（特別支援学校・高等部）

H24 年度予算 (円)	80,276,000	H24 年度交付実績 (円)	40,796,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	①補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。				
補助対象者(受領者)	学校法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付 件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	2	47,355	-	-	47,355
H21	2	59,976	-	-	59,976
H22	2	47,736	-	-	47,736
H23	2	48,692	-	-	48,692
H24	2	40,796	-	-	40,796

8)私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校）

H24 年度予算 (円)	218,592,000	H24 年度交付実績 (円)	197,651,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校振興助成法第 10 条 私立学校運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立学校運営に係る経常的経費を対象としている。 ②補助金交付の目的 私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の維持向上を図ることを目的としている。		
補助対象者(受領者)	学校法人。(注) 当該補助金は専修学校及び各種学校の設置者のうち学校法人(専修学校及び各種学校のみを設置する準学校法人を含む)を対象としており、医療法人等は対象ではない。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付 件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	36	203,949	-	-	203,949
H21	38	193,633	-	-	193,633
H22	37	185,612	-	-	185,612
H23	36	172,154	-	-	172,154
H24	40	197,651	-	-	197,651

※ 交付件数は法人数である。

【意見 12】 運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行

「運営費補助金の効果分析を踏まえた適切な執行」についての意見は、高等学校の項でまとめて記載している。

補助対象の学校法人及び学校数の推移（専修学校・各種学校）

年度	対象学校法人 人数	対象学校数 (①)	学校数全校 (②)	割合 (①)/(②)
H20	52	65	132	49.2%
H21	51	64	129	49.6%
H22	53	65	129	50.4%
H23	53	68	131	51.9%
H24	54	68	127	53.5%

(注) 学事課作成の資料より作成

補助対象経費と補助金の割合の推移（専修学校・各種学校）

(単位：千円)

年度	補助対象対象経費 (A)	補助金額(B)	割合(B)/(A)
H20	8,505,900	203,949	2.4%
H21	8,030,068	193,633	2.4%
H22	7,716,136	185,612	2.4%
H23	7,573,269	172,154	2.3%
H24	7,939,724	197,651	2.5%

(注) 学事課により作成

9)私立学校父母負担軽減事業補助金(幼稚園)

H24 年度予算 (円)	125,664,000	H24 年度交付実績 (円)	73,630,000
-----------------	-------------	-------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 5 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立幼稚園保育料軽減事業補助金交付要綱 埼玉県私立幼稚園保育料軽減事業補助金取扱要領		

補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 園児・保護者の保育料負担軽減 埼玉県内に設置されている私立幼稚園の設置者が保育料の軽減事業を実施した場合（当該私立幼稚園に在園する園児のうち家計急変世帯の園児の保育料を軽減する事業）に補助金を交付する。 ②補助金交付の目的 県内私立幼稚園に在園する家計が急変した保護者の経済的負担を軽減するため。家計が急変し、就園の継続が困難な幼児の教育機会の確保に資する。				
補助対象者（受領者）	園児及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	112,739	479,947	-	-	479,947
H21	110,961	480,674	-	-	480,674
H22	110,457	472,060	-	-	472,060
H23	757	77,476	-	-	77,476
H24	757	73,630	-	-	73,630
（注）平成 22 年度まで、家計急変分以外に 1 人 4,000 円の補助金が交付されていた。平成 23 年度制度改正し、家計急変分のみの交付となった。					

<私立学校父母負担軽減事業補助金（幼稚園）の補助金額>

総補助額は、「補助金額」×人数。

「補助上限額」は以下のとおり。

上限 238,000 円（平成 24 年度）

「補助金額」＝「保育料（在籍月保育料総額）」－「他補助金（市町村の就園奨励費補助その他）」

「平均実績保育料—就園奨励費補助（市町村）の平均額（最も支給されている金額）」

取扱要領第 4 に明記されている。

期間の中途から交付されるため、予算より実績が少なくなる傾向にある。

【意見 13】 支出負担行為決議書の決裁日付の記載漏れが無いようチェック体制を充実すべき

補助金の支出負担行為決議書（変更）（起案 25 年 3 月 29 日）の決裁年月日が記載されていなかった。記載漏れとならないようチェック体制を充実していただきたい。

（参考）私立学校父母負担軽減事業補助金の制度概要

私立学校父母負担軽減事業補助金は、国の就学支援金に上乗せして県が交付するものであり、後述しているように、予算上は学校の種類別に 8 つに区分されているが、根拠及び交付基準等は同様の趣旨となっているため、概要をまとめておく。

<区分>

私立学校父母負担軽減事業補助金は、事務的には以下のように交付対象で区分している。

	対象私立学校の区分
I	幼稚園分
J	小・中学校分
K	全日制（高等学校）
L	通信制（高等学校）
M	特別支援学校
N	高等専修学校
O	全日制（高等学校）・入学金
P	特別支援学校・入学金

<根拠>

	I	J	K	L	M	N	O	P
埼玉県私立幼稚園保育料軽減事業補助金交付要綱	○	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱	—	○	○	○	○	—	○	○
埼玉県私立高等専修学校授業料軽減事業補助金交付要綱	—	—	—	—	—	○	—	—
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律・・・国	—	—	○	○	○	○	○	○

10)私立学校父母負担軽減事業補助金(小・中学校)

H24 年度予算 (円)	8,600,000	H24 年度交付実績 (円)	5,032,700
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 13 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減。 私立小学校及び私立中学校を設置する学校法人が、授業料軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。</p> <p>②補助金交付の目的 県内私立小・中学校に在学する家計が急変した保護者の経済的負担を軽減し、生徒の当該私立学校における修学継続に資するため。</p>		
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付 件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	14	1,766	633	-	1,133
H21	28	4,966	883	-	4,083
H22	31	5,599	1,383	-	4,216
H23	32	5,733	1,033	-	4,700
H24	32	5,032	1,358	-	3,674

<私立学校父母負担軽減事業補助金(小・中学校)の補助金額>

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

補助単価 200,000 円は、小学校の平均授業料の 2 分の 1 程度である。

【意見 14】 小学校も費用対効果についての調査を実施すべき

中学校に対しては事後的には、転学者数等の調査を実施しているが、小学校に対しては行っていない。小学校に対しても同じように転学者数の調査が必要であるとする。対象が少ないので難なく実施できると思われる。

11)私立学校父母負担軽減事業補助金(全日制高等学校)

H24 年度予算 (円)	8,845,642,000	H24 年度交付実績 (円)	8,687,189,752
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 52 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減。 私立高等学校（全日制）を設置する学校法人が授業料及び入学金の軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的 私立高等学校に在学する生徒の父母負担の軽減を図り、生徒の修学を支援する。家計が急変したり、所得が低い保護者に対して、社会全体の負担により、家庭の教育費の負担を軽減し、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。（授業料の安い公立高等学校は県内中学校卒業生数の 65%の受入枠しかなく、学費の高い私立高等学校に通学せざるを得ない（全日制高校進学率は約 93%）ことが背景にある。）</p>				
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	19,026	3,046,206	17,067	-	3,029,139
H21	20,035	3,152,266	146,526	-	3,006,169
H22	64,567	8,111,178	6,836,845	-	1,274,332
H23	64,650	8,334,960	7,017,277	-	1,317,683
H24	66,229	8,687,189	7,292,151	-	1,395,038

※H22年度より、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、就学支援金が国の財源によって支給されている。

<私立学校父母負担軽減事業補助金(全日制高等学校)の補助金額>

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

市町村民税所得割 113,700 円未満・・・1人補助単価 360,000 円（高校の平均授業料）

市町村民税所得割 113,700 円以上 162,300 円未満・・・1人補助単価 240,000 円（360,000 円の 2/3）

生活保護世帯は、実際に負担する授業料

以上は国の就学支援金含む

（就学支援金限度額 月額 9,900 円×12 カ月＝118,800 円）

補助区分について

基準A（年収 250 万円未満）：市町村民税所得割額が非課税

基準B（年収 350 万円未満）：市町村民税所得割額が 51,300 円未満

基準C（年収 500 万円未満）：市町村民税所得割額が 51,300 円以上 113,700 円未満

基準D（年収 609 万円未満）：市町村民税所得割額が 113,700 円以上 162,300 円未満

12)私立学校父母負担軽減事業補助金(通信制高等学校)

H24 年度予算 (円)	425,914,000	H24 年度交付実績 (円)	277,640,982
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課
---------	--------

性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 52 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減。 私立高等学校（通信制）を設置する学校法人が授業料及び入学金の軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。</p> <p>②補助金交付の目的 私立高等学校に在学する生徒の父母負担の軽減を図り、生徒の修学を支援する。家計が急変したり、所得が低い保護者に対して、社会全体の負担により、家庭の教育費の負担を軽減し、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。</p>				
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	766	101,025	-	-	101,025
H21	819	112,721	-	-	112,721
H22	2,648	283,577	251,938	-	31,639
H23	2,556	290,612	255,234	-	35,377
H24	2,510	277,640	245,072	-	32,568
<p>※H22年度より、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、就学支援金が国の財源によって支給されている。</p>					

<私立学校父母負担軽減事業補助金(通信制高等学校)の補助金額>

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

補助単価 237,600 円（単位制で授業料を納入している場合、1 単位当たり 9,624 円）

補助単価 200,000 円（単位制で授業料を納入している場合、1 単位当たり 8,100 円）

（以上は国の就学支援金を含む）

13)私立学校父母負担軽減事業補助金(特別支援学校)

H24 年度予算 (円)	9,494,000	H24 年度交付実績 (円)	4,738,950
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 17 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減。 私立特別支援学校を設置する学校法人が授業料及び入学金の軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。</p> <p>②補助金交付の目的 私立特別支援学校に在学する生徒の父母負担の軽減を図り、生徒の修学を支援する。家計が急変し所得が低い保護者に対して、社会全体の負担により、家庭の教育費の負担を軽減し、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。</p>				
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	19	2,772	-	-	2,772
H21	25	3,564	-	-	3,564
H22	42	5,873	2,257	-	3,616

H23	37	5,306	2,291	-	3,014
H24	32	4,738	2,302	-	2,436

※H22年度より、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、就学支援金が国の財源によって支給されている。

＜私立学校父母負担軽減事業補助金(特別支援学校)の補助金額＞

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

補助単価 240,000 円 (2校の高い方、授業料全額)

(以上は国の就学支援金を含む)

14)私立学校父母負担軽減事業補助金(高等専修学校)

H24年度予算 (円)	66,173,000	H24年度交付実績 (円)	44,437,800
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 59 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 埼玉県私立高等専修学校授業料軽減事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減。 県内に私立高等専修学校を設置している設置者が授業料の軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。</p> <p>②補助金交付の目的 私立高等専修学校に在学する生徒の父母負担の軽減を図り、生徒の修学を支援する。家計が急変し所得が低い保護者に対して、社会全体の負担により、家庭の教育費の負担を軽減し、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。</p>		

補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	150	14,100	-	-	14,100
H21	114	11,015	-	-	11,015
H22	356	44,591	40,352	-	4,238
H23	284	36,374	33,264	-	3,110
H24	337	44,437	41,708	-	2,729

※H22年度より、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、就学支援金が国の財源によって支給されている。

<私立学校父母負担軽減事業補助金(高等専修学校)の補助金額>

埼玉県私立高等専修学校授業料軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

補助単価は 237,600 円 (就学支援金の最高額)

132,000 円 = 11,000 円 × 12 ヶ月

(以上は国の就学支援金を含む)

15)私立学校父母負担軽減事業補助金(全日制高等学校・入学金)

H24年度予算 (円)	468,600,000	H24年度交付実績 (円)	469,700,000
----------------	-------------	------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成4年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容		

	<p>生徒・保護者の入学金負担軽減。</p> <p>私立高等学校を設置する学校法人が入学金の軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。この補助金は入学金のみを対象としている。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>私立高等学校に在学する生徒の父母負担の軽減を図り、生徒の修学を支援する。家計が急変したり、所得が低い保護者に対して、社会全体の負担により、家庭の教育費の負担を軽減し、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。(授業料の安い公立高等学校は県内中学校卒業者数の65%の受入枠しかなく、学費の高い私立高等学校に通学せざるを得ない(全日制高校進学率は約93%)。)</p>																																									
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額(千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>2,561</td> <td>241,830</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>241,830</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2,792</td> <td>263,860</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>263,860</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>3,876</td> <td>387,596</td> <td>-</td> <td>12,497</td> <td>375,099</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>4,342</td> <td>433,680</td> <td>-</td> <td>16,881</td> <td>416,799</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4,697</td> <td>469,700</td> <td>-</td> <td>3,250</td> <td>466,450</td> </tr> </tbody> </table>		年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源	H20	2,561	241,830	-	-	241,830	H21	2,792	263,860	-	-	263,860	H22	3,876	387,596	-	12,497	375,099	H23	4,342	433,680	-	16,881	416,799	H24	4,697	469,700	-	3,250	466,450
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																							
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源																																					
H20	2,561	241,830	-	-	241,830																																					
H21	2,792	263,860	-	-	263,860																																					
H22	3,876	387,596	-	12,497	375,099																																					
H23	4,342	433,680	-	16,881	416,799																																					
H24	4,697	469,700	-	3,250	466,450																																					
<p>※ その他財源は基金である。H22年度に大幅改正。補助対象の変更と補助額8万円から10万円に引き上げ。以降は、景気の悪化による対象増。</p>																																										

<私立学校父母負担軽減事業補助金(全日制高等学校・入学金)の補助金額>

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

補助単価100,000円は平成13年度から(入学金平均額24万円:公立高校の入学金5,650円)

16)私立学校父母負担軽減事業補助金(特別支援学校・入学金)

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	100,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 17 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の入学金負担軽減。 私立特別支援学校を設置する学校法人が入学金の軽減事業を実施した場合に補助金を交付する。この補助金は入学金のみを対象としている。</p> <p>②補助金交付の目的 私立高等学校に在学する生徒の父母負担の軽減を図り、生徒の修学を支援する。家計が急変したり、所得が低い保護者に対して、社会全体の負担により、家庭の教育費の負担を軽減し、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。</p>				
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	4	250	-	-	250
H21	1	80	-	-	80
H22	2	180	-	-	180
H23	3	300	-	-	300
H24	1	100	-	-	100

<私立学校父母負担軽減事業補助金(特別支援学校・入学金)の補助金額>

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金取扱要領に基づき、学校が生徒・保護者から申請書を取りまとめ、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。

1人100,000円は全日制高等学校にあわせて決定された。

17)私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金（幼稚園）

H24年度予算 (円)	56,708,000	H24年度交付実績 (円)	13,667,534
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成23年度	終期年度	平成26年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立幼稚園被災幼児保育料軽減事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 園児・保護者の保育料軽減 東日本大震災により被災等したものの保育料等負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者で当該幼稚園の園児に係る保育料等の軽減事業を実施するものに対して、補助金を交付する。平成26年度までの時限的なものである。</p> <p>② 補助金交付の目的 県内私立幼稚園に在園する被災幼児及び保護者の経済的負担を軽減するため。</p>				
補助対象者(受領者)	園児及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	80	18,301	-	18,301	-
H24	88	13,667	-	13,667	-
※ 財源の「その他」は基金である。					

<私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金（幼稚園）の補助金額>

埼玉県私立幼稚園被災幼児保育料軽減事業補助金取扱要領に基づき、幼稚園が園児・保護者から申請書を取りまとめて、県に交付申請を行い、県が審査の後決定する。平成24年は343,677円である（県平均単価と全国平均を比べ、いずれか小さい方に決定する）。

（参考）私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金の制度概要

私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金は、後述のように、予算上は学校の種類ごとに4つに区分されているが、根拠及び交付基準は同様の趣旨となっているため、概要をまとめておく。

<区分>

私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金は、事務的には以下のように交付対象で区分している。

	対象私立学校の区分
Q	幼稚園
R	中学校
S	高等学校
T	専修学校・各種学校

<根拠>

	Q	R	S	T
埼玉県私立幼稚園被災幼児保育料軽減事業補助金交付要綱	○			
埼玉県私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱		○	○	
埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱				○

18)私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金（中学校）

H24 年度予算 (円)	1,952,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 26 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減</p> <p>私立中学校を設置する学校法人が、東日本大震災に起因する事情により、私立中学校の生徒の授業料、入学金及び設備整備費の軽減事業を実施するものに対して、補助金を交付する。平成 26 年度までの時限的なものである。</p> <p>②補助金交付の目的 県内私立中学校に在学する被災生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため。</p>				
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	2	850		850	-
H24	-	-	-		-
(注) 財源は、基金である。					

<私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金（中学校）の補助金額>

補助の対象となる経費は「学校法人が事業に要する経費」とする。
 補助額は、事業実施年度の前年度における学校種毎の県平均単価（県平均単価が全国平均単価を上回る場合は、全国平均単価）×当該事業の対象となる生徒の数（上限）
 小学校に対するものは、中学校分の予算で対処する。

19)私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金（高等学校）

H24 年度予算 (円)	6,509,000	H24 年度交付実績 (円)	2,899,552
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 26 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減 私立高等学校を設置する学校法人が、東日本大震災に起因する事情により、私立高等学校の生徒の授業料、入学金及び設備整備費の軽減事業を実施した場合に、当該設置者に対して補助金を交付する。平成 26 年度までの時限的なものである。 ②補助金交付の目的 県内私立高等学校に在学する被災生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため。				
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-

H22	-	-	-	-	-
H23	8	1,609	-	1,609	-
H24	6	2,899	-	2,899	-

※ 財源の「その他」は基金である。

<私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金（高等学校）の補助金額>

補助の対象となる経費は「学校法人が事業に要する経費」とする。

補助額は、事業実施年度の前年度における学校種毎の県平均単価（県平均単価が全国平均単価を上回る場合は、全国平均単価）×当該事業の対象となる生徒の数（上限）

20)埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金

H24 年度予算 (円)	36,465,000	H24 年度交付実績 (円)	7,977,600
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課					
性質別分類	奨励補助					
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 26 年度			
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱					
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 生徒・保護者の授業料負担軽減 私立専修学校及び各種学校（私立専修学校等）の設置者が、東日本大震災に起因する事情により、私立専修学校等の生徒の授業料、入学金及び設備整備費の軽減事業を実施した場合に、当該設置者に対して補助金を交付する。</p> <p>②補助金交付の目的 県内の私立専修学校、各種学校に在学する被災幼児児童生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため。経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保に資する。</p>					
補助対象者(受領者)	生徒及び保護者					
過去の補助金の交付実績と財源	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">交付実績</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">補助金の財源（千円）</td> </tr> </table>				交付実績	補助金の財源（千円）
	交付実績	補助金の財源（千円）				

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	12	9,175	-	9,175	-
H24	10	7,977	-	7,977	-

(注) その他財源は、基金である。

<埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金の補助金額>

補助の対象となる経費は「設置者が事業に要する経費」とする。

補助の額

① 専修学校高等課程

事業実施年度の前年度における私立高等学校の県平均単価（県平均単価が全国平均単価を上回る場合は、全国平均単価）×当該事業の対象となる生徒の数（上限）

② 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校

設置者が当該生徒に行った授業料等免除額の3分の2に相当する額を補助する。

21)私立高校耐震化促進事業補助金

H24 年度予算 (円)	133,332,000	H24 年度交付実績 (円)	51,614,000
-----------------	-------------	-------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立学校（高等学校等）耐震改修促進事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立高等学校等の校舎の耐震補強工事 埼玉県内に所在する私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設		

	<p>置する学校法人が、地震により倒壊の危険性の高い建築物の耐震診断及び耐震改修並びに非構造部材の耐震対策工事を実施する場合、それに要する費用の一部を補助する。私立高等学校等の校舎の耐震化を促進し、生徒の安全を確保するために継続交付が必要だが、埼玉県の校舎の耐震化率 100%の期限目標である平成 27 年度まで期限を定めて交付している。</p> <p>②補助金交付の目的 私立高等学校等の校舎の耐震化を促進し、生徒の安全を確保するとともに、教育環境の充実を図る。</p>																																									
補助対象者(受領者)	学校法人																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額(千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2</td> <td>17,629</td> <td>-</td> <td>13,000</td> <td>4,629</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>3</td> <td>51,614</td> <td>-</td> <td>38,000</td> <td>13,614</td> </tr> </tbody> </table> <p>※財源「その他」は全て県債である。県債の財源割合は、資本的支出の 75%である。</p>	年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源	H20	-	-	-	-	-	H21	-	-	-	-	-	H22	-	-	-	-	-	H23	2	17,629	-	13,000	4,629	H24	3	51,614	-	38,000	13,614
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																							
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源																																					
H20	-	-	-	-	-																																					
H21	-	-	-	-	-																																					
H22	-	-	-	-	-																																					
H23	2	17,629	-	13,000	4,629																																					
H24	3	51,614	-	38,000	13,614																																					

<私立高校耐震化促進事業補助金の補助金額>

補助対象内容、補助対象経費、補助対象限度額及び補助率は、埼玉県私立学校(高等学校等)耐震改修促進事業補助金交付要綱の別表のとおりであり、補助率は補助対象経費の 1/6(上限あり)。国の補助率が 1/3 または 1/2 であることを基準としている。

埼玉県内の私立高校と県立高校の耐震化率の推移

	H23年4月1日	H24年4月1日	H25年4月1日
私立高校	76.8%	80.1%	82.4%
県立高校	100.0%	100.0%	100.0%

22)私立幼稚園耐震化促進事業補助金

H24 年度予算 (円)	501,609,000	H24 年度交付実績 (円)	221,239,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校（幼稚園）耐震改修事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 私立幼稚園の園舎の耐震補強工事又は改築工事 (平成 24 年度までは耐震診断も対象) 学校法人立幼稚園及び個人立等幼稚園を設置する者が、一定の耐震化事業を行う場合において、その経費の一部を補助する。 幼稚園の園舎の耐震化を促進し、幼児の安全を確保するために継続交付が必要だが、耐震化率 100%の期限目標である平成 27 年度まで期限を定めて交付している。</p> <p>②補助金交付の目的 私立幼稚園の園舎の耐震化を促進し、園児の安全を確保するとともに、教育環境の充実を図る。 私立幼稚園の園舎の耐震化を促進することにより、園児の安全を確保することができるために公益上必要。幼稚園は私立に通う園児の割合が 96%と高く、耐震化は社会的に必要なものであり、補助金の交付は不可欠である。</p>		
補助対象者(受領者)	学校法人等		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-

H23	74	136,624	-	40,000	96,624
H24	103	221,239	-	64,000	157,239

※財源「その他」は全て県債である。H24年度は、耐震補強工事、建替え工事5件、98件耐震診断の実績。

<私立幼稚園耐震化促進事業補助金に対する県の考え方について>

耐震化事業は、①耐震診断、②耐震補強工事及び付帯工事、③改築工事及び付帯工事があるが、私立学校（幼稚園）耐震改修事業費補助金交付要綱によれば、全ての事業を補助対象としているのは学校法人立の幼稚園のみである。個人立幼稚園は耐震診断事業のみに対して補助事業としている。

県が、非学校法人立幼稚園が実施する耐震補強工事及び改築工事を補助対象としない理由は次の2つである。

①個人立幼稚園については、園舎は個人の所有となっている。個人所有の園舎の耐震補強工事や改築工事を補助対象とする場合には、個人の資産が増加することとなってしまう。

②県では非学校法人立幼稚園について、学校法人化を促進している。県としては、非学校法人立幼稚園の耐震補強工事や改築工事を補助対象としないことにより、学校法人化を促進したいという思惑がある。現に耐震改修事業費補助を受けたいという理由により、学校法人化しようとしている幼稚園が2園ある。

学校法人化目的とはいえ個人立幼稚園を耐震工事等の補助対象外としていることは補助事業に対する機会の公平性が保たれているとは言い難い。学校法人化促進の問題と耐震化促進の問題は別の問題としてとらえるべきである。しかし、個人的財産の増加を認めないという主張には意味があり、補助対象範囲は適正と考えられる。

<私立幼稚園耐震化促進事業補助金の補助金額>

補助対象内容、補助対象経費、補助対象限度額及び補助率は交付要綱の別表のとおりである。補助率は補助対象経費の一定率であり、耐震補強工事と改修工事は国庫補助の補助率と同じである。国か県かいずれかを選択することになる。

埼玉県内の私立幼稚園と公立幼稚園の耐震化率の推移

	H23年4月1日	H24年4月1日	H25年4月1日
私立幼稚園	62.8%	68.8%	72.5%
公立幼稚園	71.9%	72.7%	77.3%

23)特別支援教育費補助金（国庫補助対象）

H24 年度予算 (円)	519,792,000	H24 年度交付実績 (円)	470,326,588
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 54 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校振興助成法第 9 条 私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金交付の対象となる事業の内容 学校法人立幼稚園において、心身障害児が 2 名以上在園し、特別支援教育が行われていること ②補助金交付の目的 心身障害児の私立幼稚園への就園の促進、特別支援教育の充実と振興				
補助対象者(受領者)	学校法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	129	399,840	199,920	-	199,920
H21	128	406,112	198,119	-	207,993
H22	138	431,200	200,512	-	230,688
H23	151	466,843	199,500	-	267,343
H24	160	470,326	206,707	-	263,619

<特別支援教育費補助金（国庫補助対象）の補助金額>

交付申請書の内容を精査した上で交付要綱に基づき決定している。

心身障害児1人当たり784,000円を上限にその2分の1ずつをそれぞれ国と県が負担。ここ4年間は、国の予算の圧縮（圧縮率が増加している）のため、県の負担が増えている。幼稚園に毎年配布する「補助金の概要」に単価が記載されている。

24)特別支援教育費補助金（県単補助対象）

H24年度予算 (円)	43,512,000	H24年度交付実績 (円)	39,788,000
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和54年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱				
補助事業の目的	①補助金交付の対象となる事業の内容 私立幼稚園において、心身障害児が在園し、特別支援教育が行われていること ②補助金交付の目的 心身障害児の私立幼稚園への就園の促進、特別支援教育の充実と振興				
補助対象者(受領者)	私立幼稚園設置者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	74	31,861	-	-	31,861
H21	83	34,994	-	-	34,994
H22	75	33,428	-	-	33,428
H23	65	41,356	-	-	41,356
H24	73	39,788	-	-	39,788

＜特別支援教育費補助金（県単補助対象）の補助金額＞

交付申請書の内容を精査した上で交付要綱に基づき決定している。

心身障害児 H22: 261,000 円 H23~:392,000 円

25)幼稚園が行う子育て支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,800,000	H24 年度交付実績 (円)	4,406,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	幼稚園が行う子育て支援事業補助金交付要綱 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）取扱要領		
補助事業の目的	<p>① 補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>私立幼稚園が市町村と密接に連携し、自園園児以外の幼児も対象とする子育て支援事業（子育て相談事業、未就園児保育事業、園庭・園舎の開放事業、子育て情報提供事業、子育て講座・講演会事業等）</p> <p>平成 21 年度予算編成にあたり、事業の重点化を図り、効果的な交付を行うことを目的に見直しを行った。この事業については、補助開始以降対象園が増加し、子育て支援事業の実施が各幼稚園に定着しつつあることを踏まえ、新規に事業を実施する場合や実施率の低い補助対象事業（子育て相談事業等）に重点を絞り補助を行っていくこととした。</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るために、県内に所在する私立幼稚園が、施設や幼児教育機能を広く地域に開放し、地域における幼児教育センターとしての役割を果たすよう、市町村と協力して子育て支援事業を実施する場合に、その事業に要する経費を予算の範囲内において補助する。</p> <p>「幼児教育センター」の内容としては、幼稚園教育要領（第 3 章の第 2 の 2）に「幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配</p>		

	慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」とある。 この補助事業は、国庫補助事業である。				
補助対象者(受領者)	学校法人立私立幼稚園				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	59	8,000	4,000	-	4,000
H21	21	4,800	2,400	-	2,400
H22	28	4,800	2,400	-	2,400
H23	17	4,406	2,006	-	2,400
H24	18	4,406	2,006	-	2,400

<幼稚園が行う子育て支援事業補助金の補助金額>

交付申請書の内容を精査した上で交付要綱に基づき決定している。

予算上では、事業1件当たり400千円を上限とし、そのうち1/2は国庫補助金(県の補助率1/2)。

【意見15】 個人幼稚園を補助対象から外していることについて再考察を行うべき

幼稚園を全て学校法人にするという政策的な目的からこの補助金については個人立幼稚園を補助対象から除いている。国も学校法人のみ補助の対象としていることに追随した形である。補助金交付の趣旨、つまり公益上の必要性からすれば、このような区別は機会の公平性の観点から疑問である。幼稚園の法人化を促進するという政策を遂行することが必要ならば、別の形で区別を行うべきではないか。

26)幼稚園が行う子育て支援事業補助金（相談事業補助）

H24 年度予算 (円)	1,615,000	H24 年度交付実績 (円)	1,615,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	幼児教育の子育て支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容 (社) 全埼玉私立幼稚園連合会が設置する幼児教育センターの行う幼児教育相談について補助を行う。</p> <p>②補助金交付の目的 少子化や核家族化、都市化などの社会環境の変化が、子育て相談の相手の不在等、子育てに大きな影響を与えている。子育てに不安を持つ保護者等の幼児教育相談に対応し、情報提供を充実する(社) 全埼玉私立幼稚園連合会の実施事業への補助を行うことにより、子育てに不安を抱える保護者の軽減につながる。</p>		
補助対象者(受領者)	(社) 全埼玉私立幼稚園連合会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,615	-	-	1,615
H21	1	1,615	-	-	1,615
H22	1	1,615	-	-	1,615
H23	1	1,615	-	-	1,615
H24	1	1,615	-	-	1,615

<県と市町村との負担についての県の考え方>

県単事業であるが、市町村に同様の補助事業があるかの確認をしていない。この理由は、補助対象である（社）全埼玉私立幼稚園連合会は、埼玉県全体の私立幼稚園の総括的立場にある団体であり、特定の市町村が単独で補助を行うことは考えられないためである。

下記「幼稚園が行う子育て支援事業補助金（幼児教育センター設置費）」及び「幼稚園が行う子育て支援事業補助金（情報提供事業補助）」についても同様の主旨である。

（参考）幼児教育の子育て支援事業補助金交付要綱の補助事業について

社団法人全埼玉私立幼稚園連合会に対する補助金の補助対象経費との関係は以下のとおり（交付要綱第3条）

補助事業	補助金	補助対象経費
幼児教育相談事業	相談事業補助	幼児教育に関するカウンセリング等、相談事業のための相談員の報償費等
	幼児教育センター設置費	幼児センターの設置に関する施設借上料、管理費及び図書費等
発達障害児への支援や親の養育力向上等の今日的課題に関する情報提供事業	情報提供事業補助	子育て情報誌の発行に要する印刷製本費及び通信運搬費等並びに子育てフォーラムの開催に要する会場借上料及び講師謝礼等

【意見 16】 補助対象経費の内訳については発生費用のどこまで含めるかを文章化すべき

下記「幼稚園が行う子育て支援事業補助金（幼児教育センター設置費）」の項でまとめて記載している。

27)幼稚園が行う子育て支援事業補助金（幼児教育センター設置費）

H24 年度予算 (円)	2,550,000	H24 年度交付実績 (円)	2,550,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 16 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	幼児教育の子育て支援事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	①補助金交付の対象となる事業の内容 (社)全埼玉私立幼稚園連合会が設置する幼児教育センターの設置費補助を行う。 ②補助金交付の目的 子育てに不安を持つ保護者等の幼児教育相談に対応し、情報提供を充実するため、(社)全埼玉私立幼稚園連合会が実施する幼児教育相談事業に必要なセンター設置費について補助を行う。				
補助対象者(受領者)	(社)全埼玉私立幼稚園連合会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	2,550	-	-	2,550
H21	1	2,550	-	-	2,550
H22	1	2,550	-	-	2,550
H23	1	2,550	-	-	2,550
H24	1	2,550	-	-	2,550

【意見 17】 補助対象経費の内訳については発生費用のどこまで含めるかを文章化すべき

幼稚園が行う子育て支援事業補助金は、3つの補助事業があり、補助事業に対する補助対象経費は幼児教育の子育て支援事業補助金交付要綱で各々次のように定められている。

相談事業補助は、「幼児教育に関するカウンセリング等、相談事業のための相談員の報酬費等」、幼児教育センター設置費は「幼児教育センターの設置に要する施設借上料、

管理費及び図書費等」、情報提供事業補助は「子育て情報誌の発行に要する印刷製本費及び通信運搬費等並びに子育てフォーラムの開催に要する会場借上料及び講師謝礼等」である。

しかし、これら補助対象経費の「等」の範囲を定める方針や基準書が作成されておらず、不明瞭であるため、文章化して特定すべきである。

28)幼稚園が行う子育て支援事業補助金（情報提供事業補助）

H24 年度予算 (円)	3,000,000	H24 年度交付実績 (円)	3,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	幼児教育の子育て支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>(社)全埼玉私立幼稚園連合会が行う子育て情報誌等発行事業及び子育てフォーラム等開催事業</p> <p>平成 23 年度予算編成にあたり、限られた財源を効果的に配分するため、私立幼稚園関係予算の見直しを行った。子育てに不安を持つ保護者等の幼児教育相談への対応及び情報提供の充実について検討した結果、幼児教育の今日的課題である発達障害児への支援や親の養育力向上等について補助の充実を図る必要があることから、情報提供事業に対する補助を行うこととした。</p> <p>(社)全埼玉私立幼稚園連合会が行う子育て情報誌発行事業及び子育てフォーラム等開催事業は、発達障害児への支援や親の養育力向上等の今日的課題についての保護者等の理解を深めるものであるため、新たに補助を行った。</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>子育てに不安を持つ保護者等の幼児教育相談に対応し、情報提供を充実するため、発達障害児への支援や親の養育力向上等の今日的課題に関する情報提供事業について補助を行う。</p>		
補助対象者(受領者)	(社)全埼玉私立幼稚園連合会		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	0	-	-	-	-
H21	0	-	-	-	-
H22	0	-	-	-	-
H23	1	3,000	-	-	3,000
H24	1	3,000	-	-	3,000

【意見 18】 補助対象経費の内訳については発生費用のどこまで含めるかを文章化すべき

上記「幼稚園が行う子育て支援事業補助金（幼児教育センター設置費）」の項でまとめて記載している。

29)私立学校振興資金融資貸付金利子補助（過年度貸付分）

H24 年度予算 （円）	5,052,000	H24 年度交付実績 （円）	3,847,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	昭和 35 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	埼玉県私立学校振興資金融資要綱 埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助要綱		
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>県は、総務部学事課が所管する「埼玉県私立学校振興資金融資要綱」に基づき、融資を受けた学校法人等の金利負担を軽減するため、私立学校振興資金融資取扱金融機関に対して、利子補給金を交付する。</p> <p>・地震等に対する安全性の向上を目的とした校舎の改築又は修繕</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の新築、増築、改築又は修繕 ・校地の購入 ・教育機器の購入 ・調理室、食堂等の改修並びに保冷库、調理器材等の購入 <p>なお、この事業を継続するか否かの見直しを行った結果、継続することを決定した。その理由は以下のとおり。</p> <p>緊急の課題である幼稚園園舎等の耐震化を促進するための支援策が必要となっている。耐震診断の結果、園舎の補強工事や改築が必要な場合には、多額の費用を必要とし財政力の弱い幼稚園にとっては大きな負担となっている。工事に対する補助金制度があるが、自己負担部分については金融機関からの借入に頼らざるを得ない状況であるため、当制度は維持する必要がある。</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>学校法人等が、教育環境の充実や特色ある教育の推進を図るため、校(園)舎の建築や、校(園)地の購入等を行うにあたり、金融機関から融資を受けた場合に、学校法人等の金利負担を軽減するため、県が利子の一部を取扱金融機関に対して補給するもの。</p>					
補助対象者(受領者)	<p>取扱金融機関</p> <p>埼玉りそな銀行、武蔵野銀行及び埼玉縣信用金庫</p> <p>(なお、現在利子補給している学校等は 20 校 (20 回))</p>					
過去の補助金の交付実績と財源						
		交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源	
H20	6	6,717	-	-	6,717	
H21	6	5,824	-	-	5,824	
H22	6	4,459	-	-	4,459	
H23	6	4,347	-	-	4,347	
H24	6	3,847	-	-	3,847	

<私立学校振興資金融資貸付金利子補助(過年度貸付分)の補助金額>
 利子補助申請の内容を精査した上で補助要綱に基づき決定している。

利子補給率：0.9%（H17年度以前）、H17年度から0.8%（金融機関との交渉による）
 下記「私立学校振興資金融資貸付金利子補助（新規貸付分）」についても同様である。

30)私立学校振興資金融資貸付金利子補助（新規貸付分）

H24年度予算 (円)	2,284,000	H24年度交付実績 (円)	80,000
----------------	-----------	------------------	--------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	昭和 35 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県私立学校振興資金融資要綱 埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助要綱		
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>県は、総務部学事課が所管する「埼玉県私立学校振興資金融資要綱」に基づき、融資を受けた学校法人等の金利負担を軽減するため、私立学校振興資金融資取扱金融機関に対して、利子補給金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震等に対する安全性の向上を目的とした校舎の改築又は修繕 ・校舎等の新築、増築、改築又は修繕 ・校地の購入 ・教育機器の購入 ・調理室、食堂等の改修並びに保冷庫、調理器材等の購入 <p>※継続交付の理由については、上記「私立学校振興資金融資貸付金利子補助（過年度貸付分）」と同じ。</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>学校法人等が、教育環境の充実や特色ある教育の推進を図るため、校(園)舎の建築や、校(園)地の購入等を行うにあたり、金融機関から融資を受けた場合に、学校法人等の金利負担を軽減するため、県が利子の一部を取扱金融機関に対して補給するもの。</p>		
補助対象者(受領者)	取扱金融機関 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫 (なお、平成 24 年度は新規 3 件(半期に一回で、6 回))		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	6	268	-	-	268
H21	6	132	-	-	132
H22	6	325	-	-	325
H23	6	182	-	-	182
H24	6	80	-	-	80

31) 日本私立学校振興・共済事業団補助金

H24 年度予算 (円)	408,984,000	H24 年度交付実績 (円)	407,722,896
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 29 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立学校教職員共済法第 35 条第 4 項 日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団が実施する長期給付事業。 長期給付には、加入者又は加入者であった人の退職、障害及び死亡を給付事由として、それぞれ退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団が実施する長期給付事業に対し補助を行うことにより、加入している教職員（加入者）及び私立学校（設置者）が負担する掛金の軽減を図る。 この長期給付事業は加入者や遺族の生活の安定のために支払われる年金や</p>		

	一時金の給付事業であり、教職員の福利厚生を図ることにより、資質の豊かな教職員の確保を図り、県民に充実した教育を提供することにつながるため。教職員の年金給付に対する補助であり、元々国が行っていた補助事業である。教職員の掛金を軽減する。財源はすべて地方交付税交付金で賄っている。				
補助対象者(受領者)	日本私立学校振興・共済事業団				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	388,254	-	-	388,254
H21	1	394,402	-	-	394,402
H22	1	399,788	-	-	399,788
H23	1	404,756	-	-	404,756
H24	1	407,722	-	-	407,722

(参考1) 私立学校教職員福利厚生費補助について

共済事業補助金事業は2つがあり、その根拠は以下のとおりである。。

根拠	日本私立学校 振興・共済事 業団補助金	私学教職員退 職金共済事業 補助金
私立学校教職員共済法第35条第4項	○	
日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱	○	
私学教職員退職金共済事業補助金交付要綱		○

(参考2) 公立及び私立の共済掛金の掛金率の比較

私立学校の掛金率は、公立学校の掛率よりも高く、負担が多くなっている。

	掛金率	ソース
公立学校	101.35/1,000	公立学校共済組合ホームページ
私立学校	138.26/1,000	共済事業団からの通知

<日本私立学校振興・共済事業団補助金の補助金額>

交付申請書の内容を精査した上で交付要綱に基づき決定している。

補助率は 8/1,000 であり、加入者の標準給与総額に 8/1,000 を乗じた額が補助金の額である。

対象学校の平成 24 年度総標準給与月額合計 50,965,362 千円 \times 8/1,000 = 407,722.896 円 (平成 24 年度実績)

<日本私立学校振興・共済事業団補助金の目的適合性の検証をしていないことへの考え方>

日本私立学校振興・共済事業団から各私立学校への掛金に係る通知を受け、実績報告書の検証を行う。実績報告書の正確性の検証は、日本私立学校振興・共済事業団から送付される学校毎の実績の内訳書により確認している。

効果の確認としては、県補助金分の掛金率が減じられていることを確認している。掛け率の減額は確認されているが、これは補助金が交付の結果として当然の結果であり、公益の観点から交付目的に適合しているかの検証はしていない。しかし、当該補助制度は他の国家公務員や地方公務員の共済制度に準じた制度とするために、私学共済法第 35 条第 4 項に規定されたものであるため、そもそも交付目的に適合しているかの検証は必要の無いものと考えている。

32)私学教職員退職金共済事業補助金

H24 年度予算 (円)	940,332,000	H24 年度交付実績 (円)	940,332,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私学教職員退職金共済事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	①補助金交付の対象となる事業の内容 私立学校教職員のための退職金共済事業を行っている各団体が学校法人等から掛金の納付を受け、当該学校法人等の使用する教職員等の退職について知事の承認を得て定めた退職金共済契約約款若しくは退職金財団規約、又は退職基金共済事業管理運営規則、同共済業務運営規則及び同運営細則の規定		

	<p>に従い、当該学校法人等に共済金又は退職手当資金を交付する事業</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>私立学校教職員のための退職金共済事業を行っている各団体に対し、責任準備金（＝将来、退職金を滞りなく支払うために現在保有すべき準備金）の不足額を補填するために要する経費を補助する。</p>
補助対象者（受領者）	<p>私立学校教職員のための退職金共済事業を行っている各団体</p> <p>（私学振興財団、私立幼稚園教職員退職金財団及び専修学校各種学校協会の3団体のみ）</p>

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	903,695	-	-	903,695
H21	1	930,449	-	-	930,449
H22	1	935,890	-	-	935,890
H23	1	940,240	-	-	940,240
H24	1	940,332	-	-	940,332

（参考）私立学校職員退職金基金補助の概要

A) 補助対象団体、学種ごとの退職金基金団体（H20年4月1日現在）

学種	団体名	団体設立 年	加入団体数	加入者数	総標準給与月 額
小・中・高・ 特別支援学 校	財団法人埼 玉県私学教 職員福祉財 団	S40	41 法人	3,245 人	1,231,742 千円
幼稚園	財団法人埼 玉県私立幼 稚園教職員	S42	547 園	7,086 人	1,644,850 千円

	退職金財団				
専修・各種学校	社団法人埼玉県専修学校各種学校教育振興会	S60	38校	512人	144,520千円

B) 県補助掛金率の推移

学種/年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21 ～	全国平 均値
小・中・高・特別支援学校	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27.0
幼稚園	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	25.3
専修・各種学校	17	18	19	19	19	19	19	19	19	19	26.1

C) 責任準備金不足額 (H20年3月31日現在)

(単位：千円)

学種/項目	責任準備金(A)	保有資産(B)	責任準備金不足額 (A-B)
小・中・高・特別支援学校	25,197,936	15,924,590	9,273,346
幼稚園	10,003,598	8,882,193	1,121,405
専修・各種学校	1,517,653	1,006,575	511,078

<私学教職員退職金共済事業補助金の補助金額>

交付申請書の内容を精査した上で交付要綱に基づき決定している。

3団体に対する補助金の算定基礎：「交付年度の前年度の4月の教職員の総標準給与月額×12月×補助率＝補助額」

「補助率」は、県が独自に決定

平成24年度補助率

幼稚園、小中高、特別支援学校・・・1000分の26

専修学校、各種学校・・・1000分の19

補助率の根拠は、総標準給与月額の1000分の36が地方特別交付税措置されているのでその範囲内で決定している。

平成21年度に決定。21年度までは引き上げられてきた。以降は一定で推移している。

なお、どの団体も保有資産が責任準備金を超えている状況でないため、今後も継続交付が必要と考えている。平成 21 年度に補助金の見直しを行い、団体からの要望を受け、予算審査過程において検討した結果、補助率を増加した。

(参考) 都道府県の補助金率について

平成 24 年度の私立学校振興・共済事業団補助率及び退職金財団・社団設置者負担率の一覧は、次ページの表のとおりである(出典・学事課)。

<私立学校教職員のための退職金共済事業に係る責任準備金不足額への充当の公益性について>

この補助金は、上記の日本私立学校振興・共済事業団補助金と異なり法律に基づくものではなく、最終的には教員の個人的な財産の増加に結びつくものと考え、この補助金は公益上というより構成員の共益上の必要性で存在していると考えられる。責任準備金不足額への充当が公益上必要なか否か、については、県は以下のように考えている。

「補助金の交付先である各団体が実施する退職金共済事業は、私立学校が資質の豊かな教職員を確保し、県民に充実した教育を提供することを事業目的としており、当該補助金の交付目的も同様である。この目的を達成するためには、各団体が財政面で安定的に事業を運営する必要があるが、そのためには責任準備金の充足が不可欠である。この補助金の交付によって、責任準備金が充足されれば、各団体は安定的に事業を運営することができるようになる。これにより、私立学校は資質の豊かな教職員を確保し、県民に充実した教育を提供できるようになる。

当該補助金は、退職金を受け取る私立学校の教職員ではなく、充実した教育を受けることができるようになる県民が受益者であって、公益上必要なものである。」

つまり、埼玉県内の教員の退職金共済制度及び他県の私立学校の退職金共済制度との関係で、その掛け金及び退職金額の水準に乖離が無いようにすることによって、埼玉県内の私立学校に教員が就職し勤務することを止めないようにすることがこの補助金の意義と考えられる。

本件補助の目的は、退職金共済事業の安定的な運営を支援することで私立学校の教職員の就業条件の維持・充実を図り、県民が学校教育を安定して享受できる環境の整備に資することであるので、究極的には受給者である教職員の個人的な財産に反映されるとしても、そこには公益目的が存在すると考えるべきであろう。

33)私立幼稚園新規採用教員研修促進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	4,436,000	H24 年度交付実績 (円)	4,436,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部学事課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 4 年度	終期年度	—

根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	私立幼稚園新採用教員研修促進事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>①補助金交付の対象となる事業の内容 全埼玉私立幼稚園連合会が行う新規採用教員研修に関する事業</p> <p>②補助金交付の目的 私立幼稚園における新採用教員の資質の向上を図るため 私立学校(幼稚園)は公教育の一翼を担っていることから、私立幼稚園の教員の資質を向上させる必要があるため。</p> <p>※公立幼稚園は、教育公務員特例法附則第4条の規定に基づき、新規採用者の研修を義務づけている。私立幼稚園は、教育職員養成審議会答申(昭和62年12月18日)の趣旨に沿い、実施する。公立幼稚園は、県の教育センター(11回)、私立幼稚園は、(社)全埼玉私立幼稚園連合会で実施する研修(10回)に参加する。毎年600~700人研修を受ける。</p>				
補助対象者(受領者)	(社)全埼玉私立幼稚園連合会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	5,273	-	-	5,273
H21	1	4,956	-	-	4,956
H22	1	4,436	-	-	4,436
H23	1	4,436	-	-	4,436
H24	1	4,436	-	-	4,436

【意見 19】 補助対象経費の明確な運用が必要

この補助金の補助対象経費は、①研修に参加する教員の出張費及び②連合会が研修を運営するに当たり負担する経費(運営費)である。しかし実際の補助対象経費の中には、補助対象とすべきか否か疑問の残る支出が含まれている。経費として何を含めるか具体的な方針又は基準を作成して運用するべきである。

(4) 税務課

1)納税協力団体補助（埼玉県石油業協同組合）

H24 年度予算 (円)	3,470,000	H24 年度交付実績 (円)	3,470,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	総務部税務課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和 28 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	県税納税協力団体に対する補助金交付要領				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 軽油引取税の納期内納入の促進、軽油引取税の啓蒙、脱税防止の促進、不正軽油の販売防止等 ②補助金交付の目的 運営費及び上記事業活動の補助				
補助対象者(受領者)	埼玉県石油業協同組合				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	3,470	-	-	3,470
H21	1	3,470	-	-	3,470
H22	1	3,470	-	-	3,470
H23	1	3,470	-	-	3,470
H24	1	3,470	-	-	3,470

<補助金の効果>

公益性に関しては、当団体の組合員に対する納期内納入の要請活動、県内消費分の県内納税促進及び不正軽油の販売防止等の諸事業は、軽油引取税の増収と徴収率の向上及び税務行政の円滑な運営に対し、多大な効果があるもので、公益上必要であると考えている。

効果については、納税率の上昇によって裏付けられていると考えている。

軽油引取税調定額の過去5年間の推移（単位：百万円）

H20年度	43,742
H21年度	38,444
H22年度	43,679
H23年度	43,837
H24年度	44,889

※「埼玉県税務概況」より

また、不正軽油事案課税処分額の5年間の推移をみると、減少傾向にあり、その面でも効果があると考えられる。

不正軽油事案課税処分額の5年間の推移（単位：千円）

H20年度	43,672
H21年度	23,031
H22年度	33,630
H23年度	7,656
H24年度	2,396

4. 県民生活部

(1) 共助社会づくり課

1) 地域支え合いの仕組み推進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	36,000,000	H24 年度交付実績 (円)	34,863,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部共助社会づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業 補助金交付要綱		
補助事業の目的	元気な高齢者等のボランティアが、援助の必要な高齢者等を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につなげるもの。		
補助対象者(受領者)	各市町村で「地域支え合いの仕組み」の実施に際して実施主体となる団体(社会福祉協議会、商工会、自治会、NPO 法人)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	10	16,551	16,551	-	-
H22	21	31,994	-	3,809	28,185
H23	26	33,435	-	10,750	22,685
H24	25	34,863	-	16,000	18,863

※平成 22 年度はシラコバト長寿社会福祉基金本体分から 3,809 千円充当した。平成 23 年度及び平成 24 年度は埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金のうち介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(国からの交付金)を補助金の財源の一部とした。

<地域支え合いの仕組み>

元気な高齢者等が援助の必要な高齢者等の生活支援を行い、その謝礼を地域商品券や地域通貨として受け取る。そのような地域支え合いの仕組みに取り組む例が県内に広がっている。県では、①高齢者等の日常生活の安心確保、②元気な高齢者の介護予防、③地域経済の活性化という、いわば一石三鳥の効果のある「地域支え合いの仕組み」（愛称：安心おたすけ隊）が県内各地に広がるよう支援している。

この「地域支え合いの仕組み」の実施状況は、平成 25 年 10 月末現在 63 市町村の内 43 市町で実施されている。また、その実施主体は以下のとおりである。

社会福祉協議会 21 か所

商工会・商店街 14 か所

NPO 法人・自治会等 8 か所

当該補助金は、補助対象期間が 3 年で、補助限度額が以下のとおりである。

初年度 200 万円

2 年度 150 万円

3 年度 100 万円

【意見 20】商品券の残高管理について

商品券の残高管理（発行→使用→未使用残高）において、発行総数及び使用総数については把握しているが、商品券 1 枚 1 枚の使用・未使用までは把握していない。使用未使用についても個別に把握できるように台帳作成等の工夫をすることが望まれる。また、有効期限のある商品券が無駄にならないように、所有者に対し使用について働きかけをしていくことが望ましい。

2) 彩の国コミュニティ協議会運営費等補助金

H24 年度予算 (円)	7,623,000	H24 年度交付実績 (円)	7,623,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部共助社会づくり課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩の国コミュニティ協議会運営費等補助金交付要綱		
補助事業の目的	コミュニティ運動を推進し、心のふれあう住みよい地域社会をつくる。		
補助対象者(受領者)	彩の国コミュニティ協議会(そのうちの一部:市町村コミュニティ協議会)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	8,737	-	-	8,737
H21	1	8,492	-	-	8,492
H22	1	8,396	-	-	8,396
H23	1	8,461	-	-	8,461
H24	1	7,623	-	-	7,623

<彩の国コミュニティ協議会>

彩の国コミュニティ協議会は、県民の連携と協働による自主的なコミュニティ活動を県民全体の運動として全県民的かつ総合的に展開することにより、県民の幸せをめざし、心のふれあう豊かで住みよいコミュニティを構築する。当該協議会は、昭和54年6月6日に設立された。会員の状況は、平成25年9月1日現在以下のとおりである。

- ・団体会員 199（県域団体 134・市町村協議会 65）
- ・企業会員 43（埼玉りそな銀行など）
- ・行政会員 36（県及び市町村で構成）

主な事業は以下のとおりである。

- ・顕彰事業（シラコバト賞、あしたのまち・くらしづくり活動賞など）
- ・啓発事業（会報の発行やマスコット「サイコミ君」によるPRなど）
- ・活動支援事業（市町村コミュニティ協議会への助成など）

当該補助金は、以下の様に、彩の国コミュニティ協議会運営費等に交付されている。

(単位：千円)

	H24 年度	H23 年度	H22 年度	H21 年度	H20 年度
顕彰事業（シラコバト賞）	247	1,020	1,020	1,148	1,148
顕彰事業（あしたのまち・くらしづくり活動賞）	-	-	-	10	10
市町村コミュニティ協議会への助成	4,500	4,500	4,500	4,500	4,750
職員賞	2,876	2,851	2,846	2,822	2,817
子ども大学社会体験実習事例発表会	-	90	-	-	-
事務費（旅費）	-	-	30	12	12
計	7,623	8,461	8,396	8,492	8,737

【意見 21】市町村協議会への助成について

市町村協議会への助成は平成 21 年度より 4,500 千円で同額となっている。補助金交付金額は、内容及び必要額をもっと精査して決定すべきである。

3)NPO 活動促進助成事業補助金

H24 年度予算 (円)	37,200,000	H24 年度年交付実績 (円)	20,262,000
-----------------	------------	--------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部共助社会づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県 NPO 活動促進助成事業交付要綱 埼玉県 NPO 活動促進助成事業実施要領		
補助事業の目的	県内の NPO 法人の活動を助成する		
補助対象者(受領者)	NPO 法人		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	※その他	一般財源
H20	36	21,348	-	21,348	-
H21	41	14,822	-	14,822	-
H22	32	8,945	-	8,945	-
H23	30	10,763	-	10,763	-
H24	34	20,262	-	20,262	-

※財源のその他は特定非営利活動促進基金

<補助金の補助金額>

要綱によれば、助成額が年間 200 万円を上限として知事が定める金額である。

<NPO 法人について>

NPO とは、「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、「営利を目的とせず、地域の課題に対して市民が主体となって自発的、継続的に社会貢献活動を行う団体」ということになる。

NPO 法人設立には、県に設立認証の申請を行い、県の審査後、認証を受けることが必要である。埼玉県の NPO 法人の認証状況は、初年度の平成 11 年度が 38 件であったが、年度毎に認定法人数が増加し、平成 24 年度には 1,918 件に及んでいる。

<NPO 基金について>

特定非営利活動促進基金(NPO 基金)とは、県内 NPO の自主的・自発的社会貢献活動に対する支援を行い、その活動を促進するため基金を設置し、NPO 活動の持続的な発展を図ろうとするものである。当該 NPO 基金は、埼玉県条例に基づき基金 1 億円と民間からの寄附から成り立っている。民間からの寄附は以下の 3 つの方法がある。

(1) 団体希望寄附

具体的に支援したい団体が決まっている場合や、活動内容に共感できる団体を支援したい場合

(2) 分野希望寄附

興味のある活動分野がある場合や、一定の活動分野の団体を支援したい場合

(3) 一般寄附

特定の団体や活動分野ではなく、NPO を広く支援したい場合

基金を活用した事業は、平成 24 年度において、「埼玉県 NPO 基金ニュース」で以下の様に紹介されている。

- ・ NPO 活動促進助成事業
- ・ 共助モデル推進事業
- ・ 地域課題解決型協働事業
- ・ NPO 元気なまちづくり助成事業

【意見 22】 NPO 基金の有効活用の工夫について

NPO 基金の残高が平成 25 年 3 月末に 77,878,783 円となっている。

そのうち、分野希望寄附金残高は、27,955,831 円であり、その大部分が「みどりと川の再生」希望の寄附金である。

(分野希望寄附金)

寄附金積立額累計	48,591,831 円	平成 16 年度より平成 24 年度
寄附金取り崩し額	20,636,000 円	平成 17 年度より平成 24 年度
寄附金残高	27,955,831 円	残高率 : 57.5%

(「みどりと川の再生」希望寄附金)

寄附金積立額累計	20,027,817 円	平成 21 年度より平成 24 年度
寄附金取り崩し額	811,000 円	平成 22 年度より平成 24 年度
寄附金残高	19,216,617 円	残高率 : 95.9%

意思ある寄附を希望に沿い有効に活用できるよう、補助金の交付は今後とも継続して工夫されたい。

4) 共助モデル推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,452,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部共助社会づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県共助モデル推進事業助成金交付要綱		

補助事業の目的	NPO 法人が地域のつなぎ役となり、共助の仕組みづくりに取り組む事業へ補助することで共助社会づくりを推進する。				
補助対象者(受領者)	NPO 法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	3	2,452	-	2,452	-

※財源のその他は、特定非営利活動促進基金

NPO 制度及び NPO 基金については、「3) NPO 活動促進助成事業補助金」にて記載している。

【意見 23】 実績報告書に添付する領収書等の添付指導を行うべき

実績報告書を審査した中に、添付資料として旅費交通費支払台帳が原本のまま添付されていた。領収書等の原本は NPO 法人内で保存しておく必要があるため、実績報告書にはコピーを添付するように指導するべきである。

なお、所管は、当該包括外部監査の指摘を受けて、実績報告書を補正し、原本を返却済みとのことである。

5)地域課題解決型協働事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,000,000	H24 年度交付実績 (円)	3,544,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部共助社会づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県地域課題解決型協働事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	地域の課題を解決するために、NPO 法人と多様な主体が協働する事業に補助することで、共助社会づくりを推進する。		
補助対象者(受領者)	NPO 法人		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20					
H21					
H22					
H23	4	1,200		1,200	
H24	4	3,544		3,544	

※財源のその他は、特定非営利活動促進基金

NPO 制度及び NPO 基金については、「3) NPO 活動促進助成事業補助金」にて記載している。

6)NPO 元気なまちづくり助成事業補助金

H24 年度予算 (円)	10,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,251,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部共助社会づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—

根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県 NPO 元気なまちづくり助成事業助成金交付要綱				
補助事業の目的	NPO 法人が行う施設整備に対し助成することで、NPO が行う「まちづくり」を促進する。				
補助対象者(受領者)	NPO 法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他※	一般財源
H20	4	8,654		8,654	
H21	3	11,827		11,827	
H22	3	5,298		5,298	
H23	1	2,000		2,000	
H24	1	1,251		1,251	
※財源のその他は、特定非営利活動促進基金					

NPO 制度及び NPO 基金については、「3) NPO 活動促進助成事業補助金」にて記載している。

(2) 文化振興課

1) 埼玉県文化芸術拠点創造事業

H24 年度予算 (円)	16,000,000	H24 年度交付実績 (円)	15,936,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部文化振興課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県文化芸術振興条例 埼玉県文化芸術拠点創造事業交付要綱		

補助事業の目的	<p>県内において NPO 法人等が、利用されていない歴史的建造物や廃工場、空き教室、空き店舗などを新たな文化芸術拠点として整備・活用する取組を支援することにより、地域の活性化・観光客の誘致を推進する。</p> <p>具体的には、下記の事業活動を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術拠点整備促進事業 <p>NPO 法人等が県内の利用されていない歴史的建造物や廃工場、空き教室、空き店舗などを新たな文化芸術拠点として改修整備する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術拠点活性化事業 <p>上記で整備した施設又は既存の類似施設で開催する県内外から集客を図る文化イベント事業</p>
---------	--

補助対象者(受領者)	NPO 法人、市民活動団体、市町村
------------	-------------------

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	9	9,239	-	-	9,239
H24	10	15,936	-	-	15,936

【意見 24】 交付回数の制限について

当該補助事業について、県のホームページに募集案内等の公表をしていること、及び各市町村、関係 NPO 団体並びに関連団体へ通知しているため、公平性に関して問題はないとのことである。しかし、文化芸術拠点活性化事業（ソフト事業）に関して、平成 24 年度の 6 事業の内 4 事業が継続事業だった。確認したところ、補助金の交付回数に制限を設けていないとのことだった。

ソフト事業は継続することが重要であるが、別の見方をすれば、同一の団体にのみ補助金が交付されることになってしまう。公平性の点からすれば、交付回数に制限を設けて、いろいろな団体に補助金が交付されるような工夫があっても良いのではないかと思料される。

【意見 25】 交付申請における補助事業と従来事業の混合について

文化芸術拠点整備促進事業（ハード事業）の中に、障害福祉事業を実施している NPO 法人からの申請があった。申請書には、従来の障害福祉事業を実施している場所に文化拠点を整備する計画となっていた。しかし、計画を見る限りにおいて、福祉事業とハード事業の整備事業費用が混合している内容となっていた。補助金の助成率は対象経費の 1/2 以内であるから、この場合には助成限度額を超過している可能性もある。

このように、疑問を持たれるような申請・計画が提出された場合には、訂正を求める等の指導があるべきだったものと思料する。

【指摘 1】 実績報告書の提出日について

交付要綱第 12 条には、事業完了後 15 日以内に提出しなければならないと規定されているが、実績報告書の提出日を抽出確認したところ、15 日以内に提出されていなかった。

補助金受領者は交付要綱規定を順守すべきであり、期限を超えて提出された場合には、理由書等の何らかの書面を徴収すべきものと思料する。

2)文化芸術特別企画助成事業

H24 年度予算 (円)	94,061,000	H24 年度交付実績 (円)	78,307,284
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部文化振興課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	平成 18 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団が自主企画、制作する文化芸術事業で、県の文化振興上意義があると知事が特に認める事業を支援することで、芸術性の高い文化芸術作品の鑑賞機会を県民に提供するとともに、県民の創造的な文化芸術活動の活性化を促進するため。				
補助対象者(受領者)	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額	国	その他	一般財源

		(千円)			
H20	1	127,628	-	-	127,628
H21	1	93,497	-	-	93,497
H22	1	73,497	-	-	73,497
H23	1	76,556	-	-	76,556
H24	1	78,307	-	-	78,307

【意見 26】 実績報告書における補助事業の実施期間について

補助金実績報告書における補助事業の実施期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとなっている。つまり、平成 24 年度の全部が補助事業の実施期間である。当該補助事業は平成 18 年度に始まっているが、それ以来同様の取扱いとなっている。

一般的には、実際に当該事業を実施している期間を「補助事業の実施期間」としているが、それと比べると違和感を覚える。これは、この事業が補助事業というよりは、県からの委託事業のような意味合いがあり、1 年を通じて活動をしているからと推察できる。このような活動形態であれば、当年度の活動の中には翌年度の事業に向けた活動が含まれることになり、補助金における運営費についても、直接的な事業対応というよりは間接的な期間対応となっていることになる。

よって、このような実態に合わせるために、補助事業ではなく精算型の委託事業とすることも検討すべきと思料する。

【意見 27】 承認後の書類のファイリングについて

書類審査の段階で確認できたものは、補助金交付確定通知書の案の段階のものであった。その案が承認されており、正式な確定通知書が受領者に提示されているはずである。よって、保存すべき書類ファイルには、承認後としての書類をファイリングしておくべきものと思料する。

【意見 28】 運営費に係る按分比率の算定方法について

補助金は概算払いとなっており、事業期間終了後に精算をしている。精算の対象となるのは補助金のうち運営費の部分であり、主に事業に係る人件費（県派遣職員は除く）である。補助金の受領者である公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団は指定管理者としての業務も行っており、スタッフ等の人件費を公演数の比率で按分して算定し、予算額との差額を県に返還している。

しかし、事業数にはカウントされているが公演数にはカウントされていないものがあった。それらの内容は彩の国さいたま芸術劇場で実施している諸講座である。もしもこれらの講座開催数を勘案すれば補助事業へ按分される比率は低くなったはずであり、かつ、県への返納金額はもう少し多くなったはずである。

按分比率の算定方法について、再検討する余地があるものと思料する。

ちなみに、過去5年間の県への返納額は下表のとおりである。

(単位：円)

年度	予算額	決算額	返納額
平成 20 年度	168,514,000	127,628,390	40,885,610
平成 21 年度	164,022,000	93,497,265	70,524,735
平成 22 年度	103,906,000	73,487,164	30,418,836
平成 23 年度	92,552,000	76,556,735	15,995,265
平成 24 年度	94,061,000	78,307,284	15,753,716
計	623,055,000	449,476,838	173,578,162

3)埼玉県文化振興基金助成事業

H24 年度予算 (円)	16,000,000	H24 年度交付実績 (円)	14,130,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部文化振興課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 60 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県文化芸術振興条例 埼玉県文化振興基金助成事業実施要領 埼玉県文化振興基金助成金交付要綱		
補助事業の目的	県民が主体的に実施する芸術文化活動等に助成し、地域の文化振興を図る。 具体的には、以下のような活動に助成している。 1.活動成果発表等助成事業 (アマチュア文化団体等の活動成果発表等への助成) 2.伝統・郷土芸能継承事業 (指定文化財の伝統・郷土芸能団体の備品整備や講習会開催等への助成) 3.子どもの文化芸術体験事業 (文化団体や NPO 法人等が行う子どもを対象とした文化芸術の体験、鑑賞)		

	等への助成) 4.文化活動サポート団体助成事業 (NPO 法人等が行う文化芸術活動を行う団体や個人支援する事業への助成)				
補助対象者(受領者)	芸術文化団体やNPO法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	35	7,984	-	7,984	-
H21	45	10,497	-	10,497	-
H22	51	10,699	-	10,699	-
H23	51	11,123	-	11,123	-
H24	64	14,130	-	14,130	-

※財源「その他」は埼玉県文化振興基金である。

【意見 29】 交付回数の制限について

当該助成事業には4つの事業があり、平成23年度までは全ての事業において助成金を受けられることのできる回数を2回までに制限していた。しかし、その内の4.文化活動サポート団体助成事業のみ、平成24年度から回数の制限を撤廃した。それは、同一の団体が継続して支援を受けたいとの理由からである。

少ない予算の中で助成事業を実施していることから、なかなか県内全域の団体を助成することができない状況である。そのうえ、回数制限を無くしてしまえば、変更理由がそうであるように、同じ団体が継続して助成を受けることになる可能性が強い。これでは、機会の公平性が保てなくなってしまうものと思料する。

ちなみに、4.文化活動サポート団体助成事業の平成24年度の交付実績は4団体であり、その内3回目の交付は3団体あった。

【意見 30】 事業遂行能力の審査方法について

当該助成事業のうち、1.活動成果発表等助成事業及び2.伝統・郷土芸能継承事業については、点数制の審査を採用していない。その理由は、申請団体の活動内容が甲乙つけがたいためとのことで、予算の範囲内で事業内容が目的から逸脱していなければ承認するとの方針である。

しかし、審査結果に客観性を持たせるためにも、また、交付申請額が予算を超過することもあるはずであり、その場合に備えてどこで線引きをするのかを明確にするためにも、点数制の審査が望ましいと思料する。

【意見 31】 「文化芸術体験事業」における鑑賞について

当該事業のうち、3.子どもの文化芸術体験事業において、助成交付実績の中に人形劇鑑賞が含まれていた。文化芸術体験事業の対象事業には鑑賞も含まれているため、そのこと自体問題ではない。しかし、「文化芸術体験事業」を標榜している以上は、本来の対象事業はやはり体験及び発表であるべきと思料する。

ちなみに、平成 25 年度以降の審査においては、鑑賞の採点基準を低く設定しているとのことである。

【意見 32】 補助事業の見直しについて

当該助成事業を廃止するか否かの見直しについて、検討したことが無いとのことであった。しかし、この事業は埼玉県文化振興基金を財源としており、かつ、この基金の主な積立ては、民間からの寄附金である。最近 3 年間の年間寄附金が約 7 百万円であり、これに積立金の運用益を加えても約 10 百万円であるから、補助金交付額は積立額を上回っている。つまり、基金残高は年々減少している状況である。

基金残高の推移状況は下表のとおりである。

(単位：千円)

埼玉県 文化振興基金	積立て			支出額			残 高
	民間 寄附金	運用益	計	助成事業 支出	その他 事業費	計	
平成 20 年度	4,803	4,859	9,662	7,984	1,252	9,236	488,333
平成 21 年度	4,897	3,770	8,668	10,497	3,156	13,653	483,348
平成 22 年度	7,134	3,362	10,496	10,698	2,769	13,467	480,376
平成 23 年度	7,730	2,857	10,587	11,123	3,948	15,072	475,892
平成 24 年度	7,690	3,023	10,714	14,462	3,526	17,988	468,617
計	32,256	17,873	50,129	54,766	14,652	69,419	
平成 25 年度 (予算)	8,800	2,903	11,703	14,320	5,786	20,106	460,214

基金残高はまだ十分あるが、今後とも民間寄附金を毎年 7 百万円程度確保できるかは不透明である。さらに、年間の支出額が積立額を超過しているが、その超過額が年々拡大している。このような状況であるため、今後とも無駄のない支出を継続するべきと思料する。

また、この助成事業は、開始から四半世紀を超えている。長いから悪いというわけではないが、見直しの検討をしたことが無いとのことである。限られた財源のもとでの事業ということから、一度見直しの検討をしてみてもよいのではないかと思料する。

【指摘 2】 補助金事業実績報告書の提出期限について

平成 24 年度は、4.文化活動サポート団体助成事業として、4 団体に助成金を交付しているが、その内の 3 団体の実績報告書の提出日が交付要綱に違反していた。

埼玉県文化振興基金助成金交付要綱第 9 条によれば、実績報告書は、事業完了後 30 日以内にしなければならないと規定されている。しかし 3 団体は事業完了後 30 日を超えて提出していた。

きちんと、交付要綱の規定通りに提出するように指導を徹底するべきである。また、もしもあらかじめ計画書等で実施期間を把握しており、その期間終了後 30 日を超えても提出が無いようであれば、提出の催促を求めるよう努めるべきである。

【意見 33】 交付要綱と申請の手引きにおける助成金の相違について

交付要綱における助成金の額と申請の手引きにおける助成金の額が相違しているものがある。1.活動成果発表等助成事業の助成額は、交付要綱では限度額 50 万円であるが、申請の手引きでは限度額 25 万円と記載されている。

県の説明では、限度額 25 万円は限度額 50 万円の範囲内であるから問題はないとのことであった。しかし、他の諸々の補助事業においては、時々の情勢に応じて交付要綱を改訂しているし、この補助事業においても交付要綱を開始以来 16 回改訂している。

改訂そのものに抵抗が無いのであれば、交付要綱と申請の手引きにおける助成金の額を一致させておくべきものと思料する。

(3) 国際課

1) 「埼玉発世界行き」奨学金（学位取得コース）

H24 年度予算 (円)	20,000,000	H24 年度交付実績 (円)	13,580,054
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部国際課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等	「埼玉発世界行き」奨学金交付要綱		

(規則・要綱含む)																																										
補助事業の目的	学位取得を目的とした海外の大学、大学院の正規課程への留学を支援することで、グローバル化の進展に対応できる、国際的な視野と高い知識・能力を持った人材の育成を図る。																																									
補助対象者(受領者)	海外留学をする埼玉の若者																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額(千円)</th> <th>国</th> <th>その他 ※</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>11</td> <td>8,768</td> <td>-</td> <td>8,768</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>19</td> <td>13,580</td> <td>-</td> <td>13,580</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額(千円)	国	その他 ※	一般財源	H20	-	-	-	-	-	H21	-	-	-	-	-	H22	-	-	-	-	-	H23	11	8,768	-	8,768	-	H24	19	13,580	-	13,580	-
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																							
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他 ※	一般財源																																					
H20	-	-	-	-	-																																					
H21	-	-	-	-	-																																					
H22	-	-	-	-	-																																					
H23	11	8,768	-	8,768	-																																					
H24	19	13,580	-	13,580	-																																					
※財源「その他」は、埼玉県グローバル人材育成基金である。																																										

【意見 34】 公益性に係る埼玉県に対する貢献について

県は、グローバル化の進展に対応できる、国際的な視野と高い知識・能力を持った人材の育成を図る目的で当該補助事業を実施している。また、世界を舞台に活躍できるグローバル人材は、産業界を中心に広く社会に求められており、海外留学はグローバル人材の育成に有効であることに公益性の根拠を求めている。

しかし、このような補助事業を県が実施する必要があるのか、という点に関して疑問が持たれるが、この点に対しては、埼玉県に対する貢献をもって公益性の論拠としている。そうであれば、「埼玉県に対する貢献」についての明確な意思表示を確認する必要があると思料する。現在は、応募申請書に含まれる書類に、埼玉県に対する貢献についての作文を記載するのみである。

【意見 35】 募集人員の柔軟な増減について

平成 24 年度の募集人員等は、下表のとおりである。

	募集人数	応募人数	合格人数	合格率
学位取得 コース	10 名以内	59 人	12 人	20%
協定・認定留学	200 名以内	290 人	215 人	74%

コース				
高校生留学 コース	50名程度	57人	53人	93%

上表の数値でも分かるように、学位取得コースの合格率は20%で、協定・認定留学コース及び高校生留学コースの合格率と比較して非常に低い合格率といえる。どちらかといえば、厳し過ぎるのではないかと思料する。

学位取得コースには非常に優秀な学生が多数応募しているとのことであるが、そうであれば、埼玉県への貢献を考えた場合、こちらのコースの合格率をアップするようにするべきと思料する。そのためにも、募集人員を10名以内としているが、もう少し柔軟に増減できるように変えるべきではないかと思料する。

2) 「埼玉発世界行き」奨学金（協定・認定留学コース）

H24年度予算 (円)	40,000,000	H24年度交付実績 (円)	42,320,859
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部国際課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成23年度	終期年度	平成28年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	「埼玉発世界行き」奨学金交付要綱		
補助事業の目的	大学間協定または在籍大学の認定に基づく、6か月以上で単位取得を目的とした留学を支援することにより、グローバル化の進展に対応できる、国際的な視野と高い知識・能力を持った人材の育成を図る。		
補助対象者(受領者)	県内の大学、大学院、短期大学に在籍している学生又は、本人または保護者等が県内に住所を有している学生		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-

H22	-	-	-	-	-
H23	211	42,161	-	42,161	-
H24	213	42,320	-	42,320	-

※財源「その他」は、埼玉県グローバル人材育成基金である。

【意見 36】 公益性に係る埼玉県に対する貢献について

「1)学位取得コース」と同様の内容である。

【意見 37】 留学生の就職先について

平成 23 年度の協定・認定コースの奨学生（211 人）の進路状況は下表のとおりである。

区分	人数
就職	51
進学	12
進級	93
就職活動中	22
その他	11
不明	22
計	211

就職した 51 人の就職先を調査した結果は、下表のとおりである。

就職先（注）	人数	割合（%）
埼玉県内	10	20
埼玉県外	41	80
計	51	100

（注）就職先の本社又は事業所が、埼玉県内か県外かの区分。

埼玉県内に就職したか否かで埼玉県への将来の貢献度を測ることは困難であるが、一つの指標であることは間違いない。埼玉県内の就職率が低い点については十分考慮すべきと思料する。

【意見 38】 選考の重点項目について

募集人数が多いため、書類選考のみで合格者を決定している。しかし、もしも可能であれば面接選考も取り入れ、人物評価も考慮したうえで合格者を決定すべきものと思料する。

不合格となった人から、なぜ不合格なのかと問い合わせが入ることがあるとの説明を受けた。それくらいハードルが低くなっている証拠である。大学単位で大量に申請してくる例もあるとのことだが、つまり奨学金をもらえるのが当たり前の感覚になっている可能性がある。これでは、埼玉県への貢献が期待できないのではないかと危惧する。

無作為抽出で応募申請書の中の「埼玉県への貢献」という記述について何件か確認したが、確認した限りでは内容的に不明確なものであった。面接選考が困難であるゆえ、この点は補助事業としての「埼玉発」としては特に重点項目として選考すべきと思料する。

3) 「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コース）

H24 年度予算 (円)	27,000,000	H24 年度交付実績 (円)	23,250,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部国際課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	「埼玉発世界行き」奨学金交付要綱		
補助事業の目的	在籍高等学校長が許可した海外の高等学校への3か月以上の留学を支援することにより、グローバル化の進展に対応できる、国際的な視野と高い知識・能力を持った人材の育成を図る。		
補助対象者(受領者)	外国の高等学校へ3か月以上の留学をする主に埼玉県内の高等学校に在籍する生徒。		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	31	15,000	-	15,000	-

H24	53	23,250	4,000	19,250	-
-----	----	--------	-------	--------	---

※財源「その他」は、埼玉県グローバル人材育成基金である。

【意見 39】 高校生留学コースにおける埼玉県への貢献について

公益性に関しては、埼玉県に対する貢献をもって公益性の論拠としている。しかし、募集要項によれば作文テーマが、「留学するに当たっての抱負」である。これでは、高校生留学コースに関しては、公益性に関する説明が不明確となってしまう。提出作文については、留学の成果をどのように埼玉県に還元していこうと考えているかという点を盛り込んで書くことを留意事項として入れるなど、選考方法について検討すべきと思料する。

4)国際協力県民プラザ運営費補助

H24 年度予算 (円)	2,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部国際課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 12 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	国際協力県民プラザ管理補助金交付要綱		
補助事業の目的	国際協力県民プラザを拠点として、県民や国際協力 NGO 等に、国際交流・国際協力のための活動や交流の場を提供するものである。また、NGO が定期的に日本語教室を開催し、来日間もない外国人住民の生活基盤の確立に寄与する。		
補助対象者(受領者)	財団法人埼玉県国際交流協会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	4,723	-	-	4,723
H21	1	4,724	-	-	4,724
H22	1	4,392	-	-	4,392

H23	1	4,051	-	-	4,051
H24	1	2,000	-	-	2,000

【意見 40】 仮数値の補助事業実績報告書の提出について

(1) 仮の収支決算書の収受について

補助事業実績報告書を平成 25 年 3 月 29 日に提出し、同日に国際課が収受している。しかし、実績報告書に収支決算書が添付されており、同財団は外部監査を受けていることから、外部監査の監査報告書の提出日前は金額が確定していないことになる。つまり、金額が確定していない収支決算書を添付したことになってしまう。

ところが、同財団の平成 24 年度決算書を見ると、実績報告書に添付されていた収支決算書と円単位で同額の決算数値となっていた。結局は、決算数値が確定してから実績報告書を提出したと推定できる。そうであれば、実績報告書の提出日及び国際課の収受日は実際の日付ではなく、遡及した日付となってしまう。

この点についての県の説明は、仮の収支決算書に基づく実績報告書を年度内に提出され、その後決算数値が確定した時点で正式な実績報告書と差し替えるとのことであった。このような手続きを行うのであれば、差し替える前の書類を後日に確認できるように、残しておくべきだったものと思料する。しかし、実際には破棄されている。

(2) 交付要綱による提出期限について

補助事業実績報告書の提出については、前述のとおり、一旦仮数値に基づき提出しその後確定値に差し替えるとのことであった。しかし、交付要綱第 8 条によれば、実績報告書の提出期限を翌年度の 4 月 30 日と規定している。これは、補助事業実施後の支出額計算期間を想定した配慮と思われるが、この交付要綱によれば、年度内の仮数値の報告書は不要だったものと思料する。

【意見 41】 補助金の額の確定が明確に行われるように交付要綱を定めるべき

① 補助金交付要綱

補助金交付要綱 第 2 条（補助対象事業）には、次のように規定されている。

事業	経費	補助額
国際協力県民プラザ管理 運営費補助	国際協力県民プラザの運営 に要する経費	経費の 1/2 以内で 2,000 千円を 上限として知事の定める額

② 補助金交付申請書

a) 収支予算書

補助金交付申請書には、以下の収支予算書が添付されて 2,000,000 円が申請されていた。

(単位：千円)

科 目	予算額
Ⅱ 支出の部	
国際協力県民プラザ運営費	4,521
消耗品費	419
通信運搬費	168
使用料及び賃借料	3,829
手数料	10
備品購入費	0
図書整備費	70
公課費	25
合 計	4,521

b)補助金の算出基礎

国際協力県民プラザ運営費 4,521,000 円×1/2=2,260,000 円

③補助金交付決定通知書

補助金交付申請書に基づき、交付金額 2,000,000 円が概算払いとして交付決定している。

④補助事業実績報告書

補助事業実績報告書には、当初以下の収支決算書が添付されていた。

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減
Ⅱ 支出の部			
国際協力県民プラザ運営費	4,521,000	3,764,319	△756,681
消耗品費	419,000	363,065	△55,935
通信運搬費	168,000	151,997	△16,003
使用料及び賃借料	3,829,000	2,962,180	△866,820
手数料	10,000	276,150	266,150
図書整備費	70,000	10,927	△59,073
公課費	25,000	0	△25,000
合 計	4,521,000	3,764,319	△756,681

⑤資料の差し替え

監査の途中で、実績報告書に添付されている収支決算書は間違っただったということで、下表のような収支決算書が提示された。これには、交付申請書に記載の無かった臨時職員賃金に加わっている。

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減
Ⅱ 支出の部			
消耗品費	419,000	363,065	△55,935
通信運搬費	168,000	151,997	△16,003
使用料及び賃借料	3,829,000	2,962,180	△866,820
手数料	10,000	276,150	266,150
図書整備費	70,000	10,927	△59,073
公課費	25,000	0	△25,000
臨時職員賃金	0	393,000	393,000
合 計	4,521,000	4,157,319	△363,681

上表の決算額を基に計算すれば、以下のような結果となる。

$$4,157,319 \text{ 円} \times 1/2 = 2,078,659 \text{ 円}$$

補助額は 2,000 千円が上限であるため、補助金は 2,000,000 円であり、概算払い金額と一致する。

⑥今後の対応について

当該補助事業に限らず、このような精算型の補助金の場合、補助金額を確定するためには補助事業実績報告書に記載される収支決算書が非常に重要となる。しかし、今回のような混乱は、交付要綱における補助対象経費の範囲が明確に規定されていなかったことに起因する。交付要綱の第 2 条において補助対象経費が規定されているが、その内容は「国際協力県民プラザの運営に要する経費」と記載されているのみで、対象となる経費の範囲が明記されていない。したがって、どこまでの経費が補助対象なのか判断できない状況である。

本件に限らず、後で確認した時に不明点及び疑問点が生じないような収支決算書が提出されるべきである。

補助金を交付するうえでの指針となるべき交付要綱の記載内容は、明瞭及び明確であるべきであり、誰が計算しても同じ結果となるように、客観的な内容の規定とすべきである。

(4) 青少年課

1) 青少年育成埼玉県民運動事業費補助金

H24 年度予算 (円)	5,242,000	H24 年度交付実績 (円)	5,242,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部青少年課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 41 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	青少年育成埼玉県民会議補助金交付要領		
補助事業の目的	青少年育成県民運動を推進するため青少年育成埼玉県民会議へ助成し地域で子供を育てる気運を高めるなど、県、市町村、市町村民会議、関係団体、民間企業が一体となった広がりのある運動を展開するため		
補助対象者(受領者)	青少年育成埼玉県民会議 ※昭和 40 年 11 月の閣議報告「青少年の健全育成と非行対策について」を受けて、すべての国民が互いに力を合わせ、社会のあらゆる分野で青少年育成のための運動を展開することとなった。埼玉県では、昭和 41 年 12 月 1 日に、「青少年育成埼玉県民会議」が結成された。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	6,491	-	-	6,491
H21	1	5,262	-	-	5,262
H22	1	5,322	-	-	5,322
H23	1	5,283	-	-	5,283
H24	1	5,242	-	-	5,242

【意見 42】 財産目録の承認について

青少年育成埼玉県民会議の規約によれば、収支決算と財産目録は、監事監査後総会の承認をもらう様に規定されている。しかし、監事監査及び総会承認において、総会資料

の中に財産目録が含まれていないのか財産目録の承認の記載がない。財産目録は、規約に従い、総会の承認を得るべきである。

(5) 男女共同参画課

1)民間団体育成事業費補助金

H24 年度予算 (円)	2,500,000	H24 年度交付実績 (円)	2,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部男女共同参画課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	民間事業育成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	DV 対策 ※平成 13 年 10 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる DV 防止法が施行された。埼玉県では、平成 18 年度から「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に基づき、DV 防止に取り組んできた。当該計画の対象とする暴力は、配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）のほか、交際相手からの暴力も対象とする。被害者の性別は問わない。暴力は、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力も含む。		
補助対象者(受領者)	民間支援団体（NPO 法人など）		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	6	1,714			1,714
H21	4	1,643			1,643
H22	4	1,762			1,762
H23	5	1,874			1,874
H24	7	2,500			2,500

【意見 43】異なる領収書の宛名については団体の支出であることを確認すべき

実績報告書の補助対象経費は領収書等のコピーが添付されているが、審査の対象となった NPO 法人が添付した領収書の中に NPO 法人の代表者個人名が散見された。個人名の領収書は法人の支出とは認められないため、NPO 法人の経費であることを確認し支出が適正なものか明らかにすべきである。

【意見 44】補助対象経費の実績を適正に把握できるように収支計算書の適正な作成を指導すべき

ある NPO 法人の補助金対象部門は以下の様に多額の黒字となっている。

収入	埼玉県からの補助金交付額	373,000 円
	事業収益	3,475,210 円
	合計	3,848,210 円
費用	合計	2,840,600 円
当期経常増減額		1,007,610 円

補助金を交付しなくても収支が黒字となっている団体に対しては、補助金予算の効果的な執行を実現するように、交付金額の引き下げ、交付の打ち切り等の取り扱いも考えていく必要がある。この点について意見を示したところ、担当課から以下の回答を得た。

「自立支援事業のうち、補助対象事業に係る収支については、管理的経費を含めると赤字という現状である。」

管理的経費を事業ごとに按分していなかったため、収支計算書の当該事業に対する支出が適正に集計されていなかった。今後、補助対象事業について適正に収支計算書を作成するように指導すべきである。

なお、所管は、当該意見を受けて、NPO 法人に対して、指導済みとのことである。

【意見 45】 実績報告書に添付する領収書等の添付指導を行うべき

実績報告書に領収書の原本を添付した団体があった。「(1)共助社会づくり課 4)共助モデル推進事業補助金」の意見を参照。

(6) 防犯・交通安全課

1)埼玉県交通安全対策協議会補助金

H24 年度予算 (円)	2,320,000	H24 年度交付実績 (円)	2,320,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 46 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県交通安全対策協議会運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	国・県・市町村の関係機関及び関係団体相互の連携による交通事故防止対策を講じるため		
補助対象者(受領者)	埼玉県交通安全対策協議会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	2,320	-	-	2,320
H21	1	2,320	-	-	2,320
H22	1	2,320	-	-	2,320
H23	1	2,320	-	-	2,320
H24	1	2,320	-	-	2,320

<交通安全対策協議会>

交通安全対策協議会とは、県内の交通安全・交通事故の防止・その他交通安全の上の諸問題について、関係のある機関及び団体相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的か

つ効果的な対策を協力して推進することを目的としている。当該協議会は、埼玉県知事を会長として、県内の行政機関・学校関係機関・交通安全推進団体・車両運行団体・地域活動団体・報道機関・企業など 143 の機関・団体で構成されている。

当該補助金は当該協議会の運営費として交付されている。

当該協議会は、協議会運営及び事業推進が専任の事務局職員 1 人及び兼務の埼玉県防犯・交通安全課職員によって行われている。事業推進に対する補助金は、別途の交付要綱により交付されている。

協議会の運営費及び事業費は、協議会の配布基準に従い交付、配布されている。この配布基準は、平成 23 年度と平成 24 年度に、大幅に変わっている。

2)埼玉県交通安全母の会連合会補助金

H24 年度予算 (円)	1,620,000	H24 年度交付実績 (円)	1,620,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県交通安全母の会連合会補助金交付要綱		
補助事業の目的	交通事故のない明るい平和な社会づくりに必要な事業を実施するため		
補助対象者(受領者)	各市町村母の会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,620	-	-	1,620
H21	1	1,620	-	-	1,620
H22	1	1,620	-	-	1,620
H23	1	1,620	-	-	1,620

	H24	1	1,620	-	-	1,620
--	-----	---	-------	---	---	-------

<交通安全母の会連合会>

交通安全母の会連合会とは、交通安全ボランティア団体である「市町村交通安全母の会」の県レベルの連合組織（戸田市を除く 62 市町村で構成）である。

主な事業は以下のとおりである。

- ・市町村交通安全母の会が行う事業に対する連絡調整
- ・母親自身に対する交通安全研修会等の開催
- ・子どもと高齢者を交通事故から守るための啓発・指導
- ・各種交通安全運動及び交通安全活動への参加・協力
- ・交通安全功労者・優良母の会の表彰
- ・県との共催事業（知事メッセージ伝達、母親大会など）

【意見 46】 10 周年ごとの記念事業費用について

交通安全母の会連合会は、その会計が一般会計と特別会計とに区分されている。当該特別会計は、一般会計より毎年 50,000 円ずつ積み立てられ、10 年ごとの記念事業に使用されるとのことである。この毎年 50,000 円積立には、現在規定及び内規がない。但し、当該積立及び使用は理事会及び総会で予算及び実績が決算書の承認という形で行われている。なお、平成 24 年度は、40 周年事業が実施されたが、支出内容が以下のとおりである。

記念表彰	41,202 円
記念紙印刷	312,375 円
記念品	147,000 円
合計	500,577 円

記念事業費については、規定又は内規で規定するか、補助金交付額を使用年度に申請するのが望ましいと思われる。

3) ダンプカー事業者交通安全指導事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,080,000	H24 年度交付実績 (円)	1,080,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和 49 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社団法人埼玉県ダンプカー事業者交通安全指導事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	社団法人ダンプカー協会が行う交通安全指導事業及び自動車事故防止事業を支援して、埼玉県内の交通事故防止を図るため				
補助対象者(受領者)	ダンプカー協会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,080	-	-	1,080
H21	1	1,080	-	-	1,080
H22	1	1,080	-	-	1,080
H23	1	1,080	-	-	1,080
H24	1	1,080	-	-	1,080

社団法人ダンプカー協会は、ダンプカー事業者を会員として束ね、総合的な交通安全教育を図るため、昭和 49 年 5 月 31 日に設立された。

【意見 47】 補助金交付の見直しについて

現在における協会の支部は、7 支部（浦和・川越・秩父・本庄・熊谷・越谷・大宮）である。なお、平成 17 年度中に東松山支部・行田支部、平成 22 年度に飯能支部、杉戸支部が解散している。また、事業者数は現在 219 社であり、協会加入率が 1 割程度にとどまっている。さらに、協会加入者台数は、平成 25 年 3 月 31 日現在で、789 台（埼玉県内のダンプカー登録台数 6,530 台）にとどまっている。しかし、当該補助金は、定額 1,080 千円が毎年交付されている。当該交付金は、現状を鑑みて交付金額の引き下げか廃止を検討する余地があると思われる。

4)日本一の防犯共助県づくり推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	60,000,000	H24 年度交付実績 (円)	36,725,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県防犯のまちづくり推進条例 埼玉県防犯共助県づくり推進事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	防犯共助県づくりを目的として、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進するため		
補助対象者(受領者)	市町村		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	53	73,511	-	73,511	-
H21	48	54,624	-	54,624	-
H22	43	59,552	-	59,552	-
H23	39	51,202	-	51,202	-
H24	33	36,725	-	-	36,725

※日本一の防犯共助県づくり推進事業は平成 24 年度から実施し、一般財源から交付開始した。防犯の補助制度は平成 16 年度から交付。なお、平成 24 年度の予算 60,000 千円は、前年度実績を参考にしたために、実績 36,725 千円と大幅な乖離が生じた。補正予算では実績に基づき減額補正されたとのことである。

日本一の防犯共助県づくり推進事業の概要(補助金額)は平成 24 年度において以下のとおりである。

種目	区分	交付額 (千円)	交付市町 村数
自主防犯活動 の充実・強化	自主防犯活動用品の整備	6,641	23
〃	自主防犯活動団体の育成	14,618	12
〃	自主防犯パトロール拠点の整備	2,326	1
防犯意識の普 及啓発	防犯意識の啓発	2,236	9
〃	防犯講習会の開催	167	2
〃	防犯情報発信システムの整備	-	-
防犯環境の整 備	防犯機器の整備	9,096	5
〃	子どもの安全に係る防犯用具の整 備	1,641	9
	合計	36,725	33

5)埼玉県交通安全対策協議会活性化助成費補助金

H24 年度予算 (円)	2,957,000	H24 年度交付実績 (円)	2,957,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 5 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	国・県・市町村の関係機関及び関係団体相互の連携による交通事故防止対策を講じるため				
補助対象者(受領者)	埼玉県交通安全対策協議会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	1	2,957	-	-	2,957
H21	1	2,957	-	-	2,957
H22	1	2,957	-	-	2,957
H23	1	2,957	-	-	2,957
H24	1	2,957	-	-	2,957

埼玉県交通安全対策協議会については、「1) 埼玉県交通安全対策協議会補助金」参照。

【意見 48】 実績報告書の記載される数値の正確性を確保するよう指導すべき

埼玉県交通安全対策協議会委員会の総会資料の中には「平成 24 年度埼玉県交通安全対策協議会委員会歳入歳出決算書」がある。当該歳入歳出決算書は協会運営費と事業推進費とを合算したものであるが、繰越金額は 36,335 円となっている。

しかしながら、県に提出義務がある交付申請書では、この繰越金額の合計が 36,335 円となるはずであるが協会運営費 13,000 円と事業推進費 13,000 円の合計 26,000 円で不一致となっている。報告資料の数字は整合性が取れるよう指導すべきである。

6) 自転車利用重点推進市町村事業費補助金

H24 年度予算 (円)	6,000,000	H24 年度交付実績 (円)	5,047,500
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	自転車安全利用重点推進市町村事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	自転車の安全利用		
補助対象者(受領者)	重点推進市(モデル市)として指定した戸田市と八潮市		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	2	5,047	-	-	5,047

平成 24 年度に実施した自転車安全利用重点推進事業では、自転車に関する交通事故の多い戸田市と八潮市を重点推進市として、県・県警・県教育局が協力して両市における自転車安全利用対策を実施した。

取組の結果、平成 24 年度の自転車事故件数は、戸田市で▲27.1%、八潮市で▲15.9%となり、両市ともに県平均▲8.1%を大幅に上回る減少を達成した。

7)市町村交通事故防止特別対策事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,200,000	H24 年度交付実績 (円)	600,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	県民生活部防犯・交通安全課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	市町村交通事故防止特別対策事業費補助金交付要綱 市町村交通事故防止特別対策推進要綱		
補助事業の目的	総合的な交通安全対策		
補助対象者(受領者)	交通事故防止特別対策地域に指定された市町村		
過去の補助金の交付実績と財源			
		交付実績	補助金の財源（千円）

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20					
H21					
H22	1	800			800
H23	1	400			400
H24	2	600			600

埼玉県は、交通事故の発生に歯止めをかけるため「市町村交通事故防止特別対策推進要綱（第7条）」に基づき、交通事故が一定の基準（下記表参照）に達した市町村（政令市除く）を「交通事故防止対策特別地域」に指定している。

	人口	過去3年間の同時 期の平均と比較	過去3年間の同時期 の交通事故死者数
市（人口）	100万人以上	7人増	7人
〃	50万人以上 100万人未満	6人増	6人
〃	30万人以上 50万人未満	5人増	5人
〃	10万人以上 30万人未満	4人増	4人
〃	10万人未満	3人増	3人
町・村		2人増	3人

5. 危機管理防災部

(1) 危機管理課

1) 自主防災組織資機材整備・活動支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	14,000,000	H24 年度交付実績 (円)	8,985,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	危機管理防災部危機管理課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 8 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県自主防災組織資機材整備・活動支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>自主防災組織の資機材整備及び活動に要する経費を補助することを目的とする。自主防災組織の育成強化を図るための事業に対する補助を行うことで、地域防災力の向上を図る。</p> <p>※自主防災組織の組織率は 85.5% (平成 24 年 4 月 1 日現在) となっており、自主防災組織の組織率を引き続き高めていく必要があるため継続交付の妥当性はあるものと考えている。</p>		
補助対象者(受領者)	<p>補助金の直接的な受領者は市町村である。</p> <p>補助金の最終的な受領者は自主防災組織である。</p>		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	54	7,697	-	-	7,697
H21	87	5,710	-	-	5,710
H22	105	6,404	-	-	6,404
H23	120	7,006	-	-	7,006
H24	142	8,985	-	-	8,985

< 自主防災組織資機材整備・活動支援事業費補助金の補助金額（負担関係） >

県 1/2、市町村 1/2 を交付要綱で定めている。市町村にも同様の補助金が存在するが、自主防災組織の結成促進と育成強化を図るため、市町村の取組を支援する必要があるため交付している。自主防災組織から市町村に対して補助要望があったものについて、市町村は県に対し補助要請を行う。県は市町村からの要望を受けて分配を行う。

【意見 49】 自主防災組織に対する転入者及び若年層の取込み支援について

県は、自主防災組織のリーダー養成講座を実施しているとのことであるが、首都の隣県である埼玉県においては、転入者が相当数存在すると考えられる。これらの、転入者または若年層に対する自主防災組織への参画を促す施策を盛り込むことも有用であると考えられる。

2)埼玉県震災に強いまちづくり支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	15,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,022,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	危機管理防災部危機管理課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県震災に強いまちづくり支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	避難所に指定される等の防災上重要な小中学校施設の耐震診断を行うことを目的としている。 県民にとって、身近な市町村施設には、大規模地震発生時に地域の防災拠点として重要な役割を果たすことから、市町村施設の多数を占める小中学校施設の耐震化を促進している。 ※なお、小中学校の耐震診断が進み（1次診断実施率 100%、2次診断実施率 98.2%）、市町村からの要望がなかったため終了した。今後は文部科学省の補助金等を活用し耐震化を進める。		
補助対象者(受領者)	最終的な受領者は市町村となる。		
過去の補助金の交付実績と財源			
		交付実績	補助金の財源(千円)

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	55	146,085	-	-	146,085
H21	13	139,087	-	-	139,087
H22	10	48,932	-	-	48,932
H23	6	32,938	-	-	32,938
H24	1	1,022	-	-	1,022

<埼玉県震災に強いまちづくり支援事業補助金の補助金額>

1棟当たり150万円を上限とし補助率は1/2（前年度交付税不交付団体は1棟100万円を上限とし補助率は1/3）と要綱で定めている。

(2)消防防災課

1)公益財団法人埼玉県消防協会補助金

H24年度予算 (円)	5,040,000	H24年度交付実績 (円)	5,040,000
----------------	-----------	------------------	-----------

担当部局・課名	危機管理防災部消防防災課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和52年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公益財団法人埼玉県消防協会補助金交付要綱				
補助事業の目的	消防協会の運営及び事業活動を補助する。消防協会は、消防団活動の推進を図るために発足された。				
補助対象者(受領者)	公益財団法人埼玉県消防協会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	1	5,040	-	-	5,040
H21	1	5,040	-	-	5,040
H22	1	5,040	-	-	5,040
H23	1	5,040	-	-	5,040
H24	1	5,040	-	-	5,040

【指摘3】 システム登録誤りをなくすようにすべきである

本来は、5,040千円を登録すべきであったが、年二回払いであったため配当登録を二期に分けてしまったことにより、半額の支出負担行為を2回に分けて行っていた。金額が著しく多額である、という訳ではないが、県の財政計画や資金計画を適切に実行するためにも、今後は、このような誤りがないように注意すべきである。

2)埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金

H24年度予算 (円)	2,000,000	H24年度交付実績 (円)	0
----------------	-----------	------------------	---

担当部局・課名	危機管理防災部消防防災課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成22年度	終期年度	平成29年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	消防の広域化を目的とする。 消防の広域化のために設置される協議会の設立・運営等に関する経費を補助する。				
補助対象者(受領者)	H24年度は実績なし				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	2	562	-	-	562
H23	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-

<埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金の補助金額>
 交付要綱に基づき、上限 50 万円とし、補助率は 1/3 としている。

【意見 50】 消防の広域化の推進について

県は現在 28 ある消防本部について 7 ブロックに統合するよう広域化を推進している。
 今後とも、消防力の向上のために、当該事業を強力に推進していくことが必要である。

3)埼玉県消防救急無線の広域化・共同化検討組織運営支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	8,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	危機管理防災部消防防災課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県消防救急無線の広域化・共同化検討組織運営支援事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	消防救急無線の広域化・共同化の推進を目的とする。消防救急無線の広域化・共同化のために設置される検討組織の運営等に関する経費を補助する。		
補助対象者(受領者)	市町村又は一部事務組合		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	3	1,512	-	-	1,512
H24	1	2,500	-	-	2,500

<埼玉県消防救急無線の広域化・共同化検討組織運営支援事業費補助金の補助金額>

補助対象経費に対し、県が 1/10 から 5/10 までの補助率を適用する。上限額は、500 千円から 2,500 千円までの範囲に場合分けされている。

なお、消防救急無線のデジタル化への移行が平成 28 年 5 月 31 日となっているが、整備主体がほぼ確定したため、平成 26 年度以降、交付の予定はない。

6. 環境部

(1) 温暖化対策課

1) 県内中小クレジット検証費用補助金

H24 年度予算 (円)	3,500,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	県内中小クレジット検証費用補助金交付要綱		
補助事業の目的	目標設定型排出量取引制度における県内中小クレジット検証ガイドラインに定める県内中小クレジットの検証にかかる費用を補助することにより、中小規模事業所における CO2 削減対策を促進する。		
補助対象者(受領者)	交付要綱によれば、目標設定型排出量取引制度における県内中小クレジット検証ガイドラインに定める県内中小クレジットの検証を受ける事業を行う民間事業者。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-

【意見 51】 目標設定型排出量取引制度の普及活動の推進について

目標設定型排出量取引制度は、CO₂ の削減目標を達成できなかった事業者が、CO₂ の削減目標を超過達成した事業者や県内中小クレジットなどの各種クレジットを発行した事業者から不足分を取得することで、目標を達成する制度である。その取引の前提として、超過達成したとされる CO₂ 削減量やクレジットとして発行する量について検証する必要がある。この検証機関が県内に 26 あり、県に登録されている。検証機関の検証に対して費用を負担するのが超過達成した事業者やクレジットを発行する事業者である。そして、このうち、県内中小クレジットの検証費用に対して補助金を交付するのが、当該補助事業である。

県内中小クレジットを発行する事業者の負担を軽減することで、この排出量取引そのものが活発化すれば、県内全体の CO₂ 削減が促進されるため、そこに公益性が認められる。

しかし、この制度を採用しているのは東京都と埼玉県のみで、国も実施していない。環境対策に対する先進的な自治体としての知名度を上げる意味でも、東京都とタイアップして他の自治体も採用するよう普及活動を推進するべきものと思料する。

【意見 52】 広く認知してもらうための工夫について

当該補助事業は県のホームページにより公表されており、県内の事業者は全て確認ができる状態である。しかし、開始年度の平成 24 年度においては、交付実績が全く無かった。せっかく良い事業をスタートさせたとしても、その実績が伴わなければ無意味な事業となってしまう。

県内に広く認知してもらうよう、県の広報紙等による情報発信や、直接に対象事業者への通知発送や個別訪問による伝達等の工夫が必要と思料する。

2) 埼玉県民間事業者 CO₂ 排出削減・太陽光発電設備導入補助金

H24 年度予算 (円)	76,482,000	H24 年度交付実績 (円)	74,420,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県民間事業者 CO ₂ 排出削減・太陽光発電設備導入補助金交付要綱		
補助事業の目的	民間事業者の県内既存事業所において行う省 CO ₂ 設備及び太陽光発電設備		

	の整備事業であって当該事業所全体で整備前よりも CO2 排出量が削減される設備整備を支援することにより、県内産業部門・業務部門の事業活動における地球温暖化対策を促進するため。
補助対象者(受領者)	県内に事業所を所有又は使用する者で、かつ、対象設備を所有する民間事業者

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	9	45,660	45,660	-	-
H23	30	382,880	382,880	-	-
H24	8	74,420	-	-	74,420

【意見 53】 補助事業の推進について

平成 22 年度から 23 年度のまでの 2 年間は、国の「グリーンニューディール基金」による補助金制度があった。この制度は、当初から 2 年間の計画で実施されたものである。この制度が終了した後、引き続き補助事業として継続し、かつ、CO2 の削減義務を課しているのは東京都と埼玉県のみである。

県は、このように積極的な姿勢で環境対策に取り組んでいるのであるから、それをアピールする意味でも、かつ、環境対策先進県としての知名度をアップする意味でも、東京都とタイアップして他の自治体も当該補助事業を継続実施するように推進するべきものと思料する。

3) 電力自活住宅等普及拡大補助金

H24 年度予算 (円)	600,000,000	H24 年度交付実績 (円)	497,700,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課
性質別分類	奨励補助

開始年度	平成 21 年度	終期年度	平成 25 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	電力自活住宅普及促進事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	太陽光発電設備（4 kW以上）の設置に併せ、HEMS・LED照明等の省エネ設備を導入することで、一般家庭の電気使用相当量をまかなう既存住宅に補助を行い、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会を実現する。				
補助対象者(受領者)	一般県民				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	
H21	6,679	1,907,205	-	-	1,907,205
H22	6,841	871,717	-		871,717
H23	6,802	760,375	-	-	760,375
H24	4,977	497,700	-	-	497,700

【意見 54】 現地調査の件数を増やすことの検討を

県は、交付目的に適合しているかの検討・検証として、契約書及び写真の確認の他、無作為抽出により現地調査を実施している。その現地調査の件数は下表のとおりである。

年度	交付件数 ①	現地調査件数 ②	割合 ②/①
平成 22 年度	6,841	191	2.8%
平成 23 年度	6,802	22	0.3%
平成 24 年度	4,977	28	0.6%

平成 23、24 年度の現地調査件数は、平成 22 年度と比べると極端に少ない。県の説明では、代替手続きとして全件の写真及び請求書等を確認しているとのことである。しかし、写真等では分からなかったことで現地に行き初めて分かることもあるはずである。その点も踏まえて、少なくとも平成 22 年度なみの 3%前後の調査件数は維持すべきだったものと思料する。

【意見 55】 補助金事業実績報告書の提出日について

書類検査で確認した中で、工事完了日から 30 日を超えて補助金事業実績報告書が提出されていたものがあった。具体的には、工事完了日が平成 24 年 6 月 11 日であり、実績報告書の提出日が平成 24 年 7 月 29 日であった。

提出日を超えた旨の理由書の提出があるものの、このような状況が多数存在すれば、円滑な補助金執行が達成されないこととなる。当該補助金は交付件数が約 5,000 件に上り、補助対象者が個人であるとのことだが、十分な進行管理に努めるべきである。

4) 創エネ・省エネ住宅普及拡大補助金

H24 年度予算 (円)	200,000,000	H24 年度交付実績 (円)	199,250,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 25 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	電力自活住宅普及促進事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	既存住宅について、太陽光発電設備 (2kW 以上 4kW 未満) の設置による創エネに加え、HEMS・LED 照明等の導入による省エネを図るための補助を行い、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会を実現する。				
補助対象者 (受領者)	一般県民				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	3,985	199,250	-	-	199,250

5) 市民共同太陽光発電事業補助金

H24 年度予算 (円)	3,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,745,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県市民共同太陽光発電事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	市民団体等が寄付金を募り、太陽光発電設備を幼稚園、保育園などの教育施設や公民館などの公益的施設に設置する事業に対し、補助金を交付する。 地球温暖化防止に対する県民の意識向上を促し、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会を実現するため、共同で太陽光発電設備を公益的施設に設置することにより、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、環境教育活動を実施する公益的団体に対し、補助金を交付する。		
補助対象者(受領者)	公益的団体(営利を目的としない団体で NPO 法人、公益法人、市民団体、自治会、PTA、学校法人、社会福祉法人、その他公益を目的とする団体)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20					
H21	1	1,000			1,000
H22	2	1,684			1,684
H23	2	1,940			1,940
H24	3	2,745			2,745

【意見 56】 県全域への広がりについて

当該補助事業の開始年度から平成 24 年度までの補助金交付先及び太陽光発電設備の設置施設をまとめると、下表のとおりとなる。

年度	交付先	設置施設
平成 21 年度	NPO A	保育園（さいたま・中央区）
平成 22 年度	NPO A	保育園（鴻巣）
	NPO B	自治会館(狭山)
平成 23 年度	NPO A	保育園（吉川）
	NPO C	地域デイケア施設（川口）
平成 24 年度	NPO A	保育園（籠原）
	NPO B	自治会館（狭山）
	NPO D	保育園（熊谷）

補助金の交付先を見てみると、NPO A が 4 年連続で交付を受けており、NPO B は 2 回交付を受けている。しかし、今のところ太陽光発電設備の設置施設は県内全域に散らばっている。

県は、ホームページで補助制度について周知を図るとともに、環境 NPO のイベントや県内団体の会合等で講演を行うなど、制度の普及に努めており、同制度は毎年新聞・テレビ等のメディアにも取り上げられている。このように、設置施設の地域が偏ることなく県内全域に散らばるよう、県は引き続き制度の普及に努めるべきである。

【意見 57】 環境教育活動報告書の内容の十分な検証を

埼玉県市民共同太陽光発電事業補助金交付要綱第 16 条の規定によれば、この要綱に基づく補助により市民共同太陽光発電事業を実施した場合、少なくとも導入後 5 年間は、環境教育活動を実施するよう努めなければならないとされている。平成 21 年度に補助金を受けた保育園の環境教育活動報告書（平成 21 年度から平成 24 年度分）を確認したところ、その報告内容が形式的であり参考資料の添付も無いものであった。

県は、補助金交付についての効果の有無を活動報告書により確認すると説明しているが、当該保育園の活動報告書を見る限りにおいては、環境教育に関する効果を確認することが困難なものであった。

県は、毎年受領する環境教育活動報告書を検証し、内容的に不十分なものが提出された場合には、改善すべき点について指導すべきであり、交付要綱が順守されるように努めるべきと思料する。

6) 環境みらい資金利子補給金

H24 年度予算 (円)	16,062,000	H24 年度交付実績 (円)	13,232,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	環境みらい資金利子補給金交付要綱		
補助事業の目的	民間事業者が埼玉県環境みらい資金融資制度を活用して、地球温暖化対策や公害防止対策を実施する事業について、融資先となる金融機関に対し利子補給するもの。 主に県内中小企業が行う地球温暖化対策や公害防止対策に対する積極的な取組を支援する。		
補助対象者(受領者)	埼玉県環境みらい資金融資制度を活用して資金調達した事業者の融資先となる金融機関。 最終的には当該融資制度を活用した事業者。		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	38	28,638	-	-	28,638
H21	38	23,322	-	-	23,322
H22	31	17,831	-	-	17,831
H23	30	14,832	-	-	14,832
H24	59	13,232	-	-	13,232

【意見 58】 補助金交付申請書における代表者について

補助金交付申請書を閲覧したところ、各金融機関が代表者名で申請する様式となっていた。代表者といっても各金融機関がまちまちで、頭取の氏名や支店長の氏名、さらには部長名での申請もあった。何をもって代表者とするのかと質問したところ、金融機関ごとに当該交付申請の権限を有する者がまちまちとなっており、県内金融機関名簿に記載される本店又は県内母店の名称及び支店名・部署名を参照しているとの説明であった。

補助金交付申請書は公式文書であり、その記載内容に不備があれば補助金交付そのものに疑義が生じることになる。よって、各金融機関の代表者は誰なのかは、明確にしておくべきと思料する。

7) 地域エコマネー制度導入への助成

H24 年度予算 (円)	1,200,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地域エコマネー導入促進事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>補助事業の内容は、下記 2 項目である。</p> <p>(1) 地域エコマネー制度を新規に実施する事業</p> <p>(2) ポイントや地域商品券等の地域通貨の広域的な流通を目的として地域エコマネー制度の実施地域を拡大する事業</p> <p>県内各地で、環境に配慮した行動にポイント(エコマネー)を付与し、これを値引きや商品等の特典と交換できる制度を普及させ、地域における自立的な取組を促進するとともに、県の主導により各地域の取組の相互交流を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	地域エコマネー制度を運営するために組織された実行委員会等		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	4	2,326	-	-	2,326
H23	2	147	-	-	147
H24	0	-	-	-	-

【意見 59】 地域エコマネー導入促進の補助事業は必要であったのか疑問の余地あり

当該補助事業の目的は、環境に配慮した行動にポイント（エコマネー）を付与し、これを値引きや商品等の特典と交換できる制度を県内各地に普及させ、環境配慮の自立的な取組を促進することである。しかし、この事業は開始から 3 年目で廃止となっており、交付実績は当初の 2 年間のみであった。

交付実績は上表に記載のとおりであるが、予算との比較でまとめると下表のとおりとなる。

(単位：千円)

年度	予 算	交付実績
平成 22 年度	2,400	2,326
平成 23 年度	1,800	147
平成 24 年度	1,200	—

予算は 3 年間ともに十分確保していたが、需要が無くなったため、見直しの結果廃止となったとの説明であった。つまり、当初から 3 年間限定の事業であったわけではない。また、2 年目の平成 23 年度は交付実績があったといっても、予算との比較で考えると、実質的な事業としての活動は初年度の平成 22 年度のみといっても過言ではない。

このような状況から考えて、この補助事業を開始する段階でどれだけの検討及び議論がなされたのか、どのような需要予測がなされたのかと、疑問が生じてしまう。つまり、この補助事業は本当に必要な事業だったのかと考えざるを得ない。

次に、補助金の交付を受けた団体等をまとめると、下表のとおりである。

年度	平成 22 年度				平成 23 年度	
申請者	実行委員会	商工会	株式会社	商工会	運営委員会	商工会議所
市町村	川口市	新座市	鶴ヶ島市	和光市	戸田市	春日部市
実施地域	西川口駅 東口	新座市 全域	鶴ヶ島市 全域	和光市 全域	戸田市 全域	春日部市 全域
実施状況	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中	平成 23 年度 のみ実施

当該補助事業の存在意義として、県内でエコマネー制度を実施する団体はまだ少なく、エコマネーを利用できる県民が限られているため、実施団体を増やす必要がある、とのことであった。しかし、補助金受領団体がある市町村を見ると、主に県南部であり、県全域への広がりとは言えない。また、春日部市ではエコマネー制度を導入したにもかかわらず、その実施は平成 23 年度のみであった。

このような状況からも、このエコマネー制度導入のための補助事業は、公益上必要であったのか疑問である。

8) 地球にいいことグリーンチャレンジ活動への助成

H24 年度予算 (円)	6,000,000	H24 年度交付実績 (円)	5,935,753
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地球にいいことグリーンチャレンジ事業助成金交付要綱		
補助事業の目的	子どもたちの環境意識の醸成を図る活動や、子どもたちが参加する環境保全活動の充実を図るための活動等に対して助成を行うことにより、地域における子どもたちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図る。		
補助対象者(受領者)	こどもエコクラブ		
過去の補助金の交付実績と財源			
	交付実績	補助金の財源(千円)	

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	17	9,906	-	9,906	-
H21	26	8,116	-	8,116	-
H22	40	9,636	-	9,636	-
H23	35	7,207	-	7,207	-
H24	35	5,935	-	5,935	-

※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。

【意見 60】 所要経費の全額負担については検討の余地あり

地球にいいことグリーンチャレンジ事業助成金交付要綱第5条に助成率が規定されており、所要経費の10/10つまり全額を県が負担することになっている（ただし、上限額は30万円）。このような助成率では、団体の自助努力を阻害するのではないかと危惧するし、環境保全活動へ自覚をもって積極的に参加することを促すためにも、望ましいことではないものと思料する。

県の説明では、こどもエコクラブにはサポーターがいるけれども子供が主体であるため、お金を掛けずに活動ができるようにと考えているとのことである。そうであれば、県内のこどもエコクラブに平均的に交付されるように配慮する必要があると思料する。

【意見 61】 補助金交付先の偏りが無いような工夫が必要

平成22年度から平成24年度までに補助金を交付したこどもエコクラブを調べたところ、下表のような結果となった。

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
交付団体	40		35		35	
1回目交付	40	100%	11	31%	10	29%
2回目交付	—	—	24	69%	5	14%
3回目交付	—	—	—	—	20	57%

上表の調査は平成22年度からのものであるため、平成22年度の1回目交付の中には、複数回交付を受けている団体が含まれている可能性があるが、その件数までは調査

していない。しかし、平成 23 年度及び平成 24 年度のデータを見ると、1 回目の交付を受けた団体の割合が約 30%であることが分かる。このことから、毎年初めての交付が約 30%で、複数回目の交付が約 70%ということが推察できものと思料する。

県内には、150 のこどもエコクラブが存在しており（平成 25 年 8 月 21 日現在）、その内で補助金の交付を受けているのが 35 件ないし 40 件で、全体の 4 分の 1 程度である。その中で複数回の交付を受けている団体の割合が高いことから、県の思惑とは違う傾向となっている可能性がある。

県内に登録されているすべてのこどもエコクラブに対して募集要項を送付しているとのことだが、交付先団体に偏りが出ないように、積極的なアナウンス等の工夫をしても良いのではないかと思料する。また、県の思惑とは違って、一部の団体に偏った交付が継続される等の状況が続いた場合には、一度見直しをして、新たな内容の補助事業を立ち上げて良いのではないかと思料する。

【意見 62】 実績報告書の内容の充実について

県は、費用対効果の確認として、補助金実績報告書の内容により検証しているとのことである。そこで実績報告書を確認したところ、ほとんどのものが写真入りで、かつ丁寧な説明が記載されており、どのような活動をしたのかが詳細に分かるものだった。しかし、一部の実績報告書では書面のみで説明で、参加人数も確認できないなど、内容的に十分なものとは言い難いものもあった。

県の補助金が有効に使われたのかについて、それを記録として残す意味でも、実績報告書の内容が他の団体と比較して見劣りしないよう、県の指導があっても良いものと思料する。

【意見 63】 補助金交付申請書及び補助金事業実績報告書の代表者印について

補助金交付申請書及び補助金事業実績報告書を閲覧したところ、代表者印のないものがあった。公式な文書として保存するのであるから、きちんと代表者印が押印されるのが望ましいと思料する。

9) EV・PHV導入支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	5,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,723,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課
性質別分類	奨励補助

開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 24 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県電気自動車等充電設備設置補助金交付要綱				
補助事業の目的	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下、「電気自動車等」という。）の普及を促進することにより、大気環境の改善や地球温暖化の防止を図るため、不特定多数の者の利用に供する電気自動車等充電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。				
補助対象者(受領者)	電気自動車等充電設備の設置事業者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	6	1,614	-	-	1,614
H23	10	4,355	-	-	4,355
H24	4	2,723	-	-	2,723

【意見 64】 補助対象者の設置設備の利用状況について調査を検討すべき

当該補助金の交付対象者は、埼玉県電気自動車等充電設備設置補助金交付要綱第 3 条及び別表 1 により、県内に事業所が所在する事業者及びリース事業者との要件が設定されている。実際に電気自動車等充電設備の設置場所を確認したところ、リース会社及びタクシー会社に設置している例があった。これらの事例は、交付要綱に照らして、何ら問題はない。つまり、交付要綱における補助対象者として指定されており、かつ、補助の条件として一般開放及び不特定多数の利用をうたっている。

しかし、一般県民がリース会社及びタクシー会社に設置している充電設備を自由に利用しているかは疑問が残るところである。そこで、実際の利用状況はどうか、不特定多数のものが利用できているのかについて、調査してみる必要があるのではないかと史料する。

【意見 65】 工事写真の黒板に日付を付すことを指導すべき

補助金事業実績報告には、工事の様子を写真で確認することができる。しかし、その写真の黒板には日付が入っていない。つまり、いつ工事したのかが不明である。特に、

3月の工事の場合には、年度内に工事が終了したことを確認するのが重要となるが、それを写真の黒板で確認することは出来なかった。

本補助事業は、平成24年度で終了しているため、将来に向けての議論をすることは無いが、今後同様の補助事業が開始する場合には、工事写真に写す黒板に日付を入れるようにすべきと思料する。

10) 青空再生低公害車導入資金融資制度（利子補給）

H24年度予算 (円)	25,017,000	H24年度交付実績 (円)	14,699,000
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課				
性質別分類	利子補給				
開始年度	平成15年度	終期年度	平成30年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	青空再生低公害車導入資金貸付要綱 青空再生低公害車導入資金利子補給金交付要綱				
補助事業の目的	大気汚染の改善に取り組む県内の中小企業者等への最新排出ガス規制適合車への買換え、低公害車の購入に要する経費等の支援のため。 大気汚染の改善に取り組む県内中小企業に資金を貸し付け、もって県民の健康と生活環境を守る。(青空の再生に寄与する。)				
補助対象者(受領者)	当該貸付けを行う取扱金融機関(県内中小企業者への貸付)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	70	114,842	-	-	114,842
H21	65	78,406	-	-	78,406
H22	62	46,901	-	-	46,901
H23	58	27,967	-	-	27,967
H24	50	14,699	-	-	14,699

【意見 66】 補助金交付申請書における代表者職位の明確化について

補助金交付申請書を閲覧したところ、各銀行が代表者名で申請する様式となっていた。代表者といっても各金融機関がまちまちで、頭取の氏名や支店長の氏名、さらには部長名での申請もあった。何をもって代表者とするのかと質問したところ、金融機関ごとに当該交付申請の権限を有する者がまちまちとなっており、県内金融機関名簿に記載される本店又は県内母店の名称及び支店名・部署名を参照しているとの説明であった。

補助金交付申請書は公式文書であり、その記載内容に不備があれば補助金交付そのものに疑義が生じることになる。よって、各金融機関の代表者は誰なのかは、明確にしておくべきと思料する。

11) 青空再生低公害車導入資金融資制度（利子補助）

H24 年度予算 (円)	5,132,000	H24 年度交付実績 (円)	3,756,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課				
性質別分類	利子補助				
開始年度	平成 15 年度	終期年度	平成 30 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	青空再生低公害車導入資金貸付要綱 青空再生低公害車導入資金利子補給金交付要綱				
補助事業の目的	大気汚染の改善に取り組む県内の中小企業者等への最新排出ガス規制適合車への買換え、低公害車の購入に要する経費等の支援のため。 大気汚染の改善に取り組む県内中小企業に資金を貸し付け、もって県民の健康と生活環境を守る。（青空の再生に寄与する。）				
補助対象者(受領者)	青空再生低公害車導入資金の約定利子を取扱金融機関に支払った者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1,653	61,845	-	-	61,845
H21	1,140	37,918	-	-	37,918
H22	678	20,433	-	-	20,433

	H23	423	10,681	-	-	10,681
	H24	167	3,756	-	-	3,756

12) 次世代自動車普及促進対策補助金

H24 年度予算 (円)	5,000,000	H24 年度交付実績 (円)	4,950,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部温暖化対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県次世代自動車普及促進対策補助金交付要綱		
補助事業の目的	次世代自動車への転換を促進することにより、大気汚染の改善を図るため、国と協調して、次世代自動車を導入する者に対し補助金を交付する。 次世代自動車への転換とは、以下の内容である。 ・ CNG バス及び優良ハイブリッドバスの導入 ・ CNGトラック及び優良ハイブリッドトラックの導入 ・ 使用過程にあるディーゼル車の CNG バス及び CNGトラックへの改造		
補助対象者(受領者)	・ CNG バス及び優良ハイブリッドバスを導入した者 ・ CNGトラック及び優良ハイブリッドトラックを導入した者 ・ 使用過程にあるディーゼル車の CNG バス及び CNGトラックへを改造した者		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	72	14,411	-	-	14,411
H21	40	12,000	-	-	12,000
H22	27	7,200	-	-	7,200
H23	36	6,800	-	-	6,800

	H24	18	4,950	-	-	4,950
--	-----	----	-------	---	---	-------

【意見 67】リース料の減額効果が会社の利益に繋がっていないかについて十分注意する必要がある

補助対象事業者には自動車リース事業者も含まれている（補助金交付要綱別表）。そして、リース事業者の場合、補助金交付申請書には、「貸与料金算定根拠明細書」を添付することになっている。

この明細書には、県からの補助金を受領することで、どの程度リース料が減額されるかが計算されている。つまり、補助金の効果が明確に表れる書類である。この明細書について、下表に二つの事例を掲記する。

A 法人

(単位：千円)

項 目	通常料金	補助金適用料金
車両価格	4,700	4,700
補助金	-	-806
小計 ①	4,700	3,894
諸経費等	936	773
残存価格	-235	-235
合計 ②	5,401	4,432
貸与料月額 ③	90	74
割合 (a) ③/①	1.9%	1.9%
割合 (b) ③/②	1.7%	1.7%

県の補助金により、貸与料月額が 90 千円から 74 千へ減額となる。

B 法人

(単位：千円)

項 目	通常料金	補助金適用料金
車両価格	5,237	5,237
補助金	-	-614
小計 ①	5,237	4,623
諸経費等	2,999	2,983
残存価格	-670	-670
合計 ②	7,566	6,936
貸与料月額 ③	126	116
割合 (a) ③/①	2.4%	2.5%
割合 (b) ③/②	1.7%	1.7%

県の補助金により、貸与料月額が 126 千円から 116 千へ減額となる。

本来であれば、割合（a）及び割合（b）は同一になるはずだが、B法人においては県の補助金を受けた方が割合（a）は0.1ポイントだけアップしている。これは、諸経費等に含まれる金利計算が、同一利率で計算されていないことによる。諸経費等の内訳を明示すると、下表のとおりである。

B法人		(単位：千円)	
項 目		通常料金	補助金適用料金
車両価格		5,237	5,237
補助金		—	—614
小計	①	5,237	4,623
金利	④	444	428
その他諸経費		2,555	2,555
諸経費等計		2,999	2,983
残存価格		—670	—670
合計	②	7,566	6,936
貸与料月額	③	126	116
割合（a）	③／①	2.4%	2.5%
割合（b）	③／②	1.7%	1.7%
利率	④／①	8.5%	9.3%

金利による違いであり、金利計算は各社どのような基準に基づいて計算しているかは不明なため、今回のケースでは特に問題とはしないが、もしもその他諸経費による違いであれば、それは補助金の一部が会社の利益となってしまうため、注意事項となる。

(2)エコタウン課

1) 埼玉エコタウンプロジェクト推進支援補助金

H24 年度予算 (円)	12,000,000	H24 年度交付実績 (円)	7,942,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部エコタウン課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉エコタウンプロジェクト推進支援補助金交付要綱		
補助事業の目的	埼玉エコタウンプロジェクト推進にあたり、市町村が実施する基本計画及び実施計画の策定に要する経費を補助することで、実施事業、スケジュール等を具体化するため。		
補助対象者(受領者)	市		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	2	7,942	-	-	7,942

【意見 68】モデル事業としての位置づけを注視した進捗状況の検証について

当該補助事業「埼玉エコタウンプロジェクト」の対象市に選定されたのは、本庄市と東松山市である。県は両市と、平成 24 年 5 月 1 日に事業推進に関する協定を締結した。本庄市の計画は、平成 24 年度を初年度とする 3 年間の計画である。これに対して東松山市の計画は、平成 24 年度を初年度とし平成 33 年度までの 10 年間の計画である。

東松山市の計画を見てみると、その実施計画は大きく 3 つの事業に分かれる。第 1 ステップで行う事業は、中核的实施エリアを指定し、集中的に取り組む事業、公共施設

での実践を主体に、数年のうちに成果を出すことを目標とする事業である。第2ステップで行う事業は、向こう5年間を目途に、行政支援により様々な機会において取組を実施するとともに、エコタウンの実現に向けたノウハウ等の蓄積や担い手、支援組織づくりを行う事業である。第3ステップで行う事業は、向こう5年後から10年後にかけて、市民や企業が主体となり、市内全域でのエコタウン化を推進する事業である。

この補助事業は、埼玉エコタウンプロジェクトのモデル市を作るためのものであるから、スピード感及びその実現性が重要と考える。この点に照らし合わせると、本庄市においては計画期間である3年間、東松山市においては計画における第一ステップである3年間に重点を置き、進捗状況を検証しつつスピード感をもってモデル構築に努めるべきと料する。

(3) 水環境課

1) 浄化槽設置整備費事業費

H24年度予算 (円)	188,725,000	H24年度交付実績 (円)	162,901,000
----------------	-------------	------------------	-------------

担当部局・課名	環境部水環境課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成23年度	終期年度	平成27年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	本事業は、市町村が当該市町村の補助金交付要綱に基づき、浄化槽設置者に対し浄化槽の転換に要する費用（本体工事費）及び既設の単独処理浄化槽等の処分費を補助する事業であり、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、河川への汚濁負荷の高い単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。				
補助対象者（受領者）	市町村（最終的には住民）				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	748	131,074	-	-	131,074
H24	932	162,901	-	-	162,901

【意見 69】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を

当該補助事業の内容と実際の工事内容を照合すると、非常に複雑である。その関係をマトリックスで表すと下表のようになる。

区別	補助事業名	工事内容			
		処分費	配管費	本体工事費	
個人設置型	浄化槽設置整備事業	A	—	A	(ア)
	浄化槽整備促進事業	A	B	A	(イ)
	重点転換地区提案事業	A	C	A	(ウ)
	環境保全特別転換地区指定事業	A	D	A+D	(エ)
市町村整備型	市町村整備型導入促進事業	E	E	E	(オ)

A=浄化槽設置整備事業における処分費及び本体工事費の補助

B=浄化槽設置整備事業に、浄化槽整備促進事業として配管費補助を付加

C=浄化槽設置整備事業に、重点転換地区提案事業として配管費補助を手厚く付加

D=浄化槽設置整備事業に、環境保全特別転換地区指定事業として配管費及び本体工事費を手厚く付加

E=市町村整備型導入促進事業として、新規に創設

このように、補助事業と工事内容が複雑に入り組んでいるため、一見しただけでは理解しづらいものになっている。県民に浄化槽の設置及び整備を促進してもらうには、分かりやすさも重要な要因と考える。そのため、補助事業名と工事内容を一致させるように補助事業を再編する等の工夫が必要ではないかと思料する。

2) 浄化槽整備促進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	45,500,000	H24 年度交付実績 (円)	31,200,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部水環境課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 25 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	本事業は、市町村が当該市町村の補助金交付要綱に基づき、浄化槽設置者に対し浄化槽の転換に要する配管費を補助する事業であり、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、河川への汚濁負荷の高い単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。				
補助対象者(受領者)	市町村(最終的には住民)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	295	29,450	-	-	29,450
H24	312	31,200	-	-	31,200

【意見 70】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を上記「1) 浄化槽設置整備費事業費」の意見と同様である。

3) 重点転換地区提案事業費補助金

H24 年度予算 (円)	87,000,000	H24 年度交付実績 (円)	100,867,000
-----------------	------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	環境部水環境課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	本事業は、市町村が重点的に転換することを目的に、浄化槽設置者に対し補助金額より上乗せして補助金を交付する場合に配管費を補助する事業であり、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、河川への汚濁負荷の高い単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。				
補助対象者(受領者)	市町村(最終的には住民)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	286	57,042	-	-	57,042
H24	506	100,867	-	-	100,867

【意見 71】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を上記「1) 浄化槽設置整備費事業費」の意見と同様である。

4) 環境保全特別転換地区指定事業費補助金

H24 年度予算 (円)	38,594,000	H24 年度交付実績 (円)	38,717,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部水環境課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	本事業は、条例指定種の保護や河川環境基準が未達成となっている地点の水質改善を目的に、県が当該地区のある市町村を指定し、当該市町村が上乘せ補助を交付する事業で、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、河川への汚濁負荷の高い単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。				
補助対象者(受領者)	市町村(最終的には住民)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	70	27,080	-	-	27,080
H24	100	38,717	-	-	38,717

【意見 72】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を上記「1) 浄化槽設置整備費事業費」の意見と同様である。

5) 市町村整備型導入促進事業費

H24 年度予算 (円)	100,350,000	H24 年度交付実績 (円)	102,111,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	環境部水環境課
---------	---------

性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>本事業は、下記二つの事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽市町村整備型を実施する市町村が、当該市町村の補助交付要綱に基づき浄化槽を設置する対象者に対し、転換に係る配管費及び処分費を補助する事業。 ・浄化槽市町村整備型を平成 24 年 4 月 1 日から新たに実施する市町村に対し、市町村が負担する本体・本体工事費の一部を補助する事業。 <p>本事業を通じて、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、河川への汚濁負荷の高い単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>				
補助対象者(受領者)	市町村(最終的には住民)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	146	40,883	-	-	40,883
H24	281	102,111	-	-	102,111

【意見 73】 明瞭性を重視し実態に合わせた補助事業の再編等の工夫を上記「1) 浄化槽設置整備費事業費」の意見と同様である。

(4) 産業廃棄物指導課

1) さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金

H24 年度予算 (円)	30,450,000	H24 年度交付実績 (円)	3,150,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部産業廃棄物指導課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 14 年度	終期年度			
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>本事業は、下記二つの事業を実施している。</p> <p>①さいたま環境整備事業推進積立金の拡充事業</p> <p>②(一社)埼玉県環境産業振興協会が、県及び市町村に協力して原状回復・保全事業に積立金の一部を取り崩した場合に、当該取崩額に相当する額を積み立てる事業</p> <p>本事業を通じて、廃棄物の適正処理、地域生活環境の保全を推進する。</p>				
補助対象者(受領者)	(一社)埼玉県環境産業振興協会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	6,869	-	-	6,869
H21	-	-	-	-	-
H22	1	6,101	-	-	6,101
H23	1	6,624	-	-	6,624
H24	1	3,150	-	-	3,150

【意見 74】 適正な予算規模のために情報収集を常に心掛けていただきたい

当該補助事業では、主に、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会(以下、振興協会という。)が、県及び市町村に協力して廃棄物の適正処理及び地域生活環境の保全を推進するために積立金の一部を取り崩した場合に、当該取崩額に相当する額を積み立てる事業を実施している。

原状回復のための産業廃棄物撤去事業は県と当該市町村と振興協会の共同事業であるが、負担は、県と市が折半である。また、実際の撤去は振興協会会員である産廃業者が行い、その費用を振興協会が積立金を取り崩して業者に支払っている。

県は事業対象となる廃棄物の山の検討、決定等において、主体的に関与しており、けやき積立金の取崩し額についても協議を受けている。そのため、補助金額についても概算額は事業の検討段階から把握している。

本事業は崩落や火災など生活環境保全上の支障やおそれのある廃棄物の山について、撤去・環境保全対策を行うものである。こうした崩落や火災のおそれといった支障は、いつでも、発生する可能性があり、生じた場合については、速やかに対応していく必要がある。そのため、ある程度の予算額を確保する必要があり、結果として、予算額と実際に発生した事案に対応した実施事業費と乖離が生じている。それらをまとめたのが下表である。

(単位：千円)

年 度	予算額	実績額	差異
平成 20 年度	63,070	6,869	56,201
平成 21 年度	50,905	—	50,905
平成 22 年度	37,531	6,101	31,430
平成 23 年度	30,450	6,624	23,826
平成 24 年度	30,450	3,150	27,300

予算額と実績額の差額については、適正な予算措置を行い未執行額が減少傾向にあることも事実である。しかし、県と振興協会が連絡を密にし常に情報収集に心がけ、適正な予算規模となるよう、引き続き努めるべきと思料する。

【意見 75】 事業の進捗状況の管理について

過去 5 年間の産業廃棄物の撤去状況をまとめると、下表のとおりである。

年度	撤去完了		環境保全措置完了	
	箇所	撤去量 (m ³)	箇所	撤去量 (m ³)
平成 20 年度	2	27,400	1	26
平成 21 年度	1	3,000	-	-
平成 22 年度	1	8,000	-	-
平成 23 年度	0	0	-	-
平成 24 年度	0	0	1	32

このような撤去作業等により、その山の危険度はゼロになったが、県内には 3,000 m³ 以上の産業廃棄物がまだ 74 山ある。その内、崩落により周辺への影響の可能性のあるものが 5 山ある。しかし、すぐに撤去事業を行う必要のあるレベルの山ではない。また、

「捨て得は許さない」という基本方針のもと、行為者等に厳しくその責任を追及し、撤去指導を行っている。

このように、事業対象となる廃棄物の山の検討、決定等に主体的に関与するなど、事業の進捗状況を管理し、確実に廃棄物撤去が進むよう、引き続き努めるべきと思料する。

(5) みどり自然課

1) 都市（まち）の生物多様性保全活動補助金

H24 年度予算 (円)	3,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部みどり自然課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	都市（まち）の生物多様性保全活動補助金交付要綱		
補助事業の目的	生物多様性の保全を推進するため。 具体的には、下記事業を補助対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物の保護・増殖活動 ・外来生物の駆除 ・生物モニタリング調査 ・その他生物多様性の保全活動 		
補助対象者(受領者)	対象事業を実施する団体		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-

H24	5	1,500	-	1,500	-
-----	---	-------	---	-------	---

※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。

【意見 76】他の公的補助金の交付を受けた場合の措置について

都市(まち)の生物多様性保全活動補助金交付要綱第3条第2項には、「国庫補助金、他の県費補助金等、この補助金以外の公的補助金の交付を受ける事業は補助の対象としない」と記載されている。しかし、補助対象事業が他の公的補助金の交付を受けた場合の措置について記載がない。

したがって、県が補助する際、対象事業が他の公的補助金の交付を受けた場合、交付決定の取り消しを行うことを条件とするなどの措置が必要であると思料する。

2)埼玉県里の山守活動支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	5,000,000	H24 年度交付実績 (円)	685,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	環境部みどり自然課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	平成 17 年度	終期年度			
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県里の山守活動支援事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	協働による緑地保全を推進するため。 具体的には、下記事業を補助対象としている。 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 19 条に基づき知事の認定を受けた市民管理協定を締結した市民団体の活動にかかるもので、緑の保全及び創出活動に寄与する事業。				
補助対象者(受領者)	市民団体等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	9	1,544	-	1,544	-
H21	9	1,382	-	1,382	-

H22	6	482	-	482	-
H23	7	1,087	-	1,087	-
H24	7	685	-	685	-

※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。

【意見 77】 市民管理協定の認定の促進について

緑地保全の手段としては、行政による公有地化が確実であり、埼玉県においてもさいたま緑のトラスト基金等により公有地化をすすめ、かつ保全活動を推進している。しかし、このようにすべてを公有地化することは現実的ではなく、公有地化によらない緑地保全の仕組みも必要との考えから始まったのが里の山守活動支援事業である。

この仕組みは、概ね 1,000 m²以上の土地の所有者が都市緑地法で定める市民緑地として市町村に無償で土地を貸与し、市町村がその管理を市民団体に無償委託することについて協定を締結するというものである。この三者協定を保全管理計画に基づき県が認定し、緑地保全を行う市民団体の活動費の補助を行うのが当該補助事業である。そして、この認定三者協定により緑地保全がなされる土地は、市民緑地として市民に公開されることになる。

このように、緑地を公有地化せずに、つまり費用負担を少なくして緑地を保全する仕組みであるため、非常に公益性の高い事業であるが、この制度は土地所有者からの申し出に基づくものである。したがって、土地所有者からの申し出が無い場合には、三者協定の締結にはいたらない。民間の土地であるから、当然といえる。

もしも、この制度を使って緑地保全することが望ましい土地が存在し、かつ、その土地が手つかずに放置されているようであれば、当該制度を活用してもらうよう、市町村や土地所有者に対し、通知発送や個別訪問による伝達等の工夫が必要と思料する。

3)身近なみどり民間施設緑化補助

H24 年度予算 (円)	200,000,000	H24 年度交付実績 (円)	50,153,600
-----------------	-------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部みどり自然課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等	身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱		

(規則・要綱含む)					
補助事業の目的	市街地におけるみどりを増やし、潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、民間施設が行う公開性のある緑化事業に補助金を交付する。				
補助対象者(受領者)	民間施設所有者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	7	33,530	-	33,530	-
H21	5	23,580	-	23,580	-
H22	3	9,990	-	9,990	-
H23	2	6,079	-	6,079	-
H24	9	50,153	-	50,153	-
※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。					

【意見 78】 屋上緑化について

当該補助事業は、市街地におけるみどりを増やし、潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、民間施設が行う公開性のある緑化事業に補助金を交付するものである。この目的に基づき、公益上必要があるとしてこの事業は実施されている。

この公益上の論拠によると、一般事業会社の屋上緑化は「潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図る」には該当しないのではないかと思料する。なぜなら、一般事業会社の屋上を利用するのはその会社の役員及び社員のみで、不特定多数の県民が利用することはほとんど不可能であるためである。これに対して、商業施設の屋上緑化は一般の県民が利用することが可能である。よって、同じ民間施設といっても、区別して考えるべきと思料する。

【意見 79】 緑化事業の定量的効果を検証できる目標設定について

県に対するアンケートで、補助金交付に対する効果をどのように検証したかという問いの回答に、屋上緑化の温度測定とあった。しかし、屋上緑化による温度低下の基準は無いとのことであった。基準が無い中で温度測定をしても、特に効果を確認することができないものと思料する。また、民間施設の緑地化に対しての数値目標も無いとのことであった。

この事業の目的が潤いと安らぎのある埼玉県の実現であるから、特に定量的な目標を設定していなかったものと推察できる。もしも、今後とも一般事業会社の屋上緑化も対象とするのであれば、そのことによる温度低下の基準を設定しても良いものと思料する。

4)身近なみどり保全・創出し町村支援事業

H24 年度予算 (円)	200,000,000	H24 年度交付実績 (円)	28,762,000
-----------------	-------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部みどり自然課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	身近なみどり保全・創出し町村支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	森林や身近なみどりの保全と創出しを県民運動として展開し、みどりの再生を推進するため、埼玉県内で行われるみどりの保全と創出しに係る事業に補助金を交付する。		
補助対象者(受領者)	市町村		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	4	3,090		3,090	
H21	2	1,672		1,672	
H22	3	3,787		3,787	
H23	4	15,835		15,835	
H24	10	28,762		28,762	

※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。

5)みどりの園庭・校庭促進事業

H24 年度予算 (円)	200,000,000	H24 年度交付実績 (円)	31,488,000
-----------------	-------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部みどり自然課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 21 年度	終期年度	平成 27 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	みどりの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	幼児期からみどりにふれあう環境を整備するとともに、県民に身近な緑を創出するため、埼玉県内の幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校において、芝生化と植樹を組み合わせる事業に補助金を交付する。				
補助対象者(受領者)	幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校を設置する法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	209	121,216	121,216	-	-
H22	121	72,903	-	72,903	-
H23	49	32,656	-	32,656	-
H24	25	31,488	-	31,488	-
※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。					

【意見 80】 補助金の目的を実現するためにもその後の状況確認を充実させることが必要

平成 21 年度から平成 23 年度において芝生化した園庭等の、県によるその後の状況調査について確認したところ、下表のとおりであった。

	全体 (H21~H23)	再訪問		再々訪問	
		件数	割合	件数	割合
平成 24 年度訪問	344	5	1.5%	5	1.5%

(注) 平成 21 年度から平成 23 年度における交付実績件数は 379 件ある。

344 件の芝生化した園庭等の最新の状況をまとめたのが、以下の表である。

	全体 (H21~H23)	順調		一部不要、悪い	
		件数	割合	件数	割合
平成 24 年度確認	344	126	36.6%	218	63.4%

このように、平成 21 年度から平成 23 年度において芝生化した園庭等の約 3 分の 2 が一部不要又は悪い状態である。これは、園児が芝生の上を走り回ることによるものと推察できる。このことから、県からの再訪問及び再々訪問の頻度をアップし、県の補助金による芝生化が無駄なものとならないように、指導をすることが重要であると思料する。

6)さいたま緑のトラスト協会運営費補助金

H24 年度予算 (円)	1,610,000	H24 年度交付実績 (円)	1,610,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	環境部みどり自然課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 60 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会補助金交付要綱		
補助事業の目的	緑のトラスト運動を推進するための普及啓発活動及び運営費他の費用の補助		
補助対象者(受領者)	さいたま緑のトラスト協会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	1	16,165	-	16,165	-
H21	1	15,585	-	15,585	-
H22	1	6,326	-	6,326	-

H23	1	1,610	-	1,610	-
H24	1	1,610	-	1,610	-

※財源「その他」はさいたま緑のトラスト基金である。

【意見 81】 補助事業と委託事業に対する経費の区別について

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会（以下、トラスト協会という。）は、緑のトラスト運動の普及啓発活動、保全地管理事業及び募金・広報活動を実施している。そして、県は、補助事業として普及啓発活動及び保全地管理に携わるボランティアスタッフの研修に対して補助金を交付しており、また、委託事業として保全地管理及び募金・広報活動の業務を委託している。

このように、県の補助事業及び委託事業という別々の事業を実施しているため、それらの経費が明確に区別されていない可能性があるのではないか。つまり、補助金が目的通り使われていない可能性があるものと思料する。このことを検証するために、下表にまとめてみた。

（単位：千円）

事業内容	決算書	実績報告書	差異
	収益の内訳表	補助事業の経費	
普及啓発活動	980	1,455	-475
保全地管理	200	-	200
一般経費（法人会計）	430	282	148
計	1,610	1,737	-127

【意見 82】 補助金効果についてのアンケート等による確認の可能性について

当該補助事業の主な活動は、緑のトラスト運動の普及啓発活動であるから、その効果を定量的に確認することは困難である。そのために、県は、補助金交付の効果を検証していないと説明している。

しかし、トラスト協会は、普及啓発活動として様々な活動を展開している。そして、それら活動の参加者から、活動に参加しての感想等のアンケートを入手しているのではないかと推察する。それらを読むことでも、県の補助金が有効に活用されているのか否かを確認することができるものと思料する。

【意見 83】 外部監査の導入について

トラスト協会はその規模は小さいが、公益財団法人であり、かつ、県の指定出資法人でもあることから、外部監査を導入するのが望ましいと思料する。そして、その財政状

態及び損益状況についての適正性についての意見を表明してもらい、県民に対してその活動の有効性をアピールする一つの手段としてはいかがかと思料する。

7)みどりの埼玉づくり県民提案事業補助

H24 年度予算 (円)	40,000,000	H24 年度交付実績 (円)	33,787,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	環境部みどり自然課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	みどりの埼玉づくり県民提案事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>森林や身近な緑の保全と創出を県民参加で行い、みどりの再生を推進するため、彩の国みどりの基金の活用により事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>対象となる事業は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民企画・提案事業→NPO 法人等の県民団体やその他のグループが、みどりの保全と創出を推進する事業 ・みどりの活動きっかけ支援事業→この事業をきっかけに、みどりの活動に取り組もうとする NPO 法人等の県民団体やその他のグループが実施する事業 ③わが街緑化支援事業→自治体や商店街などが取りくむ一定の区域内の面的な緑化に関する事業 		
補助対象者(受領者)	<p>① 県民企画・提案事業→NPO 法人、ボランティア、その他の団体・グループ、又は、県内に事業所又は営業所を有する法人</p> <p>②みどりの活動きっかけ支援事業→これからみどりの活動に取り組もうとする、NPO 法人、ボランティア、その他の団体・グループ、又は、県内に事業所又は営業所を有する法人</p> <p>③わが街緑化支援事業→自治体や商店街など、一定の区域内の面的緑化が可能な団体</p>		
過去の補助金の交付実績と財源			
	交付実績	補助金の財源(千円)	

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	50	28,435	-	28,435	-
H21	58	30,163	-	30,163	-
H22	51	30,009	-	30,009	-
H23	55	29,538	-	29,538	-
H24	78	33,787	-	33,787	-

※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。

【意見 84】 審査基準について

平成 24 年度において、当該補助事業に応募してきた団体で確認した 55 件について調べたところ、採択が 54 件で不採択が 1 件であった。採択は点数評価により行われており、採択された団体の内最低点だった団体の得点率は、約 38%であった。

審査基準としては甘いような気がする。少なくとも、満点の内の 50%以上の得点で採択とするべきではないかと思料する。

【意見 85】 数値目標の設定について

埼玉県では、昭和 50 年からの 30 年間で、6,500 ヘクタールの身近な緑が失われており、県はその再生に集中的に取り組んでいる。みどりの再生には、行政だけの取り組みだけでなく、県民参加が不可欠であり、それに取り組む県民を支援することは公益上必要なものとの認識である。

ここにこの事業の存在意義があるとの説明であるが、そうであれば、この事業により再生させる身近なみどりについて、その数値目標を設定すべきと考えるが、実際には数値目標は設定されていない。それは、本補助事業を、みどりの再生に県民参加を促すための仕組みづくりと捉えているためである。

しかし、県民参加のみどりの再生を目指す以上は、かつ、平成 27 年度に終期を設定している事業であるからこそ、数値目標を設定し効率的に事業推進を図るべきと思料する。

8)くぬぎ山地区平地林保全促進事業補助

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	993,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	環境部みどり自然課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 22 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	くぬぎ山地区平地林保全促進事業補助金交付要綱 くぬぎ山地区平地林保全促進事業実施要綱				
補助事業の目的	「くぬぎ山地区平地林保全促進事業実施要綱」に基づき行われる平地林の保全活動を促進し、もって豊かな自然環境を未来へ継承するため				
補助対象者(受領者)	ボランティア団体				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-		-	-
H22	3	969		969	-
H23	3	932	-	932	-
H24	3	993	-	993	-
※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。					

【意見 86】 保全活動の推進について

くぬぎ山地区とは、狭山市、所沢市、川越市及び三芳町の3市1町にまたがる平地林のことで、江戸時代に新田開発などによりつくられ、300年以上の歴史を持つといわれている。この地区の面積は約152.4haで、明治神宮の約2倍の広さがある。開発により減少が進む武蔵野台地上に残された最大級の平地林である。

当該補助事業は、「くぬぎ山地区平地林保全促進事業実施要綱」（以下、実施要綱という。）に基づき行われる平地林の保全活動を促進し、もって豊かな自然環境を未来へ継承する目的で実施されている。そして、実施要綱によれば、県が保全活動に協力的な土地所有者及びボランティア団体を募集し、市町は県の調整を支援し、土地所有者は保全活動のための土地を無償で提供し、ボランティア団体が実際の保全活動を実施することになる。これらを明確にするために、四者による「くぬぎ山地区平地林保全促進に関する協定」（以下、協定という。）を締結する。

平成 24 年度末時点の保全活動地の面積割合をまとめると、下表のようになる。

(単位 : ha)

地区名	くぬぎ 山地区 ①	改変地 ②	他事業による 保全地 ③	当該事業 の対象地 ④ (①-②-③)	保全 活動地 ⑤	割合 ⑤/④
狭山市	63.3	13.9	20.1	29.3	3.8	13.0%
所沢市	40.5	14.5	12.0	14.0	1.2	8.6%
川越市	38.4	23.5	1.2	13.7	—	—
三芳町	10.2	9.3	0.4	0.5	—	—
合計	152.4	61.2	33.7	57.5	5.0	8.7%

(注) 改変地とは、資材置き場及び墓地等のことである。

貴重なくぬぎ山地区の平地林を保全するという公益性の高い事業であるが、実際の保全活動地の割合は 10%未滿にとどまっている。県及び三市一町は保全活動の推進に向けて協力している状況であるが、さらに保全割合が上昇するように、引き続き協力及び事業活動に努めるべきと思料する。

(6) 農林部森づくり課

1) 森林とのふれあい体験活動推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,675,000	H24 年度交付実績 (円)	4,284,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課
---------	----------

性質別分類	団体補助				
開始年度	平成 20 年度	終期年度	平成 24 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	森林とのふれあい体験活動推進事業補助金交付要綱 森林とのふれあい体験活動推進事業実施要領				
補助事業の目的	補助事業の内容は、下記 2 項目である。 (1) 森林・林業についての学習及び森林整備体験、自然観察等 (2) 体験学習に必要な教材、作業用具等の整備 小・中学校の生徒が総合的な学習の時間を活用して森林・林業体験活動を行うなど森林の役割や重要性を学習し、県土の保全や・地球規模での環境問題についての理解を深める				
補助対象者(受領者)	小・中学校				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 ※	一般財源
H20	10	2,750	-	2,750	-
H21	15	4,125	-	4,125	-
H22	19	4,675	-	4,675	-
H23	19	4,485	-	4,485	-
H24	18	4,284	-	4,284	-

※財源「その他」は彩の国みどりの基金である。

【意見 87】 補助金実績報告書の書き方に対する指導について

県北の某中学校は学校の林間学校を森林とのふれあい体験活動として実施計画書を提出していた。そして、実績報告書には林間学校における飯盒炊さんやキャンプファイヤーの様子が写真入りで報告されていた。しかし、実際の林間学校の状況を聞いたところ、飯盒炊さんも含めその他の森林とのふれあい体験活動も十分になされていたとのことであった。

また、秩父地域の某小学校の実績報告書によれば、荒川に関する活動が主な活動であり、森林に関する活動といえるのは工場等見学のみで体験活動とは言い難いものであった。しかし、荒川に関する活動は今回の森林に関する活動には該当せず、実績報告書に記載する必要はなかった。

このように、本来なら実績報告書に記載すべきものが記載されていなかったり、あるいは、記載すべきでないものが記載されていたりと、書き方に不十分な例が散見された。

実績報告書は、1年間の補助活動の成果を表現するものであり、補助金の効果を明確にする手段と考えられる。したがって、今後はその記載内容に改めるべきものがあった場合には、県はきちんと指導するべきと思料する。

【意見 88】当初計画の変更に対する精査について

秩父地域の某小学校の当初の計画では、間伐作業の見学を予定していたが、国道 140 号の崩落により、見学地までの通行が不可能となったため、県産材の製材を行っている企業の見学に切り替えて実施した。よって、事業収支予算書における支出の部に、消耗品費として子供用ヘルメット（2,200 円×52 個＝114,400 円）との記載があったが、これが不要となってしまった。

提出された収支精算書を見ると、支出内容に「図鑑 103,280 円」と記載があった。補助金額 265,000 円の約 40%に当たる支出が、本来の目的である体験活動のためではなく、座学のために使われていた。もちろん図鑑は子供たちの教育上大切なもので、無駄なものではないが、この補助金で購入すべきものだったかは疑問が残るところである。

当初の計画が、外部要因の変化により実施不可能となった時点で、再度変更計画を提出させ、その内容を精査すべきだったのではないかと思料する。

7. 福祉部

(1) 福祉政策課

1) 豊かな地域福祉づくり推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	5,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,128,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部福祉政策課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 12 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	豊かな地域福祉づくり推進事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金交付の対象となる事業の内容 活動対象を埼玉全域とし、若しくは波及効果が全県に期待できる先駆的・モデル的な地域福祉に関する事業</p> <p>(1) 住民の支え合いによる福祉サービス提供事業 (2) 地域福祉事業の担い手を養成する事業 (3) その他福祉的課題に取り組む事業</p> <p>② 補助金交付の目的 豊かで活力あふれた地域社会の実現を図るため。</p> <p>※特定非営利活動法人(NPO 法人)、任意団体が行う地域福祉事業は、市町村や社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域住民の福祉を向上するものであり、公益性を有する。</p>		
補助対象者(受領者)	特定非営利活動法人 任意団体		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	13	4,303	-	4,303	-
H21	9	4,412	-	4,412	-

H22	4	2,004	-	2,004	-
H23	3	1,774	-	1,774	-
H24	4	2,128	-	2,128	-

*財源「その他」は、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金繰入金である。

<豊かな地域福祉づくり推進事業補助金の補助金額>

100万円を上限とし補助対象経費の3分の2

なお、本格的な高齢社会を迎え、行政、住民、民間団体など地域の構成員が連携・協働して豊かな地域福祉を推進する必要があるが、モデル的な地域福祉事業を行う特定非営利活動法人等を助成することは、この目的に合致しているため、継続的に交付を行っている。

(2)社会福祉課

1)民生委員及び児童委員活動費等補助金

H24年度予算 (円)	515,419,200	H24年度交付実績 (円)	503,876,200
----------------	-------------	------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	昭和 33 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	民生委員法第 26 条 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進を図る。(民生委員法第 1 条) なお、児童福祉法第 16 条の規定により、児童委員を兼ねることになっている。民生委員は、都道府県の非常勤特別職の地方公務員たる地位を有する。</p> <p>この民生委員、児童委員が相談、指導を行うために要する交通費、文具、参考図書購入費、連絡通信等に充てるための経費の一部を市町村に補助する。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>民生委員、児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図る。</p>		

	民生委員協議会の円滑な運営を図るとともに、活動を支援する。				
補助対象者(受領者)	市町村(61市町村)を通して民生委員、児童委員に支給				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	68	496,853	-	-	496,853
H21	68	498,017	-	-	498,017
H22	62	497,934	-	-	497,934
H23	61	502,503	-	-	502,503
H24	61	503,876	-	-	503,876
* 交付件数は、市町村数である。					
* 交付人数は、H24 で約 8,658 人である。					

【意見 89】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである

調査対象とした平成 24 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金交付決定通知書において、通知日である平成 24 年 9 月 21 日の「21」が修正テープで修正されていた。修正テープでの修正方法は、後に容易に改ざんが可能であり望ましい修正方法ではなく、訂正印を押印して訂正するか、新たに書き直すかにすべきである。

【意見 90】 補助金の額の確定について(通知)等の書類は、適切に保管すべきである

調査対象とした平成 24 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金の額の確定について(通知)の書面は、下書き段階である(案)は保存されているが、各市町村に通知した書面の控えは保存されていない。正式に各市町村に通知した書面の控えを保存すべきである。

2)市町村民生委員協議会補助金

H24 年度予算 (円)	4,799,952	H24 年度交付実績 (円)	4,692,180
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	昭和 33 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	民生委員法第 26 条 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 市町村に設置されている民生委員協議会の委員として出席するために要する経費の一部を市町村に補助する。 ② 補助金交付の目的 民生委員、児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図る。 民生委員協議会の円滑な運営を図るとともに、活動を支援する。				
補助対象者(受領者)	市町村(61 市町村)を通して民生委員、児童委員に支給				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	68	4,626	-	-	4,626
H21	68	4,637	-	-	4,637
H22	62	4,636	-	-	4,636
H23	61	4,679	-	-	4,679
H24	61	4,692	-	-	4,692
* 交付件数は、市町村数である。					
* 交付人数は、H24 で約 8,658 人である。					

【意見 91】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである
 上記「1) 民生委員及び児童委員活動費等補助金」における【意見 89】と同様である。

【意見 92】 補助金の額の確定について(通知)等の書類は、適切に保管すべきである
 上記「1) 民生委員及び児童委員活動費等補助金」における【意見 90】と同様である。

3)市町村民生委員協議会会長補助金

H24 年度予算 (円)	3,707,120	H24 年度交付実績 (円)	3,707,120
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	昭和 33 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	民生委員法第 26 条 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 市町村に設置されている民生委員協議会の会長等が、諸会議へ参加するために要する経費の一部を市町村に補助する。 ② 補助金交付の目的 民生委員、児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図る。 民生委員協議会の円滑な運営を図るとともに、活動を支援する。		
補助対象者(受領者)	市町村(61 市町村)を通して民生委員協議会の会長等へ支給		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	68	3,647	-	-	3,647
H21	68	3,647	-	-	3,647
H22	62	3,667	-	-	3,667
H23	61	3,707	-	-	3,707
H24	61	3,707	-	-	3,707

* 交付件数は、市町村数である。

【意見 93】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである
 上記「1) 民生委員及び児童委員活動費等補助金」における【意見 89】と同様である。

【意見 94】 補助金の額の確定について（通知）等の書類は、適切に保管すべきである
 上記「1）民生委員及び児童委員活動費等補助金」における【意見 90】と同様である。

4)市町村民生委員協議会活動推進費補助金

H24 年度予算 (円)	62,200,000	H24 年度交付実績 (円)	62,200,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	昭和 33 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	民生委員法第 26 条 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 市町村に設置されている民生委員協議会が行う研究協議会の開催や、各種情報、資料の作成に要する経費の一部を市町村に補助する。 ② 補助金交付の目的 民生委員、児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図る。 民生委員協議会の円滑な運営を図るとともに、活動を支援する。				
補助対象者(受領者)	市町村(61 市町村)を通して民生委員協議会に支給				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	68	61,200	-	-	61,200
H21	68	61,200	-	-	61,200
H22	62	61,533	-	-	61,533
H23	61	62,200	-	-	62,200
H24	61	62,200	-	-	62,200
* 交付件数は、市町村数である。					

【意見 95】 補助金交付決定通知書における記載内容の修正方法に注意すべきである
上記「1) 民生委員及び児童委員活動費等補助金」における【意見 89】と同様である。

【意見 96】 補助金の額の確定について（通知）等の書類は、適切に保管すべきである
上記「1) 民生委員及び児童委員活動費等補助金」における【意見 90】と同様である。

5)埼玉県民生委員・児童委員協議会育成費補助金

H24 年度予算 (円)	4,676,000	H24 年度交付実績 (円)	4,675,968
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	昭和 38 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員活動費協議会に対する補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 全国社会福祉協議会では、互助事業（死亡・疾病・災害による見舞金等の支給）及び共励事業（各種研修会の開催、調査研究事業等）を行っており、民生委員、児童委員のこれらの事業の加入年会費の一部を補助する。</p> <p>② 補助金交付の目的 埼玉県民生委員、児童委員協議会に全国互助共励事業加入費の一部を補助することにより、民生委員、児童委員活動を支援する。</p>				
補助対象者(受領者)	一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	6,108	-	-	6,108
H21	1	5,786	-	-	5,786
H22	1	5,491	-	-	5,491

	H23	1	5,313	-	-	5,313
	H24	1	4,675	-	-	4,675

6)埼玉県遺族連合会事業費補助金（ほまれ会館運営費）

H24 年度予算 (円)	1,417,369	H24 年度交付実績 (円)	1,417,369
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 44 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 ほまれ会館（埼玉県遺族連合会の本拠地として建設され、戦没者の慰霊事業の拠点として遺族の援護事業等に利用されている。）運営費の補助 ② 補助金交付の目的 ほまれ会館の運営に対する補助（借地料）		
補助対象者（受領者）	財団法人埼玉県遺族連合会		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,417	-	-	1,417
H21	1	1,417	-	-	1,417
H22	1	1,417	-	-	1,417
H23	1	1,417	-	-	1,417
H24	1	1,417	-	-	1,417

【意見 97】 補助対象経費の補助額を厳密に考慮すべきである

財団法人埼玉県遺族連合会が所有するほまれ会館は、同法人の事務所があるほか賃貸事務室・会議室として運用している。

ほまれ会館の敷地部分は、隣接する宗教法人が所有しており、県の補助金は、上記建物の敷地全体に対する賃借料（地代）相当額であるから、同法人所有のほまれ会館賃貸部分である資産運用に対応する部分にまで補助金を交付していることになる。

ほまれ会館の賃貸事業は、安定的活動資金を確保する目的で財団法人埼玉県遺族連合会が実施しているものであり、これに対応する経費部分にまで補助金を交付することは望ましいことではない。

したがって、同法人の事務所の専有面積や、自主事業と収益事業（賃貸事務室・会議室）の利用割合等を勘案して埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱におけるほまれ会館運営費補助金の補助対象経費における補助額を見直す必要がある。

財団法人埼玉県遺族連合会の事業運営に対する補助については、埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱におけるほまれ会館運営費補助金とは別の補助金項目で検討すべきである。

7)埼玉県遺族連合会事業費補助金（戦没者遺族援護諸費）

H24 年度予算 (円)	1,200,000	H24 年度交付実績 (円)	1,200,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 戦没者遺族の福祉の向上及び慰籍救済事業のための会議の開催、機関誌の発行等。 ② 補助金交付の目的 戦没者遺族の福祉の向上及び慰籍救済を目的とした各種事業の補助。		
補助対象者(受領者)	財団法人埼玉県遺族連合会		
過去の補助金の交付実績と財源			
	交付実績	補助金の財源（千円）	

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,200	-	-	1,200
H21	1	1,200	-	-	1,200
H22	1	1,200	-	-	1,200
H23	1	1,200	-	-	1,200
H24	1	1,200	-	-	1,200

【意見 98】 補助金額の計算根拠を明確にすべきである

遺族連合会事業費補助金（戦没者遺族援護諸費）の補助金額の 120 万円は、過去 5 年間において変更はない。埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱において、「補助金は、当該所要経費の額を超えないものとする。」で「予算の範囲内において補助金を交付する。」としている。

このように計算基準が明確でないため、誰もが納得できる客観的な説明が出来ない。埼玉県遺族連合会事業費補助金交付要綱において客観的な計算基準を定めるべきである。

8)埼玉県社会福祉協議会の常勤役員及び職員設置費補助金

H24 年度予算 (円)	99,188,000	H24 年度交付実績(円)	99,188,000
-----------------	------------	---------------	------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	職員設置補助		
開始年度	昭和 38 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の常勤役員及び職員設置費並びに活動費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の常勤役員及び職員に対する人件費補助を行う。(補助対象人員 17 名) ② 補助金交付の目的		

	<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の事務処理・活動体制の整備充実をはかるため、毎年度予算の範囲内で補助金を交付している。</p> <p>※社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会は、県社会福祉事業の中心的な役割を担っており、県福祉行政とも深い関わりを持ち、多くの県補助・委託事業を実施するなど貢献度も大きい。</p>
--	--

補助対象者(受領者)	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
------------	------------------

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	158,639	-	-	158,639
H21	1	149,355	-	-	149,355
H22	1	138,414	-	-	138,414
H23	1	99,188	-	-	99,188
H24	1	99,188	-	-	99,188

9)福祉施設経営指導事業費補助金

H24 年度予算(円)	2,712,000	H24 年度交付実績(円)	2,712,000
-------------	-----------	---------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成2年度	終期年度	—
根拠法令・条例等(規則・要綱含む)	福祉施設経営指導事業実施要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉施設や法人の経営に対する相談に応じる福祉施設経営指導員の人件費及び活動費に対して補助を行う。(補助対象人員5名)</p> <p>② 補助金交付の目的 埼玉県内の社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等を目指して、社会福祉法人及び社会福祉施設が行う運営の取り組みに対し、専</p>		

	門家による指導・助言を行う体制を整備し、もって社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的とする。				
補助対象者(受領者)	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	6,190	-	-	6,190
H21	1	4,995	-	-	4,995
H22	1	4,819	-	-	4,819
H23	1	2,712	-	-	2,712
H24	1	2,712	-	-	2,712

【意見 99】 実績報告書の記載内容をより詳細に記載するよう指導すべきである

事業実績報告書において事業実施結果として、「社会福祉施設や法人の経営に関する専門相談の実施 344 件」とあるが、さらに詳しく、相談日時や相談対応者、相談内容等を報告するように社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に指導すべきである。

詳細な報告を受けることにより、担当課では、相談内容を検討し今後の施策に資することが可能となる。

10)独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金

H24 年度予算 (円)	223,422,000	H24 年度交付実績(円)	183,135,145
-----------------	-------------	---------------	-------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	平成 4 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金のうち、知		

	<p>的障害児施設、児童福祉施設、保育所・児童館等の社会福祉施設の建設に際しての建築資金及び設備備品整備資金における償還利子の一部（1/2）を県が補助する。</p> <p>② 補助金交付の目的 当該法人の負担を軽減し、整備の促進を図ることを目的とする。</p>				
補助対象者（受領者）	社会福祉法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	338	350,990	-	-	350,990
H21	333	303,318	-	-	303,318
H22	332	254,145	-	-	254,145
H23	362	215,804	-	-	215,804
H24	351	183,135	-	-	183,135

11)民間社会福祉施設整備促進事業費補助金（償還金等）

H24 年度予算 （円）	531,920,922	H24 年度交付実績（円）	531,920,922
-----------------	-------------	---------------	-------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 7 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人等が社会福祉施設整備のため、平成 20 年度以前に県の指定金融機関から借り入れた資金の償還金を補助する。</p> <p>② 補助金交付の目的 社会福祉施設の量的整備とともにその質的向上を図り、利用者の処遇向上のため環境整備の促進を図ることを目的とする。</p>		

補助対象者(受領者)	社会福祉法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	231	1,555,530	-	-	1,555,530
H21	189	1,143,143	-	-	1,143,143
H22	152	917,111	-	-	917,111
H23	128	761,290	-	-	761,290
H24	103	531,920	-	-	531,920

12)民間社会福祉施設整備促進事業費補助金(直接補助)

H24 年度予算 (円)	285,821,000	H24 年度交付実績 (円)	183,856,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人等の社会福祉施設整備のため、予算の範囲内において、社会福祉施設の整備資金を補助する。 対象となる施設種別は、保護施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、共同生活介護(援護)事業所、身体障害者社会参加支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、身体障害者社会復帰施設、児童福祉施設(保育所・児童厚生施設を除く)、重症心身障害者(児)通園事業施設、精神障害者退院支援施設、自立支援法第 79 条第 2 項に基づく福祉ホームである。</p> <p>② 補助金交付の目的 社会福祉施設の量的整備とともにその質的向上を図り、利用者の処遇上のた</p>		

	め環境整備の促進を図ることを目的とする。				
補助対象者(受領者)	県内において社会福祉施設を設置する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、医療法人又は NPO 法人				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	7	74,915	-	-	74,915
H22	12	65,937	-	-	65,937
H23	12	75,023	-	-	75,023
H24	20	183,856	-	-	183,856

13)職員の専門資格取得促進補助金

H24 年度予算 (円)	4,000,000	H24 年度交付実績(円)	5,491,715
-----------------	-----------	---------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社会福祉施設キャリアアップ事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 民間社会福祉施設の職員の資格取得や処遇技術の向上を支援し、福祉人材定着化をすすめ、もって、社会福祉施設におけるサービス向上を図るため、施設が職員の資格取得費用や研修費用を負担した場合に、その費用の一部について、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的 社会福祉施設の利用者に、十分なサービスを提供するためには、福祉人材の確保と、そこで働く職員の定着と意欲の向上を図ることが必要不可欠であり、施設職員が自分のキャリアに展望を持ち、働きやすい魅力ある職場作り</p>		

	を支援する。				
補助対象者(受領者)	社会福祉法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	10	1,060	-	-	1,060
H22	23	2,416	-	-	2,416
H23	40	3,357	-	-	3,357
H24	49	5,491	-	-	5,491
<p>※ 平成24年の予算額を上回った交付実績額については、同一事業である基幹職員の養成・スキルアップ事業補助金から事業間流用により不足分に充てて対応した。</p>					

14) 基幹職員の養成・職員のスキルアップ支援補助金

H24年度予算 (円)	14,000,000	H24年度交付実績(円)	8,604,964
----------------	------------	--------------	-----------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成21年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社会福祉施設キャリアアップ事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 民間社会福祉施設の職員の資格取得や処遇技術の向上を支援し、福祉人材定着化をすすめ、もって、社会福祉施設におけるサービス向上を図るため、施設が職員の資格取得費用や研修費用を負担した場合に、その費用の一部について、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的 社会福祉施設の利用者に、十分なサービスを提供するためには、福祉人材の確保と、そこで働く職員の定着と意欲の向上を図ることが必要不可欠であ</p>		

	り、施設職員が自分のキャリアに展望を持ち、働きやすい魅力ある職場作りを支援する。				
補助対象者(受領者)	社会福祉法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	75	4,920	-	-	4,920
H22	113	7,015	-	-	7,015
H23	174	11,681	-	-	11,681
H24	114	8,604	-	-	8,604
※平成24年度において予算残となったが、同一事業の別メニューである資格取得支援事業の実績額が予算額を超えたため、当該事業を流用した。					

15)産休等代替職員費補助金

H24年度予算(円)	24,653,000	H24年度交付実績(円)	11,670,134
------------	------------	--------------	------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成21年度	終期年度	—
根拠法令・条例等(規則・要綱含む)	社会福祉施設子育て支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>社会福祉施設の職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合において、当該職員の勤務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用を促進し、もって職員の母体の保護、または専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とし、当該施設の設置者に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的</p>		

社会福祉施設の利用者に、十分なサービスを提供するためには、福祉人材の確保と、そこで働く職員の定着と意欲の向上を図ることが必要不可欠である。そのため、施設職員が自分のキャリアに展望を持ち、働きやすい魅力ある職場づくりを支援する。また、特に女性の多い福祉の現場で、施設職員の仕事と家庭の両立を図る。

補助対象者(受領者) 社会福祉法人等

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	53	16,455	-	-	16,455
H22	48	15,667	-	-	15,667
H23	72	22,385	-	-	22,385
H24	37	11,670	-	-	11,670

【意見 100】 予算金額と実績金額との差異を原因分析し、適切な対策を講じるべきである

平成 24 年度の予算額は、24,653 千円で、補助金交付金額は、11,670 千円であり、予算額の約 47.3%となっている。また、平成 23 年度の補助金交付実績額は、前年度までより大幅に増加し、平成 24 年度には、また、大幅に減少している。

担当課では産休となる職員数が見込みづらいとのことであるが、補助対象施設にアンケートを実施するなど原因分析を実施し、利用し易い要件に変更するなど事業内容の再検討を行い、補助金交付実績の増加に努めるか、あるいは予算額を下げ適切な予算額の設定に努める必要がある。

16) 育児短時間勤務等の推進補助金

H24 年度予算 (円)	3,000,000	H24 年度交付実績(円)	258,237
-----------------	-----------	---------------	---------

担当部局・課名 福祉部社会福祉課

性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社会福祉施設子育て支援事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>家庭と仕事の両立を支援し、福祉人材の定着化をすすめることを目的とし、社会福祉施設の職員が育児短時間勤務をすることに対応するため、職員の加配を行った当該施設の設置者に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>社会福祉施設の利用者に、十分なサービスを提供するためには、福祉人材の確保と、そこで働く職員の定着と意欲の向上を図ることが必要不可欠である。そのため、施設職員が自分のキャリアに展望を持ち、働きやすい魅力ある職場づくりを支援する。また、特に女性の多い福祉の現場で、施設職員の仕事と家庭の両立を図る。</p>				
補助対象者(受領者)	社会福祉法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	258	-	-	258

【意見 101】 事業内容を再検討すべきである

平成 24 年度の予算額は、3,000 千円で、補助金交付金額は、258 千円であり、予算額の約 8.6%となっている。また、平成 24 年度の補助金交付実績額は 1 件で前年度までは交付実績はない。

この実態を考慮すると、当該事業の廃止を検討すべきとも思われるが、当該事業は、社会福祉施設子育て支援事業のうちの 1 つと位置付けられているため、当該事業に係る担当課の手間と時間はさほど問題とはならないと思われる。むしろ、利用し易い要件に

変更するなど事業内容の再検討を行い、補助金交付実績の増加に努めるか、あるいは予算額を下げて適切な予算額の設定に努める必要がある。

17)彩の国福祉ボランティア体験学習事業補助金

H24 年度予算 (円)	18,620,000	H24 年度交付実績(円)	13,753,000
-----------------	------------	---------------	------------

担当部局・課名	福祉部社会福祉課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 6 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩の国福祉ボランティア体験学習事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が実施する以下の事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会福祉協議会が実施するボランティア活動の体験事業等に要する経費に対する助成事業 ・ボランティア体験学習事業の広報等の実施 <p>② 補助金交付の目的 ボランティア活動への参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う福祉社会の構築を目指す。</p>		
補助対象者(受領者)	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会(間接補助部分は、市町村社会福祉協議会)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	19,933	-	19,933	-
H21	1	18,926	-	18,926	-
H22	1	18,813	-	18,813	-
H23	1	16,228	-	16,228	-

H24	1	13,753	-	13,753	-
-----	---	--------	---	--------	---

*財源「その他」は、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金からの繰入金である。

<彩の国福祉ボランティア体験学習事業補助金の補助金額(負担関係)>

毎年定める補助限度額の範囲内で行っている。県 1/2 県社共等 1/2 である。

(3) 高齢介護課

1) 高齢者健康増進事業費補助金 (シルバースポーツ大会)

H24 年度予算 (円)	2,068,000	H24 年度交付実績(円)	2,068,000
-----------------	-----------	---------------	-----------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 5 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県高齢者健康増進事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 財団法人埼玉県老人クラブ連合会が実施する以下の事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 ・高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて、心身の健康の保持、増進を促進する事業 ・事業の実施に必要な企画及び推進に関すること ・その他事業の実施に関し、必要な事項に関すること ② 補助金交付の目的 高齢者の社会参加の促進と生きがいの増進を図る。				
補助対象者(受領者)	財団法人埼玉県老人クラブ連合会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	2,178	-	2,178	-

H21	1	2,178	-	2,178	-
H22	1	2,178	-	2,178	-
H23	1	2,068	-	2,068	-
H24	1	2,068	-	2,068	-

*財源「その他」は、長寿社会づくり事業費交付金である。

この交付金は、(財)地域社会振興財団が都道府県及び市町村で行う「長寿社会づくりのためのソフト事業」に交付するものである。

その財源は、「地域医療等振興自治宝くじ」(栃木県発行:通称「レインボーくじ」)の収益金である。

2)埼玉県認知症高齢者・知的障害者等権利擁護事業費補助金

H24 年度予算 (円)	80,928,000	H24 年度交付実績(円)	80,928,000
-----------------	------------	---------------	------------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 11 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県認知症高齢者・知的障害者等権利擁護事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が実施する、認知症高齢者・知的障害者等権利擁護機関運営事業、福祉サービス利用援助事業に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的 意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び知的障害者等が安心して日常生活を送れるよう、その権利擁護や権利行使の援助をおこなうための事業を実施する社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に対して交付するためである。</p>		
補助対象者(受領者)	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会		
過去の補助金の交付実績と財源			
	交付実績	補助金の財源(千円)	

	年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
	H20	1	94,463	39,843	-	54,620
	H21	1	89,846	38,107	-	51,739
	H22	1	86,437	38,186	-	48,251
	H23	1	84,279	37,606	-	46,673
	H24	1	80,928	36,376	-	44,552

3)軽費老人ホーム運営助成費補助金

H24 年度予算 (円)	1,707,543,000	H24 年度交付実績(円)	1,663,373,389
-----------------	---------------	---------------	---------------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 43 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	老人福祉法第 24 条第 2 項 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に関する費用補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>軽費老人ホームからの施設収入のうち、施設が利用者から徴収するサービスの提供に要する費用の一部を減額した場合に、その減額分を県が補助する。軽費老人ホームとは、「無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」（老人福祉法第 20 条の 6）である。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>家庭環境、住宅事情等の理由で居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で施設利用を可能とする。</p>		
補助対象者(受領者)	軽費老人ホームを設置する社会福祉法人又は社会福祉法第 62 条第 2 項の規定により埼玉県知事の許可を受けた法人		
過去の補助金の交付実績と財源			
		交付実績	補助金の財源(千円)

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	63	1,606,869	-	-	1,606,869
H21	64	1,644,263	-	-	1,644,263
H22	67	1,646,917	-	-	1,646,917
H23	68	1,660,841	-	-	1,660,841
H24	69	1,663,373	-	-	1,663,373

<軽費老人ホーム運営助成費補助金の補助金額>

補助額は、サービスの提供に要する費用実支出額と設備運営基準等に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人からのサービスの提供に要する費用徴収額を控除して得た金額である。すなわち、施設が本人から徴収する自己負担との差額を補助している。

施設の交付申請に対し 8 割で交付決定を行っている。2 月には、より実績に近い金額で変更交付申請を受け、最終的には変更交付決定で残り 2 割の金額を支払う。

4)介護老人保健施設整備利子補助金

H24 年度予算 (円)	345,014,000	H24 年度交付実績(円)	319,739,000
-----------------	-------------	---------------	-------------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	平成 4 年度	終期年度	平成 41 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 医療法人、社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構及び年金福祉事業団から介護老人保健施設の建設資金の融資を受けた場合に、その償還利子の一部を補助する。また、平成 25 年 4 月 1 日以降に機構等からの借入れを指定金融機関に借り替えた場合、その償還利子の一部を補助する。ただし、現		

	<p>在では、補助金の新規受け付けは行ってない。補助金の新規申請は、平成15年度で打ち切っている。現在では、申請時における借入金の償還が終了する平成41年度まで償還利子の一部を補助することになる。</p> <p>②補助金交付の目的 介護老人保健施設の整備を促進するため。 ※65歳以上の要介護認定を受けた県民が利用することができる介護老人保健施設の整備を進めるための補助である。</p>																																									
補助対象者(受領者)	医療法人、社会福祉法人等																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額(千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>77</td> <td>484,448</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>484,448</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>77</td> <td>444,192</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>444,192</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>74</td> <td>400,216</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>400,216</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>71</td> <td>358,883</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>358,883</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>70</td> <td>319,739</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>319,739</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源	H20	77	484,448	-	-	484,448	H21	77	444,192	-	-	444,192	H22	74	400,216	-	-	400,216	H23	71	358,883	-	-	358,883	H24	70	319,739	-	-	319,739
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																							
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源																																					
H20	77	484,448	-	-	484,448																																					
H21	77	444,192	-	-	444,192																																					
H22	74	400,216	-	-	400,216																																					
H23	71	358,883	-	-	358,883																																					
H24	70	319,739	-	-	319,739																																					

5)彩の国いきがい大学事業費補助金

H24年度予算 (円)	15,430,000	H24年度交付実績 (円)	15,504,466
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和59年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩の国いきがい大学事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 彩の国いきがい大学事業を行う公益財団法人いきいき埼玉に対し、予算の範		

	<p>圏内において補助金を交付する。</p> <p>応募資格は、県内在住の 60 歳以上の方で、一年制課程は、熊谷、川越、鷲宮、蕨、春日部、入間の 6 学園（定員 780 人）で年 30 回開講、二年制課程は、東松山、伊奈、熊谷、春日部の 4 学園（定員 750 人）で年 42 回開講を実施しており、一年制課程（専科コース）は、東松山、伊奈の 2 学園（定員 210 人）で年 36 回開講している。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>高齢者対象に組織的な学習の機会を提供し、社会参加を促進することにより、心身の健康を培うと共に生きがいを高め、併せて積極的に地域活動を推進する人材の育成を図る。</p>				
補助対象者（受領者）	公益財団法人いきいき埼玉				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	9,393	-	-	9,393
H21	1	8,229	-	-	8,229
H22	1	7,155	-	-	7,155
H23	1	19,828	-	-	19,828
H24	1	15,504	-	-	15,504
*受講者数は、H22 年度 1,550 人、H23 年度 1,680 人、H24 年度 1,740 人					
*熊谷学園は、H22 年度に開設、春日部学園は、H23 年度に開設している。					

【意見 102】補助金交付申請書および補助金実績報告書における収支計算書の収入部分について内訳を記載するよう指導すべきである

彩の国いきがい大学事業費補助金交付申請書および彩の国いきがい大学事業費補助金実績報告書における収支計算書の支出部分について、及び後述の高齢者活動支援事業費補助金交付申請書および高齢者活動支援事業費補助金実績報告書における収支計算書の支出部分については、費目ごとの内容説明と金額を記載しているが、各々収入部分については、費目ごとの内容説明と金額を記載していないため、上記書類からは収入と支出を比較して、当該補助金が収支に与える影響や効果等を検討することが困難である。

県担当者は、それぞれ書面が提出された時点で公益財団法人いきいき埼玉に確認し、内容を把握しているが、各々の補助金交付申請書および補助金実績報告書における収支計算書の収入内訳についても、支出内容と同様にその詳細を記載した書面を添付することが望ましい。

収入部分についても、支出部分と同様に費目ごとの内容説明と金額を記載した書類を添付するよう県は、公益財団法人いきいき埼玉に指導すべきである。

【意見 103】 共通費等を按分して合理的な総事業費を計上するように指導すべきである

公益財団法人いきいき埼玉では、彩の国いきがい大学事業における人件費は、職員給与費として実績給（時間外手当、通勤手当、宿直手当）及び臨時職員の人件費を計上しているが、公益財団法人いきいき埼玉において共通的に発生している人件費のうち彩の国いきがい大学事業に関わる部分を計上していない。また、埼玉県県民活動総合センター（北足立郡伊奈町）内にある伊奈学園に関わる施設経費のうち利用料金は免除されており問題はないが、その他の施設経費（事務室家賃、水道光熱費等）を総事業費に算入していない。

彩の国いきがい大学事業の収支計算は、当該事業に係るもののみ合理的に集計して初めて当該事業の状況が把握できるのであり、公益財団法人いきいき埼玉には、彩の国いきがい大学事業の収支計算における事業費を合理的に計算して計上するように、県は指導すべきである。

6)高齢者活動支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	81,448,000	H24 年度交付実績 (円)	80,540,870
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 59 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	高齢者活動支援事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 公益財団法人いきいき埼玉に対し、以下の事業について予算の範囲内において補助金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に係る各種情報提供及び相談に関する事業 ・ 高齢者の就業及び能力活用の促進に関する事業 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間交流の促進に関する事業 ・ 高齢者の学習機会の提供に関する事業 ・ その他高齢者の社会参加活動の促進に関し必要な事項 ・ 上記の事業に係る運営費 <p>② 補助金交付の目的</p> <p>高齢者の多様な活動を支援する事業を行う公益財団法人いきいき埼玉に補助することにより、活力ある高齢社会を実現する。</p>
--	--

補助対象者(受領者)	公益財団法人いきいき埼玉
------------	--------------

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	138,486	-	23,741	114,745
H21	1	117,050	-	15,790	101,260
H22	1	66,788	-	15,158	51,630
H23	1	76,172	-	14,391	61,781
H24	1	80,540	-	13,821	66,719

*「財源その他」は、長寿社会ソフト事業費交付金である。

【意見 104】 補助金交付申請書および補助金実績報告書における収支計算書の収入部分について内訳を記載するよう指導すべきである

上記「5) 彩の国いきがい大学補助金」における【意見 102】にまとめて記載している。

【意見 105】 共通費等を按分して合理的な総事業費を計上するように指導すべきである

公益財団法人いきいき埼玉では、高齢者活動支援事業における人件費は、プロパー職員、非常勤職員及び高齢者生きがい支援センターの運営に係る臨時職員の人件費を計上しているが、公益財団法人いきいき埼玉において共通的に発生している人件費のうち高齢者活動支援事業に関わる部分を計上していない。

高齢者活動支援事業の収支計算は、当該事業に係るもののみ合理的に集計して初めて当該事業の状況が把握できるのであり、公益財団法人いきいき埼玉には、高齢者活動支援事業の収支計算における事業費を合理的に計算して計上するように、県は指導すべきである。

7)埼玉県介護保険苦情処理事業費補助金

H24 年度予算 (円)	9,330,000	H24 年度交付実績 (円)	9,330,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 12 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県介護保険苦情処理事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号に基づき埼玉県国民健康団体連合会が行う事業者から提供される介護サービスにかかる苦情処理事業 ※事業者から提供される介護サービスについて利用者等から苦情を受け付け、当該事業者には是正指導等を行うことにより、介護サービス全体のレベルの向上を図る。</p> <p>② 補助金交付の目的 埼玉県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務に必要な経費を補助することにより、介護サービス事業者に対する迅速かつ効果的な指導を図り、適切な介護保険サービスの提供を確保する。</p>		
補助対象者(受領者)	埼玉県国民健康保険団体連合会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	12,013	-	-	12,013
H21	1	11,916	-	-	11,916
H22	1	11,320	-	-	11,320
H23	1	11,398	-	-	11,398
H24	1	9,330	-	-	9,330

8) 埼玉県認知症介護研修事業費補助金

H24 年度予算 (円)	6,300,000	H24 年度交付実績 (円)	6,300,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県認知症介護研修事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>以下の認知症介護研修について、予算の範囲内においてその経費の一部を実施する機関に補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県認知症介護実践研修（実施者研修） ・埼玉県認知症介護実践研修（実践リーダー研修） <p>② 補助金交付の目的</p> <p>認知症介護研修事業を奨励し、認知症介護技術の向上による認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。</p>				
補助対象者(受領者)	認知症介護実践研修を実施する機関（指定研修機関）				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数 (件)	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	3	6,000	-	-	6,000
H21	3	6,000	-	-	6,000
H22	3	5,640	-	-	5,640
H23	3	6,300	-	-	6,300
H24	3	6,300	-	-	6,300

9) 埼玉県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業推進補助金

H24 年度予算 (円)	34,000,000	H24 年度交付実績 (円)	34,000,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部高齢介護課																																													
性質別分類	奨励補助																																													
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度																																											
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業推進補助金交付要綱																																													
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、地域包括ケアシステムの一翼を担う重要なサービスであり、今後急増する高齢者の自立と尊厳ある在宅生活を支援する重要なサービスである。そのため、この重要なサービスの普及促進を図る本補助事業は、公益上必要である。</p> <p>② 補助金交付の目的 モデル市町村において定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業をモデル的に実施し、事業導入に当たっての課題や解決策等について検討を行う。その成果をもって県内全域への普及拡大を目指すことを目的とする。</p>																																													
補助対象者(受領者)	市町村を通して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施する事業者																																													
過去の補助金の交付実績と財源	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額 (千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>2</td> <td>34,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>34,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>*交付先は、上尾市と熊谷市である。</p>					年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源	H20	-	-	-	-	-	H21	-	-	-	-	-	H22	-	-	-	-	-	H23	-	-	-	-	-	H24	2	34,000	-	-	34,000
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																											
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源																																									
H20	-	-	-	-	-																																									
H21	-	-	-	-	-																																									
H22	-	-	-	-	-																																									
H23	-	-	-	-	-																																									
H24	2	34,000	-	-	34,000																																									

(4) 障害者福祉推進課

1)聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク構築支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,094,000	H24 年度交付実績 (円)	1,094,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 17 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク構築支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 聴覚障害に対する以下の事業の経費の一部を補助の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やパソコンのメール機能等を活用した情報ネットワークを構築し、維持するための事業 ・情報提供ネットワークを周知するための事業 ・その他目的を達成するために必要な事業で知事が認めたもの <p>② 補助金交付の目的 聴覚障害者の情報保障及び社会参加の促進を図るため、聴覚障害者に対して災害時や日常生活における各種の情報提供を行う情報提供ネットワークを構築する。</p>		
補助対象者(受領者)	社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	1,623	-	-	1,623
H21	1	1,623	-	-	1,623
H22	1	1,623	-	-	1,623
H23	1	1,094	-	-	1,094
H24	1	1,094	510	-	584

* 補助金の財源「国」は、国による障害者情報支援促進事業による。

2) 障害者福祉啓発交流事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,350,000	H24 年度交付実績 (円)	1,350,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 56 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	障害者福祉啓発交流事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>障害者に対する以下の事業の経費の一部を補助の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活や活動に対する理解を促進する事業 ・ 障害のある人とない人との交流を進める事業 ・ 障害者福祉思想の普及事業 ・ 障害者福祉機器について理解を促進する事業 <p>② 補助金交付の目的</p> <p>障害のある人とない人とのふれあいの機会の拡大と障害者に対する県民の理解を深める。</p>		
補助対象者(受領者)	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会		

※この団体には、37団体の障害者団体が加入しており、県内ではもっとも適した団体と認識している。

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	1,350	-	-	1,350
H21	1	1,350	-	-	1,350
H22	1	1,350	-	-	1,350
H23	1	1,350	-	-	1,350
H24	1	1,350	-	-	1,350

3)在宅重度心身障害児（者）療育キャンプ事業費補助金

H24 年度予算 （円）	1,079,000	H24 年度交付実績 （円）	1,079,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	団体補助 職員設置補助		
開始年度	昭和 45 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	在宅重度心身障害児（者）療育キャンプ事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 在宅重度心身障害児（者）の集団野外訓練及び相互交流を図るため療育キャンプを実施する団体に対して補助する。 ② 補助金交付の目的 県内の在宅重度心身障害児（者）に対して、その福祉の増進を図ることを目的とする。		
補助対象者（受領者）	県内の障害者団体（4団体）		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	4	1,079	-	-	1,079
H21	4	1,079	-	-	1,079
H22	4	1,079	-	-	1,079
H23	4	1,079	-	-	1,079
H24	4	1,079	-	-	1,079

【意見 106】「在宅重度心身障害児（者）療育キャンプ事業費補助金交付要綱」において補助対象団体について特定団体を限定すべきではない

「在宅重度心身障害児（者）療育キャンプ事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）において、実施主体を4団体に限定している。過去の実績から、当該4団体のみが補助金交付申請を行っている事実があるとはいえ、特定団体に交付を限定することを「要綱」において規定することは望ましいとは言えない。

「要綱」においては、実施主体を限定列挙した条項を削除し、交付要件を規定した条項を追加すべきである。

4) 日本身体障害者福祉大会さいたま大会開催費補助金

H24 年度予算 （円）	3,000,000	H24 年度交付実績 （円）	3,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	日本身体障害者福祉大会さいたま大会開催費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 第 57 回日本身体障害者福祉大会さいたま大会を開催するための事業について、社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会に対し、予算の範囲内において		

	<p>補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>第 57 回日本身体障害者福祉大会さいたま大会の開催費。</p> <p>※日本身体障害者福祉大会は、全国大会であり、障害者福祉についての幅広い協議、講演及び障害者本人、関係者の交流が行われ、障害者の福祉向上が期待できる。また、関係者の障害や障害者に対する理解が深まり、ノーマライゼーションの理念が浸透する。</p>																																									
補助対象者(受領者)	社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額(千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1</td> <td>3,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源	H20	-	-	-	-	-	H21	-	-	-	-	-	H22	-	-	-	-	-	H23	-	-	-	-	-	H24	1	3,000	-	-	3,000
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																							
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源																																					
H20	-	-	-	-	-																																					
H21	-	-	-	-	-																																					
H22	-	-	-	-	-																																					
H23	-	-	-	-	-																																					
H24	1	3,000	-	-	3,000																																					

5)埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金

H24 年度予算 (円)	2,906,000	H24 年度交付実績 (円)	608,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費実施要領 埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用等の助成事業を行う市町村(指定都市を除く)に対して、その事業費の一		

	部を補助する。 ② 補助金交付の目的 軽度・中等度難聴児の言語やコミュニケーション能力の取得や学習の機会の確保を図る。
補助対象者(受領者)	市町村を通して軽度・中等度難聴児に支給

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	19	608	-	-	608

※交付件数は、補助者人数で、9市町村で実施した。

※平成24年度における新規事業であり、県における新規事業を決定した時期には、市町村では議会で予算承認済みであり、補正予算で対応できた市町村が当該事業を実施したため、県の予算額を交付実績が大きく下回ってしまった。

6)埼玉県障害者生活支援事業補助金

H24年度予算 (円)	1,969,080,000	H24年度交付実績 (円)	1,894,905,000
----------------	---------------	------------------	---------------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和47年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 以下の事業に関して市町村が支弁した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度心身障害者手当支給事業 ・障害児（者）生活サポート事業（さいたま市を除く） ・全身性障害者介助人派遣事業（さいたま市及び川越市を除く） <p>②補助金交付の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度心身障害者手当支給事業 在宅の重度心身障害者の経済的及び精神的負担を軽減する。 ・障害児（者）生活サポート事業 在宅の心身障害児（者）の福祉の向上及び介護者の負担を軽減する。 ・全身性障害者介助人派遣事業（さいたま市及び川越市を除く） 在宅の重度の全身性障害者の自立した地域生活を支える。 																																									
補助対象者（受領者）	在宅の重度心身障害者																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源（千円）</th> </tr> <tr> <th>交付件数 （人数）</th> <th>交付実績額 （千円）</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>63,256</td> <td>1,890,515</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,890,515</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>64,499</td> <td>1,929,035</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,929,035</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>63,744</td> <td>1,940,753</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,940,753</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>62,511</td> <td>1,905,276</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,905,276</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>62,186</td> <td>1,894,905</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,894,905</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源（千円）			交付件数 （人数）	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源	H20	63,256	1,890,515	-	-	1,890,515	H21	64,499	1,929,035	-	-	1,929,035	H22	63,744	1,940,753	-	-	1,940,753	H23	62,511	1,905,276	-	-	1,905,276	H24	62,186	1,894,905	-	-	1,894,905
年度	交付実績		補助金の財源（千円）																																							
	交付件数 （人数）	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源																																					
H20	63,256	1,890,515	-	-	1,890,515																																					
H21	64,499	1,929,035	-	-	1,929,035																																					
H22	63,744	1,940,753	-	-	1,940,753																																					
H23	62,511	1,905,276	-	-	1,905,276																																					
H24	62,186	1,894,905	-	-	1,894,905																																					

7)障害者人材育成資金事業費補助金

H24 年度予算 (円)	5,000,000	H24 年度交付実績 (円)	3,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者福祉推進課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	障害者人材育成資金事業費補助金交付要綱		

補助事業の目的	<p>①補助金の交付対象となる事業の内容 障害者が行う以下のいずれかの分野に関する発表活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術分野（学会参加、論文集出版等） ・ 美術分野（展覧会開催、作品集出版等） ・ 音楽分野（公演開催、販売用 CD 制作等） ・ 舞台芸術分野（演劇、ダンスなどの公演開催等） ・ 文学分野（作品集出版等） <p>②補助金交付の目的 芸術・文化等の分野において顕著な活動実績があり、既に高い評価を受けている障害者が当該分野の発表活動をする際に、それに要する経費に対して補助金を交付することにより、当該障害者の能力をさらに高め、日本ひいては世界に通用する人材の育成を支援する。</p> <p>芸術・文化面で優れた才能を持つ障害者の発表活動費用を補助することで、障害者のアーティスト・研究者の発掘と育成が図れるとともに、発表活動そのものを促進し、将来的に障害者の社会参加の拡大を図ることができる。</p>
補助対象者（受領者）	芸術・文化等の分野において顕著な活動実績があり、既に高い評価を受けている障害者

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	7	3,500	-	3,500	-
H21	7	3,500	-	3,500	-
H22	7	3,500	-	3,500	-
H23	9	4,500	-	4,500	-
H24	7	3,500	-	3,500	-

* 補助金の財源「その他」は、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金からの繰入額である。

(5) 障害者支援課

1)授産施設製品販売促進強化事業費補助金

H24 年度予算 (円)	2,482,000	H24 年度交付実績 (円)	2,482,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 15 年度	終期年度	平成 24 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	授産施設製品販売促進強化事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>①補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が行う「社会就労センター協議会事業」 ・公益社団法人埼玉デザイン協議会が行う「商品展示販売事業」 <p>※当該事業は、授産製品の展示・販売等を行う彩の国セルプまつり、授産活動活性化セミナー及び授産製品の展示・販売を行うサデコショップの運営に係るものであり、これらの事業は、単に展示や販売に留まらず、事業を通じて県民・施設・障害を持つ方の交流や、障害を持つ方への理解の促進を図るものであるため、公益上必要であると考えます。</p> <p>※平成 24 年度において、より効果の高い事業を行うため事業の見直しを図り、平成 25 年度においては当該事業の廃止を決定した。平成 25 年度からは代わりに、国庫補助の一つとして授産施設製品販売促進事業（国 1/2 県 1/2）を実施している。</p> <p>※障害者自立支援法の規定により、身体障害者福祉法に基づく身体障害者授産施設等の旧法施設は、平成 24 年 3 月 31 日までに、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービス事業所に移行した。</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>授産事業の強化により、授産施設入（通）所者の処遇改善と社会参加の促進を図る。</p>				
補助対象者（受領者）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 ・公益社団法人埼玉デザイン協議会 				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額	国	その他	一般財源

		(千円)			
H20	2	3,560	-	-	3,560
H21	2	3,560	-	-	3,560
H22	2	3,204	-	-	3,204
H23	2	2,820	-	-	2,820
H24	2	2,482	-	-	2,482

2)超重症心身障害児短期入所促進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	5,760,000	H24 年度交付実績 (円)	1,542,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県超重症心身障害児短期入所等促進事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所促進事業 医療的ケアが必要な在宅の超重症心身障害児を受け入れた短期入所事業所に対して上乗せ補助を行う。 ・日中一時支援促進事業 医療的ケアが必要な在宅の超重症心身障害児を受け入れた日中一時支援事業所に対し、上乗せ補助を行う。 <p>② 補助金交付の目的</p> <p>医療的ケアが必要な超重症心身障害児に対して短期入所や日中一時支援を提供することにより、介助する家族の負担を軽減する。</p> <p>※人工呼吸器の使用など医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障害児を介助する家族の精神的・身体的負担が重いものに対して超重症心身障害児を受け入れる事業所が少ないため、短期及び一時的にも受け入れる事業所を増加させる目的がある。</p>		

補助対象者（受領者）	市町村を通して以下の施設等に交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所促進事業 重症心身障害児施設を除く医療機関 ・ 日中一時支援促進事業 看護師等の専門スタッフを配置した医療的ケアが可能な日中一時支援事業所
------------	---

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	229 人	1,174	-	-	1,174
H23	224 人	1,140	-	-	1,140
H24	281 人	1,542	-	-	1,542

* 交付件数は、延べ人数である。

【意見 107】 予算額と交付実績との差額について

平成 24 年度の予算額は 5,760 千円でその交付実績額は、1,542 千円であり、交付実績は予算額の約 26.8%にすぎない。事業を開始してから 3 期目であることから、市町村や関係機関等にアンケートやヒアリング等を実施し、予算額の未消化割合が大きい原因を分析すべきである。

3)埼玉県心身障害児（者）特別療育費補助金

H24 年度予算 （円）	278,939,000	H24 年度交付実績 （円）	280,128,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 55 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等	埼玉県心身障害児（者）特別療育費補助金交付要綱		

(規則・要綱含む)	
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援（主に重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設に限る。） ・ 障害福祉サービス事業（重症心身障害児が利用する療養介護事業に限る。） <p>② 補助金交付の目的</p> <p>重症心身障害児（者）の処遇の向上を図ること、主に重症心身障害児（者）を処遇する医療型障害児入所施設及び療養介護事業所の円滑な運営を図ること。</p> <p>※重症心身障害児が増え、施設は介護の必要性がより高い重度の方の受け入れが求められている。そのため、県が補助することにより、手厚い職員配置をさせ利用者の処遇を向上させる必要がある。</p>
補助対象者（受領者）	医療型障害児入所施設又は療養介護事業所（入所させる障害児（者）の主な障害の種別は、重症心身障害児（者）に限る）を設置する社会福祉法人

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源
H20	3	231,688	-	-	231,688
H21	3	235,393	-	-	235,393
H22	3	232,429	-	-	232,429
H23	3	235,882	-	-	235,882
H24	4	280,128	-	-	280,128

※H24年4月に制度が変わり、対象施設が1つ増加した。

<埼玉県心身障害児（者）特別療育費補助金の補助金額>

年度予算の範囲内において補助金を交付している。重症心身障害児（者）の医療的ケアは負担が大きいため、直接処遇職員と入所者の割合は1対1になることが望ましいが、施設給付費と診療報酬で雇用できる直接処遇職員の数は0.15人不足している。その不足分を補えるように交付額を検討している。

【意見 108】 補助金交付時期について早期化を検討すべきである

福祉部障害者支援課では、「申請書提出（通知）について」平成 24 年 10 月 15 日に決裁を行い、補助金交付申請の提出期限を平成 24 年 11 月 7 日までとしており、関係機関への通知を平成 24 年 10 月 15 日に実施した。

その結果、補助対象施設が概算払いを受け取るのが平成 25 年 1 月 25 日となって事業年度をかなり経過してからである。経営状況が厳しい社会福祉法人にとっては、補助金を受け取るまで、10 カ月近くを自己資金で施設運営をしなければならない。補助金を見込んで職員配置を行っている社会福祉法人にとっては、人件費負担が大きくなるため、なるべく早く補助金を受け取りたいはずである。

県は、重症心身障害児（者）の処遇の向上を図ること、主に重症心身障害児（者）を処遇する医療型障害児入所施設及び療養介護事業所の円滑な運営を図るという補助金の交付目的をより効果的に実施するためには、補助金交付の早期化を検討すべきである。

4)埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,569,000	H24 年度交付実績 (円)	3,229,150
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 12 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県重症心身障害児(者)入所施設貸おむつ利用事業補助金交付要綱 埼玉県重症心身障害児(者)入所施設貸おむつ利用事業実施要領		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 社会福祉法人が設置する医療型障害児入所施設及び療養介護事業所において貸おむつを利用する場合に補助する。</p> <p>② 補助金交付の目的 施設の職員を重症心身障害児（者）が使用するおむつの洗濯作業から解放し、職員の定着化及び入所者サービス向上を図る。</p>		
補助対象者（受領者）	医療型障害児入所施設又は療養介護事業所（入所させる障害児（者）の主な障害の種別は、重症心身障害児（者）に限る）を設置する社会福祉法人で、以下の施設を対象とする。ただし、さいたま市が措置する児童に係る経費を除く。 ① 光の家、②太陽の園、③中川の郷、④埼玉療育園		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	2	3,489	-	-	3,489
H21	2	3,172	-	-	3,172
H22	2	3,153	-	-	3,153
H23	2	3,200	-	-	3,200
H24	2	3,229	-	-	3,229

【意見 109】実績報告書に添付されている領収書は、支払日を記載したものを添付するよう指導すべきである

実績報告書に添付されている補助対象事業費の領収書に日付が記入されていないものが存在した。不正や誤謬のもとになるため、県は、支払日の記入のある領収書を添付するよう補助対象社会福祉法人に指導すべきである。

5)埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金（心身障害者地域デイケア施設助成）

H24 年度予算 （円）	44,749,000	H24 年度交付実績 （円）	9,872,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 63 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	心身障害者地域デイケア事業実施要綱 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 心身障害者地域デイケア事業（障害者の自立訓練や授産活動の場を提供する） ② 補助金交付の目的 在宅の心身障害者の自立と社会経済活動への参加を図ることを目的とする。		

	心身障害者地域デイケア事業が実施されることにより、特別支援学校を卒業した障害者等の日中活動の場を提供する等、障害者の地域生活支援を促進する効果がある。
補助対象者(受領者)	市町村を通して心身障害者地域デイケア施設の運営者 ※全てのデイケア施設が法定施設に移行し対象施設がなくなったため、平成24年度をもって廃止することを決定した。

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	175	1,003,960	-	-	1,003,960
H21	136	851,662	-	-	851,662
H22	120	725,176	-	-	725,176
H23	68	405,567	-	-	405,567
H24	8	9,872	-	-	9,872

※平成24年の予算額より交付実績額が大きく下回った理由は、デイケア施設の法定施設への移行が進んだためである。

6) 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金(地域活動支援センター運営費補助)

H24年度予算 (円)	399,897,000	H24年度交付実績 (円)	136,416,000
----------------	-------------	------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成19年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県地域活動支援センター(地域デイケア型)事業実施要綱 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 地域活動支援センター(地域デイケア型)事業 ② 補助金交付の目的 当該施設に心身障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社		

	<p>会との交流の促進を図る等、地域の実情に応じた支援を行うことを目的とする。</p> <p>※地域活動支援センターの運営が維持されることにより、特別支援学校を卒業した障害者等の日中活動の場を提供する等、障害者の地域生活支援を促進する効果がある。</p>																																									
補助対象者(受領者)	市町村を通して地域活動支援センターの運営法人																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額(千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>6</td> <td>27,399</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>27,399</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>10</td> <td>49,813</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>49,813</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>15</td> <td>70,564</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70,564</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>21</td> <td>90,962</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>90,962</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>30</td> <td>136,416</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>136,416</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源(千円)			交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源	H20	6	27,399	-	-	27,399	H21	10	49,813	-	-	49,813	H22	15	70,564	-	-	70,564	H23	21	90,962	-	-	90,962	H24	30	136,416	-	-	136,416
年度	交付実績		補助金の財源(千円)																																							
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源																																					
H20	6	27,399	-	-	27,399																																					
H21	10	49,813	-	-	49,813																																					
H22	15	70,564	-	-	70,564																																					
H23	21	90,962	-	-	90,962																																					
H24	30	136,416	-	-	136,416																																					

7)障害者地域生活サポート事業費補助金

H24 年度予算 (円)	97,650,000	H24 年度交付実績 (円)	90,142,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 10 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>障害者やその家族の生活を支えるために、個々の生活にあった多様なサービス(送迎や外出援助など)を提供している民間団体に助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>※障害者総合支援法に基づいて行われる障害福祉サービスでは支援できな</p>		

	い部分について補助を行うことにより、障害者やその家族の自立した地域生活と社会参加を促進することが可能となるため。				
	② 補助金交付の目的 移送サービスや自宅以外での場所で行う一時預かりなどを提供することにより、障害者やその家族の自立した地域生活と社会参加を促進する。				
補助対象者(受領者)	市町村を通して、個々の生活にあった多様なサービスを提供している団体				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数 (件)	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	227,551	94,037	-	87,000	7,037
H21	240,359	96,176	-	87,000	9,176
H22	257,632	94,239	-	87,000	7,239
H23	274,348	94,777	-	87,000	7,777
H24	259,203	90,142	-	79,492	10,650
*補助金の財源「その他」は、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金からの繰入金である。					

<障害者地域生活サポート事業費補助金の補助金額>

市町村の意見を参考にして、運送協会の1時間当たりのタクシー料金5,700円の1/2を目安として算定している。

【意見110】請求書を早期に郵送するよう各市町村に指導し、文書收受日に誤りのないよう処理する必要がある

補助金の概算払いは、各市町村に対して平成25年2月22日に実施しており、最終的な精算払いは、各市町村に対して平成25年5月23日に実施している。

調査対象とした秩父市からは平成25年5月13日付けの請求書に、また、羽生市からは平成25年5月14日付けの請求書に共に平成25年6月5日の收受印が押印してあった。精算払い日より遅い月日であるため、県では、市区町村からの請求を確認する前に精算払いを実施していることになる。

これらは、支払い手続きの際に、秩父市からFAXで提出された平成25年5月13日の收受印が押印してある平成25年5月13日付けの請求書及び羽生市からFAXで提出された平成25年5月14日の收受印が押印してある平成25年5月14日付けの請求書

により、請求金額等を確認し、その後、郵送にて提出された請求書と差し替える際に、新たな請求書に誤って、平成 25 年 6 月 5 日の收受印を押印したものである。

今後は、県では請求書を早期に郵送するよう各市町村に指導し、文書收受日に誤りのないよう処理する必要がある。

8) 全身性障害者介助人事業費補助金

H24 年度予算 (円)	25,191,000	H24 年度交付実績 (円)	15,349,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課																						
性質別分類	投資的経費																						
開始年度	平成 17 年度	終期年度	—																				
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱																						
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>全身性障害者自らが推薦する介助人を登録し、日常生活の全般的にわたる介助サービスを提供するために、介助人を派遣した市町村に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>※脳性麻痺や筋委縮性側索硬化症等の全身性障害者の日常生活の全般にわたる介助サービスについては、障害者によって介助の方法等が違ってくるため、障害者総合支援法の居宅介護サービス等を利用することが難しい。そのため、自薦介助人を派遣することにより重度障害者の自立した生活を支えることが可能となるため、公益上必要である。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>介助が日常生活の全般にわたる全身性障害者に対して、自薦介助人を派遣することにより、地域における重度障害者の自立した生活を支えることを目的とする。</p>																						
補助対象者(受領者)	市町村を通して、重度障害者自らが推薦する介助人。																						
過去の補助金の交付実績と財源	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源(千円)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>交付件数</th> <th>交付実績額 (千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						交付実績		補助金の財源(千円)			年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源						
	交付実績		補助金の財源(千円)																				
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源																		

H20	106 人	18,629	-	-	18,629
H21	114 人	18,800	-	-	18,800
H22	108 人	18,359	-	-	18,359
H23	107 人	16,531	-	-	16,531
H24	107 人	15,349	-	-	15,349

【意見 111】 予算額の未消化金額について詳細な原因分析を実施して、適切な予算額の設定に努力すべきである

平成 24 年度の予算額は、25,191 千円で、補助金交付金額は、15,349 千円であり、予算額の約 60.9%となっている。また、平成 23 年度から補助金交付実績額は、減少傾向にある。

その原因として、県担当者から居宅事業サービスの事業者が増加しているのが一因であると説明を受けたが、詳細な原因分析を実施して、適切な予算額の設定に努力すべきである。

9)生活ホーム運営費補助事業費補助金

H24 年度予算 (円)	77,803,000	H24 年度交付実績 (円)	43,498,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 63 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱 埼玉県生活ホーム事業実施要綱 障害者暮らし体験事業実施要綱		
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 身体障害者や知的障害者の共同生活の場である「生活ホーム事業」を実施する市町村に対して補助金を交付する。 補助の対象となる経費は、生活ホームの運営に要する指導員人件費、指導員室借上費及び指導経費（旅費、役務費及需要費）又は運営費の助成に要する		

	費用で、基準単価×述べ日数を基準額としてその 1/2（ただし、入居者が居住地を有しないか明らかでない場合にあつては 10/10）を補助率とする。 ② 補助金交付の目的 身体障害者及び知的障害者で自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等でそれができない者の社会的自立の助長を図ることを目的とする。																																									
補助対象者（受領者）	市町村を通して生活ホーム運営主体となる社会福祉法人等の団体																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源（千円）</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額（千円）</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>108</td> <td>206,648</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>206,648</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>92</td> <td>163,002</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>163,002</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>64</td> <td>107,963</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>107,963</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>57</td> <td>94,630</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>94,630</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>42</td> <td>43,498</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>43,498</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源（千円）			交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源	H20	108	206,648	-	-	206,648	H21	92	163,002	-	-	163,002	H22	64	107,963	-	-	107,963	H23	57	94,630	-	-	94,630	H24	42	43,498	-	-	43,498
年度	交付実績		補助金の財源（千円）																																							
	交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源																																					
H20	108	206,648	-	-	206,648																																					
H21	92	163,002	-	-	163,002																																					
H22	64	107,963	-	-	107,963																																					
H23	57	94,630	-	-	94,630																																					
H24	42	43,498	-	-	43,498																																					

【意見 112】 予算額の未消化金額について詳細な原因分析を実施して、適切な予算額の設定に努力すべきである

平成 24 年度の予算額は、77,803 千円で、補助金交付金額は、43,498 千円であり、予算額の約 55.9%となっている。また、平成 24 年度から補助金交付実績額は、かなり減少している。

その原因として、県担当者からグループホーム、ケアホームへの移行が進んでいるのが一因であると説明を受けたが、詳細な原因分析を実施して、適切な予算額の設定に努力すべきである。

10) グループホーム運営費補助事業費補助金

H24 年度予算 (円)	32,373,000	H24 年度交付実績 (円)	18,057,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課
性質別分類	団体補助

開始年度	平成 15 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県共同生活援助等事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>市町村がグループホームの運営費として生活ホーム補助基準額を支弁した場合、国庫補助基準額との差額を補助する。また、グループホームの運営の安定化を図るため、入院時支援体制加算の補助を行う。</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>障害者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるようにするため。 ※身体障害者や知的障害者で自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等でそれができない者の社会的自立の助長を図るため公益上必要である。また、県では障害者総合支援法に基づくグループホームへの移行を進めているところであり、そのインセンティブにもなるため必要である。</p>				
補助対象者(受領者)	市町村を通してグループホーム、ケアホームの運営主体となる社会福祉法人等の団体				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数 (利用者数)	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	634 人	28,659	-	-	28,659
H21	243 人	19,415	-	-	19,415
H22	659 人	21,619	-	-	21,619
H23	432 人	22,432	-	-	22,432
H24	596 人	18,057	-	-	18,057

【意見 113】適切な予算額の設定に努力すべきである

平成 24 年度の予算額は、32,373 千円で、補助金交付金額は、18,057 千円であり、予算額の約 55.8%となっている。また、平成 24 年度に補助金交付実績額は減少している。

平成 24 年度に障害者支援法におけるグループホーム加算金額の報酬改定により、国の加算金額が増加した。この国庫補助基準額との差額を補助しているため、当該補助金の交付金額が減少したと考えられる。補助対象の利用者数が、平成 23 年度では 432 人

であるが、平成 24 年度では 596 人と増加しているにもかかわらず、補助金交付金額が減少していることから理解できる。

県は、この報酬改定による補助金交付金額の減少をある程度予測できたはずであるが、交付実績額を大きく上回る予算額を策定してしまった。今後は適切な予算額の設定に努力すべきである。

11)埼玉県地域活動支援センター（精神小規模型）運営費補助金

H24 年度予算 (円)	42,040,000	H24 年度交付実績 (円)	20,685,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課																						
性質別分類	奨励補助																						
開始年度	平成 19 年度	終期年度	平成 24 年度																				
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県地域活動支援センター（精神小規模型）事業実施要綱 埼玉県地域活動支援センター（精神小規模型）運営費補助金交付要綱																						
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 地域活動支援センター（精神小規模型）事業 地域活動支援センター（精神小規模型）は、障害者自立支援法第 5 条第 21 項に規定する地域活動支援センターであって、県の定めた設備、人員の配置、事業の運営等の基準を満たす施設をいう。この事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的 当該施設に心身障害者を通わせ、創作的活動又は生活活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る等、地域の実情に応じた支援を行うことを目的とする。</p> <p>※埼玉県障害者福祉施設等支援事業補助金に統合するため、平成 24 年度で廃止を決定した。</p>																						
補助対象者(受領者)	市町村を通して地域活動支援センター（精神小規模型）の運営法人																						
過去の補助金の交付実績と財源	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源（千円）</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>交付件数</th> <th>交付実績額 (千円)</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						交付実績		補助金の財源（千円）			年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源						
	交付実績		補助金の財源（千円）																				
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源																		

H20	7	6,666	-	-	6,666
H21	14	12,959	-	-	12,959
H22	15	13,299	-	-	13,299
H23	18	16,422	-	-	16,422
H24	21	20,685	-	-	20,685

12)障害者就労定着支援事業（初期支援事業）補助金

H24 年度予算 (円)	1,017,000	H24 年度交付実績 (円)	1,010,540
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部障害者支援課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	障害者就労定着支援事業（初期支援事業）補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>①補助金の交付対象となる事業の内容 障害者施設が、職員を職場等（一般就労）へ派遣し、就労者を支援するための経費を補助する。</p> <p>②補助金交付の目的 就労した障害者の職場への定着を図る。 ※障害者の就労支援の一助となり、障害者を雇用する事業者の不安も解消することができる。また、施設から一般就労している障害者の数は年々増加しており、県による定着支援を継続する必要がある。</p>				
補助対象者(受領者)	<p>障害者福祉サービス事業者及び障害者支援施設 ※補助要綱制定時に検討し、事業遂行能力がある者を補助事業者としている。</p>				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	17	138	-	-	138
H21	57	1,096	-	-	1,096
H22	65	1,469	-	-	1,469
H23	51	843	-	-	843
H24	69	1,010	-	-	1,010

【意見 114】 県における助成金交付手続きを県担当者には周知徹底する必要がある

県の障害者福祉推進課では、当該事業を平成 24 年度に実施するにあたり、その周知手段として FAX や HP 掲載により、申請期限は、第一次は 7 月 31 日までとし第二次は 8 月 1 日から 10 月 31 日までとした稟議を平成 24 年 6 月 29 日に決裁しているが、調査対象とした社会福祉法人は、平成 24 年 4 月 1 日に助成金交付申請を行い、県では平成 24 年 4 月 2 日に収受している。さらに、補助金交付決定通知を平成 24 年 4 月 2 日付で通知している。

すなわち、当該事業の申請期限を決定した県内稟議書決裁日より早い段階で補助金交付申請を収受し、補助金交付決定通知を実施している。当該事業について既に予算は設置されているが、補助金交付決定手続きを進める前に、申請期限を決定する手続きを進めるのが望ましいものと言える。

なお、当該補助金交付事務については、平成 25 年度に障害者福祉推進課から障害者支援課に移管された。既に、平成 25 年度事業実施にあたっては、県では前年度の手続上の問題を認識し、実施通知後に申請及び交付決定手続きを進めているところである。

(6) 少子政策課

1) 地域子育て支援拠点設置促進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	37,567,000	H24 年度交付実績 (円)	25,946,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	平成 26 年度

根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉法第6条の3第6項 埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付対象となる事業の内容 乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 補助金交付の目的 市町村が運営又は助成する地域子育て支援拠点のうち、開設時間などが国庫補助金の要件に満たない小規模な事業（サロン型拠点）を円滑に実施することにより、子育て親子の福祉の向上を図る。 <p>※中学校区数に1か所を目標に、地域子育て支援拠点の設置推進を促してきたが、県内には国庫補助型の拠点数が管内の中学校区数に満たない市町村があり、地域の子育て支援機能の充実を図るため、小規模な事業（サロン型）を交付する必要がある。</p> <p>※期間設定を設け、計画的に国庫補助要件を満たす地域子育て支援拠点に移行してもらうため、平成26年度で廃止を決定した。国の子ども子育て支援事業の体系が平成27年度に変わることも影響している。</p>
補助対象者(受領者)	<p>サロン型拠点を設置している市町村</p> <p>サロン型拠点を運営している法人等</p>

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	33	28,500	-	-	28,500
H22	33	20,123	-	-	20,123
H23	43	26,695	-	-	26,695
H24	37	25,946	-	-	25,946

(注) 例えば H24 年度の交付実績の「37」は 37 拠点である。補助金の交付を受けているのは全ての市町村ではなく、19 市町村のみ。44 市町村は国庫補助又は市町村予算で実施。

<地域子育て支援拠点設置促進事業費補助金の補助金額>
毎年年度予算の範囲内において補助金を交付している。

基準額（3日型 1か所当たり年額 1,500,000 円、5日型 1か所当たり年額 2,300,000 円）は、国の補助対象となる対象拠点（「ひろば型」）の基準額に基づいて県が算定。

2)小規模クラブ加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金

H24 年度予算 (円)	5,520,000	H24 年度交付実績 (円)	174,885,000
-----------------	-----------	-------------------	-------------

※交付決定額 2,575,571 千円－国庫補助事業 2,400,686 千円（国庫受入額 1,200,343 千円×2）を引いた県単事業総額。すべての加算額を合算し、基準額と比較して低い金額で算定するので、民営加算のみの補助額は算出できない。

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 10 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付対象となる事業の内容 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童等の健全な育成を図る。 補助金交付の目的 市町村が実施する事業（委託を含む）又は補助する事業のうち、19 人以下の小規模の児童クラブに対し、補助金を交付することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。 <p>※市町村が実施する事業（委託を含む）又は補助する事業のうち、小規模で運営が厳しい児童クラブに対し、補助金を交付することにより、都市部以外の地域における子育て家庭の福祉の向上を図ることができる。</p>		
補助対象者(受領者)	市町村 放課後児童クラブ		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	689	1,700,307	-	-	-

H21	716	1,790,217	859,766	-	930,451
H22	795	2,202,358	1,033,218	-	1,169,140
H23	840	2,433,326	1,139,428	-	1,293,898
H24	865	2,575,571	1,200,343	-	1,375,228

(参考) 放課後児童健全育成事業費補助について

放課後児童健全育成事業費補助は、埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱を根拠とし、予算管理上5つの加算項目に分かれているが、実際の交付は5つの計算要素を加味して全体で計算(集計)することになる。

項目 No	補助金の区分	始期年度	予算額(円)	実績額※(円)
2)	小規模クラブ加算分	H10	5,520,000	174,885,000
3)	指導員雇用加算分	H 4	139,920,000	
4)	運営費加算分(民営のみ)	H11	53,250,000	
5)	障害児指導員加算分	S61	3,084,000	
6)	障害児賠償保険料加算分	S61	1,140,000	
	合計		202,914,000	174,885,000

※交付決定額 2,575,571 千円－国庫補助事業 2,400,686 千円(国庫受入額 1,200,343 千円×2)を引いた県単事業総額。すべての加算額を合算し、基準額と比較して低い金額で算定するので、民営加算のみの補助額は算出できない。

この補助事業の「基本額」は国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 である。県の上記5つの補助は「基本額」に追加する「加算分」のことである。「追加分」の 1/3 が県の補助金となる。2/3 は市町村負担となる。

国庫「基本分」＋国庫「加算分」＋県単「加算分」＝交付決定額

No	補助金の区分	目的	補助対象者	補助基準額	要綱
2)	小規模クラ	市町村が実施する事業	市町	552 千円、1,163	別表 5

	ブ加算分	(委託を含む) 又は補助する事業のうち、19人以下の小規模の児童クラブに対し、補助金を交付することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る	村	千円の 1/3	
3)	指導員雇用加算分	民営の放課後児童クラブに対し、指導員の充実状況に応じて補助金を交付することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。複数の指導員が条件	民営	1人 954千円、1,908千円の 1/3(2人分が上限)	別表 5
4)	運営費加算分(民営のみ)	民営の放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。	民営	35万か60万円の 1/3	別表 5
5)	障害児指導員加算分	障害児を6人以上受け入れている放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、障害児の福祉の向上を図る。複数の指導員が条件。		1クラブ当たり年間48万7千円の 1/3	別表 7
6)	障害児賠償保険料加算分	障害児を受け入れている放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、障害児の福祉の向上を図る。		1クラブ当たり年間1万円の 1/3	別表 2 2加算額 (4)

放課後児童健全育成事業とは、いわゆる「学童」事業であり、実施主体は市町村＋民営（委託：学童クラブ）である。補助事業としては、国庫補助＋県単上乗せ（さいたま

市及び川越市は国庫補助のみ) であり、県ではさいたま市及び川越市を除く 61 市町村の計算を行う。

放課後児童クラブは第二種社会福祉事業であり、児童数 20 人以上の場合は知事への届出が必要である。小規模クラブは届出の対象外。小規模の学童クラブは国庫の補助が少ないため、これを県で補助する。

歴史的には、県補助が先であり、国の補助ができたのは、県補助の後である。

埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の第 2 条

「補助対象経費等」＝ 比較する運営費 ＝ 運営費－保育料収入

「(基本分+加算分)×1/3」と「市町村が負担する運営費」と比較して少ない金額を補助する。

3)指導員加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金

H24 年度予算 (円)	139,920,000	H24 年度交付実績 (円)	174,885,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

※交付決定額 2,575,571 千円－国庫補助事業 2,400,686 千円 (国庫受入額 1,200,343 千円×2) を引いた県単事業総額。すべての加算額を合算し、基準額と比較して低い金額で算定するので、民営加算のみの補助額は算出できない。

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 4 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付対象となる事業の内容 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童等の健全な育成を図る。 補助金交付の目的 民営の放課後児童クラブに対し、指導員の充実状況に応じて補助金を交付することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。 		
補助対象者(受領者)	市町村 放課後児童クラブ		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	689	1,700,307	-	-	-
H21	716	1,790,217	859,766	-	930,451
H22	795	2,202,358	1,033,218	-	1,169,140
H23	840	2,433,326	1,139,428	-	1,293,898
H24	865	2,575,571	1,200,343	-	1,375,228

4)民営運営加算（放課後児童健全育成事業費補助）補助金

H24 年度予算 （円）	53,250,000	H24 年度交付実績 （円）	174,885,000
-----------------	------------	-------------------	-------------

※交付決定額 2,575,571 千円－国庫補助事業 2,400,686 千円（国庫受入額 1,200,343 千円×2）を引いた県単事業総額。すべての加算額を合算し、基準額と比較して低い金額で算定するので、民営加算のみの補助額は算出できない。

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 11 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付対象となる事業の内容 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童等の健全な育成を図る。 ・ 補助金交付の目的 民営の放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。 		

補助対象者(受領者)	市町村 放課後児童クラブ				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	689	1,700,307	-	-	-
H21	716	1,790,217	859,766	-	930,451
H22	795	2,202,358	1,033,218	-	1,169,140
H23	840	2,433,326	1,139,428	-	1,293,898
H24	865	2,575,571	1,200,343	-	1,375,228

5)障害児受入加算(放課後児童健全育成事業費補助)補助金

H24年度予算 (円)	3,084,000	H24年度交付実績 (円)	174,885,000
----------------	-----------	------------------	-------------

※交付決定額 2,575,571 千円－国庫補助事業 2,400,686 千円(国庫受入額 1,200,343 千円×2)を引いた県単事業総額。すべての加算額を合算し、基準額と比較して低い金額で算定するので、民営加算のみの補助額は算出できない。

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 61 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付対象となる事業の内容 保護者が労働等により昼間家庭にいない、障害児の健全な育成を図る。 ・ 補助金交付の目的 市町村が実施する事業(委託を含む。)又は補助する事業のうち、障害児 6 人以上受け入れている放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、障害児の福祉の向上を図る。 		

補助対象者(受領者)	市町村 放課後児童クラブ				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	689	1,700,307	-	-	-
H21	716	1,790,217	859,766	-	930,451
H22	795	2,202,358	1,033,218	-	1,169,140
H23	840	2,433,326	1,139,428	-	1,293,898
H24	865	2,575,571	1,200,343	-	1,375,228

6)障害児賠償責任保険(放課後児童健全育成事業費補助)補助金

H24年度予算 (円)	1,140,000	H24年度交付実績 (円)	174,885,000
----------------	-----------	------------------	-------------

※交付決定額 2,575,571 千円－国庫補助事業 2,400,686 千円(国庫受入額 1,200,343 千円×2)を引いた県単事業総額。すべての加算額を合算し、基準額と比較して低い金額で算定するので、民営加算のみの補助額は算出できない。

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 61 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付対象となる事業の内容 保護者が労働等により昼間家庭にいない、障害児の健全な育成を図る。 ・ 補助金交付の目的 市町村が実施する事業(委託を含む。)又は補助する事業のうち、障害児を受け入れている放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、障害児の福祉の向上を図る。 		

補助対象者(受領者)	市町村 放課後児童クラブ				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	689	1,700,307	-	-	-
H21	716	1,790,217	859,766	-	930,451
H22	795	2,202,358	1,033,218	-	1,169,140
H23	840	2,433,326	1,139,428	-	1,293,898
H24	865	2,575,571	1,200,343	-	1,375,228

7)特別支援学校放課後児童対策事業費補助金(重度障害児分)

H24年度予算 (円)	92,120,000	H24年度交付実績 (円)	71,233,400
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和63年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県特別支援学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付対象となる事業の内容 特別支援学校等に通学する児童10人以上で組織する特別支援学校放課後児童クラブを運営(委託又は補助を含む。)する市町村に対し、指導員人件費及び賠償責任保険料の経費を助成する。 ・補助金交付の目的 特別支援学校放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、重度障害児の福祉の向上を図る。 		
補助対象者(受領者)	市町村		

特別支援学校放課後児童クラブ

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	409 人	72,787	-	-	72,787
H21	436 人	80,386	-	-	80,386
H22	461 人	80,838	-	-	80,838
H23	484 人	82,835	-	-	82,835
H24	413 人	71,233	-	-	71,233

<特別支援学校放課後児童対策事業費補助金（重度障害児分）の補助金額>

毎年度予算の範囲内において補助金を交付している。

基準額の 1/3 を補助

基準額：月額 重度障害児 1 人 47,000 円、その他障害児 1 人 23,500 円

市町村の運営費の方が低い場合には、基準額の 1/3 ではなく運営費の 1/3 を交付する。

「補助対象経費等」＝比較する運営費

運営費＝（指導員人件費＋賠償責任保険料）－ 寄附金その他収入（保育料含む）

8)特別支援学校放課後児童対策事業費補助金（その他の障害児分）

H24 年度予算 (円)	7,520,000	H24 年度交付実績 (円)	5,088,100
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 63 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県特別支援学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	・補助金の交付対象となる事業の内容		

	<p>特別支援学校等に通学する児童 10 人以上で組織する特別支援学校放課後児童クラブを運営（委託又は補助を含む。）する市町村に対し、指導員人件費及び賠償責任保険料の経費を助成する。</p> <p>・ 補助金交付の目的 特別支援学校放課後児童クラブに対し、補助金を交付することにより、障害児の福祉の向上を図る。</p>																																									
補助対象者（受領者）	市町村 特別支援学校放課後児童クラブ																																									
過去の補助金の交付実績と財源																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">交付実績</th> <th colspan="3">補助金の財源（千円）</th> </tr> <tr> <th>交付件数</th> <th>交付実績額（千円）</th> <th>国</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>65 人</td> <td>5,783</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,783</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>76 人</td> <td>7,006</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7,006</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>75 人</td> <td>6,575</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6,575</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>82 人</td> <td>7,017</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7,017</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>59 人</td> <td>5,088</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,088</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付実績		補助金の財源（千円）			交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源	H20	65 人	5,783	-	-	5,783	H21	76 人	7,006	-	-	7,006	H22	75 人	6,575	-	-	6,575	H23	82 人	7,017	-	-	7,017	H24	59 人	5,088	-	-	5,088
年度	交付実績		補助金の財源（千円）																																							
	交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源																																					
H20	65 人	5,783	-	-	5,783																																					
H21	76 人	7,006	-	-	7,006																																					
H22	75 人	6,575	-	-	6,575																																					
H23	82 人	7,017	-	-	7,017																																					
H24	59 人	5,088	-	-	5,088																																					

<特別支援学校放課後児童対策事業費補助金（その他の障害児分）の補助金額>
毎年度予算の範囲内において補助金を交付している。

基準額の 1/3 を補助

基準額：月額 重度障害児 1 人 47,000 円、その他障害児 1 人 23,500 円

市町村の運営費の方が低い場合には、基準額の 1/3 ではなく運営費の 1/3 を交付する。

「補助対象経費等」＝比較する運営費

運営費＝（指導員人件費＋賠償責任保険料）－ 寄附金その他収入（保育料含む）

9)家庭保育室等親支援推進事業導入補助金

H24 年度予算 (円)	1,800,000	H24 年度交付実績 (円)	1,100,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部少子政策課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 24 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	家庭保育室等親支援推進事業導入交付要綱				
補助事業の目的	<p>・ 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>定員 60 人以上の家庭保育室が行う、保護者の保育参加推進事業（基本事業）、地域の人材活用（選択事業）、小学校との連携強化事業（選択事業）。</p> <p>・ 補助金交付の目的</p> <p>親の養育力向上を図るため、家庭保育室等での親支援の取り組みを促進する。</p> <p>※保育所等において、一日保育士体験等の保育参加事業を実施することにより、親の養育力を図る。また、児童福祉法施行条例に定める保育所が行う「保護者に対する支援」の向上につながる。</p> <p>「親支援事業」（主任保育士や副園長が「親支援推進員」となり、親支援推進員が中心となって保護者の保育参加推進のための体制づくりやノウハウの蓄積を図っていく事業）は埼玉県が独自で推進している事業である。</p> <p>平成 21 年度～平成 23 年度までは認可保育所（民間）及び幼稚園を対象に補助を行った。保育参加事業実施率がほぼ 100%となり、一定の効果が得られた。平均参加者が、56%から 63%に増加、幼稚園は 47%から 57%に増加。</p> <p>平成 24 年度からは、認可外保育所(但し 60 人以上の大規模)に対して同様の趣旨で補助金交付している。（H25 年度は、50 人以上の規模の認可外保育所に対して交付）</p>				
補助対象者(受領者)	市町村を通して家庭保育室等を運営する事業者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-

H23	-	-	-	-	
H24	11	1,100	-	-	1,100

(参考) 県内の大規模認可外保育所の数

- ・ 60 人・・・20 施設
- ・ 50 人・・・28 施設

<家庭保育室等親支援推進事業導入補助金の補助金額>

保護者の保育参加を推進するにあたって必要とする経費であるが、上限を 100,000 円としている（この内訳としては、備品購入費 35,000 円、職員研修費用 25,000 円、事務費 40,000 円を想定している）。

10) 駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金

H24 年度予算 (円)	6,750,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付対象となる事業の内容 保育サービス提供施設設置促進事業により新たに駅前等に整備した保育施設において最大で 4,500 千円（単年度）の土地又は建物の賃借料を補助したものである。 ・ 補助金交付の目的 駅前等はニーズの高い地域であり、広く住民が利用しやすい保育施設の設置を促進すること。 <p>※駅前等の土地及び建物の賃借料は他の場所と比べて高く、そのため保育施設の開設は事業者にとって困難である。そこで、定員の充足しない開設初年度に賃借料を補助することにより、運営の安定化を図り、保育サービス受入枠の確保を促進したものである。</p>		

	※なお、ここ数年実績（平成 22 年度以降実績なし）がなく、国の制度である「安心こども基金」（平成 21 年度から事業開始、）で対応できるため平成 24 年度で廃止となった。				
補助対象者（受領者）	法人（事業者）				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	2,250	-	-	2,250
H21	2	3,666	-	-	3,666
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-
※平成 20 年度から平成 21 年度までは継続的な交付が行われたが、安心こども基金の設立によりこの制度を包含する補助制度が施行された平成 22 年度以降は、交付実績はなくなっている。					

11) 駅前等家庭保育室開設準備費補助金

H24 年度予算 (円)	7,500,000	H24 年度交付実績 (円)	3,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	駅前等家庭保育室開設準備費補助金交付要綱		
補助事業の目的	①補助金の交付対象となる事業の内容 駅前等において家庭保育室を設置する事業で、保育所の施設準備（改修）のために必要な工事費等や設備整備に必要な需要費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費等を補助する。 ②補助金交付の目的		

	<p>駅前等は保育のニーズの高い地域であり、家庭保育室の設置を促進するとともに、保育所待機児童の解消を図る。</p> <p>※駅前等は利便性が高く、保育需要の高い場所である。こうした場所では認可保育所の基準を満たす場所を確保することが難しい。そこでマンション等の一室を利用した家庭保育室の整備を促進し、待機児童の解消を図る。また、駅前等の利便性のよい場所は保育需要が高い地域だが地価も高い。こうした場所に家庭保育室を整備する補助ということは、事業者のニーズに応えるものであることから、継続的に交付実績を上げており、引き続き継続する必要がある。</p>				
補助対象者(受領者)	法人(事業者)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	2	2,934	-	-	2,934
H21	4	5,000	-	-	5,000
H22	4	6,000	-	-	6,000
H23	1	1,500	-	-	1,500
H24	2	3,000	-	-	3,000

<駅前等家庭保育室開設準備費補助金の補助金額>

施設整備及び設備整備にかかる費用を300万円と見積り補助金交付要綱に規定した。上限300万円の算定根拠は、国の保育環境改善等事業の基本改善事業予算が700万円であり、家庭保育室は規模が小さいので1/2弱として試算した。補助額は基準額の1/2。

12)安心・元気！保育サービス支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	816,120,000	H24 年度交付実績 (円)	816,116,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部少子政策課				
性質別分類	職員設置補助				
開始年度	平成 19 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	安心・元気！保育サービス支援事業費補助金交付要綱 安心・元気！保育サービス支援事業実施要綱 低年齢児保育促進事業実施要綱 障害児保育事業実施要綱 アレルギー等対応特別給食提供事業実施要綱				
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付対象となる事業の内容 市町村が行う以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低年齢児保育促進事業 ・ 障害児保育事業 ・ アレルギー等対応特別給食提供事業 ・ 補助金交付の目的 乳幼児の福祉の向上を図るため、市町村が子育て支援策として取り組む上記事業を促進すること。 <p>※私立保育所において低年齢児や障害児・アレルギー児の受け入れや一歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成することで、職員の処遇改善及び児童の健全育成の向上を図ることを目的とするため、公益上必要である。</p>				
補助対象者(受領者)	市町村を通して私立認可保育所を運営する事業者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	61 市町村	545,959	-	380,000	165,959
H21	61 市町村	564,944	-	380,000	184,944

H22	61市町村	600,432	-	380,000	220,432
H23	61市町村	682,799	-	380,000	302,799
H24	61市町村	816,116	-	380,000	816,116

*補助金の財源「その他」は、シラコバト長寿社会福祉基金からの繰り入れである。また、交付先は、私立認可保育所を運営する事業者（市町村への間接補助）であり、さいたま市、川越市を除く全市町村（61市町村）

(参考) 安心・元気！保育サービス支援事業費補助金の補助金額について

補助金対象事業	対象経費	補助基準単価	補助率
低年齢児保育促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一歳児担当保育士雇用費 保育単価における人件費の額を超える一歳児担当保育士の雇用に必要な経費 ・乳児途中入所促進事業費 乳児担当保育士の雇用に要する経費として、乳児未充足（前年度3月1日現在の入所乳児数との差の人数）により不足する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・一歳児担当保育士雇用費 20,000円 ・乳児途中入所促進事業費 80,000円 (根拠) 低年齢児に対する保育士（通常6:1）を増員（4:1）した場合、児童1人当たり定額で月額支給する。 乳児途中入所促進事業費（4月～6月のみ）は、上限882,000円（別表）。 	1/2
障害児保育事業	障害児担当保育士の雇用に要する経費（ただし、保育単価における人件費の額を超える経費とする。）	40,000円 基準額の積算根拠・・・ 国で定めた保育士の月額給与の6:1を4:1にすると基準額となる。 特別児童については、国庫で補助（1級、2級、まれに3級）・・・特別児童扶養手当に従って、県の補助は、中軽度の障害児に対するもの	1/2

アレルギー等 対応特別給食 提供事業	アレルギー等対応特別給食 提供事業に必要な経費	50,000 円 民間保育所において 2 名以 上の児童に対するアレルギー 一等対応のため調理員を 1 人 増員する場合に補助を行う (調理師免許は要件ではな い)	1/2
--------------------------	----------------------------	--	-----

補助金の交付件数の推移

	1 歳児	障害児	アレルギー	乳児途中入所 (4 月～6 月のみ)
H20	4,152 人 (月平均、以下同じ)	98 人	131 か所	1,334 人 (延べ人数、以下同じ)
H21	4,444 人	84 人	159 か所	1,360 人
H22	4,572 人	84 人	169 か所	1,200 人
H23	5,164 人	86 人	195 か所	1,471 人
H24	5,677 人	85 人	216 か所	1,645 人

13)家庭保育室等運営事業費補助金

H24 年度予算 (円)	247,639,000	H24 年度交付実績 (円)	247,639,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	職員設置補助		
開始年度	昭和 47 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	家庭保育室等運営事業費交付要綱 家庭保育室等運営事業費補助金実施要綱		
補助事業の目的	①補助金の交付対象となる事業の内容		

	<p>市町村が行う家庭保育室等運営事業（児童福祉法第 24 条第 1 項但書）。</p> <p>②補助金交付の目的</p> <p>増大する保育需要に対応するため、児童の適正な保育を行うこと。</p> <p>※認可保育所に入所できなかった保育に欠ける児童に対し「その他の適切な保護をしなければならない」（児童福祉法第 24 条第 1 項但書）とある。</p> <p>県が認可保育所、市町村は認可外保育所（委託）。</p> <p>認可保育所は国、県、市町村から補助対象となっている。</p> <p>認可外保育所は、国の補助が無い場合、県と市町村から補助を出している。</p> <p>※家庭保育室等に対し、運営費の一部を助成することにより、待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を促進し、待機児童の解消を図るため、継続交付が必要となる。</p>
--	---

補助対象者（受領者） 市町村を通して家庭保育室等を運営する事業者

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	47 市町	174,600	-	120,000	54,600
H21	46 市町	177,873	-	120,000	54,873
H22	47 市町	200,070	-	120,000	80,070
H23	47 市町	234,423	-	120,000	114,423
H24	47 市町	247,639	-	120,000	247,639

*補助金の財源「その他」は、シラコバト長寿社会福祉基金からの繰り入れである。

なお、平成 25 年度以降は、シラコバト長寿社会福祉基金からの繰り入れは無い。

<家庭保育室等運営事業費補助金の補助金額>

家庭保育室運営費補助事業に必要な経費で補助金交付要綱に定められた基準額

1) 基準額

a) 運営費

乳児 1 人月額 18,500 円

満 1 歳以上 3 歳未満 児童 1 人月額 9,200 円

b) 長時間保育推進費 11 時間を超えて 30 分以上保育する児童 1 人月額 2,000 円

c) 障害児保育推進費 児童 1 人月額 9,300 円

2) 補助額：基準額の 1/2 (1/2 は市町村)

(参考) 埼玉県の保育所待機児童数

年度	待機児童数 (人)	増減
H20	1,216	
H21	1,509	293
H22	1,310	△ 199
H23	1,186	△ 124
H24	1,075	△ 111
H25	902	△ 173

(出典) 埼玉県ホームページ

14) 病児一時預かり保育室整備事業費補助金

H24 年度予算 (円)	4,160,000	H24 年度交付実績 (円)	453,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	福祉部少子政策課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	病児一時預かり保育室整備事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	①補助金の交付対象となる事業の内容 医療施設等に併設して病児一時預かり保育室を整備する事業。 新設に伴い必要となる建築物の施設整備及び備品購入費等の設備整備費が対象となる。 ②補助金交付の目的 病気により通所する保育所で集団保育を行えない子供を一時的に預かる		

	施設を整備することで、親にとって育児と仕事が両立できる環境を整える。				
補助対象者(受領者)	法人(事業者)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	0	0	-	-	-
H24	1	453	-		453

※この補助金は21年度廃止、23年度復活。「安心こども基金」(国の制度：H21年度から事業開始)で対応できるため廃止したが、この「安心こども基金」は、保育所と一体としての病児保育室について対象としており、病院が病児保育室を設置したり、病児保育室のみを設置したりする場合には適用されない事が判明し、復活させた。

<病児一時預かり保育室整備事業費補助金の補助金額>

基準額の根拠は、国の事業(次世代育成支援対策施設整備交付金)の県の補助額520千円を参考に決定している。

基準額：1人当たり1,040千円【4人4,160千円上限】⇒基準額の1/2(1/2市町村)

(7) こども安全課

1) 特別里親養育手当補助金

H24年度予算 (円)	3,240,000	H24年度交付実績 (円)	2,420,000
----------------	-----------	------------------	-----------

担当部局・課名	福祉部こども安全課
性質別分類	職員設置補助

開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	里親制度推進費補助金交付要綱				
補助事業の目的	① 補助金の交付対象となる事業の内容 社団法人埼玉県里親会が特別里親(2人以上里子を養育する里親)に対して、里子の養育費として支給した金額について、1人を超える里子1人につき月額1万円の範囲内で知事が定める金額を補助する。 ② 補助金交付の目的 里親制度の充実による児童(里子)の福祉向上。				
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県里親会を通して県内の里親 ※社団法人埼玉県里親会が養育手当を里親に毎月支払っていることから、なるべく早めに補助金を交付する必要があるため、申請は5月で受付け、概算払いは6月に実施している。				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	2,740	-	-	2,740
H21	1	3,600	-	-	3,600
H22	1	3,330	-	-	3,330
H23	1	2,320	-	-	2,320
H24	1	2,420	-	-	2,420

2)重症心身障害児等乳児院受入体制整備事業費補助金

H24 年度予算 (円)	18,050,000	H24 年度交付実績 (円)	18,050,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部こども安全課		
性質別分類	職員設置補助		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—

根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	重症心身障害児等乳児院受入体制整備事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 済生会川口乳児院において、在宅医療が必要な乳幼児4人の受入枠を設定し、常時医療的なケアが可能となる看護師の体制を確保するために要した人件費の一部及び在宅医療に必要な医療機器及び医療消耗品の整備に要した経費について予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>② 補助金交付の目的 乳児院における在宅医療を必要とする重症心身障害児等の受入体制を整備するため。</p> <p>※公共的観点からの補助ではなく、「福祉の増進」という観点から、特定の施設でのみ対応可能な補助事業として実施している。</p> <p>※事業開始後の4年間で、4人の受入枠はほとんど満杯の状態を利用しており、今後も在宅医療レベルの医療行為を必要とする重篤な疾患、障害のある要保護乳幼児の増加が予想される。このため継続交付は不可欠となる。</p> <p>※補助事業者は、重症心身障害児等に対し、24時間常時在宅医療を提供するため、8人の看護師を確保し、勤務ローテーションを組む必要がある。このうち、4人の看護師は別途支弁される国の措置費で人件費を賅っているが、残り4人の加配看護師の人件費をこの補助金で補助しており、補助金の大部分を占めている。看護師人件費は、国の児童養護施設措置費の「看護師加算」の保護単価をもとに積算されている。</p>				
補助対象者(受領者)	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会				
過去の補助金の交付実績と財源					
		交付実績		補助金の財源(千円)	
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	1	19,489	-	-	19,489
H22	1	15,591	-	-	15,591
H23	1	18,129	-	-	18,129
H24	1	18,050	-	-	18,050

3)施設入所児童等健全育成推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	37,146,000	H24 年度交付実績 (円)	37,031,006
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	福祉部こども安全課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 11 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>この事業は、児童養護施設等が各職員の持つ知見を結集し、児童の最善の利益の観点から施設運営の見直しを進め、児童の個別のニーズに対応した支援の充実強化を図るものである。</p> <p>また、児童養護施設等の入所児童、里親委託児童の教育の充実及び感染症予防の対策として、教育及び予防接種等や施設管理者賠償責任保険等に係る経費の一部について補助するものである。</p> <p>補助対象経費は、以下のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童等生活環境改善費 <p>入所児童のケア、権利擁護、自立支援及び地域等に対する養育支援の一層の強化を図るため、県が認定した事業実施計画の実施に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童等教育推進費 ・ 進学進級奨励費 <p>高等学校入学及び進学に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防費 <p>感染症の予防接種又は事前検査に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償責任保険掛金助成費 <p>賠償責任保険の掛金に要する経費</p> <p>② 補助金交付の目的</p> <p>社会性の醸成、感染症予防等総合的に行うことにより、児童養護施設等の機能強化を図り、受入児童の自立を支援するため。</p>		
補助対象者(受領者)	児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	25	46,001	-	-	46,001
H21	23	31,516	-	-	31,516
H22	27	33,210	-	-	33,210
H23	24	36,966	-	-	36,966
H24	24	37,031	-	-	37,031

* 交付件数は、施設数である。

<施設入所児童等健全育成推進事業補助金の補助金額>

各種統計数値に基づき、補助基準額を設定している。

措置児童数を補助金計算の要素としている場合、その年度末にならないと、正確な金額が算出できない。最終的に予算を超えると、返還手続きをとる必要があるため、手間暇を考えて、当初交付額は、施設入所児童等健全育成推進事業の入所児童等生活環境改善費と民間児童養護施設等人材確保対策の職員給与適正化対策費はゼロとして交付決定して、予算を超えないように注意している。

この工夫は、下記「児童養護施設等人材確保対策事業補助金」の交付でも同様に行っている。

【意見 115】 補助金の交付時期について早期化の努力をすべきである

「平成 24 年度「児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費」補助金の交付申請書の提出について」では、平成 24 年 11 月 26 日付けで 12 月 14 日が提出期限としていた。その結果、補助金交付が平成 25 年 2 月 8 日と平成 24 年度の終わり近くになっている。

補助対象事業が夏に多く行われていることを考慮するとなるべく早く補助金の交付を実施すべきである。

ただし、平成 25 年度は、9 月に補助金を交付しており、今後も補助金の早期化に努力すべきである。

【意見 116】実績報告書における「効果」の記載方法について具体的な内容を記載するよう指導する必要がある

補助対象者の作成した実績報告書のうち、一部の補助対象者の実績報告書については、計画段階の事業の実施概要がそのまま実績報告書にも記載されているだけで、事業実施結果の効果が記載されていない例や、成果を記載しているが、一般的な効果を記載しているだけで今回の事業を実施した結果の効果について具体的な内容が記載されていない例などがあったので、こども安全課は、十分に指導する必要がある。

4)児童養護施設等人材確保対策事業補助金

H24 年度予算 (円)	106,325,000	H24 年度交付実績 (円)	105,979,773
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	福祉部こども安全課		
性質別分類	職員措置補助		
開始年度	平成 11 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>児童養護施設等に入所する児童について小規模グループによるケアの実施を図り、自立に向けた指導を行うとともに、家庭復帰や社会的自立を支援するため、児童福祉施設最低基準に定める人数を超えた常勤の直接処遇職員の配置（自立援助ホームにおいては常勤の職員の配置）及び優秀な職員の確保に要する経費の一部について補助するものである。</p> <p>なお、児童養護施設における児童自立支援対策費については、本体施設を本務とする職員を補助対象とするものとし、措置費の事務費の各加算及び特例保護単価の適用対象となっている職員と別に、なお基準を超えて常勤の直接処遇職員の配置を行っていることを要件とする。</p> <p>補助対象経費は、以下のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与適正化対策費 <p>施設経理区分における職員棒給、職員諸手当、賃金、法定福利費の科目に属する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援対策費 <p>被虐待児など個別的な対応に必要な児童を指導するために設置した児童指導員等に対する経費</p>		

	② 補助金交付の目的 優良な人材を確保することにより、児童養護施設等の機能強化を図り、受入児童の自立を支援するため。				
補助対象者(受領者)	児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	19	95,825	-	-	95,825
H21	21	88,389	-	-	88,389
H22	21	89,017	-	-	89,017
H23	26	101,322	-	-	101,322
H24	21	105,979	-	-	105,979
* 交付件数は、施設数である。					

5)定員外入所対策費補助金

H24 年度予算 (円)	1,222,000	H24 年度交付実績 (円)	955,110
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	福祉部こども安全課		
性質別分類	職員措置補助		
開始年度	平成 11 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>① 補助金の交付対象となる事業の内容 児童養護施設等において定員外で児童を受け入れたことにより必要となった職員の人件費、事務費等に要する経費の一部を補助するものである。</p> <p>② 補助金交付の目的 児童養護施設等に入所する児童について、近年虐待による入所が急増し年度末には満員となることもあり、家庭との距離や兄弟姉妹での同時入所などを考慮すると、定員を上回って措置を依頼せざるを得ない深刻な状況が多発</p>		

している。しかしながら、現行措置費制度上、定員外で一時保護委託を行う場合はその措置費支弁が認められているものの、定員外で措置を行う場合は、その措置費支弁について、一部が認められているだけである。そこで、児童を緊急に保護し、その安全を確保するために定員外措置にかかる経費の一部について補助するものである。

補助対象者(受領者) 児童養護施設等を運営する社会福祉法人等

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	3	1,877	-	-	1,877
H21	3	1,507	-	-	1,507
H22	1	237	-	-	237
H23	2	205	-	-	205
H24	3	955	-	-	955

* 交付件数は、施設数である。

8. 保健医療部

(1) 保健医療政策課

1) 公立大学法人埼玉県立大学に対する施設整備費補助金

H24 年度予算 (円)	189,414,000	H24 年度交付実績 (円)	167,569,500
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	保健医療部保健医療政策課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地方独立行政法人法 公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>公立大学法人埼玉県立大学の業務運営に関する財産的基礎について設立団体として相応の負担をするものである。</p> <p>施設の大規模改修経費を補助することで、良好な教育研究環境の維持及び安全性の確保等を図る。</p> <p>※埼玉県 5 ヶ年計画の戦略項目「医療の安心」、分野別施策「医師・看護師確保対策の推進」を図るため、本県の保健・医療・福祉分野を担う人材の養成に不可欠であるため公益性があると考えられる。</p> <p>※県立大学の投資的経費であり、埼玉県の 5 カ年計画に盛り込まれている。地方独立行政法人法においては、設立団体が 6 カ年計画を作成し、措置をするよう法律上定められているため、計画に沿って実施されている。</p>		
補助対象者(受領者)	公立大学法人埼玉県立大学		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	1	44,652	-	21,000	23,652

	H23	1	123,957	-	11,000	112,957
	H24	1	167,569	-	158,000	9,569

(2) 国保医療課

1) 埼玉県国民健康保険団体連合会補助金

H24 年度予算 (円)	1,430,000	H24 年度交付実績 (円)	1,430,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 23 年度	終期年度	なし
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県国民健康保険団体連合会補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>埼玉県国民健康保険団体連合会が行う事業の円滑な推進と振興を図る。埼玉県国民健康保険団体連合会の一般会計の事業費のうち、育成指導費、協議会費、広報宣伝費、調査研究費、事業振興費、保健事業費、支部交付金、損害賠償事務費等に係る事業費を補助する。</p> <p>※医療費適正化の要請や国民の健康に関する意識の高まりを背景として、診療報酬等の審査支払業務、保健事業の共同実施や研修事業の実施、小規模保険者への支援など、国保連合会の役割が多様化している。また、新たな高齢者医療制度の創設及び市町村国保の都道府県単位化の推進、また、レセプト請求のオンライン化の推進及び審査支払機関における受託競争の促進など、国保連合会を取り巻く情勢は著しく変化し、これらに対する的確な対応が求められるため補助が必要となる。</p> <p>※国民健康保険の保険者は県内にある 63 の市町村と 6 国保組合とであり、市町村等が国民健康保険税（料）を徴収している。県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険に係るの医療費の審査支払等を行っている。国レベルでは、国保中央会という組織が存在し県の当該補助団体と連絡調整を行っている。県単補助金ではあるが、国民健康保険法に基づく仕組みであり、県国保連合会への補助金も莫大とは言えず、特段の問題はない。</p>		
補助対象者(受領者)	埼玉県国民健康保険団体連合会		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	1,430	-	-	1,430
H21	1	1,430	-	-	1,430
H22	1	1,430	-	-	1,430
H23	1	1,430	-	-	1,430
H24	1	1,430	-	-	1,430

2)保険医療機関等指導事業費補助金（一社）埼玉県医師会

H24 年度予算 （円）	1,620,000	H24 年度交付実績 （円）	1,620,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 36 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	国民健康保険法第 75 条 保険医療機関等指導事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>保険医療機関等における保険診療等の適正化を図るために、関係団体の会員に対する自主的指導を奨励する。</p> <p>※我が国の健康保険制度を維持して行くためには、保険医療機関等が適切な保険請求を行うことが必要である。毎年、新たに保険医療機関等となる（設置者の変更、管理者の変更等を含む。）施設が多数存在し、診療報酬制度も 2 年ごとに改定があるため、継続的に事業を実施する必要がある。</p>		
補助対象者（受領者）	一般社団法人埼玉県医師会		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額	国	その他	一般財源

		(千円)			
H20	1	1,620	-	-	1,620
H21	1	1,620	-	-	1,620
H22	1	1,620	-	-	1,620
H23	1	1,620	-	-	1,620
H24	1	1,620	-	-	1,620

※交付対象となる事業の経費は補助金額を大きく上回るため、交付申請額=予算額となるのが通例である。

【意見 117】 団体補助における総会資料又は決算書のタイムリーな入手について
ヒアリング時点（平成 25 年 9 月）において、補助対象団体の平成 24 年度決算書を
入手していなかった。団体補助を行う先として、総会資料又は決算書等はタイムリーに
入手することが望ましい。

3) 保険医療機関等指導事業費補助金（一社）埼玉県歯科医師会

H24 年度予算 (円)	1,300,000	H24 年度交付実績 (円)	1,300,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 36 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	国民健康保険法第 75 条 保険医療機関等指導事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	保険医療機関等における保険診療等の適正化を図るために、関係団体の会員 に対する自主的指導を奨励することを目的とする。 事業の内容は、①国民健康保険法等及び関係法令（診療報酬制度）並びに柔 道整復施術療養費の受領委任払いに係る協定について、各会員等への周知指 導②その他保険給付に関する指導について知事が必要と認める事業		
補助対象者(受領者)	一般社団法人埼玉県歯科医師会		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	1,300	-	-	1,300
H21	1	1,300	-	-	1,300
H22	1	1,300	-	-	1,300
H23	1	1,300	-	-	1,300
H24	1	1,300	-	-	1,300

4)特定健康診査・特定健康指導を行う国保組合に対する補助金

H24 年度予算 （円）	39,800,000	H24 年度交付実績 （円）	39,800,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	国民健康保険法（第 75 条） 高齢者の医療の確保に関する法律（第 20 条、第 24 条） 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 埼玉県国民健康保険組合特定健康診断・保健指導補助金交付金要綱		
補助事業の目的	国民健康保険組合被保険者の特定健康診査・特定保健指導を支援するため。 ※高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条及び第 24 条により、特定健康診査・特定保健指導の実施は保険者に義務づけられており、市町村国保においても事業費の 3 分の 1 を県が負担しているため、その均衡を保つために継続して補助している。		
補助対象者（受領者）	埼玉県内に所在する国民健康保険組合 （埼玉県医師国民健康保険組合、埼玉県歯科医師国民健康保険組合、埼玉県薬剤師国民健康保険組合、関東信越税理士国民健康保険組合、埼玉県建設国民健康保険組合、埼玉土建国民健康保険組合）		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	6	38,022	-	-	38,022
H21	6	34,750	-	-	34,750
H22	6	38,701	-	-	38,701
H23	6	38,401	-	-	38,401
H24	6	39,800	-	-	39,800

<特定健康診査・特定健康指導を行う国保組合に対する補助金の補助金額>

基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額と基準額とを比較して少ない方の額を補助金としている。そして、算出した交付額に基づき予算の範囲内において決定する。

【意見 118】 公衆に対する特定健康診査及び特定健康指導の更なる推進について

今後も増大する医療費削減のため、当該補助金は制定されている。補助目的を達成するために、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を呼び掛けるようにすべきである。つまり、公衆に対する受診勧奨を実施し、補助目的の更なる遂行を推進すべきである。

5) 重度心身障害者医療費支給事業補助金

H24 年度予算 (円)	7,998,372,000	H24 年度交付実績 (円)	7,733,657,872
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 50 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	重度心身障害者に係る医療保険等の一部負担金を助成した市町村に対して、補助金を交付する。重度心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、重度心身障害者の福祉の増進を図る。		

補助対象者(受領者)	直接受給者として市町村に交付し、最終受給者として受給登録を有する県民に交付される。				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	70	6,393,221	-	-	6,393,221
H21	70	6,484,279	-	-	6,484,279
H22	64	6,642,101	-	-	6,642,101
H23	64	6,973,011	-	-	6,973,011
H24	63	7,733,657	-	-	7,733,657

<重度心身障害者医療費支給事業補助金の補助金額>

昭和50年10月の制度発足時には補助率は一律1/2であった。当該補助率は他県の状況等を参考に決定したものである。平成20年度から制度堅持を図るため、財政力指数に応じて、補助率を1/2、5/12又は1/3とした。

【意見119】本来の制度趣旨に沿った補助対象者とするべく、交付要綱を変更すべきである

この補助金は、出生したとき、または、生産年齢時等における障害に対して適用されることが本来の趣旨と考えられる。しかしながら、超高齢社会を迎えた現時点においても、高齢者となつてからの障害に対しても適用できる交付要綱となっている。本来の制度趣旨にのっとり、交付要綱を変更すべきである。

【意見120】所得制限を設けるよう交付要綱を変更すべきである。

現在、所得制限を設けていないが、設けるべく、交付要綱を変更すべきである。

【意見121】他法優先を徹底すべきである

本来、この制度は、他の法令等による医療費助成制度がある場合は、そちらを先に利用すべきであるが、この補助金制度の利便性から、安易に適用されるケースがある。実施主体である市町村や医師会等と連携を取りながら、他法優先の原則を徹底するための施策を講じるべきである。

6) 重度心身障害者医療費支給事業実施補助金

H24 年度予算 (円)	3,317,000	H24 年度交付実績 (円)	2,817,660
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 53 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>重度心身障害者医療費支給事業の円滑な実施に資することを目的とする。保険医療機関等が重度心身障害者医療費支給事業のために証明書を発行した場合、市町村において受理された件数に応じて、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>※証明書の交付件数 1 件につき 30 円を交付している。県と埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会で毎年度「覚書に関する了解事項」として単価を決定している。</p> <p>※医療機関等において領収書の発行が義務づけられたこと等から証明書の発行件数は減少傾向にあるが、重度心身障害者医療費支給事業の円滑な実施に医療機関等の協力は必要不可欠であるため存続させることとした。埼玉県医師会と補助金の見直しについて協議している。また、毎年度予算要求時に検討を行っている。</p>		
補助対象者(受領者)	埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	3	4,027	-	-	4,027
H21	3	3,708	-	-	3,708

	H22	3	3,412	-	-	3,412
	H23	3	3,415	-	-	3,415
	H24	3	2,817	-	-	2,817

7)乳幼児医療費支給事業補助金

H24 年度予算 (円)	2,612,466,000	H24 年度交付実績 (円)	2,570,286,417
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	乳幼児に係る医療保険等の一部負担金を助成した市町村に対して補助金を交付し、もって、乳幼児の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減する。		
補助対象者(受領者)	直接受給者として市町村に交付し、最終受給者として受給登録を有する県民に交付される。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	69	2,230,801	-	-	2,230,801
H21	69	1,994,382	-	-	1,994,382
H22	63	2,174,650	-	-	2,174,650
H23	63	2,279,124	-	-	2,279,124
H24	62	2,570,286	-	-	2,570,286

<乳幼児医療費支給事業補助金の補助金額>

昭和 48 年 7 月の制度発足時には補助率は一律 2/3 であった。当該補助率は他県の状況等を参考にして決定したものである。平成 20 年度から制度堅持を図るため財政力指数に応じて、補助率を 1/2、5/12 又は 1/3 とした。

【意見 122】 受給者に対する適正受診の啓発が必要である

乳幼児医療費について、実施主体(直接受給者)である市町村においては自己負担金を導入していないため、全額公費負担(自己負担がゼロ)となる。その結果、本来ならば医療機関等に受診しなくてもよいような軽微な症状においても、安易に医療機関等に受診し、公費負担が発生する可能性が否定できない。受給者に対する適正受診の啓発が必要である。

8)乳幼児医療費支給事業実施補助金

H24 年度予算 (円)	10,466,000	H24 年度交付実績 (円)	3,064,890
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	乳幼児医療費支給事業実施補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>乳幼児医療費支給事業の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>保険医療機関等が乳幼児医療費支給事業のために証明書を発行した場合、市町村において受理された件数に応じて、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付している。</p> <p>※証明書の交付件数 1 件につき 30 円を交付している。</p> <p>県と埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会で毎年度「覚書に関する了解事項」として単価を決定している。</p> <p>※医療機関等において領収書の発行が義務づけられたこと等から証明書の発行件数は減少傾向にあるが、乳幼児医療費支給事業の円滑な実施に医療機関等の協力は必要不可欠であるため存続させることとした。埼玉県医師会と補助金の見直しについて協議している。また、毎年度予算要求時に検討を行っている。</p>		

補助対象者(受領者)	埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	3	17,652	-	-	17,652
H21	3	10,909	-	-	10,909
H22	3	8,402	-	-	8,402
H23	3	4,462	-	-	4,462
H24	3	3,064	-	-	3,064

9)ひとり親家庭等医療費支給事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,007,768,000	H24 年度交付実績 (円)	972,887,288
-----------------	---------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成4年度	終期年度	なし		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱 ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱				
補助事業の目的	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。ひとり親家庭等の親子に係る医療保険等の一部負担金を助成した市町村に対して、補助金を交付する。				
補助対象者(受領者)	直接受給者として市町村に交付し、最終受給者として受給登録を有する県民に交付される。				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	70	766,775	-	-	766,775
H21	70	821,648	-	-	821,648
H22	64	816,863	-	-	816,863
H23	64	879,491	-	-	879,491
H24	63	972,887	-	-	972,887

<ひとり親家庭等医療費支給事業補助金の補助金額>

平成5年1月の制度発足時は補助率は一律1/2であった。当該補助率は他県の状況等を参考に決定したものと思われる。平成20年度から制度堅持を図るために財政力指数に応じて、補助率を1/2、5/12、又は1/3とした。

10)ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金

H24年度予算 (円)	2,001,000	H24年度交付実績 (円)	1,749,300
----------------	-----------	------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成4年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>ひとり親家庭等医療費支給事業の円滑な実施に資することを目的とする。保険医療機関等がひとり親家庭等医療費支給事業のために証明書を発行した場合、市町村において受理された件数に応じて、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>※証明書の交付件数1件につき30円を交付している。</p> <p>県と埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会で毎年度「覚書に関する了解事項」として単価を決定している。</p> <p>※医療機関等において領収書の発行が義務づけられたこと等から証明書の発行件数は減少傾向にあるが、ひとり親家庭等医療費支給事業の円滑な実施に医療機関等の協力は必要不可欠であるため存続させることとした。埼玉県医師会と補助金の見直しについて協議している。また、毎年度予算要求時に</p>		

	検討を行っている。				
補助対象者(受領者)	埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会及び埼玉県薬剤師会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	3	3,505	-	-	3,505
H21	3	3,142	-	-	3,142
H22	3	2,628	-	-	2,628
H23	3	1,873	-	-	1,873
H24	3	1,749	-	-	1,749

11)埼玉県国民健康保険団体連合会補助金

H24 年度予算 (円)	13,323,000	H24 年度交付実績 (円)	13,323,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	保健医療部国保医療課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県国民健康保険団体連合会補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>埼玉県国民健康保険団体連合会が保険者から委託されている国保診療報酬審査支払事業の円滑な運営を確保し、医療費の適正化を推進することにより、保険者負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>埼玉県国民健康保険団体連合会の国民健康保険診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)の審査委員会の運営のための補助金である。</p> <p>※平成 20 年度から別会計となった後期高齢者医療分も含め、診療報酬審査の件数は、年々増加しており、審査委員の負担が増加している。医療費の適正化を図るため、審査体制の一層の充実が必要であるため、公益上必要と判</p>		

	断している。				
補助対象者(受領者)	埼玉県国民健康保険団体連合会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	13,323	-	-	13,323
H21	1	13,323	-	-	13,323
H22	1	13,323	-	-	13,323
H23	1	13,323	-	-	13,323
H24	1	13,323	-	-	13,323

<埼玉県国民健康保険団体連合会補助金の補助金額>

定額補助を行っている。

補助対象である審査支払業務が増大している中、交付額も増加すべきであるが、予算の範囲内で交付する事業であるので、毎年縮小する予算の中でも団体からの要望もあるため、前年度と同額を確保している。

国民健康保険の保険者は県内にある63の市町村と6国保組合であり、市町村等が国民健康保険税(料)を徴収している。県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険に係る医療費の審査支払等を行っている。国レベルでは、国保中央会という組織が存在し県の当該補助団体と連絡調整を行っている。この補助金は県単補助金ではあるが、国民健康保険法に基づく仕組みの中で位置づけられている。高齢社会において、医療費は年々、増加傾向にあり、その審査支払事業は著しく増加している。そのため、本来なら、補助金額も増額すべきとも考えられるが、なんとか定額で抑えているというのが現状である。

(3) 医療整備課

1) 外国人未払医療対策費補助金

H24 年度予算 (円)	2,308,000	H24 年度交付実績 (円)	530,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 6 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	救急医療体制の円滑な運営に資することが目的である。 医療費等の負担能力に欠ける外国人にかかる救急医療に関し、医療機関において発生した医療費等の未収金に対して補助金を支給する。 ※一定の要件を満たした未収金について、県が 1/2 を負担する。		
補助対象者(受領者)	最終受領者は、学校法人埼玉医科大学、川口市、医療法人社団東光会、越谷市、志木市		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	6	1,675	-	-	1,675
H21	10	2,370	-	-	2,370
H22	11	1,775	-	-	1,775
H23	3	265	-	-	265
H24	6	530	-	-	530

2) 臨床検査精度管理オープン調査補助金

H24 年度予算 (円)	3,556,000	H24 年度交付実績 (円)	3,556,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 4 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県臨床検査精度管理オープン調査事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	埼玉県医師会が行う、臨床検査精度管理調査（臨床化学検査、血液検査、血清検査、輸血検査、一般検査、微生物検査、生理機能検査、病理検査、細胞診検査について病院・衛生検査所に調査用検体を送付し、検査結果を回収して、集計・分析を行い A・B・C・D の 4 ランクに評価する。）に係る経費の一部を補助し、もって衛生検査所、病院など臨床検査実施施設における検査精度の向上を図ることを目的とする。		
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県医師会（平成 25 年 4 月 1 日以降、一般社団法人埼玉県医師会）		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	4,060	-	-	4,060
H21	1	4,060	-	-	4,060
H22	1	4,060	-	-	4,060
H23	1	3,556	-	-	3,556
H24	1	3,556	-	-	3,556

【意見 123】 実績報告書の金額の妥当性に関するチェックを実施すべき

当該事業は、県医師会の様々な事業の一環として実施されているが、本当に当該事業に費やした支出であるかについて、実績報告書ベースにて、証憑類とチェックすべきである。

3)災害医療体制整備事業費（出動時携行薬剤等補助）補助金

H24 年度予算 (円)	1,861,000	H24 年度交付実績 (円)	1,288,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 18 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉 DMAT 整備事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	災害発生時の初期に救急医療を確保する及び必要な備品の整備が目的である。埼玉 DMAT 指定病院が行う、埼玉 DMAT の活動に必要なとなる多機能型医療バック等の整備事業の補助を行う。		
補助対象者(受領者)	埼玉 DMAT 指定病院		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	5	1,498	-	-	1,498
H21	6	1,183	-	-	1,183
H22	7	679	-	-	679
H23	8	1,106	-	-	1,106
H24	9	1,288	-	-	1,288

4)周産期医療施設運営費補助（地域周産期母子医療センター）補助金

H24 年度予算 (円)	6,300,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	保健医療部医療整備課
---------	------------

性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	西埼玉中央病院周産期医療施設運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	NICU の増床に伴う体制強化を目的としている。 具体的には、西埼玉中央病院が行う、平成 22 年度 6 月に増床した NICU3 床分の体制強化にかかる、常勤医師及び看護師の人的費		
補助対象者(受領者)	平成 24 年度は交付実績がなかったため該当者なし ※当該補助金自体は、県立病院に対しては国庫補助が出るのに対し、国立病院に対しては国庫補助がでないため、同水準の補助を補完するために、国立病院等に対して県が補助を行うものである。周産期医療施設は、一定水準の医療体制が整えられている施設をいい、補助金交付要綱が存在するのに交付実績がないのは、人員不足により、周産期医療施設が一時的な休止体制にあるためである。		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-

5)周産期医療施設運営費 (新生児センター) 補助金

H24 年予算(円)	4,000,000	H24 年交付実績 (円)	4,000,000
------------	-----------	---------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課
---------	------------

性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 10 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県周産期医療施設運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	重篤な新生児患者及び周産期妊産婦患者の医療確保が目的である。 新生児センター（医療を必要とする新生児の受入に対応できる施設）の運営経費を補助する。				
補助対象者(受領者)	越谷市、学校法人獨協学園				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	7	6,382	-	-	6,382
H21	6	6,000	-	-	6,000
H22	4	6,705	-	-	6,705
H23	3	6,000	-	-	6,000
H24	2	4,000	-	-	4,000

6)新生児搬送用保育器管理事業（県医師会運営費）補助金

H24 年度予算 (円)	3,638,000	H24 年度交付実績 (円)	3,638,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 8 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県周産期医療体制整備事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	新生児及び妊産婦の救急医療体制の確保が目的である。埼玉県医師会が行う、搬送用保育器の保守整備等に係る事業に関する補助金である。 ※適切な医療提供体制を確保するためには、周産期医療体制（搬送体制、新				

	生児及び妊産婦の受入など)の整備が必要であるため、公益性があると判断している。
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県医師会(平成25年4月1日以降、一般社団法人埼玉県医師会)

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	5,093	-	-	5,093
H21	1	4,148	-	-	4,148
H22	1	4,029	-	-	4,029
H23	1	3,638	-	-	3,638
H24	1	3,638	-	-	3,638

7) 新生児搬送用保育器管理事業補助金

H24年度予算(円)	14,658,000	H24年度交付実績(円)	14,656,000
------------	------------	--------------	------------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成8年度	終期年度	—
根拠法令・条例等(規則・要綱含む)	埼玉県周産期医療体制整備事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	新生児及び妊産婦の救急医療体制確保が目的である。		
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県医師会(平成25年4月1日以降、一般社団法人埼玉県医師会)		
過去の補助金の交付実績と財源			
	交付実績		補助金の財源(千円)

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	13,365	-	-	13,365
H21	1	13,940	-	-	13,940
H22	1	14,560	-	-	14,560
H23	1	14,656	-	-	14,656
H24	1	14,656	-	-	14,656

【意見 124】より広く第三者意見の聴取を行い、医療機器の価額の妥当性を検証すること

現時点においても、県医師会内の2つの協議会等で協議を行っているが、医療機器の適性価格は、その専門性、希少性により、判断が難しい。県として、例えば、他県比較等、より広く第三者意見の聴取を行うことが望ましいと考えられる。

8)開業医による救急医療支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	21,110,000	H24 年度交付実績 (円)	16,980,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	開業医による救急医療支援事業運営費補助金交付要綱				
補助事業の目的	地域の救急医療現場における開業医の支援体制を構築する事業				
補助対象者(受領者)	学校法人埼玉医科大学、秩父市、所沢市、医療法人土屋小児病院				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	0	-	-	-	-
H21	2	6,112	-	-	6,112
H22	5	19,267	-	-	19,267
H23	5	19,736	-	-	19,736
H24	4	16,980	-	-	16,980

9)病院内保育所運営費補助金

H24 年度予算 (円)	9,803,000	H24 年度交付実績 (円)	7,435,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部医療整備課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 49 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県病院内保育所運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	医療機関が行う、看護職員のために保育施設を運営する事業である。出産や育児に伴う看護職員の離職防止及び再就職の促進が目的である。		
補助対象者(受領者)	日本赤十字社埼玉県支部さいたま赤十字病院 埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院 埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋総合病院		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	4	4,944	-	-	4,944
H21	5	9,490	-	-	9,490
H22	5	9,142	-	-	9,142

	H23	5	8,809	-	-	8,809
	H24	5	7,435	-	-	7,435

【意見 125】 補助対象保育施設の在り方について検討すべき

実績報告書を閲覧すると、保育実績の少ない医療機関も見受けられた。病院内保育所の実態について、県として現地調査等を行うことにより、病院内保育所の在り方や補助金の交付先について、より工夫する余地があるのではないかと考えられる。

【意見 126】 実績報告書のフォームについては作業能率も考慮した工夫の余地あり

県に提出する実績報告書について、入力しやすいフォーマットの作成や記入例の充実等により、作業負担を軽減してゆく余地もあるのではないかと考えられる。

(4) 健康長寿課

1) 埼玉県健康長寿埼玉モデル強化事業補助金

H24 年度予算 (円)	45,000,000	H24 年度交付実績 (円)	44,611,589
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	保健医療部健康長寿課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県健康長寿埼玉モデル強化事業補助金交付要綱 埼玉県健康長寿埼玉モデル強化事業実施要領		
補助事業の目的	「健康長寿埼玉モデル」の構築に資する事業への補助 「健康長寿埼玉モデル」の構築		
補助対象者(受領者)	モデル都市(東松山市、坂戸市、朝霞市)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	3	44,611	-	-	44,611

【意見 127】 想定される医療費削減結果レポートの積極的な活用について

今回の補助事業について、主に大学教授等の専門家による「医療費削減効果」を金額で表示している。この「医療費削減効果」の金額の算出にあたっては、計算過程における様々な仮定が存在し、実態とどのような乖離があるかについては不明である。

しかしながら、超高齢社会を迎え、平成 20 年度の埼玉県民の医療費総額（1 兆 6,393 億円）は県の一般会計予算額に匹敵する額となっており、かつ、平成 29 年には 1.45 倍になると見込まれている状況において、「医療費削減効果」の金額を算出することは、非常に意義のあることと考えられる。

県としては、「医療費削減効果」の算出ノウハウを庁内で共有することにより、今後とも、この事業だけでなく、例えば、福祉部におけるボランティア団体等の行う事業が、どれくらいの「医療費削減効果」をもたらすかを計算する等の活用方法も考えられる。

2)埼玉県歯科医師会口腔保健センター運営費補助金

H24 年度予算 (円)	8,586,000	H24 年度交付実績 (円)	8,586,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部健康長寿課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 13 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例 埼玉県歯科医師会口腔保健センター運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科診療 障害者や要介護など、特殊なケアを必要とする方に対する歯科診療 ・ 予防相談 障害者や要介護者等のむし歯、歯周疾患予防のための健康診査、保健指導、 		

	栄養指導等 ・埼玉県歯科医師会口腔健康センター 歯科保健医療推進の拠点施設であり、障害者や要介護者に対する歯科診療を担う施設として、県の歯科保健医療の向上に必要な施設であるため、その運営費を補助する。
補助対象者(受領者)	一般社団法人埼玉県歯科医師会

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	9,869	-	--	9,869
H21	1	9,869	-	-	9,869
H22	1	9,869	-	-	9,869
H23	1	8,586	-	-	8,586
H24	1	8,586	-	-	8,586

【意見 128】 障害者等に対する歯科診療のキャンセル時のコスト意識の啓蒙について

障害者や要介護者に対する歯科診療は、通常の歯科診療と異なり、場合によっては全身麻酔が必要となる等、1回当たり1患者当たりの診療コストがかなり高額となる場合がある。

一方で、障害者や要介護者に係らずとも、診療行為に対して、当日キャンセルをすることは一般的な行為である。

医療費削減が急務の課題である中、自己負担額以外に医療コストがかかることをポスターやパンフレットで啓蒙することが必要であると考えられる。

【意見 129】 一般社団法人埼玉県歯科医師会とのセンター運営費に関する負担割合について

現在、一般社団法人埼玉県歯科医師会と県との間において、センターの運営費については、半々負担となっている。しかしながら、当該団体は一般社団法人となり実施事業等会計において公益目的支出計画を遂行中と考えられる。他の実施事業の赤字と比較し、センター事業に対する赤字額は決して多いとは言えない。今後、県の負担割合の減額も十分に検討の余地があるのではないかと考えられる。

3)日本スリーデーマーチ推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	2,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部健康長寿課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 59 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	健康増進法第 3 条 日本スリーデーマーチ推進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>県と東松山市との共催により、国内、国外のウォーカーが集い、3 日間それぞれに設定された 5 キロ、10 キロ、50 キロの各コースを歩きながら、友好と交流を深め、かつ、歩くことにより、心とからだの健康づくりに資することを目的とする。</p> <p>※日本スリーデーマーチは、日本一の規模を誇るウォーキング大会であり、東松山市を中心とした比企・児玉地域の多数の市町村と連携し実施している。県を挙げた県民への健康づくりへの意識高揚を推進する機会として、公益上必要である。総事業費 35 百万円のうちの県定額補助。</p>		
補助対象者(受領者)	東松山市 最終受領者は日本スリーデーマーチ実行委員会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,000	-	-	1,000
H21	1	1,000	-	-	1,000
H22	1	1,000	-	-	1,000
H23	1	1,000	-	-	1,000
H24	1	2,000	-	-	2,000

※H24 年度のみ 2 百万円となっているのは、35 周年記念大会のための増額である。H25 年度からは 1 百万円となる予定である。

4)妊婦 HIV 抗体検査費補助金

H24 年度予算 (円)	3,761,000	H24 年度交付実績 (円)	3,761,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部健康長寿課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	妊婦 HIV 抗体検査費補助金交付要綱		
補助事業の目的	市町村が負担する妊婦 HIV 抗体検査費用に対する補助 妊婦及び乳児の健康の保持増進を図るための妊婦健康検査の充実 ※妊婦への HIV 抗体検査の実施及び陽性妊婦に対するその後の保健指導や適切な診療体制等により、母子感染率の低減を図る。		
補助対象者(受領者)	各市町村 最終的に受領する者は妊婦		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	66	6,670	-	-	6,670
H21	66	7,256	-	-	7,256
H22	59	4,846	-	-	4,846
H23	58	4,274	-	-	4,274
H24	58	3,761	-	-	3,761

<妊婦 HIV 抗体検査費補助金の補助金額>

HIV 検査委託料 2,220 円－妊婦自己負担額 1,890 円＝330 円を基準額とし、その 1/3 を県費補助としている。H21 年度以前は 1/2 を県費負担としていた。

妊婦健診（HIV 検査含む）受診率向上に取り組み、毎年 95%を超える妊婦が検診を受診している状況を確認しており、県費負担も段階的に少なくしている。最終的に県負担をゼロにする予定である。

(5) 疾病対策課

1) 定期病状等文書料補助金

H24 年度予算 (円)	13,750,000	H24 年度交付実績 (円)	13,717,740
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	保健医療部疾病対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 15 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	定期病状報告等報告書補助金交付要綱		
補助事業の目的	精神科病院に入院中の精神障害者の人権を擁護するとともに、適正な医療の提供を確保するため、定期病状報告書等の提出を行う精神科病院に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 7 項の規定に基づく医療保護入院者の入院届、法第 38 条の 2 の規定に基づく措置入院者及び医療保護入院者に係る定期病状報告書の作成費用を補助する。		
補助対象者(受領者)	精神科病院		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	10,624	15,936	-	-	15,936
H21	12,357	16,054	-	-	16,054
H22	13,176	16,470	-	-	16,470
H23	13,883	13,744	-	-	13,744

	H24	14,142	13,717	-	-	13,717
--	-----	--------	--------	---	---	--------

<定期病状等文書料補助金の補助金額>

県 100%負担。他県の状況及び本県の財政状況を勘案して決定した。平成 14 年度までは、国庫補助制度（国 1/2、県 1/2）があったが、平成 15 年度から制度廃止に伴い地方交付税措置されている。埼玉県は単価が隣県比較でほぼ最低水準であり、今後、超高齢社会における認知症の増加とともに、申請件数が増加する分、単価はますます減少するものと考えられる。予算上、適宜、総額を減額させており、補助額を減少させている。

2)結核予防費補助金

H24 年度予算 (円)	3,789,000	H24 年度交付実績 (円)	3,789,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部疾病対策課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 26 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という） 埼玉県結核予防費補助金交付要綱				
補助事業の目的	結核を早期に発見し、学校内・施設内へのまん延を防止することを目的とする。埼玉県内（さいたま市及び川越市を除く。）の学校及び施設が実施する定期の健康診断を補助する。 ※法令で定められているものであり、結核のまん延の防止に必要であるため継続交付の必要性がある。				
補助対象者（受領者）	直接受領者は、学校及び施設の設置者である。 最終受領者は、県民である。				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	38	6,038	-	-	6,038
H21	31	5,317	-	-	5,317
H22	22	4,664	-	-	4,664
H23	19	3,954	-	-	3,954
H24	20	3,789	-	-	3,789

<結核予防費補助金の補助金額>

感染症法第 60 条及び埼玉県結核予防費補助金交付要綱にしたがって、算定した額による交付申請の総額を予算の範囲内に調整し決定している。県としては、予算を減額させており、予算よりも申請額のほうが多額である。それを予算額の範囲内で交付するように、各申請者に按分して交付している。したがって、法律に基づき、県として最大限努力していると考えられる。

3)埼玉県臓器移植連絡調整者（移植コーディネーター）設置事業補助金

H24 年度予算 (円)	3,951,000	H24 年度交付実績 (円)	3,951,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部疾病対策課		
性質別分類	職員設置補助		
開始年度	昭和 62 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県臓器移植連絡調整者設置事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	交付対象事業を担う臓器移植連絡調整者（移植コーディネーター）の設置者に対し、必要な経費を補助する。 県内の臓器移植提供施設の医療従事者等に対する臓器移植の普及啓発活動、臓器移植に関する相談、臓器提供発生時におけるコーディネート活動を行うことにより、移植医療の推進を図る事業である。		
補助対象者（受領者）	交付対象事業を担う臓器移植連絡調整者（移植コーディネーター）の設置者 ※県内に臓器移植コーディネーターは1名しかおらず、その人件費をすべて補助している訳ではない。臓器移植コーディネーターは各都道府県に最低1名おく必要があり、日本臓器移植ネットワークより適切な人物に委嘱されて		

いる。法律に基づき、県として適切な水準の補助を行っている。

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	3,969	-	-	3,969
H21	1	4,031	-	-	4,031
H22	1	3,951	-	-	3,951
H23	1	3,951	-	-	3,951
H24	1	3,951	-	-	3,951

4)集いの場整備事業補助金

H24 年度予算 （円）	1,750,000	H24 年度交付実績 （円）	1,367,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部疾病対策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	ひきこもり集いの場運営事業実施要領 ひきこもり集いの場運営事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	ひきこもり当事者が集える場所を確保し、行政との連携を深めることを目的とする。ひきこもりの当事者同士が悩みを共有し、社会復帰への足がかりとなる「集いの場」を運営する民間団体に補助金を交付する。		
補助対象者（受領者）	民間団体 （補助対象の選定に当たっては、保健所の推薦が必要となる。）		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源

H20	7	1,641	-	-	1,641
H21	7	1,672	-	-	1,672
H22	7	1,610	-	-	1,610
H23	7	1,617	-	-	1,617
H24	6	1,367	-	-	1,367

【意見 130】実績報告書に添付されるレシート類について

実績報告書に、各団体の支出したレシート類のコピーが添付されている。これらのレシート類について、「領収書」として金額だけ記載したものが何点かあり、実際、何に支出したか分からない状況となっていた。用途は、様々であると考えられるが、不正支出を牽制するためにも、何を購入したかが判明するレシート類を添付することを指導する必要があると考えられる。

【意見 131】ひきこもり対策と農作業の連携の可能性を検討すべき

県は、ひきこもり対策として、保健所が推薦する団体に補助を行っているにとどまるが、抜本的な解決策として、体を動かす農業を利用することを検討することは、十分に検討の余地があるのではないかと考えられる。この点、保健医療部と農林部のどちらが所管になるのか、または、福祉部が実施することなのか、等々、様々な考え方があがるが、県として、各部を超えた本質的な目標達成は必須であると考えられる。

(6) 生活衛生課

1) 山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金

H24 年度予算 (円)	116,064,000	H24 年度交付実績 (円)	116,064,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	保健医療部生活衛生課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	昭和 55 年度	終期年度	平成 45 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金交付要綱		

補助事業の目的	山間山添い地域で水道水源を確保するため、市町村が水道水源開発の整備費として借り入れた企業債の元利償還金及び水資源機構への年賦金に対し、地元負担の軽減を図ることを目的として補助金を交付する。 ※ダム等の建設費用に関する補助金である。市町が起債償還金（又は水資源機構年賦償還金）のうち、水道会計が負担すべき元利償還金を補助している。補助額は、償還年次表に基づき決定している。
補助対象者（受領者）	飯能市、寄居町、深谷市、小鹿野町、秩父市

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源
H20	5	130,132	-	-	130,132
H21	5	130,136	-	-	130,136
H22	5	127,087	-	-	127,087
H23	5	121,683	--	-	121,683
H24	5	116,064	-	-	116,064

2) 公衆浴場近代化設備資金補助金

H24 年度予算 (円)	9,400,000	H24 年度交付実績 (円)	8,956,356
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部生活衛生課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 33 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 埼玉県公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱		
補助事業の目的	一般公衆浴場が行う公衆浴場経営に必要な根幹設備等の 15 品目の設置及び改修に要する経費を補助することを目的とする。 県民の身体の清潔を保持するために必要な入浴の機会を与える一般公衆浴場の設備の近代化を促進し、もって公衆浴場経営の健全な育成を図ることを		

	<p>目的とする。</p> <p>※県 100%負担である。一部の市にも同様の補助金がある。市の補助金は、県が行う一般公衆浴場の経営に必要な根幹設備等の 15 品目の設置及び改修に要する経費の 2 分の 1 以内（限度額の設定あり）を補助するものに、市が上乗せとして補助金を交付しているものである。</p>
補助対象者（受領者）	一般公衆浴場経営者

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	33	12,085	-	-	12,085
H21	29	6,059	-	-	6,059
H22	38	10,452	-	-	10,452
H23	23	9,611	-	-	9,611
H24	28	8,956	-	-	8,956

【意見 132】 県として今後の補助金の在り方に注視してゆくべき

物価統制令において、公衆衛生の向上のため、入浴料金の上限額が決定されているといえど、風呂の自家保有率が 96.5%程度となっている現代を鑑みると、戦後に導入された公衆浴場近代化施設資金補助について、根本的な見直し時期が迫っていることはやむを得ないことと考えられる。

これに対し、県は、公衆浴場の経営者及び利用者ともに高齢化しており、自然減が見込まれることから、現状は毎年の予算削減で対応している。

しかし、仮に、昔ながらの公衆浴場について、文化財的な価値があると認知されるようになり、自然減が成り立たない状況が発生した場合、補助金制度そのものを根本的に見直す可能性もあると考えられる。

3)安全な飲料水確保緊急対策事業補助金

H24 年度予算 (円)	3,708,000	H24 年度交付実績 (円)	3,708,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部生活衛生課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 13 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	安全な飲料水確保緊急対策事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	安全な飲料水を確保するために、水道未普及解消事業に取り組んだ市町村が借り入れた企業債の元利償還金に対して、補助金を交付する。 水質悪化等に対応し、安全な飲料水を確保するために、緊急に水道未普及解消事業に取り組んだ市町村に対して県が補助金を交付し、事業の促進を支援することにより生活環境の改善、公衆衛生の向上を図る。		
補助対象者(受領者)	東秩父村、本庄市(旧児玉町) (H20 年度まで) ※補助対象水道事業者である東秩父村は、過疎地域でもあり、経営状況が悪化し適切な維持管理ができないことで、断水事故などが発生し安定給水に支障がでる恐れがあるため補助を行う必要がある。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	2	10,460	-	-	10,460
H21	1	7,183	-	-	7,183
H22	1	7,183	-	-	7,183
H23	1	5,950	-	-	5,950
H24	1	3,708	-	-	3,708

【意見 133】水道事業の広域化に関して県が主導して実施すること

当該補助金は、東秩父村に対する安全な飲料水確保のための補助金であるが、水道事業の広域化、すなわち基本として市町村で実施している水道事業の統合を条件として、補助金を交付している。水道事業の広域化の促進は、すでに県として着手しているとの

ことであるが、水道事業の広域化はコスト削減及び水道事業の健全な存続のために必要不可欠である。県が広域化に関し、強力に指導してゆく必要がある。

(7) 業務課

1) 血液センター建設費補助金

H24 年度予算 (円)	38,173,000	H24 年度交付実績 (円)	38,173,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	保健医療部業務課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 5 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県赤十字血液センター建設費補助金交付要綱		
補助事業の目的	献血受け入れ体制の整備促進を図ることが目的である。日本赤十字社埼玉県支部（以下、「日赤埼玉県支部」という。）が埼玉県赤十字血液センターを建設するのに要した借入金の元利償還金に対する補助である。		
補助対象者(受領者)	日本赤十字社埼玉県支部		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	41,218	-	-	41,218
H21	1	40,638	-	-	40,638
H22	1	39,345	-	-	39,345
H23	1	38,556	-	-	38,556
H24	1	38,173	-	-	38,173

<血液センター建設費補助金の補助金額>

毎年10月、借入先金融機関が日赤埼玉県支部に翌年度の返済予定表を提示する。その予定表をもとに、補助金交付要綱に基づき、毎年9月30日現在の長期プライムレートから0.5%差し引いた利率を翌年4月1日から1年間適用した金額の1/2を補助している。なお、債務負担行為が終了する平成25年度に補助金も終了する。

2)埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会補助金

H24年度予算 (円)	2,331,000	H24年度交付実績 (円)	2,331,000
----------------	-----------	------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部薬務課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成6年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県薬物乱用防止指導員連絡協議会補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会が行う薬物乱用防止啓発活動等に係る経費負担である。</p> <p>薬物乱用の防止のため、協議会が行う薬物乱用防止のキャンペーンの実施や協議会の構成員である薬物乱用防止指導員に対する資質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>※埼玉県における覚醒剤・大麻などの薬物乱用の検挙者は、500～600人程度で推移しており、継続的に薬物乱用防止の啓発が必要である。</p>		
補助対象者(受領者)	埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	2,331	-	-	2,331
H21	1	2,331	-	-	2,331
H22	1	2,331	-	-	2,331
H23	1	2,331	-	-	2,331

H24	1	2,331	-	-	2,331
-----	---	-------	---	---	-------

※H16年度まで国庫補助事業で定額であったが、H17年度に県単独事業となった際に見直しを行い、従来と同額としている。

3)市町村計画献血者確保促進事業費補助金

H24年度予算 (円)	2,896,000	H24年度交付実績 (円)	2,832,000
----------------	-----------	------------------	-----------

担当部局・課名	保健医療部薬務課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 63 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	市町村計画献血者確保促進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	県民の医療に必要な血液を献血により安定的に確保するため、市町村が実施する献血者確保事業に対して県が助成し、計画的な献血者の確保を促進することが目的である。市町村が実施する献血促進事業の補助金である。		
補助対象者(受領者)	市町村 ※各市町村の人口規模による均等割により決定している。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	67	2,932	-	-	2,932
H21	67	2,952	-	-	2,952
H22	61	2,816	-	-	2,816
H23	61	2,816	-	-	2,816
H24	61	2,832	-	-	2,832

9. 産業労働部

(1) 産業労働政策課

1) 越谷レイクタウンスマート街区先導モデル事業補助金

H24 年度予算 (円)	40,468,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	------------	-------------------	---

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	越谷レイクタウンスマート街区先導モデル事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	最先端のマイクログリッドシステムによるエネルギーネットワークモデル事業の助成により、この分野への県内企業の新規参入、新製品開発等を促進する。		
補助対象者(受領者)	越谷レイクタウン駅南口スマート街区整備推進協議会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-

埼玉県は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による電力不足の問題などを契機にスマートハウスやマイクログリッド等の普及促進を促し、エコタウンプロジェクトの推進につなげるため、スマート街区普及促進事業を実施した。当該スマート街区普及促進

事業は、最新の省エネ・創エネ機能を備えたスマートハウスが立並び、マイクログリッドでエネルギーの最適管理が実施されるとのことである。

当該事業は、越谷レイクタウン南口で、以下の事業関係者で実施される。

- ・土地所有者
- ・S社（施設全体企画）
- ・T社（システム企画）
- ・N社（施設運営管理）

補助金は、埼玉県 40,000,000 円、越谷市が 10,000,000 円である。また、上記 3 事業者は 138,086,815 円負担する。

県と市の負担割合については、予算編成過程における協議により決定したものである。スマート街区普及促進事業の事業者の選定に関しては、当該事業の関係者が協定を結び推進した事業であり、補助事業者の選定というプロセスは生じないということであった。

2) 中小企業若手社員海外研修支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	10,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,286,693
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県中小企業若手社員海外研修支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	県内中小企業の海外展開を担うグローバル人材の育成を促進する。		
補助対象者(受領者)	県内中小企業		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他※	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-

H22	-	-	-	-	-
H23	15	4,256	-	4,256	-
H24	3	1,286	-	1,286	-

※繰入金である

埼玉県グローバル人材育成基金は、民間からの寄附金と埼玉県の出資で成り立っている基金である。当該基金は、海外にチャレンジする高い志を持つ若者への海外留学支援など、グローバル人材を育成する事業の財源に充て、埼玉の若者が海外に目を向け世界に羽ばたけるチャンスの拡大に努めている。

3)埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	2,880,385,000	H24 年度交付実績 (円)	2,822,617,097
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	職員設置補助・奨励補助		
開始年度	昭和 35 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	商工会・商工会議所等が小規模事業者や創業予定者に対して行う専門的支援 に対して、経営指導員等の人件費や指導事業等に係る費用を補助する。		
補助対象者(受領者)	商工会、商工会議所、埼玉県商工会連合会、(社)埼玉県商工会議所連合会 への直接補助である。		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	85	2,949,778	-	-	2,949,778
H21	85	2,915,382	-	-	2,915,382
H22	80	2,872,728	-	-	2,872,728

H23	78	2,859,111	-	-	2,859,111
H24	74	2,822,617	-	-	2,822,617

<商工会・商工会議所>

商工会は商工会法に基づく法人であり、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする団体である。具体的には、商工業者の相談に応じ、指導を行うことや商工業に関する講習会等を行うことである。商工会は、平成 25 年 3 月 31 日現在、県内に 57 団体存在している。

商工会議所は、商工会議所法に基づく法人であり、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする団体である。具体的には、商工業者の相談に応じ、指導を行うことや商工業に関する講習会等を行うことである。商工会議所は、平成 25 年 3 月 31 日現在、県内に 15 団体存在している。

商工会と商工会議所は、異なる地域に設置され、活動地域が重複していないとのことである。

なお、埼玉県商工会連合会は、商工会法に基づく法人であり、商工会の組織又は事業について指導又は連絡等を行う団体である。また、社団法人埼玉県商工会議所連合会は、県内商工会議所の総意を代表した意見の公表、及び行政庁等に対する提言・要望や商工業の経営及び技術の改革その他商工業の振興発展に関する事業を行う団体である。

平成 24 年度の補助金は、各団体に以下の様に交付されている。

団体名	交付金額
商工会	1,793,888 千円
商工会議所	881,840 千円
埼玉県商工会連合会	136,251 千円
社団法人 埼玉県商工会議所連合会	10,638 千円
合計	2,822,617 千円

各商工団体への交付額は、以下のとおりである。

平成 24 年度小規模事業経営支援事業費補助金 交付決定額（確定）（単位：千円）

団体名	人件費	経営支援 事業費	専門支援 事業費	広域支援 事業費	支援機能強 化事業費	合併支援 事業費	事業費 計	総合計
商工会計	1,768,491	9,062	0	14,878	1,384	73	25,397	1,793,888
商工会議 所計	847,815	7,207	3,321	22,363	1,134	0	34,025	881,840
埼玉県商 工会議所 連合会	7,325	992	425	0	1,896	0	3,313	10,638
埼玉県商 工会連合 会	105,841	1,659	5,402	20,160	1,659	1,530	30,410	136,251
総合計	2,729,472	18,920	9,148	57,401	6,073	1,603	93,145	2,822,617

4) 中小企業組合等連携組織対策費（埼玉県中小企業団体中央会）補助金

H24 年度予算 (円)	195,304,000	H24 年度交付実績 (円)	188,728,242
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	職員設置補助・奨励補助		
開始年度	昭和 31 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県中小企業団体中央会補助金交付要領 中小企業等協同組合法		
補助事業の目的	埼玉県中小企業団体中央会が行う事業に要する経費に補助金を交付し、中小企業の組織化、中小企業団体の育成・指導を促進する。		
補助対象者(受領者)	埼玉県中小企業団体中央会へ直接補助		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	1	221,807	-	-	221,807
H21	1	203,057	-	-	203,057
H22	1	202,566	-	-	202,566
H23	1	194,551	-	-	194,551
H24	1	188,728	-	-	188,728

<埼玉県中小企業団体中央会>

埼玉県中小企業団体中央会とは、中小企業組合法により昭和31年に中小企業の組合等を会員として設立された団体(特別法人)である(平成25年3月末で会員数805名)。当該団体は、会員組織で、中小企業組合の設立や運営の支援など多様な連携組織の設立支援等を行っている。

【意見134】事務所賃借料補助については施設を明確にして交付すべき

平成24年度における当該補助金は、中小企業組合等連携組織対策事業に要する経費226,007,086円に対して、188,728,242円が交付されている。その事業費補助金188,728,242円の中には、支所賃借料2,830,000円が含まれているが、これとは別に運営費補助として補助金3,360,000円が交付され、本所賃借料に充当されている。支所と本所とを区別して交付しており二重交付とはなっていないということであるが、事務所賃借料補助は、予め補助対象を明確にし施設を特定して交付すべきである。

5)商工団体に対する補助金(埼玉県商工会連合会)

H24年度予算 (円)	3,360,000	H24年度交付実績 (円)	3,360,000
----------------	-----------	------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和37年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	商工団体に対する補助金交付要綱		
補助事業の目的	埼玉県商工会連合会の運営に要する経費へ補助金を交付し、運営基盤の確立を図ることにより、中小企業者の経営改善と地域商工業の振興に資する。		

補助対象者(受領者)	埼玉県商工会連合会へ直接補助				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	3,360	-	-	3,360
H21	1	3,360	-	-	3,360
H22	1	3,360	-	-	3,360
H23	1	3,360	-	-	3,360
H24	1	3,360	-	-	3,360

6)商工団体に対する補助金((社)埼玉県商工会議所連合会)

H24 年度予算 (円)	3,360,000	H24 年度交付実績 (円)	3,360,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和 37 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	商工団体に対する補助金交付要綱				
補助事業の目的	(社)埼玉県商工会議所連合会の運営に要する経費へ補助金を交付し、運営基盤の確立を図ることにより、中小企業者の経営改善と地域商工業の振興に資する。				
補助対象者(受領者)	(社)埼玉県商工会議所連合会へ直接補助				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

	H20	1	3,360	-	-	3,360
	H21	1	3,360	-	-	3,360
	H22	1	3,360	-	-	3,360
	H23	1	3,360	-	-	3,360
	H24	1	3,360	-	-	3,360

7)商工団体に対する補助金（埼玉県中小企業団体中央会）

H24 年度予算 (円)	3,360,000	H24 年度交付実績 (円)	3,360,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 37 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	商工団体に対する補助金交付要領 中小企業等協同組合法		
補助事業の目的	埼玉県中小企業団体中央会の運営に要する経費へ補助金を交付し、中小企業の組織化・中小企業団体の育成・指導を促進する。		
補助対象者(受領者)	埼玉県中小企業団体中央会へ直接補助		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	3,360	-	-	3,360
H21	1	3,360	-	-	3,360
H22	1	3,360	-	-	3,360
H23	1	3,360	-	-	3,360
H24	1	3,360	-	-	3,360

【意見 135】 3 団体に交付されている同額及び定額の補助金については検討の余地がある

当該補助金は同額が以下の団体に交付されている。

埼玉県商工会連合会 平成 18 年度より、毎年 3,360,000 円

社団法人 埼玉県商工会議所連合会 平成 18 年度より、毎年 3,360,000 円

埼玉県中小企業団体中央会 平成 18 年度より、毎年 3,360,000 円

交付要綱では、補助金の交付対象は運営費となっているが、具体的には各団体とも下記のように事務所賃借料に充てられている。

団体名	賃貸面積 (㎡)	年間家賃 (円)	補助金 (円)
埼玉県商工会連合会	470.37	22,519,980	3,360,000
埼玉県商工会議所連合会	108.80	5,208,840	3,360,000
埼玉県中小企業団体中央会	237.48	11,368,980	3,360,000

3 団体に対する補助金の優劣は付け難く、また、補助対象経費は運営費全般であり、事務所賃借料に充てられているのは団体の判断による結果であるとしても、現実に事務所賃借料に充てられている事実があり、県としてもこの補助金が事務所賃借料に充当されているという認識がある以上、3 団体に対する毎年定額の補助金額に対しては賃借料負担の多少を考慮して交付金額の見直しをすることに対して検討の余地があると思われる。

8)埼玉県広域指導推進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	120,529,000	H24 年度交付実績 (円)	113,081,819
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県広域指導推進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	複数の市町村にまたがる産地などの広域的課題や商工会・商工会議所からの要請に基づく課題に対応するため、商工会連合会及び商工会議所連合会で共		

	同設置する小規模企業経営支援室において実施する経営改善普及事業の経費を補助し、小規模事業者の経営改善発達を図る。
補助対象者(受領者)	県商工会連合会、県商工会議所連合会への直接補助である。

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	2	154,167	-	-	154,167
H21	2	149,580	-	-	149,580
H22	2	144,514	-	-	144,514
H23	2	122,787	-	-	122,787
H24	2	113,081	-	-	113,081

交付要綱によれば、埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金の中には、以下のとおり広域支援に関する補助金が含まれている。

「補助事業者が行う経営改善事業等うち、広域的に連携して実施する事業及び機能強化に向けた広域化を行う事業に要する経費」(交付要綱第4条(3))

当該広域支援に対する交付金額は、平成24年度で以下のとおりである。

(単位:円)

	情報化推進事業費	エキスパートサポート事業費	提案型広域連携事業費	指導施設建設費等	合計
商工会計	-	9,730,000	5,147,772	-	14,877,772
商工会議所計	-	14,770,000	7,593,175	-	22,363,175
商工会議所連合会	-	-	-	-	0
商工会連合会	20,000,000	-	160,000	-	20,160,000
合計	20,000,000	24,500,000	12,900,947	0	57,400,947

埼玉県広域指導推進事業費補助金は、県商工会連合会と県商工会議所連合会が共同設置する「小規模企業経営支援室」において実施する経営改善普及事業が補助対象である。

具体的には、広域的な受発注機会の情報提供など、商工会・商工会議所の区域を超えた支援・指導を事業者に対して実施している。

これに対して、小規模事業経営支援事業費補助金における「広域支援事業費」は商工会や商工会議所が広域連携して行う事業を主な対象としており、補助事業者や対象事業が異なっている。両補助金は、名称は似ているが、補助対象事業に相違があるものである。

9) 埼玉県産業振興公社事業費補助金（総務管理費）

H24 年度予算 (円)	256,634,000	H24 年度交付実績 (円)	256,633,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	産業労働部産業労働政策課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金交付の対象となる事業の内容 県の産業労働施策の実行機関である(財)埼玉県産業振興公社に対する人件費等の補助である。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 県の産業労働施策の実行機関である(財)埼玉県産業振興公社に対し人件費等を補助し、県内中小企業の振興を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	<p>(財)埼玉県産業振興公社 (注)平成 25 年 4 月 1 日以降、(公財)埼玉県産業振興公社、以下同じ。</p>		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	409,296	-	-	409,296
H21	1	418,010	-	-	418,010
H22	1	451,340	-	-	451,340

H23	1	406,047	-	-	406,047
H24	1	256,633	-	-	256,633

<埼玉県産業振興公社事業費補助金（総務管理費）の補助金額>

公社職員人件費（約 201 百万円）、大宮事務所賃借料（約 33 百万円）、北与野事務所賃借料（約 15 百万円）、電話代・車リース代等（約 6 百万円）が対象となる（研修にかかる費用等が入っていない）。人件費補助については、公社職員 45 人分が県からの補助対象であるが、本補助金では 24.5 人分を交付している。

平成 23 年度までは補助対象の全人件費を本補助金で交付していたが、平成 24 年度より各事業費の補助金に割り振った。他の補助金で人件費を補助している職員については、本補助金の対象ではない。本補助金は主に総務企画部の職員が対象となる（公社自体の運営と研修・情報提供事業等を実施している部署）。

なお、退職引当金については公社全体で把握し、補助金毎に調整を行っている（要引当額は計算できる）。

<人件費に係る負担について>

平成 24 年度から公社への補助事業に係る公社職員の人件費については、各補助事業に計上し補助することとしている。

担当者は基本的には当該補助事業の業務を行っているが、当該補助事業以外の業務に携わることや、公社の通常業務等を行うことも想定される。そのため、当該担当者の人件費の補助については、実際の業務の割合に応じて按分計算を行うことが望ましい。

現状としては、担当者は基本的に専任であり、当該補助事業以外の業務等に携わるとは少なく、業務割合に応じた按分計算を行ったとしても大きな影響はない。

なお、各補助金で人件費が重複して交付されることのないよう現地における給与台帳等の確認を徹底しており、これまでエラーなどは発生していない。職員の定数管理についても県で行っており、年度の途中での補助事業間での担当の変更等はない。

そのため、現時点では担当者単位での負担とする方法と業務の実態との間に大きな乖離は発生していない。

また、人件費補助の方法については、予算編成時に毎年度検討を実施していることから、指摘等は行わない。

(2) 商業・サービス産業支援課

1) 商店街ビジネスチャンス拡大支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	14,500,000	H24 年度交付実績 (円)	13,260,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	にぎわい商店街づくり支援事業大綱 商店街版経営革新計画認定事業実施要綱 商店街ビジネスチャンス拡大支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	県の認定を受けた商店街版経営革新計画に基づいて事業年度を通じ反復、継続して実施する新規事業 にぎわいあふれる商店街を創出し、その取組を全県に波及させるため、商店街が県の認定を受けた商店街版経営革新計画に基づき実施する事業を支援する。		
補助対象者(受領者)	商店街等		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	6	8,969	-	-	8,969
H23	12	15,413	-	-	15,413
H24	15	13,260	-	-	13,260

2)埼玉県商店街振興組合指導事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 3 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	中小小売商業の活性化を推進するため、埼玉県商店街振興組合連合会が行う「指導事業」、「商店街近代化講習会開催事業」、「後継者養成研修事業」等を支援する。		
補助対象者(受領者)	埼玉県商店街振興組合連合会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	986	-	-	986
H21	1	1,000	-	-	1,000
H22	1	1,000	-	-	1,000
H23	1	1,000	-	-	1,000
H24	1	1,000	-	-	1,000

【意見 136】 補助事業の対象となる商店街数を増やす活動について

当該補助事業は、埼玉県商店街振興組合連合会が行っている指導事業に対する支援である。そして、その指導事業は、商店街近代化講習会事業、商店街活性化推進事業及び後継者養成研修事業であり、各研修会への講師派遣である。

埼玉県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第 1 条(趣旨)には、補助金の交付は、中小小売商業の活性化を推進するため、と記載されている。この趣旨によれば、これら研修は、本来は各商店街が自助努力により独自に実施すべき研修と思料する。しかし、県はこれらの事業を、地域コミュニティの核として、また、まちづくりや買物弱者対策など公益的な機能を有する商店街の振興を目的として実施している。

これを公益性のある補助事業とするためには、県内全域の商店街を対象とするような広がりのある事業とすべきと思料する。

現在、商店街への専門家派遣などを通じて、本事業の対象となる埼玉県商店街振興組合連合会会員の拡大を促進するなど工夫をしているようであるが、引き続きその対象が広がるような活動をおこなっていただきたい。

【意見 137】 研修会の効果の検証を可能にする実績報告書の様式の工夫を

補助事業の目的である商店街の近代化・活性化及び後継者養成について、実績報告書ではその効果を確認することは出来なかった。つまり、各研修会への参加者が研修会をどう理解し、それを商店街の近代化・活性化等にどう生かしているかが不明確であった。実際には研修の効果については連合会から個別に説明を受けていると説明を受けた。

実績報告書でも効果が確認できるように様式を訂正し、そこに効果の内容を書く欄を設けるような工夫をするべきものと思料する。

3)商店街等施設整備事業補助金

H24 年度予算 (円)	18,000,000	H24 年度交付実績 (円)	17,037,500
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 10 年度	終期年度	平成 24 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	商店街施設整備事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	中心市街地等の商店街の賑わいを創出するため、商店街における街路灯、LED街路灯、ポイントカード機器、防犯カメラ、AED、駐車場、モニュメント等の施設の整備を支援する。				
補助対象者(受領者)	市町村(最終的には、商店街及び商工団体)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	17	33,250	-	-	33,250
H21	24	33,009	-	-	33,009

H22	19	20,511	-	-	20,511
H23	11	15,962	-	-	15,962
H24	11	17,037	-	-	17,037

【意見 138】 工期の延長の指示について

K 商店会の工期は、平成 25 年 2 月 22 日から平成 25 年 3 月 12 日までである。しかし、商店街施設整備事業補助金交付要綱第 3 条によれば、「補助の対象となる事業は、・・・事業年度の 2 月末日までに完了するものとし、・・・」と規定されている。このままでは交付要綱に違反してしまうことになるが、この点に関して、川口市から期間内に完了しない旨の報告が南部地域振興センターにあり、当センターから川口市に工期の延長の指示を行っており、そのため、今回の措置は交付要綱に従った適切な措置との説明があった。

しかし、この指示についての文書が残っていない。今後は、このような重要な指示は、きちんと文書で残すようにすべきと思料する。

【意見 139】 補助金事業実績報告書の提出日の延長の指示について

K 商店会の補助金実績報告書は平成 25 年 3 月 18 日に提出されている。しかし、同補助金交付要綱第 8 条によれば、「報告書の提出時期は、補助事業の完了後 30 日以内又は事業年度の 3 月 10 日のいずれか早い時期とし、・・・」と規定されている。つまり、交付要綱に規定されている期限内には提出されておらず、こちらに関してもこのままでは交付要綱に違反してしまう。

この点に関しても、前述の「工期の延長について」に記載したとおり、南部地域振興センターから川口市に実績報告書提出日の延長の指示を行っているとのことだが、その文書が残っていない。同様に、きちんと文書で残すようにすべきである。

4) 中心市街地活性化マネージャー事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度

根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	中心市街地活性化マネージャー事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	中心市街地活性化に取り組む市町村に対し、専門家を派遣し、中心市街地に係る基本計画づくり及び当該計画に関連するまちなか再生事業の実施を支援する。				
補助対象者(受領者)	寄居町				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	1,000			1,000

5) 魅力を創造する商店街応援事業補助金

H24 年度予算 (円)	5,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,473,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	魅力を創造する商店街応援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	対象となる事業は、商店街等の若手グループが企画・立案した商店街の活性化を目的とした新規性のある取組で、商店街の魅力を創造する催しの実施など中心市街地等の商業活性化に資する取組を支援する。		
補助対象者(受領者)	市町村(最終的には、商店街等、商工団体または地域づくり団体等)		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	4	1,473	-	-	1,473

当該補助事業は、地域コミュニティの核として、また、まちづくりや買物弱者対策など公益的な機能を有する商店街の振興を目的として実施する事業である。そして、寄居町商店会の「よりい夕やけマルシェ実行委員会」が実施した事業は、ライフ寄居店と連携した地域活性化事業であった。

この事業では、多くの若手商業者グループが大型店の協力を得て、町内の多業種が協力し衰退する中心市街地への回帰を図ることを目的として実施された。寄居町独自の食文化や地域特産品をPRする機会となったり、地域住民の参加や町外との交流も図ることができたことで、効果のある事業であった。

6) 運輸事業振興助成補助金（(社) 埼玉県トラック協会）

H24 年度予算 （円）	938,639,000	H24 年度交付実績 （円）	938,639,000
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 51 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸事業の振興の助成に関する法律 ・ 運輸事業の振興の助成に関する法律第 3 条第 1 項の事業を定める政令 ・ 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則 ・ 埼玉県運輸事業振興助成補助金交付要綱 		

補助事業の目的	<p>営業用のバス、トラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、運輸事業の健全な発展と県民福祉の一層の向上を図るため、下記事業を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運行の確保等交通安全・事故防止対策を目的として行う事業 ・輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進を目的として行う事業 ・自動車交通公害の防止、地球温暖化の防止等環境の保全を目的として行う事業 ・貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業 ・運転者、乗務員のための共同休憩施設、共同福利厚生施設、研修施設等共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 ・震災等災害発生等を想定した防災訓練への参加、震災等災害発生時における緊急物資輸送及び緊急物資輸送体制の整備に関する事業 ・バス事業者、トラック事業者等の近代化及び経営基盤の安定確保等を図ることを目的とする事業（ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
補助対象者（受領者）	<p>社団法人埼玉県トラック協会</p> <p>（注）平成 25 年 4 月 1 日以降、一般社団法人埼玉県トラック協会、以下同じ。</p>

過去の補助金の交付実績と財源					
交付実績			補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	901,291	-	-	901,291
H21	1	906,919	-	-	906,919
H22	1	900,188	-	-	900,188
H23	1	954,147	-	-	954,147
H24	1	938,639	-	-	938,639

【意見 140】補助金交付が努力義務であることを鑑みて交付額の決定を

当該補助金は、昭和 51 年に軽油引取税の税率が 30%引き上げられたことに伴い、営業用トラック・バスの輸送コストの上昇を抑制するなどの目的で、全国一律に創設されたものである。また、当該補助事業は、「運輸事業の振興の助成に関する法律」を根拠

とする事業であり、同法第 2 条によれば、都道府県が、都道府県を単位とするトラック協会及びバス協会に対し、当該事業の振興を助成するための交付金を交付するよう努めなければならないと規定されている。つまり、補助金の交付が努力義務と規定されているのである。この法律は、平成 23 年 9 月からの施行となっている。

これに対して県は、下表のような割合で交付している。

年度別	執行割合	摘 要
平成 20 年度	92%	
平成 21 年度	95%	
平成 22 年度	98%	
平成 23 年度	100%	法律施行
平成 24 年度	100%	

(注) 上表の執行割合は、基準額に対する補助金の交付割合であり、基準額の算定方法は、同法施行規則に規定されている。

基準額どおりに交付することを非難するつもりはなく、交付額については、毎年度、予算の策定作業の中で十分議論した上で決定されている状況である。ただし、努力義務である以上は必ずしも執行割合を 100%にする必要はないものと思料するので、今後も十分議論を尽くしたうえで交付額を決定していただきたい。

7) 運輸事業振興助成補助金 ((社) 埼玉県バス協会)

H24 年度予算 (円)	49,647,000	H24 年度交付実績 (円)	49,647,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部商業・サービス産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 51 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸事業の振興の助成に関する法律 ・ 運輸事業の振興の助成に関する法律第 3 条第 1 項の事業を定める政令 ・ 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則 ・ 埼玉県運輸事業振興助成補助金交付要綱 		
補助事業の目的	営業用のバス、トラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、運輸事業の健全な発展と県民福祉の一層の向上を図るため、		

	<p>下記事業を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運行の確保等交通安全・事故防止対策を目的として行う事業 ・輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進を目的として行う事業 ・自動車交通公害の防止、地球温暖化の防止等環境の保全を目的として行う事業 ・貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業 ・運転者、乗務員のための共同休憩施設、共同福利厚生施設、研修施設等共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 ・震災等災害発生等を想定した防災訓練への参加、震災等災害発生時における緊急物資輸送及び緊急物資輸送体制の整備に関する事業 ・バス事業者、トラック事業者等の近代化及び経営基盤の安定確保等を図ることを目的とする事業（ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
--	--

補助対象者（受領者）	社団法人埼玉県バス協会 （注）平成 25 年 4 月 1 日以降、一般社団法人埼玉県バス協会、以下同じ。
------------	---

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	47,956	-	-	47,956
H21	1	47,590	-	-	47,590
H22	1	48,176	-	-	48,176
H23	1	51,558	-	-	51,558
H24	1	49,647	-	-	49,647

【意見 141】 補助金交付が努力義務であることを鑑みて交付額の決定を上記「6)運輸事業振興助成補助金（（社）埼玉県トラック協会）」と同様の内容である。

(3) 産業支援課

1) (社) 埼玉県経営合理化協会補助金

H24 年度予算 (円)	2,320,000	H24 年度交付実績 (円)	2,320,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 43 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社団法人埼玉県経営合理化協会補助金交付手続		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金交付の対象となる事業の内容 総会、役員会、年頭大会のほか各種セミナーの開催等 協会の家賃、謝金など運営費の補助である。設備投資等は対象とはならない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 県内中小企業の中堅企業で組織され、中小企業の合理化、近代化に関して実践的な活動を行う (社) 埼玉県経営合理化協会の運営を支援し、当協会の強化を図ることにより、県内中小企業の合理化、近代化を促進する。</p>		
補助対象者(受領者)	(社) 埼玉県経営合理化協会		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	2,320	-	-	2,320
H21	1	2,320	-	-	2,320
H22	1	2,320	-	-	2,320
H23	1	2,320	-	-	2,320
H24	1	2,320	-	-	2,320

<経営合理化協会について>

県内の中堅的位置づけの中小企業が経営にかかる勉強、視察、優秀な従業員の表彰などを通して研鑽を行うことを目的として運営されている団体である（正規会員 81 名、賛助会員 19 名、合計 100 名）。他業種にも門戸は開かれているが、現状では製造業が中心となっている。県内の製造業をリードする存在として継続運営されている。基本的には会員の会費で賄われている団体であり、協会としては団体化してからもうすぐ 50 周年となる。

現時点では特例民法法人（社団法人）である。平成 26 年度からは一般社団法人になる予定となっており、業務フローを含めて全体の見直しを予定している。一般社団法人となるにあたり、その審査の過程でトップマネジメントセミナーは公益性が高いと認定された。当該事業に関連するのであれば補助金も公益性が高いと判断できる。

2)地場産業活性化再生支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,400,000	H24 年度交付実績 (円)	1,116,834
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地域資源産業活性化補助金交付要綱 地域資源産業活性化補助金交付要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金交付の対象となる事業の内容 産地組合等が行う地域資源を活用した新製品開発や地場製品の販路開拓 県内の地場産業の組合(岩槻人形協同組合など)が地域資源を使って新しい製品の開発や、販路拡大を行うための補助金である。 事業費の補助であり、運営費補助ではない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 やる気のある産地組合の新製品開発や販路開拓を支援することで、地場産業を活性化することを目的としている。</p> <p>※地域資源...市町村や商工団体の推薦を参考に知事が指定することができる(法律上)。農林水産物、鉱工業品、観光資源の 3 つのジャンルに分かれており、それらを活用していることが前提となる。周知性と活用可能性をもとに知事が指定している(292 件)。特産品などが入り、ビッグサイトなどの展示会などへの出展を行う。</p>		

	※平成 25 年度以降は補助事業の趣旨に変更はないが、実施方法を変更して継続している。県から直接交付する方法から法律に基づく団体をはさんで補助金を交付している。平成 24 年度から交付が継続している対象もある（春日部の桐ダンス）。
補助対象者（受領者）	産地組合の企業や商工団体

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源
H20	3	1,000	-	-	1,000
H21	5	1,811	-	-	1,811
H22	3	955	-	-	955
H23	3	1,200	-	-	1,200
H24	4	1,116	-	-	1,116

<地場産業活性化再生支援事業補助金の補助金額>

補助率は 2 分の 1 であり、上限額は 35 万円である。対象企業は零細が多いため、補助金の額が大きすぎても運用が難しいこととなる。国には同様の内容で 300 万円の補助金がある。資金力のある企業はそちらを取ることが多い。単年度で完結する事業を対象としている。

【意見 142】フォローアップについて

平成 25 年度以降はかたちを変えて別の補助事業として運営されているとのことであるが、その補助事業のデータとすることも含めて、これまで交付・実施されてきた案件のフォローアップをしっかりと実施する必要がある。

3)新たな成長産業創出促進事業補助金

H24 年度予算 (円)	32,247,000	H24 年度交付実績 (円)	32,247,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>次世代産業（新エネルギー及び医療・福祉分野）での研究開発プロジェクトに係る事業である。</p> <p>3 本柱について、研究開発に取り組んでもらうことを目的としている。</p> <p>テーマを設定して企業を募る(新型太陽電池、太陽光追尾装置、血液検査機器)。これらについて、アイデアは大学教授などが提供し、技術を企業が提供することとなる。</p> <p>コーディネーター(民間出身のOB3名(元大学教授、企業のOB))の人件費や、1プロジェクト300万円程度の事業費(研究開発費、部材費など)、公社プロパーの職員の人件費(業務量、人件費換算：1名(担当しているのは2名))などが補助対象となる。設備投資などは対象外となる。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>県内中小企業の次世代産業分野への参入を促進することで、技術競争力を強化し、本県の産業振興を図ることを目的としている。</p>		
補助対象者(受領者)	(財)埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	32,247	-	-	32,247

【意見 143】 補助事業の見直しについて

プロジェクト開始から 3 年後を事業化の目標としており、その際見直しを予定している。補助金の交付については、プロジェクトの進捗状況を毎年度把握しており、平成 25 年度は減額したとのことであるが、進捗状況によっては、途中でのプロジェクト中止もあるため、毎年度継続的な見直しについて留意すべきである。

【意見 144】 プロジェクトおよび提携企業の選定について

次世代産業や新技術にかかるものであるため、プロジェクトの選定や妥当性の検証が特定の者の経験や知識などに大きく依存する部分があると言える。選定や検証の結果については、当該特定者以外の者による確認を必ず実施すべきであり、優先順位付けやチェックリストなど可視化した形で情報共有などもできる体制を構築すべきである。

4)シニア人材による中小企業サポート事業補助金

H24 年度予算 (円)	12,614,000	H24 年度交付実績 (円)	12,614,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金交付の対象となる事業の内容</p> <p>県内中小企業とシニア人材とのマッチング機会の提供に関する事業である。企業を退職したあともそのノウハウを還元したいと考えている者が公社に登録しており、シニア人材を受け入れたい企業が公社に依頼し、そのマッチングを行う事業である。</p> <p>人材データベース...公社が保有しているシステムである。システム使用料や設備投資の補助ではない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>多様なビジネススキルを持った元気なシニアが中小企業を支援するための枠組みを構築し、県内経済の活性化を促進する。</p> <p>※以前においては新現役（シニア）の方を国が登録し、平成 23 年度までは</p>		

	<p>公社を拠点に活動する巡回相談員がシニア人材を企業に派遣していたが、平成 24 年度から、県からの補助事業として立ち上げた。終期が平成 25 年度となっているが、2 年間でシニアの独立組織に移行することを予定していた。しかし、組織化は困難であり、採算が合わないため、現時点では移行していない。企業数の増加が今後も重要項目となる。</p>
補助対象者(受領者)	(財) 埼玉県産業振興公社

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	12,614	-	-	12,614

<シニア人材による中小企業サポート事業補助金の補助金額>

平成 24 年度は経営革新企業を対象として、補助事業の PR のため大規模に実施していた(約 500 件)。平成 25 年度は 80 件程度としている。

シニアに公社から 1 回目(初回面談と初回支援)については支援が支出されている(マッチング: 交通費 5,000 円、謝金: 定額 1 万円)。人件費は公社職員 0.5 人分(約 4 百万円)、コーディネーター(1 名...企業 OB、約 4 百万円)にかかるものである。

【意見 145】 補助事業の独立化

当初予定されていた本補助金事業の独立化については、今後の補助事業計画等についても継続的な検討をすべきである。特に事業継続となれば補助金交付も継続されることとなるため、詳細な検討が必要となる。

5)産学連携支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	15,808,000	H24 年度交付実績 (円)	15,808,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 18 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金交付の対象となる事業の内容 産学連携支援センターの運営に係る事業である。 中小企業は単独で研究開発部門を設置していないケースが多いためであり、大学との連携、補助金(国レベル)の獲得支援・フォローアップ、研究開発業務のマッチングが必要となる。大学と企業、企業と企業のつながりを想定している事業であり、販路拡大支援ではない。 公社が公募して選んでいるコーディネーター(1名(元企業の研究者)を県の補助金で雇用している。企業との連携が図られるため同じ者が継続されることが多い(常に公募もされている))の人件費、J-Dream 使用料などに対する補助である。平成 24 年度からは公社職員の人件費(1名分)も対象となる。設備投資は対象とはならない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 企業のあらゆる相談、大学とのマッチング支援から研究開発、事業化までをワンストップで総合的に支援し、本県の産業振興を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	(財)埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	15,749	-	-	15,749
H21	1	12,748	-	-	12,748
H22	1	7,144	-	-	7,144

H23	1	434	-	-	434
H24	1	15,808	-	-	15,808

※平成 24 年度から公社職員の人件費を各補助金で見えるようになったため増額している。
平成 23 年度は、国の緊急雇用促進基金を利用したため、県の支出を減らしていた。

【意見 146】資料の記載項目について

書類審査の際に確認した実績報告書の添付資料である公社作成の「相談の実績」資料は、実績件数のみが記載されているものであった。当該資料については、目標値や前期実績件数も記載項目として追加し、費用対効果や見直しの資料として活用すべきである。

6)産業イノベーション支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,853,000	H24 年度交付実績 (円)	1,852,200
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 18 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 バイオ共同研究等の推進、ネットワークの構築に係る事業である。 埼玉バイオプロジェクト(創薬)の成果を広めるための事業であり、技術の売り込みや、共同研究開発事業の立ち上げなども対象事業となる。 このネットワーク構築のための補助金は平成 22 年度から開始されている。 創薬のための文部科学省の補助金は平成 24 年度までである。 ※創薬は開発に時間も費用もかかるためであり、技術面、薬事法などの法律面などの抑止もあるため、研究成果を広く共有することには意義がある。 (財)埼玉県産業振興公社にコーディネーター(1名(元製薬会社 OB))を置いている。中心は埼玉大学の教授などである。研究開発の結果を社会に広めることが目的となる。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 地域イノベーション戦略支援プログラム(バイオ)での事業化を支援し、本県の産業振興を図る。</p>		

補助対象者(受領者)	(財) 埼玉県産業振興公社				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	7,648	-	-	7,648
H21	1	2,047	-	-	2,047
H22	1	2,047	-	-	2,047
H23	1	1,891	-	-	1,891
H24	1	1,852	-	-	1,852

【意見 147】プロジェクトおよび提携企業の選定について

上記「3)新たな成長産業創出促進事業補助金」の意見「プロジェクトおよび提携企業の選定について」と同様である。

【意見 148】資料の記載項目について

上記「5)産学連携支援事業補助金」の意見と同様である。

7)新事業創出型事業施設入居者支援補助金

H24 年度予算 (円)	2,100,000	H24 年度交付実績 (円)	1,425,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 15 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県新事業創出型事業施設入居者支援補助金交付要綱 埼玉県新事業創出型事業施設入居者支援補助金交付要領		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田及び和光理研インキュベーションプラザの入居者に対する賃料補助である。		

	<p>先端技術を生かした創業支援、ベンチャー支援用の補助事業であり、中小企業基盤整備機構が持っている施設である本庄早稲田と和光施設の賃料の助成である。</p> <p>月家賃の3分の1まで(上限25,000円)を補助しており、家賃部分のみが対象となる。3年以内と期間も限定(施設自体には5年間入れる...更新がある。)。家賃としては中小機構に流れることになる。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>早稲田大学や理化学研究所との連携により、高いレベルの研究を行うベンチャー企業を支援すること。</p> <p>※産業創出により雇用や税収を生むが、ベンチャー企業は経営基盤が弱いいため、新規事業の立ち上げを支援する。以前は県外の企業にも補助を行っていたが、予算の削減により県内の企業のみ補助している。交付企業の中には株式公開を果たした会社もある。</p>
補助対象者(受領者)	インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田及び和光理研インキュベーションプラザの入居者のうち、条件を満たす県内に登記簿上の本店を有する中小企業者及び住所を有する個人

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	22	14,749	-	-	14,749
H21	23	11,601	-	-	11,601
H22	20	9,818	-	-	9,818
H23	5	1,100	-	-	1,100
H24	5	1,425	-	-	1,425

8)次世代産業参入支援事業費補助金

H24年度予算 (円)	90,000,000	H24年度交付実績 (円)	74,822,895
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課
---------	------------

性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県次世代産業参入支援事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>県内の中小企業者等が、単独または他の企業や大学、研究機関等と連携して、新製品や新技術の開発等を実施する事業である。</p> <p>高度な技術を生かして、新しい製品や技術を生み出すものが対象となる。</p> <p>単年度の補助金であるため、1年で製品や技術が開発できるものを交付対象としている。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>次世代産業分野への参入、オンリーワン技術の確立など、現状を打破するイノベーションに取り組もうとする中小企業者等を支援すること。</p>		
補助対象者(受領者)	新技術・新製品開発に取り組む、県内に登記簿上の本店と主たる事業所を有する中小企業者、中小企業組合(みなし大企業を除く)。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	21	57,100	-	-	57,100
H23	16	77,336	-	-	77,336
H24	12	74,822	-	-	74,822

9)次世代自動車産業支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	77,191,000	H24 年度交付実績 (円)	77,191,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課
性質別分類	奨励補助

開始年度	平成 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>企業の次世代自動車産業への転換、参入を支援する事業である。</p> <p>平成 23 年度からセンターを設置しているが、これはワンストップで総合的に支援できるようにするためである。</p> <p>技術支援、販路開拓、国の補助金獲得支援(大学との連携)などの事業となる。産学連携の枠組みの中で、次世代自動車についてはこの補助金が優先されることになる。対象企業は県内に事業拠点があれば、本社所在地が県内にあることにはこだわらない。</p> <p>情報提供、展示会、研究会(開催費用が研究開発費)へのサポートも行う。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>自動車関連産業支援による県内産業の振興を目的としている。</p>		
補助対象者(受領者)	(財) 埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	1	38,403	-	-	38,403
H24	1	77,191	-	-	77,191

<次世代自動車産業支援事業補助金の補助金額>

平成 24 年度から当事業の実施に必要な公社職員の人件費 (約 37 百万円) を本補助金に計上している。この他、事業経費、運営費、アドバイザー (センター長 1 名、他 4 名、計 5 名(自動車関連産業の OB...公社で募集・契約している))が対象となる。設備投資等は対象とはならない。研究開発支援として消耗品の購入などを支援している。

海外での販路拡大・商談会なども開催して、支援するアドバイザーの渡航費等も補助金対象としている。ただしマッチング、商談成立等の成功報酬等は受け取っていない。約500～600社(12,000社中)が業種としては対象となる。

10)知的財産・科学技術推進事業補助金

H24年度予算 (円)	26,257,000	H24年度交付実績 (円)	26,257,000
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成17年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 中小企業等の知的財産の創造、保護、活用を支援する事業である。 知的財産権としては工業4権が中心となる。 特許庁のデータベースの使用の仕方を教えるなどのアドバイス業務など。 ※知財相談に対するアドバイザー(元企業の知財部出身者等...公社で5名、特許庁の補助金で2名)の報酬と公社職員1名の人件費が対象となる。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 中小企業等の知的財産にかかる支援をすることで、県内中小企業の発展を促し、本県の産業振興を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	(財)埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	27,294	-	-	27,294
H21	1	29,769	-	-	29,769
H22	1	19,309	-	-	19,309

	H23	1	15,386	-	-	15,386
	H24	1	26,257	-	-	26,257

11)中小企業販路開拓支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	40,737,000	H24 年度交付実績 (円)	40,737,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 受発注情報の収集・提供、取引あっせん、展示商談会の開催、販路開拓のアドバイス等に係る事業である。 販路開拓や発注企業と受注企業のマッチングを行っている。 a マッチング b 商談会、展示会出展支援 あっせん紹介料等はない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 販路拡大のための事業を実施することで、県内中小企業の発展を促し、本県の産業振興を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	(財) 埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	7,690	-	-	7,690
H21	1	7,277	-	-	7,277

H22	1	7,277	-	-	7,277
H23	1	9,604	-	-	9,604
H24	1	40,737	-	-	40,737

※平成 24 年度から当事業の実施に必要な公社職員の人件費（約 30 百万円）を本補助金に計上している。

12)創業・ベンチャー支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	63,235,000	H24 年度交付実績 (円)	61,277,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 創業希望者やベンチャー企業を支援する事業である。 この事業は、公社に蓄積された企業支援のノウハウや情報を生かし、創業希望者やベンチャー企業の支援を総合的に展開していくため、平成 24 年度に県から公社に移管され、補助事業になった。創業・ベンチャー支援センター埼玉の運営費や事業費に対して補助をするもので、アドバイザーや公社職員の人件費、セミナーや商談会の運営費が対象となる。県で運営していたときは、14 名の体制であったが、公社に移管して 7 名(平成 24 年度は、公社職員 3 名、県からの派遣 4 名)の体制とした。セミナーは資料代を徴収しているが、セミナーの受託者が参加者から直接実費徴収しているため、公社に収益は発生しない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 「埼玉県中小企業振興基本条例」に則り中小企業の振興を図るため</p>		
補助対象者(受領者)	(財) 埼玉県産業振興公社		
過去の補助金の交付実績と財源			
	交付実績	補助金の財源(千円)	

年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	61,277	-	-	61,277

13) 中小企業支援センター事業補助金

H24 年度予算 (円)	52,240,000	H24 年度交付実績 (円)	52,240,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部産業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 12 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>経営革新に取り組む中小企業に対するアドバイスや専門家派遣、法律相談等を行う事業である。</p> <p>経営相談(中心)、専門家派遣(中心)、事業継続計画と経営革新計画の策定支援、人材育成などを行う。公社の業務の中心であり、窓口となる中核的な業務である。</p> <p>サブマネージャー、職員が現地でヒアリングを行い、専門家派遣についてマネージャー会議で決定するなどの業務を行っている。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>経営革新に取り組む中小企業に対して、経営面や技術面等から総合的に支援することにより、経営革新を促進し、県内産業の振興並びに経済の活性化を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	(財) 埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	21,078	-	-	21,078
H21	1	20,507	-	-	20,507
H22	1	20,415	-	-	20,415
H23	1	19,959	-	-	19,959
H24	1	52,240	-	-	52,240

※平成 24 年度から当事業の実施に必要な公社職員の人件費（約 33 百万円）を本補助金に計上している。この他、プロジェクトマネージャー（1 名：企業の会長、非常勤）、サブマネージャー（3 名：公社の職員とともに。技術関係 2 名（企業 OB）、経営全般 1 名（民間））の人件費が対象となる。専門家派遣にかかる謝金も対象となる。

【意見 149】資料の記載項目について

上記「5)産学連携支援事業補助金」の意見と同様である。

(4) 企業立地課

1)産業立地促進補助金

H24 年度予算(円)	1,318,214,000 円	H24 年度交付実績（円）	931,288,514 円
-------------	-----------------	---------------	---------------

担当部局・課名	産業労働部企業立地課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 11 年度	終期年度	平成 29 年度
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	埼玉県産業立地促進補助金交付要綱		
補助事業の目的	本県に新たに土地を取得して工場等の操業を開始した企業に対し、当該企業が県に納付した不動産取得税に相当する額を補助金として交付する。 補助金交付により産業立地を促進し、県内産業の振興、雇用の創出を図る。		

	※当該補助事業は、埼玉県内に新たに土地を取得し、または賃借し、工場等 を取得して新たに操業を開始する者に対し、その企業が負担した土地及び建 物に係る不動産取得税相当額1億円を上限に補助金として交付するものであ る。埼玉県内への企業誘致を促進するもので公共性及び補助目的の妥当性も 具備していると思われる。				
補助対象者(受領者)	本県に新たに土地を取得して工場等の操業を開始した企業				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	43	591,699	-	-	591,699
H21	32	632,306	-	-	632,306
H22	45	952,549	-	-	952,549
H23	33	625,562	-	-	625,562
H24	36	931,288	-	-	931,288

2)大規模研究施設立地促進補助金

H24 年度予算 (円)	92,728,000 円	H24 年度交付実績 (円)	92,728,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	産業労働部企業立地課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	平成 29 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県大規模研究施設立地促進補助金交付要綱		
補助事業の目的	県内に大規模な研究施設を新設する企業に対し、研究施設の新設に伴う投下 固定資産額に相当する額の 10%を補助金として交付する。 補助金交付により産業の集積及び産業構造の高度化を促進し、県経済の活性 化及び雇用の創出並びに税収の確保を図る。 ※当該補助事業は、埼玉県内に営利目的をもって新たに投下固定資産 100 億 円以上の研究施設を設け、常用雇用者 1,500 人以上の企業に対し、投下固定		

	資産額の100分の10を乗じた額を10年以内の期間に分割して補助金として交付するものである。埼玉県内への大規模研究施設の誘致や雇用を促進するものであり、公共性や補助目的の妥当性も具備していると思われる。				
補助対象者(受領者)	本県に新たに土地を取得して工場等の操業を開始した企業				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	92,844	-	-	92,844
H21	1	92,615	-	-	92,615
H22	1	92,728	-	-	92,728
H23	1	92,728	-	-	92,728
H24	1	92,728	-	-	92,728

3)埼玉県産業振興公社事業費補助金(中小企業国際化支援事業)

H24年度予算 (円)	58,995,000円	H24年度交付実績 (円)	56,745,000円
----------------	-------------	------------------	-------------

担当部局・課名	産業労働部企業立地課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成23年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	中小企業国際化支援事業 中小企業の貿易投資相談等海外展開を支援する事業 中小企業の海外展開を支援して、商取引を促進させることにより、また、今後の経済成長や今までの取り組みの結果から成果につながる可能性の高い地域及び分野における中小企業の取引を支援して、世界経済の成長力を取り込むことにより、本県経済の活性化、雇用や税収の確保を図ることを目的とする。		
補助対象者(受領者)	(財)埼玉県産業振興公社		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	1	17,817	-	-	17,817
H24	1	56,745	-	-	56,745

(5) 金融課

1) 中小企業者制度資金利子補給費補助金

H24 年度予算 （円）	3,468,566,000	H24 年度交付実績 （円）	2,584,777,000
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	産業労働部金融課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	埼玉県制度資金利子補給金交付要綱		
補助事業の目的	県が金融機関に対して利子補給を行うことにより、低利な融資制度を設け、地域経済を支える県内中小企業者の金融の円滑化を図る。		
補助対象者（受領者）	中小企業者が金融機関から県の定める低い利率で融資を受けることを可能にするため、各金融機関に対して利子補給を行っている。		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源

	H20	89	2,781,390	-	-	2,781,390
	H21	92	3,673,718	392,543	-	3,281,175
	H22	88	3,396,673	-	-	3,396,673
	H23	88	3,082,675	-	-	3,082,675
	H24	88	2,584,777	-	-	2,584,777

制度融資とは、県内の中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達するための制度である。中小企業は、県が利子補給することにより、金融機関より県の定める低い利率で融資を受けることができる。

県制度融資の特徴は以下のとおりである。

①金利が低く、全期間固定であること。

金利は年 1.1% から 1.9% 内で設定されている。

②長期間の借入が可能なこと。

設備資金は最長で 15 年（通常 10 年）、運転資金は 7 年までの利用が可能である。

③原則として担保及び第三者保証人が不要であること。

(6) 観光課

1) 埼玉県物産観光協会振興費補助金

H24 年度予算 (円)	2,280,000	H24 年度交付実績 (円)	2,280,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部観光課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 35 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県物産観光協会振興費補助金交付要綱		
補助事業の目的	商工行政の推進を図るため		
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県物産観光協会 (注) 平成 25 年 4 月 1 日以降、「一般社団法人埼玉県物産観光協会」以下		

同じ

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	1,140	-	-	1,140
H21	1	2,280	-	-	2,280
H22	1	2,280	-	-	2,280
H23	1	2,280	-	-	2,280
H24	1	2,280	-	-	2,280

当該補助金は、職員人件費の概ね2分の1ということである。

物産観光協会の平成24年度の担当職員の人件費及び補助金額は次の表のとおりである。

	職員	人件費総額 ①	従事割合 （事業補助）②	従事割合（団体補助）③	人件費（団体補助）④＝①×③
	A	4,845,000	0.2	0.8	3,876,000
	B	3,436,000	0.8	0.2	687,200
イ	合計				4,563,200
ロ	補助率				50%
	イ×ロ				2,281,600
	補助金額				2,280,000

上表では、人件費(団体補助)2,281,600円が、当該補助金2,280,000円の算定基礎となっているとのことである。業務を行っている者の人役（業務の割合）により予算の範囲内で算定している。2分の1の根拠が曖昧であるが、補助対象団体に主体性を持った経営をしてもらうため、2分1を超えない範囲での補助としているという回答であった。

2) 物産観光助成補助金

H24 年度予算 (円)	31,014,000	H24 年度交付実績 (円)	31,014,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部観光課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 63 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県物産観光助成補助金交付要綱		
補助事業の目的	観光客の誘致、県産品の販路拡張その他物産・観光の振興に資するため		
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県物産観光協会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	19,449	-	-	19,449
H21	1	32,587	-	-	32,587
H22	1	31,014	-	-	31,014
H23	1	31,014	-	-	31,014
H24	1	31,014	-	-	31,014

平成 24 年度の補助金の実績は以下のとおりである。

事業名	事業の内容	補助金額(円)
物産観光展示場の管理運営及び県産品の販路拡大事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ソニックシティ物産観光展示場管理運営事業 ・県産品販路拡大事業 	8,196,000
宣伝事業	<ul style="list-style-type: none"> ・物産観光情報発信事業 ・物産観光宣伝イベント事業 	4,056,000

人件費	給与・法定福利費等	17,762,000
拠出金	日観協拠出金	1,000,000
	合計	31,014,000

人件費 17,762,000 円の申請基礎は、以下のとおりである。

	職員	人件費総額 ②	従事割合 (事業補助) ②	従事割合(団体補助) ③	人件費(事業補助) ⑤=①×②
	A	4,845,000	0.2	0.8	969,000
	B	3,436,000	0.8	0.2	2,748,800
	その他 9 人	31,808,000	1.0	-	31,808,000
イ	合計				35,525,800
ロ	補助率				50%
	イ×ロ				17,762,900
	補助金額				17,762,000

3) 技術継承者育成事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	900,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	産業労働部観光課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 5 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	技術継承者育成事業実施要綱		
補助事業の目的	県指定の伝統的手工芸品の製作技術・技法の継承に積極的な者を対象とした技術継承講座を産地に開設し、高度な技術まで修得させることにより、伝統的手工芸品の技術継承者を確保し育成する。		
補助対象者(受領者)	埼玉県指定伝統的手工芸品の産地組合で県指定の伝統的手工芸品の産地組合が実施する製作技術・技法の継承に関する講座の実施に係る事業を実施する組合		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	3	1,500	-	-	1,500
H21	4	1,500	-	-	1,500
H22	4	1,000	-	-	1,000
H23	4	1,000	-	-	1,000
H24	4	900	-	-	900

補助金交付実績内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23	H24
岩槻人形協同組合	500	500	300	300	300
埼玉県釣竿工業連合組合	500				
埼玉県小川和紙工業協同組合	500				
春日部桐たんす組合		200	300	300	300
秩父織物振興協議会		400	200	200	200
熊谷棕染組合		400	200	200	
武州瓦商工業協同組合					100
合計	1,500	1,500	1,000	1,000	900

交付金額は、平成 20 年・21 年が 1,500,000 円で、平成 22 年から 24 年が 1,000,000 円（平成 24 年度は一部事業の中止により 100,000 円の返還あり）で定額となっている。交付要綱には交付金額の上限が示されているため、各年度の申請額に応じて予算の範囲内で算定している。

4) 彩の国秩父地域観光協議会補助金

H24 年予算(円)	1,170,000	H24 年交付実績 (円)	1,170,000
------------	-----------	---------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部観光課
---------	----------

性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 17 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	秩父地域などの多彩な観光資源を広く首都圏に紹介宣伝するため。また、観光客の受入体制の整備を推進するために必要な諸事業に対し助成することにより、本県の観光事業の振興に資するため。		
補助対象者(受領者)	彩の国秩父観光協議会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,600	-	-	1,600
H21	1	1,600	-	-	1,600
H22	1	3,358	-	-	3,358
H23	1	1,300	-	-	1,300
H24	1	1,170	-	-	1,170

※ 平成 22 年度はホームページのシステムデザイン設計費 2,058 千円が追加交付された。

当該補助金は、観光キャンペーン費用、ポスター製作費及びガイドブックの製作費に対して交付されている。平成 22 年度の追加交付を除けば、大きな増減はない。秩父地域の観光客の推移をみると 200 万人でほぼ横這いで推移している。

5)埼玉県物産観光館移転事業費補助金

H24 年度予算 (円)	53,000,000	H24 年度交付実績 (円)	53,000,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部観光課
---------	----------

性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県物産観光館移転事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	県物産観光館「そぴあ」を大宮ソニックシティビル2階に一部移転し、県民の利便性を高め、県の物産・観光情報を効果的に発信するため、(社)埼玉県物産観光協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県物産観光協会		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	53,000	-	-	53,000

当該事業の工事費(総事業費)は52,999,117円であり、そのうち主な工事費及び業者は以下のとおりである。

- ① 移事業工事 株F社 33,207,000円
- ② 内装工事 株T社 10,290,000円

上記①は、株F社が大宮ソニックシティの指定業者のため同社のみが見積書を提出した。

②は、2者コンペにより、施工業者が株T社に決定したとのことである。

【意見 150】補助金交付額の算定にあたっては工事金額及び事業者選定の十分な配慮が必要である。

移転事業工事は、株F社がソニックシティビル指定事業者であるとしても、その金額の妥当性を検討するために他の業者の見積書か埼玉県での工事積算金額と比較する必要があると思われる。また、内装工事は、2者だけでなく、競争入札を行うのが望ましいが、当該施設の集客効果をより高めるため、高度なデザイン技術を持つ業者に委託

する必要があったということであれば、その 2 者を選定した具体的な選定過程を提示すべきである。

(7) 勤労者福祉課

1) 埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金

H24 年度予算 (円)	5,920,000	H24 年度交付実績 (円)	5,920,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部勤労者福祉課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 47 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	労働者福祉活動の推進を目的として県内勤労者によって自主的に組織された労働福祉団体を支援することにより全県的な活動を促進して効果的に勤労者福祉の向上を図る。		
補助対象者(受領者)	一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会 ※労働者のための福祉活動を推進し、労働者の生活の安定・安心及び社会的地位の向上に寄与する目的で、昭和 47 年 11 月設立。平成 23 年 8 月一般社団法人へ移行。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	5,920	-	-	5,920
H21	1	5,920	-	-	5,920
H22	1	5,920	-	-	5,920
H23	1	5,920	-	-	5,920
H24	1	5,920	-	-	5,920

【意見 151】 補助対象経費を明確に定める必要がある

埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金交付要綱第 2 条には「補助の対象となる経費は、労福協の運営に必要な経費とする。」と規定されているが、補助対象経費が具体的に示されていない。平成 21 年 5 月 8 日通知により、食糧費、交際費、新聞購読料、NHK 受信料、タクシー借り上げ料については対象外としているが、これについてもなぜ対象外とされているかが不明である。除外したものの理由を含め、対象経費を明確に定める必要がある。

2) 勤労青少年ホーム・勤労婦人ホーム移管施設改修費等補助金

H24 年度予算 (円)	15,326,000	H24 年度交付実績 (円)	15,325,400
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部勤労者福祉課		
性質別分類	投資的経費		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	勤労青少年ホーム・勤労婦人ホーム移管施設改修費等補助金交付要綱		
補助事業の目的	県から県立勤労青少年ホーム等に移管した市が、地域住民に開かれ、地域により密着した市民の施設として魅力ある施設への転換を図る。		
補助対象者(受領者)	県から勤労青少年ホーム又は勤労婦人ホームの移管を受けた 23 市		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源 (円)		
	交付件数	交付実績額 (円)	国	その他	一般財源
H20	15	153,784,716	-	-	153,784,716
H21	4	32,946,796	-	-	32,946,796
H22	3	30,225,387	-	-	30,225,387
H23	3	24,067,999	-	-	24,067,999
H24	2	15,325,400	-	-	15,325,400

勤労青少年ホーム及び勤労婦人ホームは、平成 9 年度に市へ移管された。当該補助金は、自治体の改修費等を補助するものであり、各自治体が改修費等の起債をしている。埼玉県は、各自治体の毎年度の償還額を補助しているが、平成 24 年度で完了している。

3)埼玉県労働団体等社会事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,150,000	H24 年度交付実績 (円)	1,150,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部勤労者福祉課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 41 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県労働団体等社会事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	健全な労働運動を助長し、近代的・合理的な労使関係の確立を図るとともに、勤労者の経済的・社会的地位の向上に資することを目的とする。		
補助対象者(受領者)	労働団体等(労働組合連合団体又は勤労者の団体で知事が適当と認めたもの)		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	2	2,040	-	-	2,040
H21	2	1,800	-	-	1,800
H22	2	1,620	-	-	1,620
H23	2	1,440	-	-	1,440
H24	2	1,150	-	-	1,150

日本労働組合総連合会埼玉県連合会(連合埼玉)は、労働組合の産業別組織が加盟する団体として、1989年に結成された。当該連合埼玉は、正社員を始め、パートなどの非正規社員の方々を含め、現在18万4千人の組合員で構成されている。また、埼玉県労働組合連合会(埼玉労連)は1989年11月に結成した地方組織である。

この補助金は、連合埼玉メーデー実行委員会及び埼玉県中央メーデー実行委員会（埼玉労連系）に交付しているものである。

<この補助金交付の考え方>

最終受領者は連合埼玉メーデー実行委員会及び埼玉県中央メーデー実行委員会（埼玉労連系）の2団体のみで、交付対象経費はメーデーの会場設営費用などの一部である。メーデーは、安定した労使関係を確立するための健全な社会運動の一つであり、これを補助し支援することは公益性があり、補助金の受領者の2団体とも県全域を対象にしており、傘下の多くの組合に交付の効果が及んでいるとしても、当該交付金はすべての労働者（団体）に対するものではないため公益性の点で疑問の余地の残るところである。

しかし、現在、埼玉県内では連合埼玉メーデー実行委員会及び埼玉県中央メーデー実行委員会（埼玉労連系）の2団体のみが県全域を対象とするメーデーを実施しているため、このため、この2団体を補助金の交付対象としている。

なお、この2団体は、傘下の組合員以外にも幅広く労働者にメーデーの参加を呼びかけている。

(8) 就業支援課

1) 埼玉県雇用対策協議会補助金

H24 年度予算 (円)	3,504,000	H24 年度交付実績 (円)	3,504,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部就業支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 39 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県雇用対策協議会補助金交付要綱		
補助事業の目的	県内産業界における新規学校卒業者等の労働力の確保により県内産業の発展を図る。		
補助対象者(受領者)	埼玉県雇用対策協議会		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	4,380	-	-	4,380
H21	1	4,380	-	-	4,380
H22	1	4,380	-	-	4,380
H23	1	3,504	-	-	3,504
H24	1	3,504	-	-	3,504

埼玉雇用対策協議会は、県内企業の雇用対策事業を主として行っている。例えば、1つの会場（例えば、大宮ソニックシティ）に中小企業の面接の機会を与え、その場での採用決定を可能としている。

【意見 152】 交付金額の妥当性について

補助金交付金額については、平成 23 年度から、前年度までの交付金額 4,380,000 円を 20%削減されているが、その計算根拠が明らかでない。交付金額は、当該団体の事業規模や実績、毎年度の県の予算状況を勘案して決定しているということであるが、具体的な根拠資料は提示されていない。

交付金額の妥当性をより慎重に検討して交付金額を決定すべきである。

2) シルバー人材センター事業費補助金

H24 年度予算 (円)	10,900,000	H24 年度交付実績 (円)	10,740,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部就業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	シルバー人材センター連合事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	シルバー人材センター連合（公益財団法人いきいき埼玉）の円滑な事業運営に資するため。		

補助対象者(受領者)	シルバー人材センター連合(公益財団法人いきいき埼玉)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	11,466	-	-	11,466
H21	1	15,234	-	-	15,234
H22	1	13,690	-	-	13,690
H23	1	10,704	-	-	10,704
H24	1	10,740	-	-	10,740

3)埼玉県障害者就労支援センター等運営費補助金

H24年度予算 (円)	22,500,000	H24年度交付実績 (円)	19,687,000
----------------	------------	------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部就業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成13年度	終期年度	-
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県障害者就労支援センター等運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	障害者に身近な地域で、相談から就職、職場定着支援まできめ細かに支援する市町村就労支援センターの設置を促進し、障害者の就労をサポートする。		
補助対象者(受領者)	市町村就労支援センターを設置する市町村		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	14	26,077	-	-	26,077
H21	17	29,860	-	-	29,860
H22	16	23,908	-	-	23,908
H23	15	17,821	-	-	17,821
H24	15	19,687	-	-	19,687

障害者就業・生活支援センターとは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 27 条の規定に基づいて県知事が指定した社会福祉法人や NPO 法人等の民間法人が運営する支援施設である。また、市町村障害者就労支援センターは、障害者の就労機会の拡大を図るために、地域で一番身近な市町村が設置する支援施設である。当該センターは、埼玉県独自のものであるが、未設置の市町村が 9 つである。

【意見 153】 補助金交付対象事業について

市町村障害者就労支援センターは、障害者の就労機会の拡大を図るために、地域で一番身近な市町村が設置する支援施設であるが、現在このセンターが未設置である町村が 9 町村あるとのことである。必要性を積極的にアピールし、設置を促進すべきである。

(9) ウーマノミクス課

1) 企業内保育所設置等促進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	60,266,000	H24 年度交付実績 (円)	25,250,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	産業労働部ウーマノミクス課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 18 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県企業内保育所設置等促進事業実施要綱 埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	企業における子育て支援と保育所待機児童の解消。		

補助対象者(受領者)		企業内保育所設置企業			
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	9	36,262	-	-	36,262
H21	11	47,919	-	-	47,919
H22	5	23,130	-	-	23,130
H23	5	21,659	-	-	21,659
H24	5	25,250	-	-	25,250

日本の女性の就業状況は、次に示した様に女性の力が活用されず県として経済損失が発生していると考えられている。

- ・ 第一子出産を機に仕事を退職する女性が 6 割に上る。
- ・ 欧米諸国に対して女性の就業率が低い。

企業内保育所に対する補助制度は以下のとおりとなっている。

企業内保育所設置への助成に関する比較表

	企業内保育所設置等促進事業費補助金 (県・ウーマノミクス課)	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 (国・労働局)
対象事業者	企業、病院、社会福祉法人	企業、病院、社会福祉法人(雇用保険の適用事業主)
整備費補助額	500万円上限(10/10)	大企業 1,500万円上限(1/3) 中小企業 2,300万円上限(2/3)
運営費補助額	共同利用型の場合のみ支給 3年間 1年目 300万円 2年目 225万円 3年目 150万円	5年間支給 通常型の場合 15人未満 379万2千円 15人以上～20人未満 540万円 20人以上 699万6千円 ※時間延長型や深夜延長型の場合は上乘せあり
募集件数	単独型:6件、共同型:4件	予算の枠内(全国で管理)(H25年度の予算枠:29.5億円)
募集時期	平成25年4月25日以降随時	随時
申請手続きの流れ	①事業計画書の提出 ②内示 ③補助金交付申請書の提出 ④交付決定 ①～④までは1ヶ月程度 工事着手は交付決定後 工事完了は年度末まで	①設置計画の認定申請 ※工事着工の2ヶ月前までに提出 ②認定決定 ③保育所の設置・運営開始 ※認定決定から1年以内 ④設置費の支給申請 ※運営開始日 1/1～6/30→7月に申請 7/1～12/31→翌年1月に申請
園児定員	5人以上	6人以上 入所者数が定員の60%以上 (中小企業30%以上)
保育室面積	0.1歳児 :1.65㎡ 2歳以上児:1.98㎡	0.1歳児 :1.65㎡ 2歳以上児:1.98㎡
保育士の配置	有資格者を1/3以上配置 (常時複数配置)	すべて有資格者を配置 (常時複数配置)

【意見 154】男女機会の公平性について

「埼玉県企業内保育所設置等促進事業実施要綱」では以下のとおりとなっている。

第1条・・・企業における子育て支援と保育所待機児童の解消の両面を促進・・・

第2条・・・女性がいきいきと働くことができる環境づくり・・・

企業における子育て支援と保育所待機児童の解消との観点からは、対象となる企業等を「『女性』がいきいきと働くことができる環境づくりを推進することができる企業等」に限定する必要はないと思われる。

【意見 155】補助金交付要綱の記載内容について

「〇〇年度企業内保育所設置等促進事業費補助金交付申請書」は、整備費用及び運営費用ともに、申請企業の決算書を入手しているが要綱に記載されていない。決算書は、対象企業の財務状況及び経営状況を把握するのに重要な資料なので、要綱にも記載すべきである。

2) 県庁モデル保育所「コバトン保育園」参加事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,058,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	産業労働部ウーマノミクス課（執行は総務部職員健康支援課に委任）		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	県庁モデル保育所「コバトン保育園」参加事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	県職員の福利厚生を増進を図るため。 県が自ら負担し運営に参画し、運営ノウハウ等を発信することにより、共同 利用型企业内保育所の設置を促進するため。		
補助対象者(受領者)	地方職員共済組合埼玉県支部		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-

コバトン保育園は、平成 25 年 4 月 1 日に、県庁の敷地内に県と企業等が共同運営するモデル保育所として開設された。

保育園の概要は以下のとおりである。

場所	埼玉県庁内（職員会館 1 階 約 100 平方メートル）
定員	15 人
利用時間	月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 7 時 土曜日 午前 8 時～午後 6 時

保育事業者	株式会社ニチイ学館
運営費の負担	保育事業者に支払う委託料を企業等と保護者で分担
負担額（税別）	月曜日～金曜日利用の場合 企業負担額と保護者負担額の合計 105,000 円／月 月曜日～土曜日利用の場合 企業負担額と保護者負担額の合計 118,000 円／月

(10) 産業人材育成課

1)海外インターンシップ促進事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,000,000	H24 年度交付実績 (円)	2,829,300
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	産業労働部産業人材育成課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	海外インターンシップ促進事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	グローバルな視野を持つ若者の育成		
補助対象者(受領者)	海外インターンシップに参加した大学生		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20			-	-	-
H21			-	-	-
H22			-	-	-
H23	21	2,322	-	2,322	-
H24	22	2,829	-	2,829	-

※ 財源のその他は、グローバル人材育成基金である。

埼玉県グローバル人材育成基金は、民間の寄附金と県の出資より成り立っている基金である。

当該基金を活用した事業は以下のとおりである。

①「埼玉県発世界行き」奨学金の支給

海外留学をする志の高い県内の大学生、高校生に対し、奨学金を支給

②中小企業若手社員の海外研修

県内の中小企業に対して、若手社員の海外研修経費を助成

③大学生の海外インターンシップ

県内在住・在学の大学生等に県内企業の海外拠点でのインターンシップ経費を助成

10. 農林部

(1) 農業政策課

1) 農業会議費補助金

H24 年度予算 (円)	48,808,000	H24 年度交付実績 (円)	47,359,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部農業政策課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和 26 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	農業委員会等に関する法律 農業委員会交付金等交付要綱 埼玉県農業委員会等交付金等交付要綱				
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議員手当等 (会議員手当、職員給与費、法定福利費) ・ 業務費 ・ 運営事務費 (会議員旅費、連絡旅費、事務費) などの法定業務に要する経費の補助である。 <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民地位の向上に寄与する。</p> <p>※法定業務(農業委員会に関する法律に定められている業務...農地転用許可に関する諮問機関業務など)に対する経費を補助している。法定業務に要する経費の補助であるため、法律等が改正されない限り廃止とはならない。</p>				
補助対象者(受領者)	埼玉県農業会議 農業会議(県単位)とは農業委員会(市町村単位)の上部組織である。農業会議の構成員は市町村農業委員会の会長、農協中央会会長、農業共済連の理事、農協連合会の理事、学識経験者などである。				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

	H20	1	47,104	14,968	-	32,136
	H21	1	45,843	13,807	-	32,036
	H22	1	48,762	21,607	-	27,155
	H23	1	48,537	21,039	-	27,498
	H24	1	47,359	19,861	-	27,498

(2) 農業ビジネス支援課

1) 彩の国食と農林業の祭典開催事業費補助金

H24 年度予算 (円)	2,500,000	H24 年度交付実績 (円)	2,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 54 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩の国食と農林業の祭典開催事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 主たる内容は農産物等の理解促進等を図るためのイベントの開催などである。</p> <p>対象となるのは、祭典会場の設営・清掃・警備等に要する経費、農産物の即売等に要する経費、農林水産業の啓発展示に要する経費、アトラクション等の催事の実施に要する経費、その他行事の実施に必要と認められる経費、福祉施設への県産農産物の贈呈に要する経費、祭典の広報・宣伝に要する経費、彩の国食と農林業の祭典実行委員会事務局の運営に要する経費などである。</p> <p>イベント開催時には、テント、椅子などは無料で提供している。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 都市と農村の交流を促進し、本県農林水産業や農産物等に対する一層の理解促進を図り、本県農林水産業の振興に資するためである。</p>		
補助対象者(受領者)	彩の国食と農林業の祭典実行委員会(事務局:埼玉県農業協同組合中央会) →構成メンバーは、県、JAなどの主要な農業団体である。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	3,406	-	-	3,406
H21	1	3,275	-	-	3,275
H22	1	2,900	-	-	2,900
H23	1	2,600	-	-	2,600
H24	1	2,500	-	-	2,500

【意見 156】 目標値との比較検証について

現状では費用対効果等の検証が行われておらず、検証資料等も作成されていない。

毎期、来場者数の目標を設定し、実際の来場者数との比較を検証すべきである。検証ルールを設定することで、その検証結果を以降のイベント開催や補助金の見直しなどの際の参考とすることが必要である。

【意見 157】 繰越金に関する検証について

実行委員会は繰越金を保有しており、次年度の開催地の決定や調整のための経費として使用している。しかし、補助金事業の計画に含まれない資金の保有は望ましくないことを課題として認識されており、今後の開催規模の適正化や繰越金の発生抑制を検討している。

今後も繰越金が発生する場合には、補助金額の決定に際し考慮すべきであり、その検討過程を資料として残すべきである。繰越金がある場合には、補助金の返還や減額も検討すべきである。

2) 埼玉こだわりブランド育成支援事業 こだわり産地育成補助事業補助金

H24 年度予算 (円)	12,000,000	H24 年度交付実績 (円)	11,715,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課
性質別分類	投資的経費 補助

開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	こだわり産地育成補助事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 生産・出荷に必要な機械等の導入が対象。 ただし、ハード（設備投資）とソフト（販路開拓）をセットで実施する。ハードだけということは対象として想定していない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 他県産と差別化できる高品質な野菜の生産拡大と消費者への認知度向上の取組を総合的に推進し、全国に通用するブランド農産物の育成を図る。 ※県民全体の利益の向上等をはかれる性質のものが選択される。埼玉県産というところを強調して判断をしている。品質自体の向上と生産の向上の両面を目指している。</p>		
補助対象者(受領者)	県内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	3	11,715	-	-	11,715

3)海外新規販路開拓支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,500,000	H24 年度交付実績 (円)	1,200,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課
性質別分類	奨励補助

開始年度	平成 24 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	海外新規販路開拓支援事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>輸出を志向する生産者団体等の新たな輸出促進に係る以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外見本市・商談会、海外食品コンテストへの出展 ・ 専用パッケージ等の作成 ・ 輸出品目マーケティング調査 ・ その他輸出促進のために必要な取組 <p>輸出のスタート(新規)を支援することが目的であり、商業ベースに乗っていない団体を支援する。上記事業にかかる経費の補助である。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>県産農産物及び県産農産物を主原料にした加工品の海外における販路拡大を図る。</p> <p>※農業生産の拡大、農産物の向上を図ることを目的としている。今後は販路を海外にも拡大する必要性が高いためである。</p> <p>アジアをメインとした海外への輸出促進を図っている。事業主体の意向が反映されるものであり、埼玉県で採れたもの、加工したものを輸出することを目的としている。</p>				
補助対象者(受領者)	県内に所在する市町村、農業協同組合、営農組織、その他知事が特に適当と認める団体(農業生産法人等)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	4	1,200	-	-	1,200

<海外新規販路開拓支援事業費の補助金額>

各種フェア、コンテストへの参加等の補助であり、30万円（上限）×4事業主体として計画している。30万円は旅費、商談会への負担金などを積算して設定しているが、積算の際には他県の状況や国からの情報を参考としている。60万円以上の案件についてその2分の1を負担する。

平成24年度の実績(5事業主体を予定していたが、4事業主体となった)を考慮し、平成25年度は減額している(4事業主体対象)

【意見158】 検証ルールの設定について

平成24年度から開始された事業であるが、国の意向もあり、今後も事業として拡大されていく可能性が高いため、補助金事業としての検証や費用対効果の検証などが重要となると考えられる。現状でも詳細な実施報告書は作成されているため、検証のためのルールを設定し、検証結果も書類として作成するべきである。

4) 企業等農業参入支援事業補助金

H24年度予算 (円)	4,500,000	H24年度交付実績 (円)	950,000
----------------	-----------	------------------	---------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成24年度	終期年度	平成26年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	企業等農業参入支援事業実施要領、企業等農業参入支援事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 農地有効活用事業（農地法の改正などに合わせて、企業等の農業参入を推進する） ア 地域推進費：市町村、農業委員会に対し受入地域と企業等とのマッチングに係る経費を定額支援 イ 農地集積推進費：農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人に対し、農地の貸借に関する経費を定額支援 ウ ほ場条件整備推進費：畦畔除去、ほ場再生などの経費の定額支援</p> <p>(2) 補助金交付の目的 企業等の農業参入に際して要する各種の経費を補助することで、現地における農地の有効活用をすすめるとともに、新たな農業ビジネスの展開を図る。</p>		

	<p>補助金の対象者はあくまで橋渡し役の立場であり、交付対象もそこで発生する事務経費である。</p> <p>※企業や農家独自の問題に終わるのではなく、地域の活性化、農地の活用、雇用の創出が重要となるためである。しかし農地の賃借等については、農地を貸す農家との信頼関係が重要となるため、仲介役が必要となる。</p> <p>※補助金額は 50 万円×3 地区という形で予算取りをしている。</p>
補助対象者(受領者)	公益社団法人埼玉県農林公社

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	1	950	-	-	950

【意見 159】 補助事業の見直しについて

平成 24 年度については、予算額に比較して交付実績額が大幅に下回っている。そのため当該実績を考慮し平成 25 年度では予算額を減額しているとのことであるが、今後の補助事業の状況によっては、交付要件等の見直しか、もしくは必要性を含めて補助事業自体の見直しの検討を慎重に実施すべきである。

【意見 160】 証憑の確認について

検査調書によると検査に使用した書類は実績報告書のみとのことである。補助事業にかかる支出の確認を行うためには、領収書等の証憑まで遡って確認することが必要である。

【意見 161】 実績報告書の添付資料について

実績報告書の添付資料の欄には「事業内容のわかる写真」とあるが、書類審査の際、実際には添付されていなかった。実績報告書にはパンフレット等の資料とともに写真等必要書類の添付が必要である。

5)三富地域平地林活用型農業特別対策事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	三富地域平地林活用型農業特別対策事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>平地林の萌芽更新の促進や、平地林管理活動を行うボランティア組織の育成を行う次の事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たな平地林管理手法の検討及び平地林管理に関する研修会の開催 2 平地林管理に関する技術指導者の養成 3 ボランティア組織・地域住民協働による下草刈り、落ち葉掃き等の実施 <p>三富地域を活動エリアとする生産者グループや NPO 等による次のいずれかの新たな取組に対し、協議会が助成する事業とする。</p> <p>助成の対象は、協議会が年度ごとに審査を行い、決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三富農産物の P R、ブランド化に係る活動 2 観光農園・市民農園の開設に係る活動 3 三富農産物を活用した新たな加工品の創出に係る活動 4 その他協議会が必要と認める活動 <p>都市住民と三富地域との交流を図るために行う次の事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業体験ツアーの実施に必要な調査・研修 2 農業体験ツアーの企画・実施 3 旅行業者等との調整 4 農業体験受入体制の整備 <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>三富地域では、屋敷地、屋敷林、耕作地、平地林からなる地割を基本として 300 年以上前から農地と平地林を一体的に活用した農業が営まれてきた。この歴史と伝統を活かしながら、三富地域農業を持続的に発展させることを目的とする。</p>		

	農業地域としての現状の維持が困難になりつつある。また、平地林は相続税評価額も高くなってしまいうため、維持のための費用も必要となる。手入れも必要となるなど、里山として維持しなければならない。そのため、ボランティアの受入なども積極的に行っている。
補助対象者(受領者)	三富地域農業振興協議会・間接補助ではない →交付要綱上、対象者は限定されている。 協議会の構成メンバーは、地元市町村、県、地元JA、農業者等

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	1	1,000	-	-	1,000
H23	1	1,000	-	-	1,000
H24	1	1,000	-	-	1,000

【意見 162】経費の内訳を明示すべき

書類審査にて確認した実績報告書では、実績額について記載されているが、区別の総額のみ記載であり経費の内訳等を詳細に確認することができなかった。検査調書も含め、経費等の内訳が分かるように資料を残すことが必要である。

6)農山村交流ビジネス支援事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	996,000
-----------------	-----------	-------------------	---------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩の国グリーン・ツーリズム総合対策事業費補助金交付要綱		

補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 グリーン・ツーリズムに係る情報発信や人材育成等の取組を通じ、ビジネスとして成立するグリーン・ツーリズムの仕組みづくりに要する経費の補助である。 グリーン・ツーリズムとは新しい旅の形を提案するものであり、都会の方に観光に来てもらうことを目的とした取り組みである。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 県内の民間主導によるグリーン・ツーリズムの推進に係る取組みを支援するため、ビジネスとして成立するグリーン・ツーリズムの仕組みづくりや、関係機関の連携強化を図る。</p>
補助対象者(受領者)	<p>埼玉県グリーン・ツーリズム推進協議会・間接補助ではない。 (協議会は平成20年度から開設され、構成メンバーとしてはNPO、民間企業、農林業者、観光協会などが加入)</p>

過去の補助金の交付実績と財源					
交付実績			補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	1	1,085	-	-	1,085
H24	1	996	-	-	996

【意見 163】 効果検証の指標について

グリーン・ツーリズム総合対策事業全体の見直しは行っているとしても、現状で効果の検討対象としている補助事業の成果としての「計画値の達成状況」の指標は、実績数値の把握にある程度の期間を要するため、次年度予算検討の際に参考資料として集計が間に合わず利用できない場合がある。予算の検討の際には、過去数年間のトレンドを参考とし、目標値としても複数の指標を用いることでより多面的な効果の検証を行い、補助事業の内容や補助金額の見直しを実施すべきである。

7)農との共生田園都市豊かなくらし満喫事業(実践活動支援事業)補助金

H24 年度予算 (円)	10,400,000	H24 年度交付実績 (円)	9,400,000
-----------------	------------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 27 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	農との共生田園都市豊かなくらし満喫事業補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>民間団体が農山村地域の住民と協働し、本県の魅力ある田園資源を維持活用する活動であって、以下に掲げるものを補助対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働活動計画策定 2 農業生産支援活動 3 農山村景観維持活動 4 バイオマス資源活用活動 <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>民間団体が自主的に農山村の田園資源（田畑、平地林・鎮守の森、水辺、伝統食材など）を維持・活用する活動など、農山村地域との実践的な「共助」の取組について支援する。事業費に対する補助である。</p> <p>※具体的には、農村地域の高齢化などにより農地の管理が難しくなっている地域があるため、民間団体から力を借りて農地の活用を行っている。農業資源の維持、地域の活性化にも資する事業である。</p> <p>※計画的に事業を実施するため、3年間の事業計画を承認している。それと合わせて単年度の計画についても検討し、各年度の事業の審査を行っている。3年目は交付されないため、事業自体は平成 28 年度まで継続されるが、補助金が交付されるのは平成 27 年度までとなる。</p>				
補助対象者(受領者)	NPO 法人、市民団体、企業				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額	国	その他	一般財源

			(千円)			
	H20	-	-	-	-	-
	H21	-	-	-	-	-
	H22	-	-	-	-	-
	H23	8	12,000	-	-	12,000
	H24	15	9,400	-	-	9,400

8)経営体育成条件整備事業(推進事業)費補助金

H24 年度予算 (円)	2,500,000	H24 年度交付実績 (円)	2,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業ビジネス支援課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 26 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	経営体育成条件整備事業実施要領、同交付要綱				
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付の対象となる事業の内容 経営構造対策事業の円滑な実施や成果目標の達成、確実な効果の発現を確保するための諸活動。 多様な農業の経営体について、平成 12 年度から経営構造対策事業等を行っている。主に人件費とする事務経費に対する補助金である。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 上記に対する支援体制を整備し、意欲ある多様な経営体を育成・確保する。</p>				
補助対象者(受領者)	埼玉県経営構造対策推進会議 →県、県農協中央会、全農埼玉県本部、土地改良連合会、農林公社、農業会議(農業委員会の都道府県レベルのもの)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	1	5,980	-	-	5,980
H21	1	5,000	-	-	5,000
H22	1	4,000	-	-	4,000
H23	1	3,000	-	-	3,000
H24	1	2,500	-	-	2,500

(3) 農業支援課

1) 明日の農業担い手育成塾設置事業補助金

H24 年度予算 (円)	24,600,000	H24 年度交付実績 (円)	24,106,713
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部農業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>①関係機関及び団体等と連携して塾の運営を行う。</p> <p>②研修ほ場の確保、研修指導員の設置、実践研修を実施、情報提供や相談を行う。</p> <p>③研修生認定委員会、修了認定委員会を開催する。</p> <p>新規参入希望者（実家が農家でない就農希望者）を就農に導くため、技術習得、農地のあっせんなどを支援している。</p> <p>新規参入希望者の就農にあたっての最大のネックは農地の取得であるため、農地確保の支援は重要である。</p> <p>事務経費、指導員等の人件費等の補助。指導員...地元の農家（作物に応じて）どこでどの作物をやりたいかで指導員となれる方を探す。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>県、市町村や公社、農業協同組合及び農業委員会等の関係機関と一体となり、農外からの新規参入希望者が確実に就農できる就農直結型の「明日の農業担</p>		

	い手育成塾」を設置することにより、新規就農を促進し、将来の埼玉農業の担い手を育成することを目的とする。
補助対象者(受領者)	明日の農業担い手育成塾

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	12	29,637	-	-	15,986
H23	14	28,310	-	-	28,310
H24	16	24,106	-	-	24,106

【意見 164】 補助金全体の検討について

申請書等の各資料は塾毎に作成され、保管されている。ただし、費用対効果等の検討(予定、予算等との比較など)については塾毎に行うだけでなく、補助金全体を範囲としても実施し、見直し等の検討の際に利用すべきである。

2) 農業近代化資金利子補給補助金

H24 年度予算 (円)	61,341,000	H24 年度交付実績 (円)	52,157,966
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部農業支援課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	昭和 36 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県農業近代化資金利子補給規程		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 農業近代化資金を融資した農協等に対して、県利子補給率(1.25%)を乗じて算出した利子補給金を支出している。		

	(2) 補助金交付の目的 経営意欲と能力がある農業を営む者等に対し、農業協同組合等の融資機関が行う長期かつ低利の農業用施設資金等の融通を円滑にするため、県及び市町村が利子補給を行い、農業者等の農業経営の近代化を図る。
補助対象者(受領者)	農協等の融資機関 →融資を受けている方は法人、個人の両方が対象になる。

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	25	80,809	-	-	80,809
H21	25	74,444	-	-	74,444
H22	24	67,597	-	-	67,597
H23	24	57,615	-	-	57,615
H24	24	52,157	-	-	52,157

3) 農業災害資金利子補給補助金

H24 年度予算 (円)	1,270,000	H24 年度交付実績 (円)	18,924
-----------------	-----------	-------------------	--------

担当部局・課名	農林部農業支援課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	昭和 53 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県農業災害対策特別措置条例 農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付要綱 農業災害資金融通事務取扱要領		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 条例で指定された天災による被害農業者(市町村の認定を受け者)が農業災害資金を借り受け、融資機関に対し市町村が利子補給を行う場合、その補給の一部(1/2)を県が市町村に対して支出している。 (2) 補助金交付の目的		

	天災によって損失を受けた農業者に対し、農業経営に必要な資金の融通措置を講じ、農業生産力の維持及び農業経営の安定を図るものである。				
補助対象者(受領者)	農協等の融資機関 →県からの直接交付先は市町村となる。ただし、市町村から先の金融機関、個人の全部について把握している。				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	17			17
H21	1	17			17
H22	1	13			13
H23	2	21			21
H24	2	18			18

【意見 165】 補助金予算の見直しについて

複数年度にわたり、予算の金額に比して交付実績額が大幅に下回ることが継続している。災害に対応するための補助金であるため、予算を減額するのが難しく、また、補助金自体を廃止することも難しいと言えるが、過去の貸出実行額を鑑みると常時適正な予算規模についての見直しを検討すべきである。予算の算定については最適な算定方法を検討すべきであり、算定された予算金額についても詳細な積算根拠を明示すべきである。

4) 農業経営基盤強化資金利子助成補助金

H24 年度予算 (円)	5,969,000	H24 年度交付実績 (円)	3,576,627
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業支援課		
性質別分類	利子補助		
開始年度	平成 6 年度	終期年度	— (貸出残が終われば終了)
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱		

補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 農業経営基盤強化資金の借入者に対し、市町村が利子助成を行う場合、その補助の一部（1/2）を県が市町村に対して利子助成補助金を支出している。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた認定農業者の計画達成を促進するため、貸付利率の低減等により、認定農業者の金利負担を軽減し、低利資金の円滑な融通を図り、計画達成を支援するものである。 ※制度が変更となり貸出が平成 23 年度までの分のみが対象となる。そのため、支給額は返済により減額していくのみ。返済が終われば補助金自体も終了。</p>
補助対象者（受領者）	借入者（認定農業者）

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	33	4,201	-	-	4,201
H21	30	4,175	-	-	4,175
H22	30	4,568	-	-	4,568
H23	31	4,310	-	-	4,310
H24	31	3,576	-	-	3,576

5)保証制度円滑化対策費補助金（農業近代化資金分）

H24 年度予算 （円）	2,035,000	H24 年度年交付実績 （円）	2,252,000
-----------------	-----------	--------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—

根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 農業近代化資金、就農支援資金等の融資について機関保証を行っている埼玉県農業信用基金協会に対し、債務保証の準備のために積み立てる特別準備金について補助金を交付する。</p> <p>埼玉県農業信用基金協会（信用保証業務...無担保・無保証を維持するため）が業務を行うに際し、制度資金を維持するため（貸倒対応など）の資金を提供する。会計上、特別準備金（引当金）を計上しているため、その見合の資金を用意する必要があるため、県が補助している。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 担保や第三者保証人なしで機関保証を実施する制度を維持し、農業近代化資金、就農支援資金等の円滑な融通を図る。</p>
補助対象者(受領者)	埼玉県農業信用基金協会

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	2,182	-	-	2,182
H21	1	1,268	-	-	1,268
H22	-	-	-	-	-
H23	1	1,164	-	-	1,164
H24	1	2,252	-	-	2,252

6)構造改革特区活用型「6次産業埼玉モデル」育成事業補助金

H24 年度予算 (円)	8,000,000	H24 年度交付実績 (円)	8,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農業支援課
性質別分類	奨励補助

開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 26 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	6次産業埼玉モデル育成事業実施要領 6次産業埼玉モデル育成事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>①新商品の生産体制を整えるための施設整備費の補助 ②既存製品の増産体制を整えるための施設整備費の補助 ③新たな商品開発のための経費の補助 ④販路開拓や販売量の拡大のための経費の補助 ⑤資金調達や経営診断に必要な経費の補助</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>革新的なアイデアや意欲を持ち、ワンランク上の6次産業化を目指す農業者等へ支援を行い、6次産業化モデル経営体の育成を図る。</p> <p>これにより、周辺農家を巻き込んだ取組規模の拡大や市町村、農協、観光協会、商工業者等と連携した地域ぐるみの6次産業化を推進し、地域全体の収益力向上につなげていく。</p> <p>※補助率は2分の1以内で予算の範囲内とする。(上限400万円) ※事業期間はサンセット方式のため3年間とした。当初、3年間で6経営体の育成を計画していたが、平成24年度は3経営体、平成25年度は4経営体を育成し、当初の計画を達成したため、25年度で終了する。</p>		
補助対象者(受領者)	受領者：農業の6次産業化に取り組む(予定の)地域の中核的な農業者等		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	3	8,000	-	-	8,000

【意見 166】 事業期間終了後のフォローアップについて

補助事業としての期間も短く、サンセット方式であるが、実績報告書等の記載事項は将来年度の見込みや達成目標等が中心であるため、交付後の期間についてのフォローはしっかりと行う必要があることに留意すべきである。また、見込みや計画と結果が大きく乖離した場合等についても注意が必要である。

7)農業災害対策特別措置に係る補助金

H24 年度予算 (円)	9,000,000	H24 年度交付実績 (円)	0
-----------------	-----------	-------------------	---

担当部局・課名	農林部農業支援課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 53 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県農業災害対策特別措置条例 埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則 農業災害対策特別措置事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 知事が指定した特別災害を受けた被害農業者に、市町村長が助成措置を講じる場合に、市町村に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害によって損失を受けた農業を営む者に対し、被害農作物の病虫害の防除、樹勢又は草勢の回復等に関する措置及び農業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もって農業生産力の維持及び農業経営の安定を図ること。</p>		
補助対象者(受領者)	受領した者：市町村 最終受領者：農業者		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	
H21	3	587	-	-	587

H22	33	148,959	-	-	148,959
H23	2	5,221	-	-	5,221
H24	-	-	-	-	-

※平成 24 年度は交付実績がない。

(4) 生産振興課

1) おいしい埼玉野菜生産・販売対策事業生産力強化対策事業費補助金

H24 年度予算 (円)	3,550,000	H24 年度交付実績 (円)	3,550,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	おいしい埼玉野菜生産・販売対策事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 生産・販売力強化に必要な簡易被覆施設、簡易予冷库等の施設整備。 施設整備...生産施設、生産設備に対する投資への補助。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 「えだまめ」、「ほうれんそう」、「ねぎ」等の生産・販売力を強化する。</p>		
補助対象者(受領者)	<p>県内の農業者</p> <p>※農林振興センターが仲介している。農林振興センターが補助対象者を検討。農業団体が対象であり、個人の方は対象外としている。</p>		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-

H22	-	-	-	-	-
H23	5	4,158	-	-	4,158
H24	7	3,550	-	-	3,550

【意見 167】 補助事業の見直し時期について

補助金の見直しについては終期（平成 25 年度）終了後に実施する予定とのことであるが、たとえ終期が定められているものであっても、補助事業については每期継続的に検討や見直しを行うべきである。

【意見 168】 交付期間後のフォローアップについて

交付後の期間に関しても継続してフォローを行うべきである。終期後も交付先からの報告書等入手し、目標の達成度などの検討・指導を行うべきである（資産の運用管理、生産・販売拡大の両面から）。

2)埼玉県野菜価格安定対策事業補助金

H24 年度予算 (円)	12,834,000	H24 年度交付実績 (円)	12,041,071
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 42 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	野菜生産出荷安定法 埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>県内において生産量が多く、かつ、消費量の多い主要な野菜について、その生産者が一定の契約をもとに関東市場に出荷し、対象野菜の価格が一定価格を下回った場合に、その生産者に価格差を補給するために必要な経費の一部を助成する。</p> <p>野菜生産出荷安定法に基づき実施される。国の施策が前提となる。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>生産者の経営の安定と対象野菜の安定的供給を促進し、もって県民の消費生活の安定に資する。</p>		

	※販売価格の保証であり、保険に近いイメージのものである。加入は自由であり、農家が決定される。加入できる野菜はあらかじめ決定されている。加入数量全体として 1,788 トンであり、加入率としては相当程度高くなっている。
補助対象者(受領者)	補助金の受領者は、公益財団法人埼玉県青果物価格安定資金協会。 最終受領者は、生産者。

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	10,547	-	-	10,547
H21	1	19,929	-	-	19,929
H22	1	2,251	-	-	2,251
H23	1	6,409	-	-	6,409
H24	1	12,041	-	-	12,041

【意見 169】資料の管理について

書類審査の際に確認した資料は、集計済みのデータが中心であり、生産者毎のデータ等は添付されていなかった。補助金の最終受給者である生産者毎のデータについても把握し、管理できる体制を構築すべきである。

3)水田農業推進事業(米の需給調整支援事業費)補助金

H24 年度予算 (円)	4,710,000	H24 年度交付実績 (円)	4,710,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 29 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	米の需給調整支援事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容		

	<p>地域別の米の需要量（米の生産数量目標）に関する情報の算定 生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導 水稲生産実施計画書の作成及び配布回収 地域水田農業ビジョンの策定、点検、見直し 地域水田農業の構造改革の促進</p> <p>（2）補助金交付の目的 水田を効果的に利用し、米の需要に応じた生産を行うための水田農業の構造改革を図る。</p> <p>※米の量と価格の安定化を目的としている。水田を効果的に利用し、米の需要に応じた生産を行う。国の施策が前提である。国の施策として、各県に生産数量目標（上限）を公表している。県が市町村に配分を行い、市町村がさらに配分を行う事務費について補助する。消耗品費、事務費が中心であり、人件費も含まれる。金額は標準事務費（過去の実績から）を基に算定される。実績値は予算より多くなるので、予算の範囲内で交付することとなる。</p>
補助対象者（受領者）	市町村

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	55	26,500	-	-	26,500
H21	55	17,300	-	-	17,300
H22	45	5,615	-	-	5,615
H23	41	5,615	-	-	5,615
H24	36	4,710	-	-	4,710

※平成 22 年度から交付額が大きく変動しているのは、経営所得安定対策に重複するものがあり、それを除いて当該補助金が残ったためである。

4)彩の国狭山茶供給体制確立事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,900,000	H24 年度交付実績 (円)	1,900,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	茶・地域特産物振興総合対策事業実施要領 茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>狭山茶の消費拡大や生産性・品質向上を図るために実施する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品評会の開催 ・技術研修会の開催 ・消費動向調査 ・消費者イベントの開催 等 <p>活動費用、経費の補助金(ソフト)。研修、品評会などを開催している(全国、関東ブロック、県内など)。技術研修会、消費者イベント等も開催している。</p> <p>複数の補助を平成 23 年度に一つにまとめて、そのうちの一つのメニューとして当該補助金がある。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>産地の実情に即した総合的な施策として、本事業を実施し、産地間競争に負けない足腰の強い茶産地を育成する。</p>		
補助対象者(受領者)	社団法人埼玉県茶業協会(県内のほとんどの茶業者が加盟している団体)		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-

	H23	1	1,900	-	-	1,900
	H24	1	1,900	-	-	1,900

【意見 170】 実績報告書添付書類について

書類審査の際、実績報告書について証憑や写真等が添付されておらず、また、費目の内容等も明細がないためどのように検討されたかその過程が確認できなかった。必要となる添付書類を明示し、また費目等についても、補助の対象となる支出はどのようなものかなどを確認し、資料として保管すべきである。

5) 漁業協同組合理整備事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,062,000	H24 年度交付実績 (円)	1,062,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	平成 24 年度漁業協同組合理整備事業費補助金交付手続		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 漁業権免許切替に向けた河川漁業協同組合の調整及び河川漁業協同組合の体制強化 連合会に対する活動費の補助であり、事務経費（ソフト面）の補助である。漁業の振興、漁業協同組合の取りまとめなどを目的としている。 (2) 補助金交付の目的 漁業権免許切替に向けた河川漁業協同組合の調整及び河川漁業協同組合の体制強化を図るため県魚連に補助する		
補助対象者(受領者)	埼玉県漁業協同組合連合会		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	1	1,062	-	-	1,062
H24	1	1,062	-	-	1,062

【意見 171】 補助対象支出を適切に把握し継続して補助金の見直しを行うべき

平成 25 年度終了時に漁業権の切り替えのタイミングがあり、大幅な見直しを予定しているとしても、補助金については毎期継続して見直しを行うべきである。収支予算金額についても毎期同額でありまたその根拠も明示されていない。予算についての適切な検討が必要であり、その検討過程等も記載すべきである。同様に、実績報告書についても、補助金対象支出等については明細を区分して記載すべきである。

6)果樹産地育成総合対策事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,280,000	H24 年度交付実績 (円)	1,280,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 18 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	果樹産地育成総合対策事業実施要領及び同事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>災害対策の技術実証、新品種の普及、栽培技術の普及、高品質・高付加価値化、低コスト化など、産地間競争力を強化するための取組。</p> <p>埼玉県の都市近郊の立地を生かしての果樹産地の育成。</p> <p>果樹としては、なし、ぶどうなどが対象となる。生産環境の改善や新しい品種等の取り入れなどを推進する。</p> <p>→生産、栽培も含む、加工、販売も含む。市場だけでなく、直売も補助金の対象となる可能性がある。</p> <p>取組に対しての支援としては、資材の購入、発生経費、加工外注費、備品購</p>		

	入費などの支援。ソフト、ハード両方を支援対象としている。 (2) 補助金交付の目的 なしやり、ぶどうなど、地域の特色を活かした様々な果樹について、産地競争力を強化しながら県民に安定供給できる果樹産地を育成する。
補助対象者(受領者)	農業者の組織する団体

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	5	1,280	-	-	1,280
H24	10	1,280	-	-	1,280

【意見 172】市町村補助金との連携について

果樹産地育成総合対策事業補助金については、市町村にも同趣旨の補助金があるため、重複交付がないよう相互に確認するなど、市町村とも連携して補助事業を実施すべきである。

【意見 173】設備投資の効果検証について

補助金の費用対効果の検討としては、設備の導入実績よりも設備の導入によって得られる効果を検討すべきである。従って、実績報告書の記載方法として、「圃場面積 955 m²」というストック表示だけでなく、「0m²→×m²」あるいは「m²増加」という増減値(フロー表示)も追加し両方から実績を把握・分析するのが適切である。

【意見 174】補助金の見直しについて

5年おきの補助金であるため、次の見直しは平成 28 年度とのことであるが、補助金については、毎期継続して見直しを行うべきである。

7)狭山茶消費拡大支援事業補助金

H24 年度予算 (円)	2,500,000	H24 年度交付実績 (円)	2,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部生産振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	狭山茶ブランド回復支援事業実施要領 狭山茶ブランド回復支援事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>狭山茶のブランドイメージの回復と風評被害の払拭に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催 ・ PR 資材の作成 ・ 消費拡大に関する活動 <p>埼玉県全体での全国で有名な農産物である狭山茶を対象としている。 消費拡大のための広報活動、PR に取り組む団体、農業協同組合に対する活動費の補助（ソフト面）である。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>放射性物質が検出され低下した狭山茶のブランドイメージの回復と風評被害を払拭し消費拡大を図る。</p> <p>※茶葉では放射能の関係で風評被害等がひどかったため、ブランドイメージを大きく損なわれた。そのブランドイメージの回復のために平成 24 年度単年事業として実施されたが継続はされず、終了している。別の事業としては続いており、平成 25 年度単年事業としている。</p> <p>※予算金額 250 万円の決定方法は、50 万円の 2 分の 1 補助×10 団体として算定。</p>		
補助対象者(受領者)	<p>茶生産者等で組織する団体、農業協同組合</p> <p>※川越（入間郡）地域、秩父、本庄、東松山が対象地域であり、農林振興センターを通じて各団体に周知している。</p>		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	13	2,500	-	-	2,500

【意見 175】 補助期間後のフォローアップについて

当該補助金の事業期間としては単年度事業であったが、平成 25 年度以降も形を変え継続となっているため、今後も補助金の支出効果についてはモニタリングを継続すべきである。県内産で全国的に有名な狭山茶を特に選定して事業を実施しているため、選定されなかった他の産品との比較の意味でも十分に実施すべきである。

(5) 森づくり課

1) 間伐材搬出促進事業補助金

H24 年度予算 (円)	6,000,000	H24 年度交付実績 (円)	6,048,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	林業関係補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>山土場から市場等への間伐材の運搬 山で木を伐り、市場へ運ぶ作業に対する補助である。 森林の中や近くにとおっている道に放置されている間伐材の中には、搬出に多くの費用がかかり赤字になってしまうため、市場価格に見合うよう出荷せずに放置しているものがある。 この放置材を有効利用するために運搬費用を補助するものである。補助金が入ればペイするところについて実施する。利益が出た場合には森林所有者の</p>		

	収益となる。 (2) 補助金交付の目的 間伐材による災害を防ぐため、沢筋や人家上部で実施した間伐材の運搬経費を助成する。
補助対象者(受領者)	市町村、森林組合

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	5	9,000	-	9,000	
H21	5	9,018	-	9,000	18
H22	5	6,191	-	6,000	191
H23	5	6,000	-	6,000	-
H24	3	6,048	-	6,000	48

<間伐材搬出促進事業補助金の性格について>

当該補助事業については、本来は受益者負担として森林所有者が実施すべき事業であり、また、仮に補助事業による収益が発生した場合に森林所有者に帰属することにも問題があると考えられるが、見直しの結果廃止が決定しているため、指摘・意見等は差し控える。ただし、今後も同様の補助事業が何らかの形で継続することがある場合には、厳密な検討が必要となる。

2) 森林整備促進事業補助金

H24 年度予算 (円)	2,145,000	H24 年度交付実績 (円)	1,932,684
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等	林業関係補助金交付要綱		

(規則・要綱含む)	
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 新植及び保育 水源の涵養。二酸化炭素の吸収・固定機能などの森林の維持が必要であり、そのための作業にかかる費用を補助する。 作業にかかる費用、人件費等の補助である。設備投資への補助は実施しない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 森林組合等が行う国庫採択基準に満たない森林整備に要する経費を助成する。</p>
補助対象者(受領者)	森林所有者、市町村、森林組合

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	8	2,301	-	-	2,301
H21	12	2,044	-	-	2,044
H22	13	2,717	-	-	2,717
H23	12	1,744	-	-	1,744
H24	12	1,932	-	-	1,932

【意見 176】 補助事業の公益性について

事業として公益性は高いと言えるが、森林の所有者(補助事業の受益者)が個人であることが多く、また、事業の優先順位等も交付団体が決定しているため、採用・選択については高い透明性の確保が必要となる。交付団体である森林組合については常例検査が実施されているため、当該団体における事業の優先順位の決定過程等について常例検査においても詳細に検討を行い、問題がある場合には指摘し、改善を求めることにより、補助事業としての公益性・公平性の確保に留意すべきである。

3)森林組合経営改善対策事業費補助金

H24 年度予算 (円)	1,500,000	H24 年度交付実績 (円)	1,500,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県森林整備担い手基金条例 森林整備担い手基金活用事業実施要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 森林組合の経営基盤強化、森林組合の経営指導・相談業務の充実を行うための経費を助成する。 森林組合に対する経営指導にかかる事業費の補助(人件費、経費)である。設備投資は補助しない。 連合会は組合に対しての経営指導 (アドバイス) を行う。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 森林組合の経営改善</p>		
補助対象者 (受領者)	埼玉県森林組合連合会...5つの森林組合(4つの中核森林組合+1組合)の組合長の集合。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,500			1,500
H21	1	1,500			1,500
H22	1	1,500			1,500
H23	1	1,500			1,500
H24	1	1,500			1,500

【意見 177】 補助金交付目的適合性の検討について

当該補助事業にかかる人件費・経費の支出が事業に適合しているかについては確認が実施されているが、県を通らない国からの補助金もあり、貸付業務(組合の運転資金等)も行っていることから、補助対象事業のみだけでなく、連合会全体の業務を見通して、引き続き適正に補助金を執行すべきである。

4) 林業労働力確保支援センター活動促進費補助金

H24 年度予算 (円)	1,330,000	H24 年度交付実績 (円)	1,330,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県森林整備担い手基金条例 森林整備担い手基金活用事業実施要領		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき林業労働確保支援センター(労確センター)が行う業務である。 (2) 補助金交付の目的 林業労働確保支援センターが行う業務及び林業事業体台帳・林業従事者台帳の整備に要する経費を助成する。		
補助対象者(受領者)	林業労働力確保支援センター		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,330		1,330	
H21	1	1,330		1,330	
H22	1	1,330		1,330	
H23	1	1,330		1,330	

	H24	1	1,330		1,330	
--	-----	---	-------	--	-------	--

< 林業労働力確保支援センター活動促進費補助金について >

林業労働力確保支援センター（労確センター）は、県に1件設置（設立ではなく指定）しなければならないと法律で規定されている（林業労働力の確保に関する法律）。埼玉県では、埼玉県農林公社が設立し、農林公社の職員が職務に従事している（1人が担当）。

労確センターが行う業務は、人材確保を目的としており、あっせん、雇用者に対する支援を行っている。雇う側、雇われる側の両方に対する支援を行う。研修やマッチングなども行う。また、林業事業体台帳・従事者台帳の整備・管理に関しては、現在20件前後が管理されており、県内の林業事業者をほぼ網羅している。

当該補助金は、当該センターの事業費を補助しており、設備投資補助はない。財源の担い手基金は平成8年度に積み立て、平成9年度から取り崩して使用している。

5) 技能向上研修費等補助金

H24 年度予算 (円)	1,050,000	H24 年度交付実績 (円)	1,050,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成9年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県森林整備担い手基金条例 森林整備担い手基金活用事業実施要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的な技術を有し、かつ、それぞれの地域において指導的地位を占める林家・林業事業体及び国公立の研修受託機関への登録従事者の派遣研修及び業務上必要な資格免許取得のための技能講習会等への登録従事者の派遣 ・ 登録従事者を対象とした研修会・講習会の開催 <p>林業従事者がいる事業体が事実上の対象となり、新規就業者等も対象となる。</p> <p>実費を補助することで研修受講や資格取得の支援（森林施業プランナーなど）を行う。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>林業従事者の技術向上を目的</p>		

補助対象者(受領者)	林業事業体				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,050	-	1,050	-
H21	1	1,050	-	1,050	-
H22	1	1,050	-	1,050	-
H23	1	1,050	-	1,050	-
H24	1	1,050	-	1,050	-

【意見 178】 補助事業の透明性や公平性を担保すべき

資格や技能は個人に帰属するものであるため、本来は受益者負担が原則である。そのため、林業事業体の従事者がどのような資格・研修を受講するかについては、事業体の業務における必要性を、受注状況をふまえて詳細に検討することで、透明性や公平性を担保すべきである。

また、試験結果が悪いようなケースが見受けられる場合には、補助金交付を見合わせるなどの対応も必要である。

6) 政府管掌健康保険加入費補助金(林業退職金加入費補助金)

H24 年度予算 (円)	1,300,000	H24 年度交付実績 (円)	1,300,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県森林整備担い手基金条例 森林整備担い手基金活用事業実施要領		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 林業従事者の健康保険料(全国健康保険協会管掌もしくは組合管掌)を負担		

	<p>する登録事業体に対する健康保険強化費の支給。</p> <p>登録事業体に対し、林業従事者の健康保険料の事業主負担分を助成することにより、零細小規模な事業体の経営基盤強化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>健康保険への加入強化</p> <p>※森林整備事業自体の公益性が高く、公益性の高い事業への従事者の確保を支援する。事業環境の改善など、資力の弱い林業事業体を支援する目的である。</p>
補助対象者(受領者)	林業事業体

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,300	-	1,300	-
H21	1	1,300	-	1,300	-
H22	1	1,300	-	1,300	-
H23	1	1,300	-	1,300	-
H24	1	1,300	-	1,300	-

【意見 179】 公益性を鑑み交付対象の選定については公平性、透明性の確保を

この政府管掌健康保険加入費補助金は、林業従事者の健康保険料(全国健康保険協会管掌もしくは組合管掌)を負担する登録事業体に対する補助であり、公益性の根拠として、森林整備事業自体の公益性が高く、公益性の高い事業への従事者の確保を支援するためである、とする。

林業という一産業の利益に繋がるものと考えれば、この補助金の根拠は「森林整備事業＝公益」という一点に尽きる。このため、交付対象の選定について、公平性、透明性の確保が重要である。

7)針広混交林造成事業補助金

H24 年度予算 (円)	48,950,000	H24 年度交付実績 (円)	40,908,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	彩の国みどりの基金条例 埼玉県林業関係補助金交付要綱 水源地域の森づくり事業実施要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 針広混交林造成のための森林整備。 水源地域の森林の保全。 「みどりの基金」を財源としている。当該基金は毎年約 14 億円が積み立てられ、森林の保全など、みどりの再生に用途を限定し活用されている。 ※みどり基金は平成 20 年度からあり、事業は県実施のみが平成 20～23 年度であった。事業体に補助するようになったのが平成 24 年度から(今のところ 4 年計画)。みどり基金を使つての補助は平成 27 年度までを予定している。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 県内水源地域における手入れが遅れた森林の整備。 ※この補助事業は、林業経営が成り立たない未整備森林を対象としている。森林を放置していると荒れ放題となってしまうため整備が必要となる。長いスパンで見た場合、自然林に戻していくイメージであり、基本的には林業が難しい地域が対象となる。</p>		
補助対象者(受領者)	林業事業者等		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-

	H22	-	-	-	-	-
	H23	-	-	-	-	-
	H24	11	40,908	-	40,908	-

8) 県単独森林管理道整備事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,086,000	H24 年度交付実績 (円)	4,086,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	林業関係補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>国庫補助事業の採択基準に満たない箇所における、森林管理道の改良及び舗装。 森林整備、伐採、生活道のための林道の整備事業。→呼称：森林管理道(林道)</p> <p>整備にかかる経費、事業費、人件費の補助である。設備投資等への補助はなし。新しく道路を開拓する事業ではない。 ※林道台帳...市町村毎に作成して管理することとしている。林道は作ったところが管理することになっている。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>適切な森林整備の推進や林業経営の効率化及び山村生活環境の改善などを図るため、その基盤となる森林管理道を整備すること。</p>		
補助対象者(受領者)	市町村		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源

H20	2	1,500	-	1,500	0
H21	2	1,269	-	1,200	69
H22	1	600	-	600	0
H23	2	1,890	-	1,800	90
H24	3	4,086	-	4,000	86

※平成 24 年度に増額しているのは落石対策があったためであり、そのような事情がなければ金額に大きな変動等はない。

【意見 180】 補助率の見直しについて

当該補助事業は市町村管理の森林管理道について、その維持管理の必要性から実施されている。本来であれば市町村が実施すべき事業であるといえるが、財政的に県からの補助が必要となる市町村を対象として交付されている。そのため、受益者負担の観点と財政面の必要性を考慮し、県からの補助率を適切な値に設定することが必要である。補助率の減少ばかりでなく、増加させる必要もあると想定されるため、交付対象毎の適切な見直しを継続して検討されたい。

9) 治山事業補助金

H24 年度予算 (円)	6,050,000	H24 年度交付実績 (円)	6,050,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	林業関係補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>市町村が、単年度で施工する小規模な治山施設の整備に要する費用について、予算の範囲内で補助する。</p> <p>※対象は崩れた個所などの復旧事業である。復旧にかかる工事などの経費、事業費を補助するものである。人件費や設備投資等への補助ではない。大規模なものは県が、それ以外は市町村で実施することとなる。</p>		

	市町村の事業には基本的には補助金が出る。開発行為ではなく、あくまで大雨や地震への復旧作業が対象となる。 (2) 補助金交付の目的 地域防災計画に掲げられている山地災害危険地区において、災害の発生を予防し、または、災害の拡大を防止する。
補助対象者(受領者)	市町村

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	8	15,000	-	15,000	-
H21	7	12,000	-	12,000	-
H22	3	7,000	-	7,000	-
H23	7	9,700	-	9,700	-
H24	5	6,050	-	6,050	-

10) 森づくりサポートセンター運営費補助金

H24 年度予算 (円)	1,000,000	H24 年度交付実績 (円)	1,000,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 20 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県森づくりサポートセンター支援事業実施要領		
補助事業の目的	(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 埼玉県森づくりサポートセンターが行う下記の業務 森づくり活動の相談業務 森づくり活動の企画立案 森づくり活動の支援業務		

	<p>県民参加の森づくりの普及啓発</p> <p>※企業が CSR 活動をしたときに、サポートセンターが相談対応を行う。広報活動や、イベント等でブースを出してパンフを配るなどの活動を支援する。サポートセンターの事務局は埼玉県農林公社など5者で構成されている。サポートセンターの運営に対する経費、人件費を補助しており、補助金のみでサポートセンターは運営されている。設備投資等は対象とならない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>埼玉県森づくりサポートセンターの運営を支援し、企業、団体、学校、森林所有者及び地域関係者等の連携を図り、県民参加の森づくり活動を推進するとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮できる健全な森林を育成することを目的としている。</p> <p>※金額は農林公社が実績データを持っているので、それに基づき日当等の金額を決定している。作業日数については経験則となるため、過去の実績とも比較して決定される。</p>
補助対象者(受領者)	埼玉県森づくりサポートセンター

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	138	-	138	-
H21	1	138	-	138	-
H22	1	138	-	138	-
H23	1	1,000	-	1,000	-
H24	1	1,000	-	1,000	-

※平成23年度より増額しているのは、林野庁からの補助金がなくなったため、県からの補助金額で補っている。

11)森林ボランティア団体運営費補助金

H24 年度予算 (円)	5,400,000	H24 年度交付実績 (円)	5,400,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 16 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	森林ボランティア育成事業実施要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>森林ボランティア団体が行う下記の事業が対象となる。 推進委員会の開催、活動計画の策定、現地検討会及び現地調査、作業器具の整備、森林整備、周辺整備、普及啓発、安全衛生・研修</p> <p>※森林ボランティア活動をしている団体を対象としている。機械、道具、消耗品の購入などにかかる支出の補助を実施している。団体数が多いため、補助事業全体としては金額も大きくなっているが、一団体あたりの平均交付額としては約 18 万円程度と少額となっている。森林の管理を所有者ができない場合に、県や市町村が整備し、その後の維持・管理について優先的にボランティアに依頼している。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>森林ボランティア団体等が実施する森林づくり活動を支援し、県民参加の森林づくりを推進するとともに、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能が持続的に発揮できる健全な森林を育成することを目的としている。</p>		
補助対象者(受領者)	森林ボランティア団体		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	9	1,200	-	1,200	-
H21	26	5,000	-	5,000	-
H22	25	4,950	-	4,950	-

H23	28	5,000	-	5,000	-
H24	30	5,400	-	5,400	-

※みどりの基金が平成 20 年度から開始しているため、平成 21 年度からは補助事業としての全体額は増額している。ただし、一団体当たり交付額の上限額は 30 万円を 25 万円に減額している。そのため平均 18 万円程度となっている。

12)木づかい生活推進事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,091,000	H24 年度交付実績 (円)	1,091,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 14 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	林業関係補助金交付要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>一般県民等を対象とした「木づかい教室」を開催する。</p> <p>・埼玉県内で生育した木の利用を促進する。・・・杉、ヒノキなどは 40～50 年生に育っている。しかし、木造建築が設計できる設計士が少なく、大型の木造建築での木材の利用が進んでいない。</p> <p>・県民に向けた県産木材の利用を PR する。・・・木材協会の傘下の市場で木とのふれあい祭り「木づかい教室」。公共的なものとしては、公共事業を落札した企業に向けて県産木材推進の説明会等も実施する。</p> <p>上記イベント開催にかかる事業費の補助(経費、人件費を含む)を行う。設備投資等は対象とはならない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>一般県民等を対象に木製品の情報発信を行い、一般家庭等での木製品の需要拡大を図る。</p> <p>※埼玉県産の木材を住宅等に使うことが県内の森林を守ることにつながる。別の事業ではあるが、植え付けの補助事業も用意されている。高齢の木を伐って住宅等に使用することで二酸化炭素を長期に貯蔵でき、伐った後に若い木を植えることで、森林の二酸化炭素吸収能力を高めることになる。</p>		

	※平成 25 年度が予算事業上の終期である。以降は形を変えて継続の予定である。事業の内容の見直しは 3 年おきに行っていた。補助事業自体の検討は実施していない。
補助対象者(受領者)	一般社団法人埼玉県木材協会

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,882	-	-	1,882
H21	1	1,882	-	-	1,882
H22	1	1,241	-	-	1,241
H23	1	1,127	-	-	1,127
H24	1	1,091	-	-	1,091

【意見 181】 補助事業の見直しについて

終期を設定していたとしても、形を変えて存続しているのであれば補助事業としては継続していると言えるため、終期の都度見直しを行うのではなく、補助事業自体については、每期継続して見直しの検討を行うべきである。特に、当該補助事業の終期以降も変更して継続を予定している場合には、その要否についても検討を行うべきである。

13) 里山・平地林の再生補助金

H24 年度予算 (円)	33,600,000	H24 年度交付実績 (円)	14,599,150
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部森づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	里山・平地林再生事業実施要領 林業関係補助金交付要綱		
補助事業の目的	(1) 補助金交付の対象となる事業の内容		

	<p>市町村が行う次の業務が対象となる。</p> <p>里山・平地林に侵入した竹やササ等の除去及び林内の枯損木や不良木を伐採するとともに、伐採した木竹の整理等</p> <p>※拡大・侵入してしまった竹林などの森林の整備であり、森林ボランティア育成事業の前の段階の事業となる。平成 23 年度までは県と所有者とボランティアで実施しており、平成 24 年度からは市町村も含めて実施している。所有者個人には難しい荒廃した私有林(市町村林含む)の整備を行っている。</p> <p>※森林整備にかかる経費の補助であり、設備投資は対象とならない。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能の高度発揮を図ることを目的としている。</p> <p>※財源はみどりの基金であり、当該補助金の終期は、みどりの基金の終期と同じ平成 27 年度である。</p>
補助対象者(受領者)	市町村

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額(千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	-
H24	-	14,599	-	14,599	-

※平成 24 年度は見込みで予算化を行ったが、市町村にとっては導入初年度であったため、予算取りが困難であった。また、PR 不足もあり、用地を確保するというハードルもあったため、予算と実績値に大きな乖離が発生してしまった。なお、平成 25 年度は問題なく実施されている。財源はみどりの基金である。

(6) 農村整備課

1) 土地改良関係団体補助金

H24 年度予算 (円)	5,330,000	H24 年度交付実績 (円)	5,330,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農村整備課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 33 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	土地改良事業促進補助金交付要領		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術員設置 ・ 土地改良事業促進 ・ 会員に対する研修及び広報 <p>※土地改良・・・農地について営農を目的として農地の区画整理、面積の拡大、整形地への移行などを行う。併せて農業用の水路などの整備を行う。</p> <p>※交付団体の事務経費、人件費（約 6 割）、広報費用等を補助する。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>土地改良事業促進のため、埼玉県土地改良事業団体連合会に対し補助金を交付する。</p>		
補助対象者(受領者)	埼玉県土地改良事業団体連合会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	5,330	-	-	5,330
H21	1	5,330	-	-	5,330
H22	1	6,130	-	-	6,130
H23	1	5,330	-	-	5,330
H24	1	5,330	-	-	5,330

2)川のまるごと再生プロジェクト（農業用水）補助金

H24 年度予算 (円)	99,000,000	H24 年度交付実績 (円)	99,000,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部農村整備課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	平成 24 年度	終期年度	平成 27 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	川のまるごと再生プロジェクト(農業用水)補助金交付要綱 川のまるごと再生プロジェクト（農業用水）実施要領 川のまるごと再生プロジェクト（農業用水）の執行上の取扱い		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>県では、「川の国埼玉」の実現をめざして、平成 20 年度から「川の再生」に取り組んでおり、リーディング事業として平成 23 年度までの 4 年間で「水辺再生 100 プラン」を進めてきた。</p> <p>平成 24 年度からは、スポット的な水辺再生から 1 つの川を上流から下流までまるごと対象に市町村のまちづくりと一体となった「川のまるごと再生プロジェクト」に取り組んでいる。実施箇所は、市町村から提案を受け、公開プレゼンテーションを実施し、効果や目的、取組の実現可能性等の視点で選定した。選定された箇所は、提案数の半分程度である。</p> <p>プロジェクトの終期は平成 27 年度である。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>『県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」』を実現するため、実施要領に基づき、市町村に補助金を交付している。</p> <p>※本事業は補助金交付要綱、実施要領等に基づき実施している。</p> <p>また、行政、地域住民、NPO 等で構成された会議において、整備内容や維持管理方法等を検討し、承認された後計画を策定する。</p> <p>本事業は、事業終期である平成 27 年度までに完了するよう市町村が年次計画を立てて執行している。</p>		
補助対象者(受領者)	市町村		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	5	63,000	-	-	63,000
H21	11	221,750	-	221,750	-
H22	13	194,028	-	194,028	-
H23	10	184,193	-	-	184,193
H24	1	99,000	-	-	99,000

3) 県費単独土地改良事業補助金

H24 年度予算 （円）	88,760,000	H24 年度交付実績 （円）	88,639,000
-----------------	------------	-------------------	------------

担当部局・課名	農林部農村整備課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 25 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 （規則・要綱含む）	埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 ・ほ場整備事業 ・農道整備事業 <p>土地改良事業（公共事業）のもっとも小規模のものであり、排水路や農道等の整備にかかった費用の補助である。小規模の設備投資も含まれる（ポンプなど）。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>地域の課題に応じた整備を行い、農業生産性の向上、地域農業の活性化、農業者の営農意欲の向上等を促し、安心して農業経営に打ち込める良好な農村社会の発展に資することを目的としている。</p>		
補助対象者（受領者）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・土地改良区 		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	20	41,547	-	-	41,547
H21	41	137,242	-	137,242	-
H22	38	88,363	-	88,363	-
H23	39	87,067	-	87,067	-
H24	39	88,639	-	88,639	-

【意見 182】プロジェクト毎の検討について

プロジェクトの条件等を検討することで優先順位をつけ、その通りに実施されているが、それらはより大きなプロジェクトのうちの一部とも考えられるため、補助事業全体としての検討も併せて行うべきである。特に、当該補助事業自体はかなり長期間にわたるものであり、事業全体としての見直しの検討も必要である。

4)古利根堰管理事業補助金

H24 年度予算 (円)	4,520,000	H24 年度交付実績 (円)	4,520,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部農村整備課		
性質別分類	投資的経費補助		
開始年度	昭和 61 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	・古利根堰管理事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容</p> <p>古利根堰の管理補助の対象とする経費は、交付要綱の別表に規定されている（給与、維持及び操作費、管理開始準備費）。</p> <p>※古利根堰とは、昭和 54 年～平成 9 年までの事業で造成された、川をせきとめて農業用水を取水するための施設である。造成事業としては地盤沈下に対応するための国庫補助事業でもある。当該補助事業は上記設備の管理にか</p>		

	<p>かる費用の補助である。上記設備の保守点検、整備保守（部材費など）、人件費などが対象となる。</p> <p>(2) 補助金交付の目的</p> <p>古利根堰の適正な管理を確保するため、管理費の一部を補助する。</p> <p>※管理事業としては土地改良区が主体となり、公共性が高く高度な管理が必要な施設であるため、県、市町村、土地改良区が 1/3 ずつ負担している。</p>
補助対象者（受領者）	<p>葛西用水路土地改良区</p> <p>※土地改良区とは農家を組合員とする団体である。</p> <p>交付対象団体である葛西用水路土地改良区とは 9 市 2 町に跨る受益地に配水するための基幹農業水利施設を管理する団体である。組合員数は約 16,000 人である。</p>

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	3,131	-	-	3,131
H21	1	2,605	-	-	2,605
H22	1	2,345	-	-	2,345
H23	1	2,345	-	-	2,345
H24	1	4,520	-	-	4,520

※平成 24 年度はゲート施設の部品の交換があったため、通常の年度より増額していた（修繕費の増額）。

【意見 183】 臨時多額の支出予算については金額の妥当性を検討すべき

平成 24 年度では、修繕費により過年度よりも予算が増額していたが、書面審査の際には見積書等が確認できなかった。特に多額な支出については、見積書の場合によっては複数者より入手し支出金額の妥当性を十分に検討するべきである。

【意見 184】 添付資料の充実について

修繕のような結果や実体が見えるものについては、実績報告書において現物の写真等を添付すべきである。

(7) 畜産安全課

1) 畜産安全課関係団体運営費補助金

H24 年度予算 (円)	2,850,000	H24 年度交付実績 (円)	2,850,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部畜産安全課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 38 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	畜産安全課関係団体運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 関係団体の運営に関する経費のうち、会議費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、賃金、その他運営費（人件費は含まない）を補助する。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 畜産経営の向上と畜産業の振興及び家畜衛生に関する啓発指導を行っている団体に対して補助金を交付し、組織の充実強化とその健全な発展を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	対象交付団体...一般社団法人埼玉県畜産会（各畜産の団体（畜産農家の集まり））、公益社団法人埼玉県獣医師会、他には生産者の団体など。		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	10	3,000	-	-	3,000
H21	10	3,000	-	-	3,000
H22	10	3,000	-	-	3,000
H23	9	2,850	-	-	2,850
H24	9	2,850	-	-	2,850

【意見 185】 補助金の見直しについて

補助金の開始年度が昭和 38 年度と長期間継続されているものであり、なかでも定額補助に関しては以前に決定された金額を踏襲しており、見直しなどは行っていない。定額のものについても廃止・減額を含め、見直しを定期的に行うべきである。

2) 飼料用米利用促進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	2,600,000	H24 年度交付実績 (円)	2,600,000
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部畜産安全課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	飼料用米利用促進事業実施要項 飼料用米利用促進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 飼料用米の流通・保管、家畜への給与に必要な機械・施設等の整備。 飼料用米の利用を促進するための発生経費やセミハード導入への補助。機械設備投資がメイン（お米の粉砕機など）。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 為替や原産国などの状況によって価格変動する輸入とうもろこしから、価格の安定した県内で生産される飼料用米の利用を拡大することで、畜産農家の経営の安定化を図る。</p>		
補助対象者(受領者)	農家集団...農家の集まり、集合体		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	
H21	-	-	-	-	
H22	7	4,500	-	-	4,500
H23	4	3,000	-	-	3,000

	H24	3	2,600	-	-	2,600
--	-----	---	-------	---	---	-------

3)養豚経営安定対策事業費補助（旧事業名：肉豚生産安定対策事業）

H24 年度予算 (円)	5,365,000	H24 年度交付実績 (円)	5,380,140
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部畜産安全課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成7年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県養豚経営安定対策事業実施要領 埼玉県養豚経営安定対策事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 全国基金である養豚経営安定基金の加入者に対し、基金造成のための生産者積立金の一部を助成する。 生産者積立金（政策的な支援）...流通価格が下がった時に、生産費を下回る場合に補助をしている。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 豚枝肉卸売価格の低落時における養豚事業者の経営維持を図るための支援対策として助成を行い、生産基盤の確保と養豚経営の安定に寄与する。</p> <p>※補助率としては国 50%、県が 8%以内（農家積立分の 1/6 以内）、農家が 40%前後を負担する。</p>		
補助対象者(受領者)	<p>(受領者) 埼玉県養豚協会...生産農家(約 100 件)。交付団体は積立金を管理している団体である。 (最終受領者) 養豚経営安定対策事業に加入し基金を積み立てた生産者 →最終受領者についても把握している。</p>		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	6,155	-	-	6,155

H21	1	11,865	-	-	11,865
H22	1	10,239	-	-	10,239
H23	1	5,253	-	-	5,253
H24	1	5,380	-	-	5,380

【意見 186】 補助金の変更について

補助金の変更手続が行われている。申請書等の書類は作成されているが、変更が行われた経緯等については詳細に記載されたものが作成されていなかった。変更に関する概要等も書類として作成し、保管等を行うべきである。

4) 鶏卵価格安定対策事業費補助金

H24 年度予算 (円)	4,890,000	H24 年度交付実績 (円)	4,863,756
-----------------	-----------	-------------------	-----------

担当部局・課名	農林部畜産安全課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 52 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県鶏卵価格安定対策事業実施要領 埼玉県鶏卵価格安定対策事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業の内容 全国基金である鶏卵価格差補填事業の参加者に対し、基金造成のための生産者積立金の一部を助成する。 生産者積立金（政策的な支援）...流通価格が下がった時に、生産費を下回る場合に補助をしている。</p> <p>(2) 補助金交付の目的 鶏卵価格の低落時における鶏卵生産農家の経営維持を図るための支援対策として助成を行い、生産基盤の確保と養鶏経営の安定に寄与する。</p> <p>※鶏卵業者の経営安定、供給確保を図るための事業である。 出荷数量ベースの約 9 割超が対象となっている。補助率としては国 25%、県が 7.5%以内（農家積立分の 1/10 以内）、農家が 70%前後を負担する。年</p>		

	<p>度初めに基金に申込を募集し、交付がなければ基金として残ることになる。対象は生産者全員であるが、基金への加入率は約 3 割（生産者数ベース）である。鶏卵に関しては大規模事業者が多いため、出荷量が特定の事業者に集中している。</p>
補助対象者（受領者）	<p>（受領者）埼玉県鶏卵販売農業協同組合、全国農業協同組合連合会埼玉県本部 →一本化する予定であったができなかった。交付団体は積立金を管理している団体である。 （最終受領者）鶏卵価格差補填事業に参加し基金を積み立てた生産者 →交付件数については把握できている。鶏卵販売農業協同組合...生産農家（約 20 件）。全農...4～5 件。</p>

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額（千円）	国	その他	一般財源
H20	2	3,011	-	-	3,011
H21	2	4,711	-	-	4,711
H22	2	7,389	-	-	7,389
H23	2	4,905	-	-	4,905
H24	2	4,863	-	-	4,863

【意見 187】 補助金の変更について

上記「3)養豚経営安定対策事業費補助」の意見と同様である。

1 1. 都市整備部

(1) 都市計画課

1) 下水道事業団出資金等補助金

H24 年度予算 (円)	3,463,000 円	H24 年度交付実績 (円)	3,020,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	都市整備部都市計画課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 47 年度	終期年度	平成 25 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	日本下水道事業団法第 37 条 日本下水道事業団運営費補助金の交付手続き		
補助事業の目的	下水道の根幹的施設の建設 下水道に関する技術的支援 技術者の養成及び訓練等日本下水道事業団の行う事業の運営 日本下水道事業団の運営費に対する補助金		
補助対象者(受領者)	日本下水道事業団		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	5,725	-	-	5,725
H21	1	5,660	-	-	5,660
H22	1	4,791	-	-	4,791
H23	1	3,848	-	-	3,848
H24	1	3,020	-	-	3,020

(2) 市街地整備課

1) 地方特定道路土地区画整理組合等補助金

H24 年度予算 (円)	95,000,000 円	H24 年度交付実績 (円)	95,000,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	都市整備部市街地整備課				
性質別分類	投資的補助				
開始年度	平成 4 年度	終期年度	平成 24 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県組合等土地区画整理事業〔地方特定道路(区画整理)整備事業〕 補助金交付要綱				
補助事業の目的	<p>次の各号に掲げる要件のすべてに該当する道路の改築事業</p> <p>①街路事業(国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業)の採択基準に適合する都市計画道路の改築であること。</p> <p>②組合等が法第 3 条の 4 の規定により都市計画事業として施行する事業であること。</p> <p>地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて、早急に行う必要のある道路の整備を行う土地区画整理事業(組合等施行)に対する補助を行う。</p>				
補助対象者(受領者)	土地区画整理組合等				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他 県 1/2,市町 1/2	一般財源
H20	16	1,050,108	-	1,050,108	-
H21	15	726,270	-	726,270	-
H22	14	520,300	-	520,300	-
H23	9	236,420	-	236,420	-
H24	4	95,000	-	95,000	-

(3) 田園都市づくり課

1)緑地空間創出事業補助金

H24 年度予算 (円)	2,450,000 円	H24 年度交付実績 (円)	2,450,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	都市整備部田園都市づくり課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 19 年度	終期年度	平成 24 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	埼玉県田園都市産業ゾーン環境共生推進事業実施要項 埼玉県田園都市産業ゾーン環境共生推進事業交付要綱 埼玉県田園都市産業ゾーン環境共生推進事業事務処理要綱		
補助事業の目的	<p>緑地空間創出事業</p> <p>田園都市産業ゾーン基本方針に基づく先導モデル地区が対象である。</p> <p>A. 地区の外縁部に高木を植栽する経費の一部を助成。</p> <p>B. 植樹等に係る行事開催経費の一部を補助。</p> <p>圏央道沿線の周辺の田園環境や景観に配慮した、高木植栽による緑地空間を創出する産業基盤づくりの実現を図る。</p> <p>※当該補助事業は日本開発区域内の外縁部に高木を植栽するなど「緑地空間創出の取組」に対して助成するとしており、補助する際の条件として植栽時に 2.5 メートル以上で成木時に 4 メートル以上となる樹木を植栽するものである。</p>		
補助対象者(受領者)	<p>上記 A 先導モデル地区の民間事業者</p> <p>上記 B 市町村及び先導モデル地区の民間事業者</p>		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,500	-	-	1,500
H21	1	8,598	-	-	8,598
H22	1	2,450	-	-	2,450
H23	-	-	-	-	-
H24	1	2,450	-	-	2,450

12. 教育局

(1) 福利課

1) 公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金

H24 年度予算 (円)	307,180,000 円	H24 年度交付実績 (円)	307,180,000 円
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	教育局県立学校部福利課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地方公務員法第 42 条 地方公務員等共済組合法第 1 条、第 112 条 公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金交付要綱		
補助事業の目的	公立学校共済組合埼玉支部が実施する健診事業のうち下記の事業 ① 1 日人間ドック事業 ② 特定年齢ドック事業 (50 歳) きめ細やかな健診の機会を提供し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・治療に役立てることにより、地方公務員法で求められている職員の健康の保持増進を図るという責務を果たす。		
補助対象者 (受領者)	公立学校共済組合埼玉支部長		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源 (千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	54,243	-	-	54,243
H21	1	327,662	-	-	327,662
H22	1	305,381	-	-	305,381
H23	1	307,171	-	-	307,171
H24	1	307,180	-	-	307,180

当該補助事業は教職員の人間ドック及び特定年齢ドックに対する費用を負担するための補助である。補助割合についても人間ドックの県負担分は 51%(=11,730 円)、特定年齢ドックの県負担分は 100% (=38,016 円) であり、当該負担分は補助金交付要綱の規定範囲内である。

平成 24 年度人間ドック受診人員 (単位：人)

種別	計画	実績
1 日人間ドック	21,738	20,951
50 歳以上特定年齢ドック	1,340	1,342
計	23,078	22,293

なお、県の補助金 307,180,000 円は人間ドック受診計画人員をもとに算定されており、計画と実績の差異は共済組合厚生事業費にて調整されている。

<公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助金の公益性について>

県は、地方公務員法第 42 条で定められた役割を果たすために、共済組合に補助をしている。県が共済組合に補助する理由は、県、共済組合がそれぞれ執行するよりも、共済組合の健康管理事業として一体的に実施することにより、より一層効率的・効果的な執行が可能となるからである。また、人間ドックを受診させることで、より詳細な診断が行われ、疾病の早期発見、早期治療が可能となる。このことで、疾病による休職等を未然に防ぐことができ、ひいては公務能率の向上につながるものである。

したがって、人事管理上の観点からも、教育局は任命権者として共済組合が実施する人間ドック事業を支援する必要があると考えている。

共済組合制度は、地方公務員等共済組合法で一定の組合費用を県が負担する義務があるものの、相互救済を目的とするものであるため、受益者負担が本来の姿であり、補助事業の対象にはなじまないものである。しかし、教育局の共済組合も、知事部局及び警察本部の共済組合同様、事業実施の根拠及び目的は斉一であることから、職員の業務の公益性を重視し、本補助金についても交付に合理性があると考えられる。

補助金の最終的な交付先となる職員は、職務にいっそう専念し、県民の利益に繋がるよう期待したい。

(2) 高校教育指導課

1) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助金

H24 年度予算 (円)	4,389,000 円	H24 年度交付実績 (円)	4,182,350 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局県立学校部高校教育指導課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 48 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	全国高等学校総合文化祭派遣費補助金交付要綱		
補助事業の目的	全国高等学校総合文化祭への県代表生徒派遣事業実施に要する交通費の支給 「文化部の甲子園」にあたる全国高等学校総合文化祭へ、埼玉県代表として生徒を派遣し、埼玉県の文化芸術を全国にしらしめるとともに、埼玉県高等学校の芸術文化活動の振興を図る。		
補助対象者(受領者)	埼玉県高等学校文化連盟		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,061	-	-	1,061
H21	1	3,687	-	-	3,687
H22	1	9,765	-	-	9,765
H23	1	2,577	-	-	2,577
H24	1	4,182	-	-	4,182

【意見 188】 金額・負担割合の妥当性について

当該補助事業は全国高等学校総合文化祭への県代表生徒の派遣費用(JR 浦和駅からの学生割引または団体割引適用後の往復鉄道運賃)の 50%又は 60%を負担するための補助

である。高等学校総合文化祭は各高等学校の部活動の成果を発表する場であり教育的効果が認められる。

一方、交付要綱の規定では予算の範囲内となっているだけで、補助割合の具体的な算定方法が規定されていない。埼玉県は財政状況を勘案して50%又は60%となっているとのことである。

しかし、それだけでは補助割合の算定根拠に説得力が欠ける。今後は県の財政状況だけでなく代表である派遣生徒の派遣費用の負担状況なども考慮して、個別具体的に算定根拠を明確にするべきである。また、全国高等学校総合文化祭での成績などを埼玉県のホームページ等に積極的に掲載するなど県民へ広く情報提供し、生徒のモチベーションの上昇や県民の補助事業への理解を高めるなど補助事業の効果をさらに高めるべきである。

(参考)第36回全国高等学校総合文化祭富山大会上位入賞者

部門	賞等	入賞者
パレード	グッドパレード賞	星野高等学校
マーチングバンド・バトント ワリング	講評者特別賞 実行委員会特別賞	山村国際高等学校
書道	奨励賞・朝日新聞社賞 特別賞 特別賞	県立松山高等学校 県立大宮光陵高等学校 県立松山女子高等学校
写真	奨励賞	県立上尾鷹の台高等学校
将棋男子団体戦	第3位	聖望学園高等学校
小倉百人一首かるた	競技の部ベスト8	埼玉県チーム
新聞	優秀校	県立不動岡高等学校

(参考)平成 24 年度全国高等学校総合文化祭富山大会生徒派遣数及び補助額

(単位：円)

部門	派遣数	補助額(1 人)	派遣費補助
総合開会式	1	11,920	11,920
パレード	15	9,690	145,350
	3	11,920	35,760
演劇	8	9,690	77,520
合唱	40	10,010	400,400
吹奏楽	29	9,510	275,790
器楽・管弦楽	75	9,690	726,750
日本音楽	43	10,430	448,490
	6	12,740	76,440
郷土芸能	20	10,200	204,000
マーチングバンド・バトントワリング	61	10,200	622,200
美術工芸	16	11,920	190,720
書道	13	11,620	151,060
写真	13	12,620	164,060
放送	18	12,160	218,880
囲碁	5	10,950	54,750
将棋	10	12,620	126,200
小倉百人一首かるた	8	11,250	90,000
新聞	8	12,320	98,560
文芸	5	12,700	63,500
合計	397		4,182,350

(3) 保健体育課

1) 埼玉県学校保健会補助金

H24 年度予算 (円)	1,190,000 円	H24 年度交付実績 (円)	1,190,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局県立学校部保健体育課
---------	---------------

性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和 25 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	学校保健関係団体運営補助金交付要綱				
補助事業の目的	埼玉県学校保健会 学校医研修会など学校保健関係者に対する指導、研修の実施等 学校保健・学校安全の充実を図るため				
補助対象者(受領者)	埼玉県学校保健会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,190	-	-	1,190
H21	1	1,190	-	-	1,190
H22	1	1,190	-	-	1,190
H23	1	1,190	-	-	1,190
H24	1	1,190	-	-	1,190

【意見 189】 補助金額の妥当性について

当該補助事業に対する補助額は長期間定額になっており、補助額の見直しが必要である。また、補助対象団体の歳入歳出決算書を通査すると、平成 24 年度の予算に慶弔等に係る費用や予備費が計上されている。慶弔等の費用や予備費は補助対象外経費に該当しており、補助金交付申請の段階で、補助額の積算根拠を示す必要がある。

(4) 義務教育指導課

1) 学校教育に係る市町村総合助成金(学力向上支援員配置事業)

H24 年度予算 (円)	4,671,000 円	H24 年度交付実績 (円)	4,095,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部義務教育指導課
---------	------------------

性質別分類	奨励補助				
開始年度	平成 19 年度	終期年度	平成 24 年度		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	学校教育に係る市町村総合助成金交付要綱				
補助事業の目的	児童生徒の基礎学力の向上を図るため、学力向上支援員を配置する市町村を支援する。 児童生徒の基礎学力の向上を図る。				
補助対象者(受領者)	市町村教育委員会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	6	2,094	-	-	2,094
H21	5	2,426	-	-	2,426
H22	7	2,997	-	-	2,997
H23	7	3,641	-	-	3,641
H24	12	4,095	-	-	4,095

【意見 190】 交付目的に適合しているかの検討・検証について

松伏町の事業計画において事業内容が小学校 1、2 年生の国語及び小学校 3、4 年生の算数の学力向上となっているが、実績報告書において小学校 2 年生の国語、小学校 2 年生及び 6 年生の算数及び中学校生徒の学力向上となっており事業計画と実績が乖離していた。当該事象について担当者が「軽微な変更」として判断し、変更手続きがなされていなかったが「軽微な変更」と判断した根拠を証跡として文書化するべきであり、変更後の事業計画の再提出を当該市町村に要請する必要がある。

2) 学校教育に係る市町村総合助成金(中学校エキスパート活用事業)

H24 年度予算 (円)	12,474,000 円	H24 年度交付実績 (円)	11,617,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局県立学校部保健体育課				
性質別分類	投資的経費				
開始年度	平成 19 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	学校教育に係る市町村総合助成金交付要綱 中学校スポーツエキスパート活用事業補助金交付要綱 (H25～)				
補助事業の目的	市町村(さいたま市を除く)が行う中学校運動部活動の指導に外部指導者を活用する事業 地域の指導者を活用して運動部活動と地域社会との連携促進及び指導者の資質向上を目的とする。				
補助対象者(受領者)	市町村教育委員会				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	36	14,943	-	-	14,943
H21	36	16,669	-	-	16,669
H22	34	10,757	-	-	10,757
H23	35	11,172	-	-	11,172
H24	35	11,617	-	-	11,617

【意見 191】費用対効果の検討について

当該補助事業は中学校の部活動の競技に専門的知識のある地域の外部指導者を活用し、運動部の能力向上、地域の活性化の促進を図るものである。当該補助事業は埼玉県内の 35 市町が活用し、派遣校 213 校、指導者数 687 名、補助対象部活動 641 部に及ぶ。当該補助金の使途は外部指導者の報酬のうち県が 3 分の 1、市町村が 3 分の 2 を負担する。外部指導者の導入による教育的効果は大きく公益性や、補助目的の妥当性について適正である。

しかし、補助事業の効果の検証は、外部指導者の勤務実績による報酬支払額により実施されている。当該方法で支出額の妥当性の検証は可能であるが、実質的な効果を検証するのは困難である。今後は部活動の主な成果や実績をより具体的に示すよう各市町村に働きかけ、補助事業の効果をより具現化する必要がある。

3)学校教育に係る市町村総合助成金(中学校配置相談員助成事業)

H24 年度予算 (円)	288,297,000 円	H24 年度交付実績 (円)	282,758,000 円
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	教育局県立学校部生徒指導課				
性質別分類	職員設置補助				
開始年度	平成 19 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	学校教育に係る市町村総合助成金交付要綱 学校教育に係る市町村総合助成金交付要綱実施細目 中学校配置の相談員助成事業実施要領				
補助事業の目的	<p>所管の全公立中学校に下記の業務を実施する相談員を配置する市町村を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の相談を担当する相談員を中学校の相談室に配置し、学校の相談体制を支援し、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図る。 ・ 定期的に校区内小学校を訪問するなど小学校との連携を図り、不登校の未然防止を推進する。 ・ いじめや不登校など問題行動の未然防止とその解消を図る。 				
補助対象者(受領者)	市町村(市町村長)				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	69	464,955	-	-	464,955
H21	69	347,411	-	-	347,411
H22	63	316,665	-	-	316,665
H23	62	281,567	-	-	281,567
H24	62	282,758	-	-	282,758

当該補助事業はいじめ・不登校対策の充実を目的として各中学校に相談員を配置している市町村を助成するものである。当該補助事業は埼玉県内の市町村(さいたま市を除く)のうち 62 の市町村、363 校が活用している。当該補助事業の使途は相談員の報酬等のうち 60%を県が補助するものである。

(5) 生涯学習文化財課

1) 埼玉県文化団体連合会運営費補助金

H24 年度予算 (円)	1,620,000 円	H24 年度交付実績 (円)	1,620,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部生涯学習文化財課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	昭和 31 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	平成 24 年度社会教育関係団体運営費補助金の交付手続について		
補助事業の目的	各社会教育団体の運営 県内に事務所を有し、かつ社会教育法第 10 条に定める社会教育団体の健全な育成を図り、本県社会教育の振興に資する。		
補助対象者(受領者)	埼玉県文化団体連合会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	1,620	-	-	1,620
H21	1	1,620	-	-	1,620
H22	1	1,620	-	-	1,620
H23	1	1,620	-	-	1,620
H24	1	1,620	-	-	1,620

【意見 192】 補助対象の妥当性について

決算書において補助対象外経費の支出があり問題である。団体として補助対象外経費が必要である場合には、補助金交付申請の段階で、補助事業としての予算の積算根拠を明確にする必要がある。また、実績報告書においても補助事業として個別に収支計算書を作成し、補助額の使途を明確にする必要がある。

2) 県指定文化財保護事業補助金

H24 年度予算 (円)	53,475,000 円	H24 年度交付実績 (円)	52,544,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部生涯学習文化財課				
性質別分類	奨励補助				
開始年度	昭和 27 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	文化財保護法 埼玉県文化財保護条例 文化財保存事業費補助金交付要綱				
補助事業の目的	文化財の所有者・管理者が行う文化財の保存事業。 県の貴重な財産である県指定文化財を適切に保存管理し、次世代に承継するため				
補助対象者(受領者)	所有者・管理者				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	26	50,502	-	-	50,502
H21	33	56,558	-	-	56,558
H22	28	45,652	-	-	45,652
H23	34	52,031	-	-	52,031
H24	27	52,544	-	-	52,544

3) 民俗芸能の振興事業補助金

H24 年度予算 (円)	1,243,000 円	H24 年度交付実績 (円)	1,239,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部生涯学習文化財課				
性質別分類	団体補助				
開始年度	昭和 27 年度	終期年度	—		
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	民俗芸能の振興事業費補助金交付要綱 文化財保護法 埼玉県文化財保護条例				
補助事業の目的	国指定・県指定無形民俗文化財に指定されている民俗芸能の保存団体が実施する後継者養成事業 民俗芸能の衰退を防ぎ地域文化の振興を図るため。				
補助対象者(受領者)	民俗芸能の保存団体				
過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	14	2,100	-	-	2,100
H21	14	2,100	-	-	2,100
H22	11	1,303	-	-	1,303
H23	9	1,099	-	-	1,099
H24	10	1,239	-	-	1,239

【意見 193】 補助金事業実績報告(書)について

当該補助事業は、民俗芸能の衰退を防ぎ地域文化の振興を図るため、民俗芸能保持団体に対し、補助対象経費の2分の1以内でかつ15万円を上限として補助金を交付するものである。

実績報告書の検証において、証憑(領収書)の明細が記載されておらず、経費の使途が不明確なものがあった。県の担当者はこの点について、電話にて口頭で内容を確認したとのことであるが、それでは手続きが適正であるか判断不可能であり、証憑等の検証証跡を文書として保存すべきである。

4)埼玉県芸術文化祭開催費補助金

H24 年度予算 (円)	5,527,000 円	H24 年度交付実績 (円)	5,527,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部生涯学習文化財課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 2 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	社会教育法第 6 条 文化芸術振興基本法 埼玉県文化芸術振興基本条例 埼玉県芸術文化祭開催費補助金交付要綱		
補助事業の目的	埼玉県芸術文化祭実行委員会の運営、地域文化事業の開催、埼玉県美術展覧会の開催 県民の芸術文化活動への参加の意欲を喚起するイベントを行い、埼玉県の芸術振興を図るため。		
補助対象者(受領者)	埼玉県芸術文化祭実行委員会会長 上田 清司		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	7,515	-	-	7,515
H21	1	6,979	-	-	6,979
H22	1	5,527	-	-	5,527
H23	1	5,527	-	-	5,527
H24	1	5,527	-	-	5,527

【意見 194】金額・負担割合の妥当性について及び予算残が存在する場合の対応について

当該補助事業は地域文化事業及び埼玉県美術展覧会の開催を目的としたものである。当該補助事業はここ数年定額化しており、「埼玉県美術展覧会の開催」に係る決算書において補助金に近い金額若しくはそれを上回る金額の繰越金がある。よって、次年度の補助金交付申請において補助事業の計画及び遂行能力の見極めを厳正に実施し、無用な

剰余金の確保が容認されることのないよう、毎年度補助金額の妥当性について慎重に検討する必要がある。また剰余金の必要性について明確にする必要がある。

(埼玉県美術展覧会決算)

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	2,675	2,675	2,675
次年度繰越金	2,997	2,495	*2,000

*見込数値である。

5)元気な地域を創造する子ども大学推進事業費補助金

H24 年度予算 (円)	4,000,000 円	H24 年度交付実績 (円)	3,137,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部生涯学習文化財課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	平成 28 年度
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	元気な地域を創造する子ども大学推進事業費補助金交付要綱		
補助事業の目的	子ども大学にかかる事業（「開校事業」「学び成果活用事業」「発表・交流事業」「実行委員会の運営」） 子供の学ぶ力や生きる力の向上と、大学や市町村、NPO 等の連携による地域の教育力の向上を図る。		
補助対象者(受領者)	各子ども大学実行委員会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-

	H23	14	2,768	-	2,768	-
	H24	19	3,137	-	-	3,137

(6) スポーツ振興課

1) 公益財団法人埼玉県体育協会補助金

H24 年度予算 (円)	98,240,000 円	H24 年度交付実績 (円)	98,240,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 公益財団法人埼玉県体育協会補助金補助要綱		
補助事業の目的	公益財団法人埼玉県体育協会の運営、埼玉県体育賞等の表彰事業及び学校体育団体等への補助に関する事業。 公益財団法人埼玉県体育協会は県内の各種目別競技団体、市町村体育協会及び学校体育団体が加盟する県内唯一のスポーツ統括団体であり、当該団体の育成を図ることにより、県民スポーツの普及・振興に寄与する。		
補助対象者(受領者)	公益財団法人埼玉県体育協会 ※学校体育団体補助分については、埼玉県学校体育協会、埼玉県高等学校体育連盟、埼玉県中学校体育連盟、埼玉県小学校体育連盟、埼玉県女子体育連盟、埼玉県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	1	98,240	-	-	98,240
H21	1	98,240	-	-	98,240
H22	1	98,240	-	-	98,240

H23	1	98,240	-	-	98,240
H24	1	98,240	-	-	98,240

【意見 195】補助事業と委託事業の収支を明確にできるよう書類の整理をおこなうべき
 当該補助事業は県全域の均衡のとれた生涯スポーツの普及、地域スポーツの振興を図るため、県民のスポーツ活動全般について総合的・専門的な支援を行うことを目的としている。補助対象事業は公益財団法人埼玉県体育協会の運営費を補助している（次頁の公益財団法人埼玉県体育協会 運営費補助金収支計算書(公1)参照）。その他、当該事業(公1)において県から委託金を収受している。当該委託事業は1者随意契約により総合型地域スポーツクラブの育成推進、総合型地域スポーツクラブ支援業務を請け負っている。一方、運営費補助金は各公益目的事業に費目ごとの配賦割合に応じて配賦されている。しかし、委託事業及び補助事業についての個別の収支計算書を作成していないため、各事業の収支が不明確であると思われる。今後は、書式や記載項目を整理することにより委託事業と補助事業の収支が明確に捕捉できるようにしていただきたい。

なお、後述する「5)公益財団法人埼玉県体育協会事業費補助金(競技力向上・スポーツ少年団事業)」の項においても、同様の主旨の意見を述べている。

公益財団法人埼玉県体育協会 運営費補助金(運営事業・学校体育団補助事業)収支計算書 (公1)
平成24年4月1日～平成25年3月31日 (単位 円)

科 目	予算現額	決算額	差異
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	300,000	396,614	△ 96,614
基本財産利息	300,000	396,614	△ 96,614
特定資産運用益	306,000	17,957	288,043
施設改善等積立預金利息	50,000	4,054	45,946
退職給付積立預金利息	250,000	13,290	236,710
協賛金積立預金利息	6,000	613	5,387
受取補助金等	123,454,000	125,959,835	△ 2,505,835
果費補助金	98,240,000	99,197,665	△ 957,665
果費委託金	21,619,000	21,619,000	0
日体協補助金等	3,595,000	4,275,170	△ 680,170
スポーツ振興くじ助成金	0	868,000	△ 868,000
受取負担金	20,755,000	21,090,280	△ 335,280
市町村体協負担金	7,174,000	7,488,000	△ 314,000
スポーツ団体負担金	11,500,000	11,500,000	0
学校体育団体負担金	500,000	550,000	△ 50,000
賠償責任保険負担金	1,581,000	1,552,280	28,720
受取参加料	2,327,500	3,535,050	△ 1,207,550
受取参加料	2,327,500	3,535,050	△ 1,207,550
受取寄付金	3,420,000	2,065,000	1,355,000
賛助会費	3,420,000	1,865,000	1,555,000
一般寄付金	0	200,000	△ 200,000
雑収益	500,000	336,475	163,525
雑収益	500,000	336,475	163,525
繰入金収入	4,648,000	4,634,034	13,966
経常収益計	155,710,500	158,035,245	△ 2,338,711
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	4,800,000	5,136,000	△ 336,000
給与手当	50,501,000	50,655,477	△ 154,477
福利厚生費	8,274,000	8,379,863	△ 105,863
役員会議費	177,000	503,864	△ 326,864
専門委員会費	1,184,000	991,489	192,511
一般会費	463,000	569,017	△ 106,017
旅費交通費	7,764,000	7,248,475	515,525
通信運搬費	2,606,000	3,074,600	△ 468,600
消耗品費	9,930,000	16,205,687	△ 6,275,687
修繕費	776,000	4,788,972	△ 4,012,972
光熱水料費	1,340,000	0	1,340,000
印刷製本費	2,760,000	3,242,172	△ 482,172
交際費	200,000	309,957	△ 109,957
新聞図書費	195,000	124,071	70,929
賃借料	1,854,000	1,755,000	99,000
保険料	2,230,000	2,302,740	△ 72,740
雑謝金	4,972,000	4,898,070	73,930
公租公課費	80,000	92,450	△ 12,450
支払負担金	2,321,000	2,972,830	△ 651,830
支払助成金	48,106,000	44,956,000	3,150,000
支払手数料	639,000	1,021,191	△ 382,191
委託費	1,988,000	1,860,600	127,400
雑費	2,630,000	1,306,880	1,323,120
(資金収支) 当期支出合計	157,790,000	162,395,405	△ 4,605,405
(資金収支) 当期収支差額	△ 2,079,500	△ 4,360,160	2,266,694
前期繰越収支差額	56,444,443	56,444,443	0
次期繰越収支差額	54,364,943	52,084,283	2,266,694
補助事業に要した経費(A)		162,395,405	
	日体協負担金	400,000	
対象外経費 (B)	交際費	309,957	関係団体等慶弔葬費
	雑費	1,306,880	公益記念式典
	対象外計	2,016,837	
内補助対象経費 (A)-(B)		160,378,568	

2)各種競技会等開催費・派遣費等補助金（開催費）

H24 年度予算 (円)	14,000,000 円	H24 年度交付実績 (円)	14,000,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 各種競技会等開催費・派遣費等補助金等補助要綱		
補助事業の目的	県内の各種競技団体及び体育関係団体が行う競技会等のうち、知事が定める大会（※）の開催に要する経費の一部を補助する。 ※主に学校種別ごとの関東・全国大会。他に日本陸上競技選手権大会（H23）東日本実業団駅伝大会（毎年）等。 注目度の高いトップレベルの競技会や大規模大会を開催することにより、県民のスポーツへの興味・関心を高め、本県体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に寄与する。		
補助対象者（受領者）	県内の各種競技団体及び体育関係団体		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源（千円）		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	12	6,350	-	-	6,350
H21	16	6,400	-	-	6,400
H22	19	6,500	-	-	6,500
H23	13	5,900	-	-	5,900
H24	16	14,000	2,254	-	11,746

平成 24 年度は第 42 回全国中学校剣道大会が越谷市で開催され、第 42 回全国中学校バスケットボール大会がさいたま市、春日部市、蓮田市で開催されたため、過去の補助

実績に比較して増加している。それぞれ県費補助 4,000 千円、計 8,000 千円の補助金額の増加である。

(参考)

平成 24 年度・平成 23 年度補助実績内訳 (単位：千円)

	平成 24 年度		平成 23 年度	
全国大会	東日本実業団女子駅伝競走大会	2,000	東日本実業団女子駅伝競走大会	2,000
	東日本実業団男子駅伝競走大会		東日本実業団男子駅伝競走大会	
	全国高校選抜ラグビーフットボール大会	100	全国高校選抜ラグビーフットボール大会	100
	全国中学校バスケットボール大会	※4,000	(↑震災の影響により中止)	—
	全国中学校剣道大会	※4,000		—
関東大会	関東中学校ラグビーフットボール大会	100	関東中学校ラグビーフットボール大会	100
	関東中学校水泳競技大会	100	関東中学校ソフトテニス大会	100
	関東中学校軟式野球大会	100	関東中学校バスケットボール大会	100
	関東高校体操競技大会	100	関東高校ソフトテニス大会	100
	関東高校バスケットボール大会	100	関東高校ソフトボール大会	100
	関東高校ボクシング大会	100	関東高校スケート大会	100
	関東高校ウエイトリフティング大会	100	関東高校卓球大会	100
	関東聾学校野球大会	100	関東高校カヌー大会	100
秩父宮杯自転車道路競走大会	1,500	秩父宮杯自転車道路競走大会	1,500	
学体協大会	学校総合体育大会 (中学校・高校)	1,500	学校総合体育大会 (中学校・高校)	1,500
	定通総合体育大会	100	定通総合体育大会	100
	計	14,000		5,900

3)各種競技会等開催費・派遣費等補助金(派遣費・国体)

H24 年度予算 (円)	66,350,000 円	H24 年度交付実績 (円)	63,890,315 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 各種競技会等開催費・派遣費等補助金等補助要綱 国民体育大会等派遣費補助金取扱要綱		
補助事業の目的	国民体育大会及び国民体育大会関東ブロック大会への選手の派遣 国民体育大会への本県選手の出場を支援し、「スポーツ王国埼玉」の発展に 寄与する。		
補助対象者(受領者)	県内の各種競技団体及び体育関係団体		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	102	89,951	-	-	89,951
H21	107	64,810	-	-	64,810
H22	106	52,366	-	-	52,366
H23	97	71,634	-	-	71,634
H24	106	63,890	-	-	63,890

【意見 196】金額・負担割合の妥当性について

当該補助事業は国体への県代表選手の派遣費用を負担する補助である。国体の出場は日頃の選手の鍛錬の成果を発揮する場であり、優れた選手の育成にも影響することから教育的効果が認められる。現状は国体への派遣費用、具体的には旅費・宿泊費の全額及びユニフォーム代の一部を負担しており、派遣に伴う費用の補助割合は交付要綱の範囲内であり問題はないが、県の財政状況や派遣選手の負担状況を鑑みて、補助対象経費の内容や負担割合の検討をしていくことが望ましい。

【指摘 4】実績報告書の提出期限等遵守の指導について

各種競技団体の実績報告書の提出期限や補助金の返還期限が遵守されていない事例が散見される。実績報告書の提出期限を経過した補助事業者に口頭で指示を行っているようであるが記録が残っていない。当該補助事業の県担当課で補助金交付の手続きや補助金返還の債権管理など実施しているが、補助事業者に対し、実績報告書の提出期限や補助金の返還期限を徹底させるための措置を講ずる必要がある。。

なお、平成 25 年度より実績報告書の提出期限を経過した場合には、その理由書を提出するように指導しているということであるが、事前の対応をお願いしたい。

4)各種競技会等開催費・派遣費等補助金(派遣費・全国、関東大会)

H24 年度予算 (円)	12,302,000 円	H24 年度交付実績 (円)	12,194,440 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	昭和 24 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 各種競技会等開催費・派遣費等補助金等補助要綱		
補助事業の目的	学校種別ごとの体育連盟が主催する全国・関東規模のスポーツ大会への県内の中学・高校・特別支援学校の生徒の派遣 本県体育、スポーツ及びレクリエーションの振興及び青少年の健全育成		
補助対象者(受領者)	埼玉県高等学校体育連盟 埼玉県中学校体育連盟 埼玉県特別支援学校体育連盟 上記 3 団体から出場選手の所属校に配分		

過去の補助金の交付実績と財源					
	交付実績		補助金の財源 (千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	107	10,687	-	-	10,687

H21	125	24,398	-	-	24,398
H22	121	23,328	-	-	23,328
H23	128	18,124	-	-	18,124
H24	121	12,194	-	-	12,194

【意見 197】 負担割合の根拠について明確にすべき

当該補助事業は全国、関東大会への県代表選手の派遣費用、具体的には旅費の一部（40%）を補助するものである。全国、関東大会への派遣は日頃の選手の鍛錬の成果を発揮する場であり、教育的効果は認められる。派遣費用の40%を負担することも現行の交付要綱の規定範囲内であり問題はないが、40%の負担割合に明確な算定根拠がない。今後は、県の財政状況や派遣選手の負担状況を鑑みて、交付要綱の詳細な規定を設けることや、負担割合の算定根拠を明確にする必要がある。

5)公益財団法人埼玉県体育協会事業費補助金(競技力向上・スポーツ少年団事業)

H24 年度予算 (円)	122,469,000 円	H24 年度交付実績 (円)	122,469,000 円
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 9 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 公益財団法人埼玉県体育協会事業費補助金補助要綱		
補助事業の目的	公益財団法人埼玉県体育協会が実施する以下の事業 ① 競技力向上事業（選手の強化訓練、指導者研修等） ② スポーツ少年団事業のうち指導者研修、大会開催、大会選手派遣事業 競技団体の競技力向上事業を支援することにより、多くの選手が全国大会や国際大会で活躍する「スポーツ王国埼玉」の発展を目指す。 また、スポーツ少年団の活動を支援することにより、スポーツの裾野の拡大とスポーツの機会の充実、青少年の健全育成を図る。		
補助対象者(受領者)	公益財団法人埼玉県体育協会、各種目別競技団体		
過去の補助金の交付実績と財源			

年度	交付実績		補助金の財源（千円）		
	交付件数	交付実績額 （千円）	国	その他	一般財源
H20	1	141,663	-	-	141,663
H21	1	130,565	-	-	130,565
H22	1	130,391	-	-	130,391
H23	1	127,783	-	-	127,783
H24	1	122,469	-	-	122,469

【意見 198】 補助事業と委託事業の収支を明確にできるよう書類の整理をおこなうべき

当該補助金は国体出場に向けた選手強化や、次世代を担う彩の国アスリート並びに世界に羽ばたく彩の国アスリートを育成することを目的とする競技力向上事業(公 2)と、スポーツを通して、次世代を担う青少年の健全育成を図るとともに指導者の育成と資質を向上を図ることを目的とするスポーツ少年団事業(公 3)である。

競技力向上事業(公 2)においては補助金のほか委託金を収受している。当該委託事業は 1 者随意契約により県内の小学生 4～6 年生を対象に、体力・運動能力が特に優れた子供たちを発掘し、育成するジュニアアスリート発掘育成事業である。事業内容は発掘プログラムと育成プログラムにより、体験教室や宿泊研修などを開催している。一方、事業費は各公益目的事業ごとの事業計画予算額を定めて実施している。

これらの委託事業及び補助事業についての収支が不明確であるので、書式や記載項目を整理することにより委託事業と補助事業の収支が明確に捕捉できるようにしていただきたい。

公益財団法人埼玉県体育協会 事業費(競技力向上事業)補助金支計算書 (公2)

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位 円)

科 目	予算現額	決算額	差 異
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金等	123,348,000	123,504,000	△ 156,000
県費補助金	108,469,000	108,469,000	0
県費委託金	14,879,000	14,879,000	0
日体協補助金等	0	156,000	△ 156,000
受取参加料	0	388,000	△ 388,000
受取参加料	0	388,000	△ 388,000
雑収益	5,000	79,219	△ 74,219
雑収益	5,000	79,219	△ 74,219
繰入金収入	1,710,000	0	1,710,000
経常収益計	125,063,000	123,971,219	1,091,781
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			0
専門委員会議費	0	137,559	△ 137,559
一般会議費	0	13,846	△ 13,846
旅費交通費	4,430,000	3,728,710	701,290
通信運搬費	317,000	546,590	△ 229,590
消耗品費	4,080,000	3,189,681	890,319
賃借料	479,000	168,510	310,490
保険料	155,000	116,052	38,948
諸謝金	4,160,000	2,968,427	1,191,573
支払負担金	5,454,000	4,791,500	662,500
支払助成金	99,502,000	101,033,800	△ 1,531,800
支払手数料	1,838,000	631,815	1,206,185
繰入金支出	4,648,000	4,634,034	13,966
当期支出合計	125,063,000	121,960,524	3,102,476
当期収支差額	0	2,010,695	△ 2,010,695
前期繰越収支差額	1,890,831	1,890,831	0
次期繰越収支差額	1,890,831	3,901,526	△ 2,010,695

公益財団法人埼玉県体育協会 事業費(スポーツ少年団事業)補助金支計算書 (公3)

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位 円)

科 目	予算現額	決算額	差 異
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金等	21,954,000	22,703,270	△ 749,270
県費補助金	14,000,000	14,250,000	△ 250,000
日体協補助金等	7,954,000	8,453,270	△ 499,270
受取登録料	48,500,000	47,310,000	1,190,000
受取登録料	48,500,000	47,310,000	1,190,000
受取参加料	6,940,000	5,861,500	1,078,500
受取参加料	6,940,000	5,861,500	1,078,500
受取寄付金	0	960,000	△ 960,000
一般寄付金	0	960,000	△ 960,000
雑収益	31,000	462,769	△ 431,769
雑収益	31,000	462,769	△ 431,769
繰入金収入	115,000	0	115,000
経常収益計	77,540,000	77,297,539	242,461
(2) 経常費用			
専門委員会会議費	1,085,000	1,169,441	△ 84,441
旅費交通費	9,424,000	9,378,851	45,149
通信運搬費	110,000	0	110,000
消耗品費	4,559,000	2,547,317	2,011,683
印刷製本費	2,760,000	3,182,705	△ 422,705
交際費	50,000	517,000	△ 467,000
新聞図書費	0	255,000	△ 255,000
賃借料	910,000	921,858	△ 11,858
保険料	41,000	33,795	7,205
諸謝金	755,000	1,375,000	△ 620,000
支払負担金	32,228,000	31,294,550	933,450
支払助成金	29,025,000	29,760,000	△ 735,000
支払手数料	93,000	94,455	△ 1,455
雑費	0	1,660,323	△ 1,660,323
経常費用計	81,040,000	82,190,295	△ 1,150,295
当期経常増減額	△ 3,500,000	△ 4,892,756	1,392,756
当期支出合計	81,040,000	82,190,295	△ 1,150,295
当期収支差額	△ 3,500,000	△ 4,892,756	1,392,756
前期繰越収支差額	3,047,598	11,170,495	△ 8,122,897
次期繰越収支差額	△ 452,402	6,277,739	△ 6,730,141

うち県費補助金対象事業	予算現額	決算額	差 異
スポーツ少年団種目別大会費	18,670,000	18,670,000	0
認定員研修会開催補助	750,000	285,000	465,000
ジュニアリーダー養成講習会開催補助	500,000	1,150,000	△ 650,000
母集団研修会開催補助	1,050,000	1,150,000	△ 100,000
指導者現地研修会講師派遣	50,000	0	50,000
広報費	510,000	605,900	△ 95,900
表彰費(50周年事業含む)	834,500	3,483,575	△ 2,649,075
うち県費補助金対象事業計	22,364,500	25,344,475	△ 2,979,975

6)生涯スポーツ振興等事業補助金

H24 年度予算 (円)	39,000,000 円	H24 年度交付実績 (円)	39,000,000 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 23 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 生涯スポーツ振興等事業費補助金補助要綱		
補助事業の目的	公益財団法人埼玉県体育協会が実施する生涯スポーツ振興等事業のうち、スポーツ施設の運営に関する事業 スポーツ施設を効果的に運営することにより、県民が生涯にわたってスポーツに親しむ「場」の拡充を図る。		
補助対象者(受領者)	公益財団法人埼玉県体育協会		

過去の補助金の交付実績と財源					
年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	-	-	-	-	-
H23	1	39,000	-	-	39,000
H24	1	39,000	-	-	39,000

【意見 199】 補助事業の見直しの検討について

当該補助事業は上尾市にあるスポーツ施設の運営であり、平成 23 年度より開始されたものである。平成 24 年度収支計算書(公益財団法人埼玉県体育協会 生涯スポーツ振興等事業費収支計算書(公 4)を参照)において収支差額の剰余(繰越剰余で約 7 百万円)が生じている。ある一定期間の状況を鑑みて継続的な収支剰余が生じることであれば、補助金額の減額又は廃止等の見直しを行い、当該事業の自助努力の促進をされたい。

公益財団法人埼玉県体育協会 生涯スポーツ振興等事業費補助金収支計算書（公4 スポーツ総合センター）

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位 円)

科 目	予算現額	決算額	差 異
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	27,500,000	32,195,916	△ 4,695,916
施設利用料金	27,500,000	32,195,916	△ 4,695,916
受取補助金等	39,000,000	39,000,000	0
県費補助金	39,000,000	39,000,000	0
雑収益	30,000	240,899	△ 210,899
雑収益	30,000	240,899	△ 210,899
経常収益計	66,530,000	71,436,815	△ 4,906,815
(2) 経常費用			
通信運搬費	233,000	230,082	2,918
消耗品費	1,620,000	444,920	1,175,080
修繕費	856,000	884,992	△ 28,992
光熱水料費	11,440,000	12,344,366	△ 904,366
印刷製本費	250,000	0	250,000
保険料	265,000	526,360	△ 261,360
公租公課費	650,000	0	650,000
支払手数料	120,000	49,800	70,200
委託費	51,096,000	50,260,896	835,104
経常費用計	66,530,000	64,741,416	1,788,584
当期経常増減額	0	6,695,399	△ 6,695,399
当期支出合計	66,530,000	64,741,416	1,788,584
当期収支差額	0	6,695,399	△ 6,695,399
前期繰越収支差額	0	780,300	△ 780,300
次期繰越収支差額	0	7,475,699	△ 7,475,699

7)埼玉サイクリングフェスティバル事業補助金

H24 年度予算 (円)	17,636,000 円	H24 年度交付実績 (円)	16,933,388 円
-----------------	--------------	-------------------	--------------

担当部局・課名	教育局市町村支援部スポーツ振興課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 22 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	スポーツ基本法 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例 各種競技会等開催費・派遣費等補助金補助要綱		
補助事業の目的	「埼玉サイクリングフェスティバル」の開催 本県の自転車利用ムーブメントの拡大、自転車の安全利用啓発、埼玉県の魅力発信		
補助対象者(受領者)	埼玉サイクリングフェスティバル実行委員会		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	-	-	-	-	-
H22	1	34,102	-	-	34,102
H23	1	41,974	-	-	41,974
H24	1	16,933	-	-	16,933

当該補助事業は「埼玉サイクリングフェスティバル 2012」の開催であり、参加定員 1000 人に対し、924 人の参加がある。また、補助対象経費の用途はほとんどが委託費である。委託費は、平成 24 年度は 17,400 千円であり、適正に競争入札により JTB に選定されている。

平成 24 年度の埼玉サイクリングフェスティバル収支決算書

(単位：円)

収入の部		
項目	金額	摘要
補助金	16,933,388	埼玉県
参加料金	3,949,750	参加者：924 人(うち出走者 888 人)
協賛金	1,080,000	特別協賛：ブリヂストンサイクル 協賛：4 社
合計	21,963,138	
支出の部		
項目	金額	摘要
総務費	611,588	事務費、旅費、出演料、抽選会賞品代等
運営費	21,351,550	業務委託費:17,400,900、参加料還元:3,950,650
合計	21,963,138	
収支差額：0		

業務委託費の推移 (参考)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
委 託 費	30,308,625 円	39,685,645 円	17,400,000 円

13. 警察本部

(1) 警務部厚生課

1) 共済組合運営補助金

H24 年度予算 (円)	121,725,000 円	H24 年度交付実績 (円)	121,725,000 円
-----------------	---------------	-------------------	---------------

担当部局・課名	警務部厚生課		
性質別分類	奨励補助		
開始年度	平成 21 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	地方公務員法第 42 条及び第 43 条 地方公務員等共済組合法第 112 条 警察共済組合埼玉県支部運営費補助金交付要綱		
補助事業の目的	共済組合で実施する人間ドック事業 職員及びその家族の心身の健康保持及び士気の高揚を図るため		
補助対象者(受領者)	警察共済組合埼玉県支部		

過去の補助金の交付実績と財源

年度	交付実績		補助金の財源(千円)		
	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源
H20	-	-	-	-	-
H21	1	176,620	-	-	176,620
H22	1	143,206	-	-	143,206
H23	1	143,206	-	-	143,206
H24	1	121,725	-	-	121,725

< 共済組合運営補助金の公益性について >

当該補助事業は埼玉県警職員及びその配偶者の人間ドックに対する費用を一部負担するための補助である。補助額については職員本人 22,000 円、配偶者 5,000 円であり、当該負担分は補助金交付要綱の規定範囲内である。

人間ドックは労働安全衛生法に定められた事業主が行うべき健康診断を補完するものとして実施するものであり、その費用については事業主負担が相当である。また、配偶者への補助についても地方公務員等共済組合法で定められた地方公共団体が負担すべき共済事業に対する必要な配慮である。

共済組合制度は、地方公務員等共済組合法で一定の組合費用を県が負担する義務があるものの、相互救済を目的とするものであるため、受益者負担が本来の姿を原則とするものであり、補助事業の対象にはなじまないものである。しかし、警察本部の各共済組合も、知事部局及び教育局の共済組合同様、事業実施の根拠及び目的は斉一であることから、職員の業務の公益性を重視し、本補助金についても交付に合理性があると考えられる。

補助金の最終的な交付先となる職員は、職務にいつそう専念し、県民の利益に繋がるよう期待したい。

(2) 交通部交通企画課

1) 財団法人埼玉県交通安全協会に対する補助金

H24 年度予算 (円)	2,810,000 円	H24 年度交付実績 (円)	2,810,000 円
-----------------	-------------	-------------------	-------------

担当部局・課名	交通部交通企画課		
性質別分類	団体補助		
開始年度	平成 13 年度	終期年度	—
根拠法令・条例等 (規則・要綱含む)	道路交通法第 108 条の 26 第 1 項 一般財団法人埼玉県交通安全協会補助金交付要綱		
補助事業の目的	交通安全を目的とする埼玉県交通安全協会に対し、その活動を支援するため		
補助対象者(受領者)	埼玉県交通安全協会		

過去の補助金の交付実績と財源

		交付実績		補助金の財源(千円)		
年度	交付件数	交付実績額 (千円)	国	その他	一般財源	

H20	1	2,810	-	-	2,810
H21	1	2,810	-	-	2,810
H22	1	2,810	-	-	2,810
H23	1	2,810	-	-	2,810
H24	1	2,810	-	-	2,810

【意見 200】 金額及び負担割合の妥当性について

当該補助事業は交通安全を目的とする埼玉県交通安全協会に対し、その活動を支援することを目的としている。補助経費の用途は下記の(参考)にあるように、具体的にはテレビやラジオのコマーシャルや機関誌の発行、交通安全ポスターや作文の公募に係る表彰による交通安全の広報、普及及び啓発活動であり、その一部を補助している。

当該補助額は平成 24 年度までの過去 5 年間は 2,810 千円であり、補助事業が長期定額化していると思われる。また、2,810 千円の補助額についても算定根拠が不明確である。交通安全の広報、普及活動は埼玉県警との連携、協力の下に実施するため補助事業として実施する必要はあるが、交通安全協会の正味財産合計額は平成 24 年度の 2,113 百万円、平成 23 年度 2,067 百万円で自主財源は潤沢であることから、補助事業の交付額の算定根拠の明確化、交付要綱の見直しの必要がある。

(参考) 補助事業の経費 (単位：千円)

(※下記の経費のうち、2,810 千円を補助金として交付している)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
FM 放送	1,050	1,050	1,050	2,100	2,100
テレビ放送	525	525	525	525	525
機関誌発行	4,821	4,821	4,821	3,616	3,616
ポスター作文表彰	1,806	1,686	1,809	1,752	1,680
合計	8,203	8,083	8,205	7,993	7,921

以上

報告書中の表の合計は、端数処理の関係でおおのこの数字合計と一致しない場合がある。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県内水面漁場管理委員会 会長 田 勝 美

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで